

平成31年第1回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号（3月5日）（火曜日）	
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第 1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2 会期の決定	5
1. 日程第 3 諸般の報告	5
1. 日程第 4 行政報告	6
1. 日程第 5 平成31年度施政方針説明	6
1. 日程第 6 一般質問	18
富 田 良 一 議 員	18
防災について	
（高岡町長、東総務課長、幸野副町長、亀澤建設課長）	
広 田 勉 議 員	26
施政方針について	
台風被害について	
保護司会・他ボランティア活動に対する認識	
学校再編について	
（高城農林水産課長、高岡町長、東総務課長、亀澤建設課長、	
政田住民生活課長、尚学校教育課長、福教育長）	
宮之原 順 子 議 員	51
期日前投票所の増設について	
保育園や幼稚園の遊具について	
堤防の壁面について	
（清山選挙管理委員会事務局長、豊島介護福祉課長、	
尚学校教育課長、亀澤建設課長、向井企画課長、高岡町長）	
1. 散 会	59
第2号（3月6日）（水曜日）	
1. 開 議	63
1. 日程第 1 一般質問	63

勇元勝雄議員	63
子育て支援について	
庁舎建て替えについて	
防犯灯について	
植物工場について	
施政方針について	
(豊島介護福祉課長、高岡町長、東総務課長、幸野副町長、 高城農林水産課長、政田住民生活課長、向井企画課長、 福教育長、亀澤建設課長)	
木原良治議員	89
ふるさと納税について	
スポーツ振興について	
公共下水道事業について	
(向井企画課長、高岡町長、東総務課長、茂岡社会教育課長、 亀澤建設課長、芝健康増進課長)	
竹山成浩議員	101
東天城中学校校舎建て替えの今後について	
世界自然遺産登録決定を控えて	
東天城クリニックの利活用について	
(尚学校教育課長、福教育長、高岡町長、向井企画課長、 政田住民生活課長、瀬川花徳支所長)	
幸千恵子議員	111
交通事故防止について	
住宅費助成について	
子ども医療費無料化について	
新庁舎建設と災害対策について	
西田ホテルから旧県道へ通じる道路について	
(亀澤建設課長、東総務課長、豊島介護福祉課長、高岡町長、 芝健康増進課長、幸野副町長、向井企画課長、福教育長)	
1. 散会	144
第3号(3月7日)(木曜日)	
1. 開議	147

1. 日程第 1	一般質問	147
	植木厚吉議員	147
	畑かん整備事業の現況について		
	光通信の未整備地区について		
	(福耕地課長、高城農林水産課長、東総務課長、高岡町長、 福教育長)		
	福岡兵八郎議員	157
	奄美群島成長戦略ビジョン徳之島について		
	奄振事業の成果(振興交付金含む)		
	農業振興について		
	北部振興について		
	(向井企画課長、東総務課長、高岡町長、高城農林水産課長、 福耕地課長、幸野副町長、尚学校教育課長)		
	是枝孝太郎議員	188
	世界自然遺産及び観光振興について		
	健康増進について		
	地域振興と新たな教育スタイルについて		
	(高岡町長、向井企画課長、秋丸地域営業課長、 芝健康増進課長、尚学校教育課長、福教育長)		
	松田太志議員	205
	地域おこしについて		
	畜産振興について		
	福祉について		
	(向井企画課長、高岡町長、高城農林水産課長、 豊島介護福祉課長、福教育長、尚学校教育課長)		
1. 散会		215
第4号(3月8日)(金曜日)			
1. 開議		220
1. 日程第 1	議案第 1号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定に ついて	220
1. 日程第 2	議案第 2号 徳之島町農業研修施設の設置及び管理に関する条 例の制定について	221

1. 日程第 3	議案第 3 号	徳之島町課設置条例の一部を改正する条例について	225
1. 日程第 4	議案第 4 号	徳之島町情報公開条例の一部を改正する条例について	227
1. 日程第 5	議案第 5 号	徳之島町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	228
1. 日程第 6	議案第 6 号	徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について	231
1. 日程第 7	議案第 7 号	徳之島町税条例等の一部を改正する条例について	232
1. 日程第 8	議案第 8 号	徳之島町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	233
1. 日程第 9	議案第 9 号	徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	234
1. 日程第 10	議案第 10 号	徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例について	235
1. 日程第 11	議案第 11 号	平成 30 年度一般会計補正予算（第 6 号）について	240
1. 日程第 12	議案第 12 号	平成 30 年度簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	267
1. 日程第 13	議案第 13 号	平成 30 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について	268
1. 日程第 14	議案第 14 号	平成 30 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について	269
1. 日程第 15	議案第 15 号	平成 30 年度公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	271
1. 日程第 16	議案第 16 号	平成 30 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について	272
1. 日程第 17	議案第 17 号	平成 30 年度水道事業会計補正予算（第 4 号）について	273
1. 日程第 18	議案第 18 号	平成 31 年度一般会計歳入歳出予算について	274
1. 日程第 19	議案第 19 号	平成 31 年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算	

		について	274
1. 日程第 2 0	議案第 2 0 号	平成 3 1 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出 予算について	274
1. 日程第 2 1	議案第 2 1 号	平成 3 1 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出 予算について	274
1. 日程第 2 2	議案第 2 2 号	平成 3 1 年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算 について	274
1. 日程第 2 3	議案第 2 3 号	平成 3 1 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予 算について	274
1. 日程第 2 4	議案第 2 4 号	平成 3 1 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予 算について	274
1. 日程第 2 5	議案第 2 5 号	平成 3 1 年度水道事業会計歳入歳出予算について	274
1. 日程第 2 6	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	277
1. 日程第 2 7	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	278
1. 日程第 2 8	議員派遣の件		278
1. 散 会			279
第 5 号 (3 月 14 日) (木曜日)			
1. 開 議			283
1. 日程第 1	議案第 1 8 号	平成 3 1 年度一般会計歳入歳出予算について	283
1. 日程第 2	議案第 1 9 号	平成 3 1 年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算 について	283
1. 日程第 3	議案第 2 0 号	平成 3 1 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出 予算について	283
1. 日程第 4	議案第 2 1 号	平成 3 1 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出 予算について	283
1. 日程第 5	議案第 2 2 号	平成 3 1 年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算 について	283
1. 日程第 6	議案第 2 3 号	平成 3 1 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予 算について	283

1. 日程第 7	議案第 24 号 平成 31 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について	283
1. 日程第 8	議案第 25 号 平成 31 年度水道事業会計歳入歳出予算について	283
1. 日程第 9	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について	291
1. 閉 会		292

平成31年第 1 回徳之島町議会定例会

会 期 日 程

平成31年第1回徳之島町議会定例会会期日程（案）

平成31年3月5日開会～平成31年3月14日閉会 会期10日間

月	日	曜日	会議別	日程
3	5	火	本会議	○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○平成31年度施政方針の説明 ○一般質問（富田・広田・宮之原） 3名
	6	水	本会議	○一般質問（勇元・木原・竹山・幸） 4名
	7	木	本会議	○一般質問（植木・福岡・是枝・松田） 4名
	8	金	本会議 委員会	○条例・補正予算等審議・採決 ○平成31年度当初予算上程（特別委員会設置、付託） ○予算審査特別委員会
	9	土	休 会	
	10	日	休 会	
	11	月	委員会	○予算審査特別委員会
	12	火	委員会	○予算審査特別委員会
	13	水	休 会	
	14	木	本会議	○委員長報告 ○閉会

平成31年第 1 回徳之島町議会定例会

第 1 日

平成31年 3 月 5 日

平成31年第1回徳之島町議会定例会会議録

平成31年3月5日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 平成31年度施政方針説明

○日程第 6 一般質問

富田 良一 議員

広田 勉 議員

宮之原順子 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主 幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	東弘明君
企画課長	向井久貴君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	瀬川均君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	安田敦君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	福永善治君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 会 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

ただいまから平成31年第1回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池山富良君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番行沢弘栄議員、15番住田克幸議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（池山富良君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月14日までの10日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（池山富良君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、このほど、県町村議会議長会から、長年自治労働者として、本町議会から、大沢章宏議員、住田克幸議員が受賞されました。

おめでとうございます。

また、監査委員から、平成30年12月分、平成31年1月分の例月現金出納検査の結果報告がありました。

なお、関係資料等は、事務局に常備してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（池山富良君）

日程第4、行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

行政報告を行いたいと思います。

詳細につきましては、お手元に配付してありますので、主なものを申し上げます。

12月16日、第2回地区親睦ミニバレーボール大会出席、世界自然遺産シンポジウムに出席、Webデザイン実践講座終了式に出席。

12月22日、プログラミング講座成果発表会に出席。

1月5日～1月6日、石井国土交通大臣奄美群島12市町村長会食会に出席。

1月10日～1月11日、地方創生に関する増田寛也氏との意見交換会に出席。

1月12日～1月16日、神戸亀津会合同年のお祝いに出席、公明党奄美ティダ委員会奄振事業での意見交換会に出席。

1月18日、離島緊急医療現状報告意見交換会に出席。

1月21日～1月24日、鹿児島県町村会県外先進地視察に出席。

1月30日～2月2日、平成30年度第3回鹿児島県後期高齢者医療広域連合運営委員会に出席、徳之島ワーケーション事業報告会に出席。

2月の17日～2月の20日、田中国土交通大臣政務官・市町村長昼食会に出席、平成30年度市町村長研修会に出席、平成30年度奄美群島農業農村整備事業推進協議会・意見交換会に出席。

2月21日～2月27日、第10回奄美群島成長戦略推進懇話会に出席、第7回とくの島観光・物産フェア in 東京に出席、天皇陛下御即位30年宮中お茶会に出席。

3月1日、ホストタウン登録記念調印式に出席しております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これで、行政報告を終わります。

△ 日程第5 平成31年度施政方針説明

○議長（池山富良君）

日程第5、平成31年度施政方針説明を行います。

○町長（高岡秀規君）

平成31年度の施政方針を行います。

平成31年第1回徳之島町議会定例会の開催にあたり、町政に臨む所信を申し上げるとともに、平成31年度徳之島町一般会計予算案及び特別会計予算案、関連議案を提出し、町民の皆様方並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、平成31年度の一般会計予算案の総額は、歳入及び歳出それぞれ73億2,755万円となっており、前年度と比較いたしますと、5.5%減となっております。歳入歳出の主な事柄といたしましては、花徳団地の建設、総合運動公園内野球場周辺の改修、ICT・IoT教育環境の整備等になります。

それでは、第5次徳之島町総合計画に掲げる「人と自然が輝きみんなで紡ぐきらめきのまち」の実現と地域の更なる発展に向け、総合計画内の6つの基本計画に沿って、平成30年度事業実績及び平成31年度事業施策を申し上げます。

まず、平成30年度事業実績及び平成31年度事業施策について。

人と資源を融合させ、活気あふれるまちづくりについて。

農・畜産業の振興。

島の主幹産業である農・畜産業の振興に向け、農業形成の安定と高度化を目指して様々な施策を展開して農家の所得向上に努めます。

新規就農者の支援については、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、農業経営が不安定な青年等に対して、農業次世代人材投資事業を活用し、引き続き実施をしていきます。

農地の有効利用の促進及び確保にあたっては、人・農地プランの継続的な話し合い活動による、地域の中心となる経営体の掘り起こしや農地中間管理機構の活用促進を図りました。平成31年度では、集約した情報を基に、農地所有者と担い手との貸借等を調整する農地中間管理事業を展開し、相続や離農による遊休農地を減らし、担い手の経営向上や地域農業の活性化を図ります。

サトウキビの生産については、特別対策事業による各種助成を行った他、平成30年度セーフティネット基金事業により殺虫剤や除草剤の購入助成を行いました。また、台風24号による被害が発生したことから、平成30年度サトウキビ増産事業が発動され、堆肥や資材の購入助成を行いました。

平成29年産のサトウキビの収穫実績では、収穫面積1,131ヘクタール、単収5,218キログラム、生産量5万9,034トンとなりました。今後とも引き続き、平成37年度目標生産量7万692トンを目指し、各種支援事業の継続を図ります。

園芸の進行においては、将来の担い手となる農家の育成を目的に、町内外から施設園芸希望農家を募集し、研修を積み重ね高収益な作物栽培技術の習得促進を図ります。

畜産の進行においては、平成30年度に完成した徳之島町受精卵センターを活用した鹿児島大学共同獣医学部との地域連携協定による優良血統受精卵を採卵・移植する受精卵移植事業を実施し、優良な繁殖牛の維持・増頭を図ります。この他、増頭を行った畜産農家へ助成を行う優良雌牛自家導入事業等の各種補助性事業を活用し、畜産農家の所得向上に務めます。

徳之島町TMRセンターでは、島内で生産されるローズグラス等に加え、飼料用トウモロコシやソルゴーなどの粗飼料を未利用資源と混合したTMRの製造・販売を行い、農家個々の労力負担を軽減し、経営の安定化を図っていきます。

鳥獣被害対策事業では、イノシシやカラスによる農産物被害の低減を目的に、引き続き補助金の交付を行い捕獲圧の向上を図ります。また、捕獲従事者の獲得を目指し、新規狩猟免許取得者に対しての助成を行い、捕獲従事者の掘り起こしを図ります。

地産地消推進については、町民が地産地消を基本とした健康で豊かな食生活を実現できるよう、幅広い世代を対象に食文化の継承推進や日本型食生活の普及促進、農林漁業体験を通じた食や農業への理解促進、食育の普及促進を図る食育アドバイザーによる講演会を開催いたします。

土層改良や畑かん施設整備を行う農業の基盤整備事業では、平成30年度9地区において県営畑地帯総合整備事業に伴う施設整備工事を行い、平成31年度には第一尾母2期を加えた10地区において経営畑地帯総合整備事業を実施します。

農業水利施設の保全事業としては、ストックマネジメント事業を第一神嶺地区で行いました。平成31年度では、第一神嶺地区・第一花徳地区の2地区で行い、施設の老朽化による突発的な故障を防ぐための施設及び周辺機器の更新を行います。

農地水環境保全対策では、多面的機能交付金事業を町内10組織で引き続き実施いたします。地域が創意工夫を凝らし、生態系や美しい景観を良好な状態で保全し、地域共同による農村環境の保全活動や地域資源の適切な保全管理により集落を支える体制の強化を図ります。

水産業の振興について。

離島漁業の再生に向けて、集落協定に基づく種苗放流や藻場造成、アサリ再生など、漁業の再生に関する実践的な取り組みを支援しており、漁業基盤の構築に努めています。輸送コスト支援事業による流通時の条件不利性の解消を図るため、実証事業により沖縄県への輸送コスト支援も行い、生産者の所得向上に努めます。

商業の振興について。

商工会や商店街の活性化に向けては、商工業の中心的存在である商工会の育成事業やプレミアム商品券の発行により、島内消費の拡大と消費者の購買意欲の向上を図っており、引き続き

企業の成長に向けた支援を実施いたします。

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定に取り組み、九州経済産業局長の同意を得たことにより、地元企業は先端設備導入計画の認定を本町で受けることが可能となりました。これにより、税制面や金融面での支援措置を活用できるとともに、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業等の補助金が優先採択の対象となり、その活用が期待されます。

観光の振興について。

観光情報の発進では、フェイスブックページ及びマスコットキャラクター「まぶーる君」の公式フェイスブック・ツイッター・インスタグラムを活用し、イベントへの参加や観光の情報を発信しました。

観光の振興においては、徳之島観光連盟と島内3町が連携して取り組んできた観光及び物産における公式サイトが完成したことから、平成31年度には情報発信の強化を図っていきます。

奄美群島シマ博等の滞在型観光コンテンツの提供では、新たなプログラム実施者の開拓を図ることで観光産業の裾野を広げるとともに、プログラム実施者である住民との接点を作り、長期滞在による島全体への経済波及効果を高めていくよう取り組んでいきます。

希少動植物が生息するコアゾーンの保全と観光振興の両立、エコツーリズムの推進に向けては、エコツアーガイドの育成及び増員に取り組んでおり、平成30年度の登録ガイドは21名、認定ガイドは14名となりました。引き続きガイドの育成を推進するとともに、保全と活用に向けた体制作りの検討を進めます。

観光施設等の整備にあたっては、西郷どん紀行でも紹介された貴重な観光資源である西郷腰掛け松について奄美群島成長戦略推進交付金を活用した観光地整備を行い、観光周遊スポットとしての磨き上げを行いました。また、観光地のトイレや休憩施設等の整備と維持管理に取り組み、今後増加が予想される観光客の満足度向上に努めます。

観光客の誘客では、観光プロモーション事業を活用した第2回ドローンフェスタを開催し、島内外からの誘客を図りました。平成31年度においては、徳之島観光連盟との連携を強化し、観光プロモーションの活動継続による観光客の誘客促進を図るとともに、自然保護と活用の両立を図るための基本施策に基づいた観光振興基本計画の策定を支援します。

北部地区における開発振興の推進では、金見集落において農山漁村振興交付金を活用した北部の観光拠点としてのジビエカフェ兼観光案内所「とうぐら」を新設するとともに、地域資源を生かした体験プログラムの実証を行い、農山漁村における新たな観光ビジネスのモデル地域の創出を図りました。運営主体の自走支援を行うとともに、体験プログラムの開発や農山漁村地域における新たな観光ビジネスの創出・拡大に努めます。

この他、東天城祭りの開催や北部シマづくり推進隊が取り組む島の子ども達によるミュージカルキャンプをはじめとする交流事業等をバックアップするなど、北部地区における交流人口

の増加を目指すとともに、地域の賑わい創出に取り組みました。

新たな産業創出と雇用の確保について。

徳之島町総合食品加工センター「美農里館」では、島内で生産された材料を活用した特産品の製造と販売、受託加工により農家所得の向上と雇用確保に向けて継続的に取り組んでおり、ふるさと納税の返礼品で人気のジェラートを中心に全商品の売り上げが増加しました。今後の販売促進にあたっては、既存の取引先との連携強化を図り、九州、関東、関西地区で開催される物産展等や商談会等で営業活動を積極的に行い、販路拡大に努めます。

地方創生推進事業においては、地域再生計画「島の生業創出とみらい創り人財育成計画」に基づき、島内外社会人・大学生・高校生による共創を進め、対話による地域課題解決・魅力発揮に取り組みました。併せて、WEBデザイン等のクリエイティブ分野の人材育成事業を継続し、より付加価値の高い仕事創出と外貨獲得を図ります。さらに、特定分野のデジタル案件を受注する仕組み構築を進め、クリエイティブファクトリー構想の具体化を図ります。

地域おこし協力隊事業では、協力隊任期満了を迎える地域おこし協力隊の起業等を支援し、島内での活躍をバックアップします。さらに、教育分野、北部振興分野及び環境教育分野並びに社会教育分野においても地域おこし協力隊が活躍できる環境を整備し、地域振興を推進していきます。

心の通い合う健康と福祉の元気なまちづくりについて。

健康・医療の充実。

国保健康事業では、高齢化により増加する医療費への対応として、県内の統一の方針に伴う保険料の増加が懸念されています。平成31年においても税率は据え置きとなりますが、将来的には保険税の増額も検討を要します。町民の健康保持のため各種健診やあらゆる事業を通して医療費の適正化に取り組みます。

保健事業では、特定健診・保健指導による生活習慣病の発症予防と治療中の方を対象とした重症化予防事業を実施しました。個別面接を行い、一人ひとりの状況に応じた支援を実施することで生活習慣の改善を図りました。町民が健康行動を継続して実施できるよう、健康づくりに取り組みやすい環境整備を行います。

長寿健診や個々の状態に応じたアウトリーチ型の保健指導の導入により、被保険者が自分の状態に適した生活習慣を見つけることで、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援しました。

後期高齢者医療制度における保健事業では、個人差に応じた対応が必要となり、対象者の階層化と個別対応が重要となります。被保険者の健康状態をレセプトデータや健診結果から分析し、虚弱状態の方や薬の重複等に対して、訪問指導によって個々に応じた保健指導を実施し、さらなる疾病の重症化を予防します。

また、医療を特に必要としない元気な高齢者に対しては、グラウンドゴルフ大会等を開催し、高齢者の自主的な健康づくりを支援します。

予防接種事業では、予防接種の受診勧奨を行い、季節性インフルエンザの助成対象者を中高生にも拡充し、感染の拡大・予防に努めました。小児や高齢者へ予防接種の必要性の周知を継続するとともに、医療機関や保健所、他町と情報を共有し、感染症等を早期に把握し予防に努めます。また、新たに風しんの定期接種周知・接種推奨を行います。

がん検診事業においては、若年層への乳がん検診の受診費用の助成を行い、受診率が年々向上しています。その他の健診においても受診率の向上に努め、予防教育・相談事業を通して住民の健康意識の向上を図ります。

歯科保健事業では、これまで実施している歯科検診の実施及び歯科保健指導、フッ化物塗布及び保育園・幼稚園におけるフッ化物洗口の支援事業に加え、乳幼児期・学齢期でのフッ化物塗布を推進し、乳幼児から生涯を通じた歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・保持等により、心身ともに健やかで心豊かな生活ができるよう、各種事業を実施します。

自殺対策事業では、ライフステージに応じた啓発活動やこころの健康相談会を行うほか、児童生徒を対象としたSOSの出し方教育の充実を図るなど、心身の健康と共に生きる力を育んでいけるよう努めています。

食育の推進にあたっては、食文化の継承のため幼稚園や学校等で調理実習を行い、食育に対する理解を深め、食生活を見直すきっかけづくりを行いました。特に高校では進学や就職で島外に出る学生が多いため、調理実習を通して島の伝統料理を継承しつつ、自身の健康を考える機会を提供しました。食を通じた家族、地域とのつながりなど、徳之島町食育推進計画を基に今後も健康づくり・地域づくりの視点から食を通じた健康づくりを推進します。

高齢者福祉の充実について。

少子高齢化が進み多様化する福祉ニーズへの対応に向けては、地域住民が地域の課題を我が事として捉え、解決していく意識とともに、町、社会福祉協議会、地域住民、関係機関等の協働により包括的に支援していく体制の整備が重要となっています。こうした状況を踏まえ、地域福祉推進の充実を図るため、「第1期徳之島町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を本年3月末に策定します。基本理念の実現を目指し、施策展開の基本方向として、基本目標を設定し、地域住民や関係団体、事業者と連携して地域福祉を推進します。

障がい者福祉の充実。

平成30年度より徳之島町「障がい者計画」「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」がスタートしており、徳之島地区地域自立支援協議会と連携・協力・障がい者本人・家族・事業所の意見を幅広く聴取し計画の策定を行いました。「障がいのある人もない人も共に生きる島づくり」を基本理念に、徳之島地区地域自立支援協議会と連携・協力のもと、計画に

基づき障がい福祉施策の推進に努めます。

子育て支援・児童福祉の充実。

母子保健事業では、母子手帳発行時から妊婦と関わりを持ち、出産後は新生児訪問や乳幼児健診、親子教室等の事業を通して支援が必要な妊産婦を判断し、医療機関等と協力しながら早期介入に努め、子供の健やかな成長と発達を確認しつつ母親の子育てに対する不安や悩みを聞き寄り添う支援を行いました。より良い児童福祉の充実に向け、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、妊娠中から子育て期までの各種相談に対応します。母子保健部門と連携しながら、支援が必要な妊産婦を早期に把握し、保健と福祉の両面から支援を行っていくとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供できるよう保健・医療・福祉、関係機関の連携強化に努め、地域での支援体制を構築します。

豊かな自然と安全安心な生活が調査する環境社会づくりについて。

自然環境・生態系の保護・保全。

自然環境の保全に向けては、海岸漂着物地域対策推進事業を活用した海岸の美化・環境保全に努めています。

希少動物の保護に向けては、希少動物の捕食者となりうるノイヌやノネコの発生抑制のため、飼い犬・飼い猫の不妊去勢手術費助成事業及びノラネコのTNR事業を行うなど希少動物の捕食被害を防ぐ対策を講じています。

持続的な生態系の保全に向けては、親子参加型の自然体験イベント等を実施しています。山や海、川をフィールドとしたイベントを行うことで、徳之島の生物多様性を学び、島の自然が持つ魅力を学ぶ環境教育に取り組みました。また、徳之島建設業協会と協力した徳之島全島一斉外来種駆除作業等、地元企業との連携による自然保護活動を展開しました。

世界自然遺産候補地としての環境教育をより充実するほか、世界自然遺産シンポジウムを開催することで、地域住民の自然保護に対する意識の醸成に努めます。

循環型社会の推進について。

構築離島対策事業を活用した家電リサイクルの海上輸送費補助を行い、資源の有効活用のためリサイクル活動の強化やリデュース、リユースの意識を高め、町民、事業者、行政が一体となって環境負荷の少ない循環型社会を築きます。

地域防災の充実。

多種多様な災害が発生する中、地域は自分たちで守るという隣保協同の精神と連帯感に基づく地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要となっており、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出、救護初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成、強化を図ります。また、防災メールの登録促進を図り、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立、自主防災組織の育成強化及び防災意識の向上に取り組めます。

交通安全の推進。

交通安全対策に向けては、地域や学校、警察署など関係機関と連携した交通安全対策の推進や街頭指導を行うなど、交通安全意識を啓発するとともに、災害共済制度への加入促進や通学路等における歩行者の安全な通路を確保し、ロードミラーやガードレール等のハード面の整備、交通安全教室などのソフト面での強化を進めます。

防犯体制の充実。

犯罪のない安全・安心で明るく住みよい地域社会づくりのため、警察署や防犯協会、自主防犯ボランティア団体等との緊密な連携を図りながら、防犯意識の普及活動を行い、各地区に対する防犯灯設置の補助や青少年健全育成を推進します。

消費者被害防止では、鹿児島県消費者行政活性化補助金を活用した啓発用資料の全戸配布や弁護士相談会を開催するなど、消費者被害の未然防止を図っています。消費者の安全と安心を確保するため、消費者行政の機能を維持します。

誰もが快適に暮らし続けられる、人に優しいまちづくり。

道路・交通網の整備・充実について。

道路事業においては、社会資本整備事業により火葬場までの道を整備するための調査・測量・設計を行っています。平成31年度では、順次改良工事も進めていきます。

このほか、亀津中央線（ファミリーマート北店～有村石油）の改良工事を行うための調査・測量・設計を行います。

橋梁点検では、老朽化した橋を補修するための調査・設計を行っており、点検結果をもとに老朽化の著しい橋梁の補修工事を順次行います。

公園事業では、社会資本整備総合交付金を活用した総合運動公園内野球場周辺の改築工事実施設計を行っています。平成31年度では、野球場周辺の改修工事を実施し、安全・安心な公園施設の再整備を図ります。

住環境の充実について。

公営住宅整備事業においては、社会資本整備総合交付金を活用した公営住宅整備事業で花徳2団地の用地取得、実施設計、木造平屋1棟2戸の新築事業を実施しています。平成31年度においては、同地区での3棟6戸の新築事業を実施し、子育て世帯が安心して安全・快適に生活できる住宅の確保及び住環境の向上を図ります。

住宅リフォーム助成事業では、6件の民間住宅リフォーム資金助成を行いました。住宅の長寿命化、質の向上、地域経済の活性化に向けて、引き続き助成事業を行います。

公営住宅等ストック総合改善事業では、尾母3団地外壁改修・屋上防水工事を行っており、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに質の向上を図っています。平成31年度では、尾母2団地の鉄筋コンクリート造2階建て1棟2戸の非現地建て替え事業を実施し、

ニーズに対応した住宅の整備・住環境の向上を図ります。

上下水道の整備。

上水道整備事業では、新たに亀徳第2浄水場を更新し、生活基盤施設耐震化等交付金事業の活用による南部浄水場施設整備、轟木浄水場、山浄水場、母間地区の導水管・配水管の布設替を行いました。また、簡易水道では旭ヶ丘浄水場の外壁及び場内整備が完了し、平成31年度では山浄水場の外壁の整備及び南部浄水場に配水池を設置します。

下水道整備事業では、亀津東区の裁判所周辺及びエメラルドニュータウン周辺の管路設計を実施しました。平成31年度は、亀津東区の管路工事及び亀津小学校周辺や南区Aコープ周辺住宅地の設計を進め、下水道整備による快適な生活環境作りや河川の汚濁防止に努めます。

排水設備工事では、接続支援を継続して実施し、接続率向上を図ります。

この他、浄化センター内に前処理施設の実設計計を行っており、平成31年度には浄化センター内に前処理施設を建設することで、汚水処理施設の統合化を図り、汚水処理に係る費用の縮減を図ります。

思いやりと文化を育む人間性豊かなひとづくりについて。

学校教育の充実。

学校施設の環境整備にあたっては、亀津中学校にプール建設のほか、小学校4カ所、中学校2カ所の空調設置を行いました。学校施設の長寿命化計画策定（平成32年度）に向け、学校施設の点検・診断評価を行い、現状と課題を整理することで学校施設の目指すべき姿を明確にします。また、各小中学校では、快適な学習環境の整備を推進します。

教育の質の向上にあたっては、テレビ会議システムを活用した遠隔教育を北部の4小学校で推進するとともに、デジタル教科書やタブレット等の導入を行うことで、ICTを活用した主体的・対話的で深い学びに取り組みます。

ふるさと留学生の受け入れでは、新設された手々地区ふるさと留学センターへの留学生の受け入れを引き続き行い、地区の活性化を図ります。

2020年度からの、小学校におけるプログラミング教育の必修化にあたっては、平成29年度より実施していますICT教育プログラム指導者研修により、一般の指導者が確実に育っており、指導者研修を修了した受講生がプログラミング体験会を開催するなど児童生徒への体験の場を提供しています。平成31年度より各小学校へ外部講師を派遣し、児童・教員のプログラミング学習支援に加え、学士村塾でも一部プログラミング学習を取り入れることで、情報活用能力を高めます。

小学校における英語の教科化や訪日外国人観光客の増加、これからの社会において国内外を問わず活躍できる人材育成に向け、公募により選抜した中学生をアメリカ合衆国に派遣をいたします。派遣先では、ホームステイによる現地の生活体験や語学学校等での研修を通じて、国

際理解やコミュニケーション能力の向上を図ります。

特定教科の学力向上及び学校におけるICT活用の支援においては、町雇用教員1名及び町職員によるサポートを行っています。学士村塾については、土曜日の部6教室、平日4教室を開設し、130名の児童生徒が参加しました。また、向学塾には小学生の部4教室86名が参加、中学生の部は5教室52名の生徒が参加し、鹿児島大学生12名と中学校教職退職者1名を講師として夏休みの計画的学習環境の整備を図るとともに、学士村塾の学習方法等を見直し、学力向上対策試験の結果に結びつく取り組みを推進いたします。

学校再編については、学校再編検討委員会を継続開催し、再編に関する研修、学校再編に関わる教育委員会案の審議などを行い、検討委員会による再編が円滑に進むよう検討を重ねます。

家庭教育の充実について。

家庭教育支援事業では、乳幼児から中学生の保護者の家庭教育を支援します。家庭教育の向上を図るために家庭教育支援員を配置して、子育てに悩みのある保護者の家庭教育を支援するとともに、全ての保護者に対して家庭教育の重要性を認識させ、学力向上や生徒指導の充実及び家庭教育力の向上につながる取り組みを実施します。

また、幼児の保護者に対しては、学習機会の提供と相談支援を実施する事で就学前から家庭教育に対する意識を高めます。さらに、地域住民に対しても地域ぐるみで支援する必要性を理解していただき、学校応援団へ積極的に参加する気風づくりに役立てるとともに、地域全体で家庭教育を支援する体制を推進します。

青少年健全育成の推進について。

スポーツアイランド推進事業では、野球、相撲、剣道、吹奏楽の分野で活躍する講師を招聘したワークショップ等を開催し、一流の指導者から学ぶ機会を提供したことで、受講した子供たちの練習意欲が向上するなど人材の育成を図っています。また、屋内運動場の開設に伴い、新たにTDK硬式野球部及び専修大学相撲部が初めて合宿を行いました。平成31年度においては、夏季における合宿等の誘致活動を行い、町民へスポーツ・文化の魅力を発信し、文化芸術の振興及び健康づくりを推進します。

徳之島町青少年育成町民会議では、「あいさつ運動」「歩いて登校」「ボランティア清掃等への参加」「鍵かけ・キー抜きの強化」について、各組織・団体や各地区での活動を展開し、町全体で青少年の健全育成を目指しました。さらに、小学校単位での青少年育成地区会議の設置により、各地区における青少年育成施策の実施や地区独自の育成活動の促進を図りました。

この他、中学生と高校生によるジュニア・リーダークラブが結成され、子ども独自の地域貢献活動が開始されました。平成31年度は、クラブの中学生及び高校生が資質向上のための研修や他地域との交流事業、地域のための催しを通して子ども独自の地域活動を展開します。特に、キャリア教育に力を入れ、地域での職業体験や様々な職業分野の講師による学習の機会を作り

ます。また、首都圏での企業訪問や職場体験などのインターンシップ研修を行うことで子ども達での職業観形成を図ります。

芸術文化活動では、小学校4年から6年生には、劇団四季「こころの劇場」ミュージカル「王様の耳はロバの耳」の鑑賞、中学生には鎌倉能舞台の世界無形文化遺産である能・狂言という日本古来の伝統芸能を鑑賞する機会を提供しました。感受性の高い思春期において芸術を愛する心を育てることを目的に、これらの事業は継続して実施します。

生涯学習・生涯スポーツ活動の推進について。

公民館講座では、38講座が開講し、500人以上の町民の方々が受講しました。平成30年度は、新講座としてエアロビクス、地産地消の家庭料理、日舞、絵画、レザーカービング教室を開講し、他の講座も含め受講生から好評を得ています。平成31年度においては、新規講座を含む40講座の開講を予定しています。講座で得られた技術の発表の場である生涯学習フェアを開催することで、受講者の参加意欲の向上、新規受講者の獲得を図ります。

郷土文化の継承・活用について。

文化財の保存・活用については、町指定文化財を新たに1件指定しました。国宝重要文化財等保全・活用事業費補助金を活用し、沿岸・水中を含めた埋蔵文化財分布調査を実施しており、この成果を基に次年度も継続して調査を行います。

郷土資料の収集等については、中村正弘氏の所蔵の写真等の寄贈があり、町制施行60周年記念誌に活用しました。今年度も文化財保護審議委員や教育機関、町民等と連携し、さらなる資料の収集・保管ができるよう努めてまいります。

町民の方に郷土の文化や文化財についての理解を深めていただくため、郷土資料館の催しとしてヤコウガイ細工講座、徳之島の水中遺跡に関する企画展を開催しました。平成31年度も、引き続き企画展示や体験学習講座を実施します。

町誌編さんにおいては、昭和45年3月以来となる「町誌編さん事業」が始まり、昨年4月に編さん室を立ち上げ、8月には新たな町誌の枠組みを決める編纂審議会を開催いたしました。2023年3月までの5年間で本編となる「通史編」のほか「地域編」2冊、「自然編」1冊、町史の「簡易版」1冊を刊行することが決定しました。本年1月には6つの専門部会の部会長による編集委員会を開催し、より具体的な項目について確認を行い、平成31年度の活動に向け下準備を整えることができました。4月以降、専門部会を随時開催し、各専門部会の編集方針、担当する執筆者やページ数、執筆期限等の確認を行います。

みんなが主役、協働で展開する結いのまちづくりについて。

男女共同参画社会の推進。

町が率先して女性職員の活躍を推進するための「特定事業主行動計画」を策定し、女性職員が働きやすい環境を整えることを目標に掲げ取り組んでいます。また、本年2月には、鹿児島県

男女共同参画推進員に本町から1名が任命され、今後、県や町が実施する男女共同参画施策を推進していきます。平成31年度も引き続き男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

行財政運営の効率化について。

住民サービスの根幹をなす自主財源の確保においては、個人町民税、固定資産税、軽自動車税の賦課及び法人税、たばこ税の申告納税を促進し、各種町税の公平公正な賦課に努めます。徴収業務では、PAYBの導入を行うことで納税機会の拡大を図ります。また、納税者の公平性を保つための滞納処分の強化に取り組みます。

ふるさと思いやり基金推進事業では、昨年度に続き本町出身者を含めた全国の皆様に本町の想いと魅力ある特産品を積極的にPRしました。平成30年度は、全国の約2万4,000人の方より4億5,000万円を越える御寄附をいただき、世界自然遺産登録に向けたアマミノクロウサギをはじめとする希少種保護活動、地元高校生の学習環境の整備を実施しました。本町のふるさと納税の活用方法を広くPRすることで、寄附の使い方に賛同していただき、新たに徳之島町を想っていただける方を増やす取り組みを行います。

むすびに。

本年4月30日、天皇陛下が御退位され、皇太子殿下が5月1日に御即位されます。

平成から新元号へ移り変わり、私たちは大きな時代の変化に対応していかなければなりません。

奄美群島振興開発特別措置法の延長を前提とした奄美群島振興開発事業では、物資の輸送費支援の拡充、航路・航空路運賃軽減事業の拡充等が新たに加えられる他、住民との創意工夫を活かした地域独自のアイデアを支援する特定重点配分対象事業が盛り込まれています。

第35代アメリカ合衆国大統領であったジョン・F・ケネディは就任演説で「あなたの国があなたのために何ができるか問わないで欲しい。あなたがあなたの国のために何ができるかと問うてほしい」と国民に対してメッセージを伝えています。

私が町のためにできることは何か。私たちが町のためにできることは何か。島の現状を一番知っている私たちがその問いを常に頭の中で意識した暮らしを送ること、真の精神的自立を持つことで、地域を豊かにする振興策が創造されると私は確信しています。

人材育成や教育支援、貴重な自然環境保全を図り、町民の皆様方と将来の町の姿を語り合うことで、町政のさらなる発展に臨んでまいります。

平成31年度の町政に全力で取り組み、学び、暮らし、働き、集う全ての人が自助・共助・公助・近助の中で、個性と創造力を発揮するまちづくりの実現に向け、町民の皆様、議会の皆様のご指導、ご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます、平成31年度の施政方針と致します。

○議長（池山富良君）

以上で、施政方針の説明を終わります。

△ 日程第6 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第6、一般質問を行います。

富田良一議員の一般質問を許可します。

○4番（富田良一君）

きゅうがめら、おはようございます。

4番富田良一が通告の2項目について伺います。

その前に、質問に入る前に、町長に伺います。

先ほど、町長の施政方針を聞きました。町に対する思い、大変よかったんですが、夢で終わるか、終わらないか心配しているところです。

なぜなら、ことし7月に町長選挙があります。それに4期目を目指して出馬されるのか、されないのか伺います。

その後、私の質問をしたいと思います。よろしく願いいたします。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

私みずから4期目を目指していきたいというふうに思います。

そして、この政策は10年後、20年後必ずや評価されるものと私は信じて一步一步進んでおりますので、4期目を目指して頑張っていきたいというふうに思いますし、今後は町民の皆さんの御理解を得ながら選挙戦に向けて頑張っていきます。よろしく願いいたします。

○4番（富田良一君）

町長の決意のほどを聞きましたので、ぜひ、夢で終わらないように頑張ってください。

では、質問に入りたいと思います。

先日、新聞に新庁舎建設検討委員会、委員長が幸野善治副町長で、その初会合が5日にありました。生涯学習センターでありましたけど、6月までに計5回の会合で、庁舎の規模や機能、候補地などを協議して基本計画案をまとめ、町長に提案すると載っていました。また、パブリックコメントの結果報告も載っていました。

それによると、高台へ建てる、建て替えるべき、慎重に建設場所を検討してなど、海拔4メートルの現在地に建て替えるとする構想案に反対する意見が多数を占めていたと書かれていましたが、この記事を見ると、町民の多数が高台移転に臨んでいるかのように思われます。

パブリックコメントに参加された方々は、何名かわかりませんが、それ以前に町独自にアンケート調査を行っています。私が聞いたアンケート結果では、新聞記事とは逆で、現在地の建て替えを望む方々が多数いたと伺っています。実情はどうか御質問します。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

昨年8月に実施しました新庁舎建設に関する町民アンケートでは、新庁舎の建設位置について69.4%の方が現地でよいとの回答をしております。そのほか、建設場所を変えたほうがよいとの意見は21.9%、無回答が8.7%ですので、町民アンケートの結果といたしましては、約7割の町民が現地建て替えを希望していると考えられます。

以上です。

○4番（富田良一君）

7割の方が現時点に建てかえを希望しているとおっしゃいました。

もちろん、現地に建て替えした場合のメリット、デメリットが幾つか上がっていると思いますが、多いものから順次、幾つあるか伺います。

例えば、現地建てかえのよい点、台風時や豪雨災害による緊急避難場所、また、利便性、市街地の活用化などいろいろあると思いますが、よろしく願いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

台風時や豪雨災害による緊急避難場所につきましては、津波の心配はありますが、近年、大型台風の接近や豪雨災害の発生が頻発しております。今後最も身近に起こり得る災害に迅速に対応するためには、現地に緊急避難場所と災害対策本部を兼ね備えた庁舎を建設することで、災害に強いまちづくりの実現が可能であるというふうに考えております。

それから、利便性についてでございますけども、町民アンケートでも1番に上がっておりますが、現庁舎は亀津市街地にあり、非常に利便性が高いということでもあります。また、なれ親しんだ場所であるので、現地がよいとの声も多くありました。

市街地の活性化などにつきましては、現庁舎のある亀津地区には病院、スーパー、飲食店、それから、国や県の機関等が集中しておりますので、仮に新庁舎が移転した場合、役場で用事をしながら病院へ、あるいは買い物に行った住民が減ることが予想され、亀津地区への経済の影響というのは大きなものであると考えております。

以上です。

○4番（富田良一君）

去年も24号の台風被害、結構ありました。過去にも台風被害でこの亀津近辺が浸水したことがあります。それを詳しく、わかっている方がいらっしゃいましたら、その当時の話をお願いします。

○副町長（幸野善治君）

ちょうど私たちが役場に入ったころなんですけど、確か昭和53年前後です。この埋め立て一体

は浸かっております。その浸かった場所というのは、今ある庁舎の1階の床です。その近辺、例えば、Aコープの駐車場近辺、そして、その決壊場所というのが、大瀬川が決壊し、向こうからの決壊場所からの波の浸水、それから、埋め立て地のその堤防を乗り越えた波の越波ということで、ほとんどが浸かっております。

今、福永建設の事務所のあるところに直バッテリー屋さんであったんですが、そのバッテリーさんの夫婦が消防署で避難させる一幕もありました。

その前後には、50年代の前半ですが、亀徳川も決壊し、亀徳港が決壊して、たしか当時の中馬建設大臣を伴って、保岡興治先生が島に入って災害救助法が適用されたことがあります。

その埋め立て地の波の浸水によって、その避難場所というのは、中央公民館とか、その近辺どっかないかとか、役場しかなかったんです。ですから、緊急の避難場所というのは、やはりこの埋め立ての中にあっただけのほうがよいというのを実感いたしました。

以上です。

○4番（富田良一君）

過去を知っている方々は、大型化する台風に対して、心配で眠れない夜を過ごしていると思います。本当に、我々川沿いに住んでいる方々は特にそうだと思います。

次に、高台に移転した場合のメリット、デメリットは幾つぐらいありますか、お聞きします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

新庁舎建て替え地の高台と現在地の場合のメリット、デメリットを申し上げますと、まず、高台の場合のメリットは、第一に、津波が押し寄せる心配がないことであります。デメリットといたしましては、亀津の高台は地滑り危険箇所や急傾斜地崩壊対策危険箇所に指定されているほか、農業振興地域に定められているため、用地の取得に時間を要します。

また、庁舎建設が可能な広大な町有地がないほか、移転費用が発生する場合、その費用の高騰が予想されることがあげられます。

次に、現在地のメリットといたしましては、亀津市街地にあり、利便性が高く、移転費用が発生しないため費用が抑えられることであります。また、緊急避難場所としての機能を備えることで、津波発生時の亀津地区の緊急避難場所になれると考えられます。

デメリットといたしましては、津波浸水区域想定区域内にあり、津波の危険性があるということでもあります。

以上です。

○4番（富田良一君）

今、答弁いただきましたが、私もいろいろと考えてみました。高台でのよい点では7メートルの津波の心配がなく、役場が無傷である点と、津波被害後の防災拠点としてはいいと思いま

すが、ほかにあまり考えられない。悪い点としては、高台移転となりますと、移転場所周辺の地価高騰による用地交渉、インフラ整備に莫大な予算と年数がかかります。

先月に奄美大島に行きました。ついでに奄美市の新庁舎を見学に行きました。そのとき、私を含め4名の議員、もちろん徳之島町の議員ですが、奄美市の議員さんに案内していただいて、いろいろと丁寧に説明していただきました。

そこで、高台移転の話も出たのか聞いてみましたが、そのような話は全く出なかったと言っていました。びっくりしました。

また、高台移転にしたら住民も困るし、町の活気がなくなり、寂れるので、利便性等を考えると現地での建て替えがいいようなことも言っていました。

それから、場所が決まってから建物内をどのようにするかで多くの時間を費やしたとも言っていました。

ちなみにですが、先月に新庁舎検討委員会で和泊視察を行ったと聞いていますが、現地住民の声としてはどのような声が多かったのでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

和泊町の現地住民の声といたしましては、まず、町民アンケートでは、庁舎建て替えの必要性については、約8割の方が建て替えの必要性があるという回答でございました。それから、敷地の場所につきましては、約6割の方が現在の役場敷地周辺が望ましいという回答であったようです。

それから、町民の利便性等を総合的に考えた場合に、現在地が最適という意見があったのと、なるべく財政負担を減らす声も多かったようでございます。

新庁舎は、バリアフリー法の建築物移動等円滑化誘導基準を満たす特定建築物として整備をされておりました。障害者や高齢者の方々に配慮した設備となっております。また、庁舎内に多目的ホールを設けて、町内のイベントや選挙など、休日でも多目的に利用できる町民により親しまれるような施設も完備をしておりました。

以上です。

○4番（富田良一君）

和泊町では、なるべく財政負担を減らす声が多かったみたいです。

奄美市も新庁舎建て替えに合併特例債を活用して、52億円の事業費のうち実質、市の負担は18億円で建設されております。

それから、徳之島町が活用しようとしている国の緊急防災減災事業債の期限が平成32年度末までとなっています。これを活用する場合と、しない場合、徳之島町の実質負担額はどのくらい変わってきますか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

本町の実質負担額ということでございますけども、緊急防災減災事業債は充当率100%、交付税措置率が70%の大変有利な地方債でございます。この緊急防災減災事業債を活用して、仮に16億円の事業費で算出しますと、総事業費に対して地方債の対象額が13億6,000万円、地方債対象外経費が2億4,000万円とした場合、地方債対象額の100%を借り入れることができますので、借入額の元利償還金に対して70%が後年度に交付税措置されますので、実質、町の負担額につきましては17億2,300万円のうち、元金償還金に対して11億1,200万円の交付税措置がされますので、実質の町の負担額は6億1,100万円となります。

対しまして、元来、庁舎建設に活用されておりました一般単独事業債は充当率75%、交付税措置がありませんので、事業費の16億円と利子額1億円を合わせた17億円が実質、町の負担額となります。

緊急防災減災事業債と一般単独事業債の実質負担額の差額を計算しますと、10億8,900万円、約10億円少ない負担額で庁舎建設が可能となりますので、町にとりましては大変有利な条件であると考えております。

以上です。

○4番（富田良一君）

ただいまの答弁では、緊急防災減災事業債の活用をする場合と、しない場合とでは、実質負担額に大きな差が出ています。その差額分を避難道路の拡張や河川整備など、防災費用として活用すべきであると思います。

我が町もなるべく早く緊急防災減災事業債を活用して、津波7メートルより上げて10メートルの津波に耐え得る新庁舎を建てていただきたい。

大島郡でもほとんどの市町村が新庁舎建て替えを行っていますが、建て替えの必要性としては共通点があると思いますが、それは何でしょう。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

建て替えの共通点といたしましては、第一に、奄美群島における庁舎の多くが昭和56年以前の新耐震基準以前の建築物であり、耐震性に問題があるほか、老朽化や機能の劣化、陳腐化が進んでいるといった問題点があることであります。こういうことが共通点として考えられるところでございます。

以上です。

○4番（富田良一君）

津波よりも、やっぱり耐震性だと思います。耐震性などいろいろ考えると、いつ大きな地

震が来て被害を受けるかわからない、倒壊の危険性を感じながら仕事をしている役場職員、または役場を利用する町民のことを思うと、現地建て替えを早く進めていただきたい。

最後に、副町長、検討委員会、町長、何かありますか。

○副町長（幸野善治君）

検討委員会の名前で新聞記事も少し報道されましたので、私が委員長ということで、また、誤解もあつたらいけませんので、議会の皆さんにも報告しておきたいと思います。

新聞記事では、大多数が反対というような内容もとれるのが書いてありましたが、パブリックコメントでは36件の要望が寄せられております。36件のうち、高台移転だけに絞ると、9名がそのうちの反対、ぜひ高台に移転してほしいということ。

また、自治公民館長会の中で、津波だけを考えたら高台のほうが大多数であつたという報告もありました、委員の中から。

しかし、そのときは、利便性とか財源の問題等のことは議論はされておられません。ただ、津波が来たらどうするかということでの的を絞った意見であつて、総体的な発言ではなかつたように委員から聞いております。

私も、役場周辺で生まれ育つた者として、周辺住民や、一番大きな医療施設がある病院の経営者の意見も聞いております。防災の面から考えても、緊急避難場所として現在の場所が最適地であるとの回答を得ました。役場隣の病院には常時100人の職員と約50人の入院の患者さん、そして、来院中の患者さんも含めると相当数の人が集まっております。

短時間で、一番短時間で避難するとなると、その病院の2階から上か、近隣にある緊急避難場所、いわゆる役場が高かつたら高いほど役場のほうにということと考えていただきたいという意見でありました。

現在の役場は昭和48年に建設されていますが、役場や病院がすぐそばにあつたから現在の場所に土地を購入して子供や孫を育てた、なれ親しんだ現在の場所に、耐震性を備えた利便性の高い立派な庁舎を望むという意見が大方でした。

庁舎建設検討委員会の委員長として、これからの委員会でさまざまな角度からいろんな議論を起こし、海拔2メートルから4メートルに建つ奄美市の庁舎等も視察し、夏ごろにはまとめ上げたいと思います。

また、地域住民の理解を得るために、夏から秋にかけて住民説明会を北部、中部、南部と予定しております。

以上です。

○4番（富田良一君）

今、検討委員会委員長の副町長のお話もありましたが、町長はどうお考えですか。

○町長（高岡秀規君）

今、総務課長、副町長が答弁したとおりだと思っております。

まずは役場の役割は何かということです。そしてまた、住民の命を助けるためには一番何が重要かという、私は、緊急避難道路、今、富田議員が2項目めで質問している、これこそが大事だと思います。

そして、役場が住民を救うためにどうしたらいいかという、高台でできるのかどうかです。まず地震があつて津波が来ます。その確率が高いです。じゃ、役場の職員が助けにいけるかどうかです。それは非常に厳しいんじゃないかなというふうに思っております。

何が一番大事かという、職員が即座に誘導、5分、10分以内で誘導となると、この位置にいて、しっかりとこの役場の建物が津波に耐え得る建物、データ管理もしっかりとできる建物、そしてまた、自家発電によって透析患者等が電源を供給できる建物こそが私は大事だろうというふうに思っておりますので、今の位置が、私は最適だろうというふうに考えております。

命を守るための役場でいきたいというふうに考えております。

○4番（富田良一君）

ありがとうございます。

平成32年の期限に間に合うように、緊急防災減災事業費の活用を進めていただきたいと思っております。

次の質問に入ります。

津波対策としての避難道路の整備についてですが、先ほど新庁舎について伺いましたが、新庁舎建て替えと並行して、津波対策として避難道路の整備が急務だと思いますが、今、避難道路の整備はどのくらい進んでおられるのか伺います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

避難道路につきましては、徳之島町防災マップに記載されている避難路はもちろんのことですが、実際の津波発生時において高台へ上がる避難路以外の道路も避難路と認識しております。道路管理者といたしましては、道路・橋梁等常時良好な状況を保つよう維持管理費し、一般交通に支障を及ぼさないよう努めているところでございます。全体的に考えているということでございます。

ちなみに、先ほどありましたように、亀津中央線東区、ファミリーマート、有村石油までの道路とかも今後計画して、避難道路となると予想されます。また、南区急傾斜地事業の道路整備等も考えております。こういったこと。

また、終わりました花徳新村海岸線の道路整備も避難道路につながるものと思ひまして、社会資本計画整備事業と関連しながら進めているところでございます。

以上です。

○4番（富田良一君）

亀津では、避難道路として考えられるのは、亀津闘牛場への道と、中央町線亀津糸木名線、自動車学校への道、あと、ゴルフ場への道と、一本松です。あと蔵越への道などが幾つかありますが、これらも用地交渉など地主の協力がなくなかなか進まないと思いますが、できるところから進めていただきたいと思います。

もし、運転中に津波が来たとき、車を置いて避難をする方はいないと思いますが、車で避難される方が多いと渋滞も予想されますので、幹線道路はもちろん、道路の拡幅ができる場所はぜひしていただきたいと思います。

今、南区の急傾斜地危険箇所、亀津13、14地区の工事を行っていますが、おかげさまで亀津闘牛場へ行く道も広くなり、また、金毘羅様の周辺もきれいに整備され、皆さん喜んでおります。

今後は、亀津闘牛場、金毘羅様の周辺を一時避難場所として考えておりますが、旧県道からの上り口と亀津闘牛場手前の数メートルが車の離合ができない状況です。南区ではこの道を避難道路として考えていますので、ぜひ車が離合できるように道路の拡幅工事をしていただきたいと思います。

○建設課長（亀澤 貢君）

私も図面を見ているんですけど、幅員の狭いところがあるんでしょうか、急傾斜地の場面で。図面的には現在、闘牛場に上る道は今よりも多少広い設計だと思っております。私どもといたしましても、避難道路と認識しておりますので、今後、社会資本整備交付金にて、急傾斜地の終わり次第要望して、道路の整備を考えております。

○4番（富田良一君）

ちょうど亀津闘牛場の手前の数メートルが離合できない状態で、なれそうなので、今後、そこまで拡張して。

○建設課長（亀澤 貢君）

わかりました。現場を確認し、検討したいと思います。

○4番（富田良一君）

せっかくですので、そこまでしていただけると大変皆さん喜ばれると思います。

工事前はがけ崩れを心配して、避難道路として利用できませんでしたが、工事後は避難道路として十分利用できることを期待しまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。11時30分から再開します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広田勉議員の質問を許可します。

○11番（広田 勉君）

かろうじて、おはようございます。

平成最後の議会、非常に記念すべき議会で一般質問ができることに感謝いたしております。

11番、広田が通告の4項目についてお尋ねいたします。

施政方針についてであります。その中で、幾つもあったんですけど、とりあえず幾つか取り上げてみました。

最初に、平成29年産のサトウキビは、単収5トン218キロ、生産量が5万9,000トンとなっており、平成37年産生産目標量を7万トンにしておられますが、何年か前は単収が4トン未満のときもありました。この単収7万トンに向かっての目標に向かう、その年次的でもいいんですけども、どういうふうな単収の推移で計画をされておるのかお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

それでは、お答えいたしたいと思います。

まず、本町サトウキビの生産量は、平成37年度目標の7万692トン、平成27年度に徳之島サトウキビ生産対策本部を中心に、振興計画として策定されたものであります。

議員のおっしゃるとおり、平成23年から24年においては、単収4,000キロを下回った時期もありましたが、直近5カ年においては、25年産が4,370キロ、26年産が4,085キロ、27年産が4,458キロ、28年産が5,781キロ、29年産が5,218キロとなっています。計画においての単位推移は向上させる計画で、37年度において単収5,550キロ、収穫面積1,274ヘクタールを目標としています。

面積が減少傾向にある中、生産面積の拡大推進とともに単収向上を図るため、低単収株出し圃場において新植が重要であり、特に高い株出しの低単収圃場においての新植夏植え、春植えを推進していく必要があると考えています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

私の友達なんかは、単収4トンであればサトウキビはやめるというふうなことで、ちょうど私どもが議員をやるころには、単収が8トンありました。そこから単収8トン、10トンを目指して頑張ろうというふうな目標を立てておりましたんですけども、面積広げるのも一つの手ではありますけれども、やっぱり、単収を上げるということについては、非常に有効なあれじゃないかなと思いますけども、単収の上がない理由は幾つかあると思いますけど、どうでしょ

う。

○農林水産課長（高城博也君）

広田議員のおっしゃるとおり、以前、目標を8トン、10トンという時期も平成元年、昭和後半にありました。現在、そのころは町の平均が6トン余りだと思います。

現在、先ほど述べましたけれども、5トン前後を推移しているということでもありますけれども、何分にもさきの生産対策本部の企画運営委員会で数字を見ますと、一番収益力のある株出しが、株出しの3回株出し以上が非常に収量が低い、これが4トン弱から3トン、下手すればことしの収穫においては3トンから2トンとなっておるというふうな感じであります。

この株出しを、収益力のある株出しを守っていくのも大切なんですけど、3回、4回というほぼ荒廃地に近いキビ畑を新植にする、新たに植えかえをしていただくというふうな施策を講じなければいけないと痛感しているところであります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

ちょうど20年ぐらい前の話ですけども、石垣島で18年株というのもあったんです。

それで、異常な、何かいろいろなものを使ってそういうふうにしておると、これは、サトウキビというのは竹科ですので、毎年株がふえていきます。ですので、株出しすれば、するだけふえていくというふうなこともありますけれども、今のお話によると、だんだん植えかえを、何年かすると株出しはやめて植えかえしていくというふうな状況だと思いますけども、沖永良部の和泊にはキビ御殿というのがあって、キビだけでやっていけるとい人もいらっしゃるんです。

しかし、このキビを、単収を上げる方策を一生懸命しないといけないということで、何か、補助か何かされていません。キビの単収を上げるための補助を、いろいろあると思うんですけど。

○農林水産課長（高城博也君）

現在、種苗の供給助成事業とともに、堆肥の助成事業を実施しております。

また、先ほど株出しの話をされましたけれども、そのころは手かさぎ、手収穫が主だと思います。ある程度自分の圃場を確認できるような農業、サトウキビ作をやっていたと思われれます。ですから、補植等も、株切れ等の補植等もやりながら、私の知っているところでも7回、8回、9回で、7トン、8トンとるような圃場もございました、当時。

ですから、こういったものの、現在、ハーベスターで収穫されるわけでありますので、その株切れ等も補植すれば今のままでよろしいんですけども、そこら辺の補植等もなかなかやっけていけない現状にありますので、荒廃地に近い畑をある程度補植、または新植でやっていただくというふうなものが単位収量を上げる最善な策ではないかなと個人的には考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

二、三日前でしたか、糖業の下方修正をしていたんですが、製糖の。そのときに、一応、昨年の台風の影響もあるけれども、やっぱり、管理作業の不足というのもあるというふうに原因を2つ書いてあったんですが、だから、その管理作業も高齢化がなして行って、手薄になっていくのは目に見えています。

ですので、その管理作業を一応補充というのか、移譲できるような受託作業員というのか、そういう組織をつくるのか、そういった手だてなんかは考えていないもんですか。

○農林水産課長（高城博也君）

確かにおっしゃるとおり、作業等の受託作業員、特にまた、株出し管理等に対する雇用の確保も非常に難しいと聞いております。そういったところも含めながら管理のほうの何らかの施策をとるようには考えております。

まず、それとは別に、町としては、増産基金事業等の助成事業を活用して、荒廃地等への振興作業を助成することや、今期新植夏植えが150ヘクタール近い実績だったんですけれども、事業を積極的に、こういったものを積極的に活用して、単位向上を図っていきたいと考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

この中にはいらっしやらないんですけども、米原課長時代にタイの東北部のウドンターニというところのキビの視察に1回ついて行ったことがあるんです。そこでは大体1軒で6万トンつくっていました。ですので、29年度の町の生産量、徳之島町と同じぐらい1軒がつくっているということです。大体どれくらいですかと言ったら、6万トンぐらいですというふうな、ハーベスターを何台も持っていらっしやって、やっていたけども。

しかし、タイですので、徳之島なんかでもことしは寒がなかなか入らないので糖度が上がらないというふうな言い方されるんですけども、タイでどうして糖度が上がるのかなというふうな疑問を持っていましたんですけども。

製糖工場へ行ったら、大型トラックが100台ぐらいずっと、20トントラックがサトウキビをおろす順番待ちをしているわけです。そして、運転している人は、順番待ちに時間がかかるもんだから、飯ごうで御飯炊いて食べながら順番待ちをしていると、どうも、私どもが小学校のころの伊仙工場を見ているような状況でしたけども。

とにかく、タイの地方は、植えたら雨季なんです。サトウキビは井戸に突っ込んでおけば何メートルも伸びます。3メートルぐらい伸びます。水さえ飲ませておけば。だから、植えたら雨季ですので、幾らでもぐんぐんぐんぐん伸びるんです。

そしたら、刈り取るときは乾季です。雨が降りません。そうすると、サトウキビの中の水分が全部蒸発して糖度が残るわけ、糖分が残って糖度が上がると、これはタイの作物だなというふうに思ったことがあるんですけども。

大体、ハーベスターと20トントラックを並走してダアーっとかさいでいくわけです。大体1畝500メートルぐらいですけど、向こうに着くことは20トン車が満杯になって、また新しく20トン車が向こうからずっと来るというふうなものすごい考えられないような状況だったんです、サトウキビかさぎ見ても。

そして、じゃあ、そこで雇われている人たちは人夫賃幾らぐらいするのって聞いたら、大体日本円で1日500円ぐらいというふうな言い方をされていました。

そういったところと、この奄美、沖縄、種子島は闘わないといけないと、まして奄美、沖縄、代替作物が、そのサトウキビにかわるかわりの作物がほぼないというふうな状況だと思うんです。

そういったところに関税が、今、関税が3百何十%黒糖にかけているから何とかそのかけた関税を島の補助金に充てていると聞いておりますのですけれども、この関税がだんだんTPPで10年ぐらいすると、肉にしてもそうだけど、だんだん関税が減っていきます。なくなっていく。そのときに、どういうふうに立ち向かうのか、島は。

このサトウキビとして、島の産業としてやっていけるのかどうか。そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

私個人の考えでちょっと申し上げると、キビはなくしてはいけないものであり、なくすべきものでもないと考えています、サトウキビのほうは。

ちなみに、以前話をしますと、沖永良部の花の問題、グラジオラスの問題で、以前サトウキビ、南栄糖業さんのほうが、キビがなくなるというふうな話がございました。

これは何かというと、グラジオラスの連作障害が出てくるだろうというふうな、ブランドの関係でやっておりました。その当時、鹿児島県からいろいろ指導を受けたことがありまして、徳之島地域で花を推進してくれというふうな話がありました。

しかし、沖永良部は現在のとおり、花で残っております。これは、何かというと、やはり農家が輪作体系というふうな形で連作回避をしたからだと考えております。おまけにまた、サトウキビについては南栄糖業さん、集中脱葉をそのころやって、副産物であるキクラゲ等も考えてやっている。

やはり、徳之島のほうも、以前はサトイモ、バレイショを輪作体系という形で、花徳のほう非常に8トン等、収量が上がったのはこのおかげだと思っております。ですから、そういったものも園芸と絡み合わせながら、また畜産農家のたい肥等も絡めながら、今後、非常にやっ

ぱりキビは残っていくべきものでもありますし、今後、残すべきものでもあると考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

お気持ちはわかります。まさしくそのとおりです。

しかし、今そのTPPを提携しました、日本は。そして、すぐは関税が下がらないからまあいいようなものもありますけれども、関税をばっと下げたものもあります、ものによっては。しかし、今サトウキビの補助金というのは御存じのとおり、関税をかけて、その関税が補助金のほうに回っているというふうに聞いておるんですけども、それがなくなったらどこからその補助金を持ってくるかとか、そういったもののあれがあると思うんです。

そういったことをどういうふうに予測されているのかどうかです。

○町長（高岡秀規君）

私の記憶に間違えなければですけども、その関税のTPPの例外品目というのがありまして、糖度が98か97以上であれば、それTPPの対象外、例外品目になってたと思うんです。

ただ、その砂糖に関して、一番我々が政府に訴えなければいけないのは加糖調製品でありますとか、実はあんこに砂糖が混ざっているやつには関税がかからないわけです。結果的には、砂糖の消費量が減るということは危惧しなければいけないとは思っております。

しかし、今後の砂糖の消費を考えますと、中国が砂糖の消費量、何グラムか上がれば、今生産量は絶対数が足りないということも言われております。そしてまた、日本の今の砂糖行政というのは、国内産では全然足りないわけですから、足りないということはある程度守れるということにもつながるだろうというふうに思います。よって、サトウキビについての砂糖の制度については私は守られるというふうに信じております。

しかしながら、それが所得が上がるような作物になり得るかと言いますとそうではない。やはり、関税補助金を出す以上は贅沢をできるまでの補助金はないわけですから、今、高城課長が答弁したように、サトウキビ、プラスアルファの兼業ないし複合経営というものが求められるだろうというふうに思っておりますので、今後の花徳の営農就農センターとか、そういった施策を今、徳之島町は見据えて行っているわけでございます。

○11番（広田 勉君）

今、この間泉町長の町民葬にちょっと参加させてもらったんですけども、泉町長がとにかくこれからは花だということで、あの町長は5期連続無投票で町長になった方なんですけども、花でずっとこう、上がってきたわけだね。その花農家が今、非常に困っているのは何かと言うと、東北の震災、あのころから花が急落して、すごい今借金背負ったりして、きゅうきゅうしているというのが、今の沖永良部の現状なんです。

そういったこともありますけれども、とにかく課長がおっしゃるように、サトウキビを我々はその、抜かすわけにはいかないというふうなことは、それは重々承知ですけれども、本当に将来的にどうであるかというのもやっぱり少し、勉強すべきだというふうに思います。

特に、先ほども言いましたけれども、ことしのサトウキビの生産見込み量をマイナス修正して、過去10年間ではことしはワースト2位になるんじゃないかなというふうな予想もされている。この間から、ジャガイモのほうも値段が全然しなかったけれども、ようやく少し値段が上がりだしてほっとしているところですけども、砂糖が悪くて、ジャガイモが悪くて、タンカンが悪くてとなると、非常に農家のその打撃というのは、もう大変なものだというふうに思いますので、とにかく、いろんな、例えば先ほども管理作業の受託機構とか、そういったものとか、あとはドローンによる農散布の利用とか、そういったこととか、いろいろその方法で、新しい、今までと違ったことをしていけば、何とか持ちこたえるんじゃないかなとかいうふうには思いますので、またご検討のほどお願いしたいというふうに思います。

それと、次に将来の園芸担い手育成の目的として、町内外から施設園芸希望農家を募集してありますんですけども、ちょっともう少し詳しく。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

現在、島内の希望相談者が数名いるというふうな、担当のほうから聞いております。

その中から、審査の上、決定したいと思っております。研修については、4月から、ちょっとおくれるかもわかりませんが、開始を目標としております。

研修募集の人数は2名の予定。宿舎については、現段階で研修開始に各自で確保することになっております。

これについては、本年度まででやっている花徳の研修センターの受け入れ状況であります。

また、2021年度、研修生の受け入れでは、今後補助事業を活用した研修施設周辺の空き家リフォーム等も今後考えるべきではないかなと考えておまして、そういった意味で、地域に密着した研修生の育成をできればなと考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

お聞きしようかなと思いましたが、花徳のほうでされるというふうなことですね。

それで、定員は2名ということですか。2名ね。

作物に関しては、以前課長はトマトとおっしゃっていましたが、それは間違えないでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

現在のところ、トマトとパッションフルーツを計画しております。

○11番（広田 勉君）

昔の沖永良部のDVDを見ていたら、トマト娘というのが出てきまして、みんなかごにこう、トマトをいれてずっとこうしている映像があったんだけど、いつの間にかトマト、なくなっているんですけども、韓国で視察行ったときはミニトマトでしたか、ミニバラとトマトだったかな、ありましたんですけども、大体トマトってどういうものか。

○農林水産課長（高城博也君）

現在のところ、担当のほうではミニトマトを考えているようでありましてけれども、その状況、何分にも導入等も、今までそういう経緯の話もなかなか聞いたこともないし、露地でやった実績も、議員の方々にもお詳しい方がいらっしゃるので、そこら辺の話も聞きながら、研修センターで指導ができればなと考えております。

○11番（広田 勉君）

何年前ぐらいから、伊仙の方で品種は「桃太郎」のトマトをずっとAコープとかそういったところへ出していらっしゃる方がいらっしゃいますね。非常においしいなど、何回か買ったこともございますけども、そういったこともあろうかと思えますし、これはあくまでも実験、実習、研修の施設ですので、いろいろいいところがあれば、またほかの人たちにも教えてあげて普及してもらえたらなというふうに思っています。

実際は、いつから始まる。

○農林水産課長（高城博也君）

審査の上、決定して後にやはり、就農者、研修生ですね、そこら辺と日程調整をすることになると思いますので、現在、まだハウス自体もこうやって完成したばかりで、なかなか土壌のほうも今から確保、改良しなきゃいけないと思っております。センター自体はできても、中の土壌と研修の中身もちゃんとしっかりしないと、なかなか入っておられませんので、一応目標は新年度の4月からの予定にしております。

期間に関しては、2年間を、現在のところ計画しております。

○11番（広田 勉君）

この4月かな。どうも花徳でやるものはスピードが遅いような感じがするんです。住宅にしても、とくに予算は通っているのになかなか土地取得がおくれたり、そして今度また住宅の縄は引っ張ってあるけど、まだ住宅を発注もしていないというふうなことで、どうしたって我々は一日でも早く予算ついたらもうすぐにやっていただきたいというふうに思っているんだけど、花徳、あの辺はなかなかそういったものが遅いということですので、ぜひ4月からできるように頑張ってくださいと思います。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩いたします。午後は1時30分より再開いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

広田議員。

○11番（広田 勉君）

3ページのほうなんですけども、TMRセンターでは、ローズグラス、飼料用トウモロコシやソルゴーなどの粗飼料を未利用資源と混合し、とありますが、この未利用資源というのは、これは何を指しているのかな。

○農林水産課長（高城博也君）

サトウキビから出たバカスであります。未利用資源ということは、これに限ったことではありませんけど、主にバカスということです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

じゃ、主飼料というのは何を指していますか。主にこれを中心として、そこにローズマリーとかいろいろ入れるはずなんですけども。

○農林水産課長（高城博也君）

主となると、ローズグラスになります。それにプラス以前から作付している飼料用キビも含まれています。

○11番（広田 勉君）

鳴り物入りの牛の絵のサトウキビも入っているわけですか。サトウキビ、飼料用の。あれも主に入っているわけやな。わかりました。

センターのこの飼料を利用している農家は、会員が何名で、会員以外何名ぐらいが利用されているのかと。

○農林水産課長（高城博也君）

会員というか、平成30年4月から12月までの実績で申しますと、現在、延べ利用件数で約1,000件であります。

○11番（広田 勉君）

会員以外は。組合員以外の利用。

○農林水産課長（高城博也君）

ただいまこちらのほうにちょっとデータを持ってきておりませんので、後でお知らせしてよろしいでしょうか。

○11番（広田 勉君）

大体でいいです。

○農林水産課長（高城博也君）

組合員のほうは12件であります。

○11番（広田 勉君）

よく伊仙町、天城町からもうらやましがられているんですけども、他町村からは引き合いはないですか。

○農林水産課長（高城博也君）

町内だけでなくその他への販売もやっておりますので、当然町外からもそういったものが来ていると思われまます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

華々しく設立したのはよく覚えておるんですけども、その後、メンバーから抜けたり、いろいろ組織変更になったと思うんですけども、最初は出資金と。あと、土地の提供とか、そういったものがありますけども、その抜けた人たちはどうなっているのかね。それはお返ししているのか。それとも。

○農林水産課長（高城博也君）

あくまで会社組織に、きらめきサポートという会社組織になっておりますので、町のほうは、きらめきサポートに委託するわけですし、その会社内部のことに関しては、細かい、お返ししたかどうかというふうな形の内容までは把握しておりません。

○11番（広田 勉君）

わかりました。委託しているからということでしょうね。

以前、これができる前、熊本のこういったセンターに視察に行ったことがあるんです。で、北朝鮮同様、見たいのなら入場料を払えということで、金をお支払いしてその工場を見に行ったことがあるんです。飼料をつくっている工場です。そのときは、トウモロコシが乳がよく出るということで、トウモロコシを中心につくっておったというふうなことでですけども、今は、子供だけ出荷しているけども、将来はやっぱり飼育までも視野に入れてする必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、そこに向けての取り組みなんかはどうなっているのか。その飼料のね。

で、飼育の場合なぜ難しいかということ、ワラをいっぱい食べせろというふうなことで、田んぼのあるところなんかは、ものすごく飼育があれですけども、そういう技術とか、そういったものもあるし、しかし、石垣島なんかは、石垣牛と、ブランド名をとって、もう飼育までされていますので、技術的に島でもできないことはないと思うんですが。

だから、そこまでする、高めていく必要性があるか、ないかが一つと、やっぱりもっていき

たいと思っているのかどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

現在のところ、生産牛を優良雌牛等の切りかえは、まだまだ生産のほうで伸びる可能性を秘めておりますので、今のところはまだ肥育までは、町のほうでは考えておりません。

今後、また状況が変わってきたときに、そのあたりは考えていきたいと思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

これは、やっぱり先を見て、行政はちょっと先を見てする必要があると思うんです。

T P Pはもう締結しました。で、肉がいっぱい入ってきます。で、どういう状況になるか、わかりません。一生懸命、日本の肉はいいから輸入できると、そういう言い方をしていますけれども、やっぱり安い肉が次々入ってくると、どうしても消費者はそこへ行くと思うんです。だから、ある程度お金に余裕のある方々は高いお肉でもいいんだけど、やっぱり今、生活が両極端になりつつあるこの世の中ですので、安い肉がじゃんじゃん入ってくると、やっぱり消費が落ちたりと、そういったものもありますので、役場としては、先を見て、少しずつ少しずつする必要はあるんじゃないのかなと思います。町長、しゃべりたかったら、どうぞ。

○町長（高岡秀規君）

その肥育については、今、高城課長が生産牛の利益率がいいので、肥育については、今のところは考えていないというのは、そのとおりであります。今後、必要性が出てきたらいつでも転換できるような施策はとっているつもりであります。

それは、実は、濃厚飼料、主なたんぱく質が濃厚飼料になるわけですが、それと、反芻胃の形成です。胃の形成をするためには、どうしても粗飼料が必要だと。で、その高たんぱくの濃厚飼料と粗飼料との比率が技術につながっていくわけですし、肥育に必要な飼料の技術というものを、今、磨かなければいけない。それが、前もっての準備になろうかなとふうに思っております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

ちょうど震災が起きたころ、向こうで飼育している方々がいっぱいあぶれてきたわけよね。ああいった方々をちょっと呼んで勉強なんかできないのかなというふうな、一時、考えもしておったもんですから、技術導入ちゅうんかな。そういったことも考えておったんですけど。

あと、そのTMRに対する役場からの補助金がぼちぼち切れるはずなんです。で、その後の運営状況としては、打ち切った場合、切れた場合、大丈夫なのかどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

TMRセンターについては、当初の計画どおり30年度で補助金は終了する予定になっており

ます。当初からすると、製造量や委託作業もふえ、年々売り上げが伸びていますが、TMRセンターは完成から既に7年が経過しており、機械の修繕費等がふえているため、町の畜産における中心的飼料供給施設と考えると、今後、事業を活用した機械の更新や町の支援等も出てくるのではないかなと考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

じゃ、今までとはまた違った補助の仕方と、応援の仕方ということでよろしいですか。

○農林水産課長（高城博也君）

そのとおりで結構だと思います。

○11番（広田 勉君）

次に参ります。鳥獣被害の件ですけれども、最近はどのような状況なのか、把握しておった分だけお願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えします。まず、平成29年度の被害状況についてですが、イノシシによる被害、サトウキビが23.29ヘクタール、約400万円。バレイショのほうは7.03ヘクタール、約120万円。で、カラスによる被害が、タンカン、0.63ヘクタール、約21万円となっております。

また、平成30年度においては、被害相談は前年より減少しているようですが、被害傾向としては、前年並みになるのではないかなと見ております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

この施政方針の中で、助成を行い、捕獲従事者の掘り起こしを図るとありますが、捕獲業者が減っておるのかどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

現在、平成30年度の捕獲従事者は38名で、そのうちカラス専門で捕獲を行っている人は2名のみとなっております。

今後は、有害捕獲従事者の高齢化や人手不足もあることから、来年度は新規狩猟者への助成を行うなどして、人手不足を解消したいと考えております。

○11番（広田 勉君）

その協会というんか、グループの会費等が高くて、一応免許は持っているんだけど、入りたくないというふうな人も何年前に聞いたことがあるんです。で、これを徳之島で免許を取れるようなあれをしてくれと、1回、議会でもお願いしたことがあったので、徳之島でも1回試験があったんだけど、しかし、その中で免許は取ったものの、その協会の中に、金があまりにも高いと。で、入らないという方々も結構いらっしゃったような感じがするんだけど、そういう

お話は聞いたことないですか。

○農林水産課長（高城博也君）

農林水産課を担当してまだ2カ月ですので、そのような話は聞いたことないんですけども、その有害鳥獣については、この協会への委託等で緊急の場合はやっておりますので、恐らく、そういった方たちは個人の所有地、畑地等の被害について、恐らくそういう目的で狩猟の免許も取られているのではないかなと考えております。

○11番（広田 勉君）

イノシシなんかは免許を持って、ピストルとか、わなとか、わかりますけれども、カラスもその免許が要るんですか。

○農林水産課長（高城博也君）

カラスの場合は空気銃とか、そういうのもありますので、また、カラスをとる場合も網等のわなを仕掛けるようになっておりますので、そういった意味でいいますと、免許が必要になるということになります。

○11番（広田 勉君）

ずっと以前に、小島のほうで大きな落としかごみたいな、落としかごの大きいやつかな、それで、ああいうのでとっていると。結構入るよと。1日10羽ぐらい入るというふうなことを聞いたことがあるんですけども、喜界島では、これぐらいの材木で6畳ぐらいの枠をつくって、家をつくるような感じで、カラスの落としかごをつくってとんでんですけども、そういうふうな、聞いたことないよな。そういうふうにして、一応、一時期、カラスが徳之島にいないという時期もありましたけども、ものすごく最近多いんです。もう朝6時ごろになると、蔵越の向こうからずっと何十羽も群れをなして、向こうにほうにおりていくんです。

で、その途中で網のないごみ袋をみんなつつくわけですよ。で、追い返したら逃げはするんだけど、また戻ってこないんだけど、ずっと上から見て、ごみ出し日にずっとつつけるやつはないかなと、上からのぞいているみたいです。

で、あれはものものすごく頭がいいんです。何十年前に喜界島はこんなにおったんですが、で、1羽追い出したら、翌日30羽ぐらい来て、お返ししとったということがあったり、自転車の前の買い物かごのあれを持って飛んだり、非常に悪さをするんですけども。これは網というと、かすみ網かどうかわかりませんが、大きなおりみみたいなあの落としかごでは誰でもとっていいのかなとか。

○農林水産課長（高城博也君）

基本、わなでありますので、許可が必要になってきます。

○11番（広田 勉君）

イノシシは今、しっぽを持ってくるだけでいいですか、会員は。で、カラスはどうしたらいい

いですか。

○農林水産課長（高城博也君）

カラスのほうは足になります。両足ということです。

○11番（広田 勉君）

とにかく今はカラスが多い。で、やっぱりこれは駆除せんといかないと私は思いますけど。だから、今、カラスをとる方が2名いらっしゃるということですので、最近どれぐらい持ってきているかはご存じないよね。

○農林水産課長（高城博也君）

過去3カ年の捕獲数について、イノシシとカラスを報告したいと思います。

平成28年度は、イノシシが279頭、カラスが1,490羽、平成29年度は、イノシシが336頭、カラスが1,494羽、平成30年度、12月末現在で、イノシシが288、カラスが1,211羽となっております。捕獲数としては年々やはり増加傾向にあるようであります。

○11番（広田 勉君）

結構捕獲されているんですが。で、ほとんどされていないんじゃないかと心配しとった。もうこれだけふえてきているから、以前より大分ふえてきているのが、1,400とか、すごい数だと思いますけども、1回卵何個なすんかね。これはわからんよね。

で、この間、知名へ行ったら、ウサギを飼っている人がおって、この間、20羽人にあげたけどと言うから、よう見たら、まだごじゃごじゃとおるわけね。あのウサギなんかも、1年に3回ぐらい子供を産むわけです。ですので、余り子供を産み過ぎて、天下茶屋のほうへ捨てたら、クロウサギとどうのこうのということ、とんでもないことをするやつがおるなと思ってね。あのウサギにしても、やっぱりクロウサギはそんなに子供を産まないみたいだけど、普通のウサギは結構子供を産むので、もう猫以上に産むんじゃないかな。だから、あんまり保育園なんかで、可愛いからって、学校なんかでよく飼っているんですけども、ふやさない方向でしていただきたいなというふうに思っております。

で、ことしはタンカンも台風で大分倒されたりして、少ないと。で、カミキリムシもどうだったのかなと。それでやられているところもあるんだけど。そのカラスでまたつつかれて製品にならないというふうなことで、カラスと人間の取り合いだというふうなことで、あわててタンカンもとっているようなことを聞くけど、そのカミキリムシは最近はどういうふうになっているのかな。

○農林水産課長（高城博也君）

事前にご質問がなかったもんですから資料はあっておりませんが、また後で広田議員のほうに報告いたしたいと思います。よろしいですか。（「来てることは来ているわけね」と呼ぶ者あり）はい。（「買取は」と呼ぶ者あり）買取は1匹30円でやっております。

○11番（広田 勉君）

私の中ではもう全部害虫ですので。

じゃ、次へ参ります。大きい2番目、台風被害について。

前回ちょっと時間切れで質問できなかったので、改めてお尋ねいたします。

去年の台風の24号、25号の被害はどれぐらいあったのかということなんですけども、農産物は別として、家屋等の保険対応のための被災地証明を恐らく役場は出したと思うんだけど、どれぐらい出したのかなということです。発行枚数はわかりませんか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

昨年台風24号による家屋は、全壊が6件、半壊が44件、一部損壊は241件でございます。

その台風によります罹災証明を発行した件数は159件となっております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

場所にもよりますけれども、特に東天城なんかは停電がいつになく長かったんです。そうすると、生ものとか、冷凍ものの被害もあったと思うんですけども、そういったものの申告とかはなかったでしょうかね。

○総務課長（東 弘明君）

お答えします。

停電についての被害等の届け出は、本町には届いておりません。

○11番（広田 勉君）

この二、三日はもうなかったんだけど、この質問書を書いているころには、うちの蔵越の周りにも、徳之島ビジョンの線が垂れておったんですが。

で、恐らく天城町、伊仙町は徳之島町の倍の広さですので被害が倍あったと思うんですけども、伊仙のうちの婿どんなんかもパソコンが使えないということで、亀津へ来て、うちの家で申請なんかしておったんですけども。

で、この徳之島ビジョンの被害額はどれぐらいだったんでしょうかね。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

まず、蔵越における垂れている回線につきましてお答えいたします。

徳之島ビジョンに確認をいたしましたところ、断線の原因は不明であるということでございましたけども、修繕につきましては、もう完了しているとの報告を受けております。

今後また今回のような回線の垂れている場合は、徳之島ビジョンさんへのご連絡をいただきたいというふうにおっしゃられておりました。

また、建物の解体等で回線を切断する場合も、同じように通知をしていただきたいということでございます。

それから、被害額におきましては、徳之島町の台風災害の被害額は501万9,000円となっております。内訳といたしましては、各家庭へのドロップケーブルの断線が76件、幹線の障害4件、スパイラルハンガーの外れが107件、倒木による自営柱の抜柱及び建柱が1件でございます。

ちなみに、天城町さん、伊仙町さんの被害額につきまして、議員がおっしゃったようにたくさんの方の被害を受けておりました、金額だけを申し上げますと、天城町の被害額につきまして2,626万円、伊仙町さんが1,124万6,000円。これは全て徳之島ビジョンに関連する被害額でございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

恐らくこれは一応保険以外のお金だと思うんですけども、大体これ、復旧にどれぐらいの日数がかかったかはお聞きしていないでしょうか。大体もう終わりましたが。先ほど言いましたが、蔵越のほうも、これ書いている時期は下がっておったんだけど、もうきれいに復旧されておるといのは知っていおるんですが、大体いつごろに復旧・完成とか、大体オーケーだろうと。

というのは、パソコンを使う人にとっては、もう1月、2月というのは大変なんですね、これ。だから、大体どのぐらいで復旧されたのか。

○総務課長（東 弘明君）

その復旧につきましては、どれぐらいの期間がかかったかというのは把握をしておりませんが、場所によってはしばらく期間があったというのは伺っております。それは順次、優先度の高いところからやってきたということですので、そういうぐあいになったかなと思っております。

○11番（広田 勉君）

前回も、徳之島ビジョンの被害があって、当時、米原総務課長がやっぱり500万円ぐらいの金を用意せんといかんというふうなことを言うておられたんですけども、しかし、やっぱりこれは、台風はあくまでも想定内であると私は思っていますがね。だから、これは想定内で対策はつくっておかないといけないじゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

台風時の修繕に関しましては、現在、町村会より半分、あとの半分につきまして町負担となっておりますけども、今後、台風対策につきましては、現在使用しているそのドロップケーブルの強化も検討していきたいと考えております。

その強化といいますのは、現在のケーブルは強度が弱くて、太いケーブルにかえていくことによって強化されるものだというふうに考えているところでございます。

○11番（広田 勉君）

ここは島ですので、周りは全部海に囲まれている。塩害も強い。で、台風は常設地帯と考えないといけない。そういうことを考えてくると、その電柱をなくした無電柱化を積極的に取り入れるべきじゃないかなと。そうすることによって、ものすごいこの被害額が減るんじゃないかなと。最初のコストは高いですけど、後々のメンテナンス、これは非常に安くなると思うんだけど、町長、この無電柱化、電柱をなくす。この方策を徹底してつくっていく必要はないかな。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

電柱の地中化についてでございますけども、地中化した場合のメリットといたしましては、景観がよくなる。それから、交通の邪魔にならない。災害等の避難時に邪魔にならない等の効果が期待されます。

しかしながら、地中化するにあたりましては、県や電力会社、それから電話会社、周辺の商店、住民の方々の同意がなければ工事を行うことができませんけども、地震等の災害においては、断線箇所等がわかりづらいということもございます。

そういうことですので、復旧には多額の費用や日数がかかると考えられておまして、いろいろ難しい面もあるかなというふうに考えております。

ちなみに、費用といたしましては、1キロ当たり約1億から3億円かかるというふうなことが出ております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

今言われたように、景観がよくなるということですが、今、世界自然遺産登録を目指しているから、そういったものもひっかけて、やっぱり計画していくべきだと、私はそう思いますけどね。

で、韓国なんかに行くと、ほとんどもう電柱はないです。向こうは、まだ戦争中ですので、ただ休戦しているだけですので、いつまた始まるかわからんから、電柱なんか建てとったら大変だと。しかし、北朝鮮は電柱がずらっと立っているんです。

で、高速道路にしても、韓国の場合はセンターラインをちょっと動かしたら、もうそこに飛行機が着陸できる。いつでも飛行場になり得ると。ですので、飛行場をたたいても、高速道路で発着できるというふうな考え方なんです。

で、この電柱の考えは、1986年ごろから電線類地中化推進計画が5カ年計画で進められてい

て、現在、7期目らしい。全国で大体9,000キロメートルの無電柱化がなされておると。

で、昨年12月には、参議院本会議で全会一致ですけども、無電柱化推進法案が成立したと。こういう状況ですので、やっぱり災害時の被害状況を比較した結果、地中化にした場合は、地上にある電柱の80分の1の被害であったというふうなデータもあるわけです。電柱を立てているのと、もぐらしているのでは80分の1の被害額であるというデータもあるので、国会としても進めるということですので、ぜひ研究をして、小さい島ですので、一気に、しかも、世界自然遺産というのをひっくるめて、要望する必要があるんじゃないかなと、私はそう思います。

デメリットとしては、コスト高。それはもうしょうがない。あとは探偵が隠れる場所がなくなるとか、暴走車が突っ込む場所がなくなるとか、そういうデメリットもあるというふうな、ある本に書いてあったんですが。

で、やっぱり島では台風、塩害、それを考えると、地中化のほうがよっぽどメンテナンスを、台風の前になると、九電の応援隊が何台も島で寝泊まりしておるというふうな状況なんか、これなくなるんじゃないかなと思いますので、町長、これ真剣に1回考えるべきじゃないかな。

○町長（高岡秀規君）

実は、国のほうが無電柱化という提案で、奄振法で進めるべきじゃないかという意見は、実は内々では出てはおりますが、現実的にできるかどうかとなりますと、電柱には九電工の九州電力そしてまたNTTとか、いろんな関係者の電柱がございまして、それを地下に埋めるとなると、当然コストを誰がみるのか。また、工事費は誰がみるのか。そしてまた点検がしづらくなるのではないかな等々、可視化ではないわけです。目に見えないわけですから、そういったデメリットも考えられるようであります。

今後、第2の公共事業となりますと、奄振事業の予算確保の観点からいくと、トンネルに流れるよりは無電柱化の、島にとって意味のある公共事業というのも期待はできる可能性はあるかもしれません。

よって、維持管理費そしてまた実用性、危険度等々を総合的に勘案をして、一応数字を出す必要はあるのかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○11番（広田 勉君）

なぜコストが高いかというのと、こういうものを使わんといかん、あれはこれじゃないといかんとか、規制がものすごく高いんです。だから、こういったものをずっと技術的にクリアしていけば、そんなに高くはならないと私は思います。

ですので、トンネルをつくるよりはというふうなことは、この公共事業が少ない時代に、やっぱり持ってきてさせるべきじゃないかなというふうに思っていますので、考えの片隅に置いておっていただきたいなと思います。

次へ行きます。

自然災害の台風や火事などは、隣近所に害を及ぼしても弁償の義務はないということですが、以前、モクマオウが台風で倒されて家の軒先を壊して、当町は弁償したことがあります。これは町長も覚えていらっしゃると思いますけども。

で、昨年、台風被害は北区の住宅関係だけなど、あの辺一帯非常に大きな被害がありまして、8世帯あった住宅が全部引っ越しして、その跡形を全部ならして更地にしたりしてありますけども、しかし、いまだに町営住宅はブルーシートをかけたままの屋根や、また、ほかの小屋なんかのところでもガラス戸が落ちたところを、ただちょっとひもで引っ張っているだけとかいうふうなところもまだまだあるんです。

で、この中にも書いてあるんですけども、役場に、ある人が瓦が割れたので弁償できないかと言ったら、自然災害だからないと、一言言われたと。そういうふうには、ちょっと憤慨している人もいらっしゃるんですけど。しかし、これはその人が私に言いました。民法第717条、これを見てくれと。で、持ってきたんですがね。

で、何かというと、第717条、「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う」ということが。

ですので、これは危ないから直しなさいよと言うたのに、そのままほったらかしておいて、被害に遭った場合は、弁償しなくちゃいけないと。これは裁判で訴えられたら絶対そうなりません。恐らく、当時のモクマオウもそうじゃなかったかなと。これじゃなかったかなと思います。

で、普通にきちっとしてあるのに、台風で飛ばされてする分に関しては、自然災害ということで、自分らでせざるを得ないというふうにありますけども、しかし、今、婦貴田住宅にしてもそうだけど、上の安住寺住宅は今、大体潰してありますけども、まだ少し小屋みたいなのが残っているのは、あれは町のものかどうか知らんけど、ブルーシートをかけたままです。婦貴田住宅も。これは町の持ち物です。次、台風が来て飛んだ場合は、町が弁償しなくちゃいけないと私はそう思いますけど、どうでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

安住寺住宅につきましては、現在のところ台風災害時に2棟ありまして、10月補正で解体費用をいただきまして、亀津小側の1棟は解体いたしました。その裏の1棟についても契約済みで、3月末には解体済みの予定です。

婦貴田住宅のブルーシートにおきまして、1棟4戸でありまして、1戸のみ部分解体においてブルーシートの部分につきましては、町の大工で対応したいと考えております。これも業者さんにはもう伝えてありますので、ちょっと業者さんが、今は手が回らないところで、町の持ち分なので町で管理しております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

この辺の住宅は、ほとんど床下が落ちとった。恐らく混岸もそういう状態じゃないかなと思います。とにかく、町はもう補修はしないと。できたら出ていってもらいたい。しかし、口から言えないというふうな状況で、ずっと双方我慢比べみたいなことになっておるんですけども。

で、とにかく安住寺のほうもガラスが飛んできたりして手を切ったりとかいうふうな人たちも何人かおられたというふうなことを言うておられたけど。

ですので、今、飛ばされそうだなと思うところは、やっぱり町としてもそうならないようなことを常にやっておいてもらいたい。そうしないと、ほら、また来たと、下の人たちが言う可能性がありますので、ぜひお願いします。

次、大きい3番目へ行きます。

保護司、他ボランティア活動に対する認識についてでありますけども、このボランティア活動に関しては、なかなか我々もあんまり把握できないところが多いんです。民生委員というのは何をされているのかなというふうなこととか、あと、いろんなボランティア活動を知らないのが多いから、補助金も全部次々と切っていくというふうなことでありますので。

で、きょうはこの保護司について少し皆さんにも知ってもらいたいと思います。

徳之島町には、法務大臣より委嘱を受けた保護司が8名いらっしゃいます。この中にも3名いらっしゃいます。身分としては、非常勤の一般職で、無給の国家公務員という身分であります。75歳が定年です。仕事としては、刑務所や少年院などから保護観察つきで出てきてこられた方々の立ち直りを、地域で支えるボランティアと、一口で言えば、そういう感じです。

そのためには、本人と月2回面接を行い、指導・助言をして、そして毎月報告書を自腹で切手を買って報告書をつくるというのが、保護司の仕事であります。

なぜ、そうするかというと、再犯防止を主に行っていますので、刑務所や少年院に入っている人たちの受け入れ環境調整からずっとやり出して、するんですけども、去年、徳之島町は我々の面接する場所を提供していただきました。今までは自分の家で面接をするか、相手の家で面接するか、往訪・来訪というんですけどね。そうすると、女の人なんかでしたら、特にひとり者の女の方が少年院から帰ってきた人たちを自分の家で面接した場合、悪くはないんですけど、見渡されたりいろいろすると、不安視するんです。

そういったことで、自分の家での面接はやっぱり控えたいというふうなこともありまして、去年、徳之島町はその土地改良の跡地を保護司のサポートセンターとして開放していただき、今、そこで面接をずっとやっておるということでございます。

西郷隆盛も流されてきたときは、その流されてきた人の決まりがあるんです。ここを去らな

いとか、牢屋に入るとか、そういった全部決まりがある。そういう決まりがありますので、それを守っているか、守っていないかを、当時の代官は報告しないといけなかったんです。保護司みたいなもんですよ。

そういったのと一緒に、刑務所、少年院から出てきたら、必ずこれこれを守りなさいと。守る事項があるんですけど、それを守っているかどうかを我々は判断をして、守っています、守っていませんの報告書を書くだけなんですけども、非常に、最初に言うたように無給ですので、報告書も、切手も全部自分で払うと。で、面接を何人受け持っても、何回したって、一切関係ございません。全て無給です。

ただ、研修に行くときの旅費だけが、鹿児島から福岡へ行くときも、一番安い切符を買ってくださいねというふうに言われて、どれが安い切符かわかりませんので、窓口へ行って、こうこうして安い切符を買うように言われましたので、お願いしますというふうにして買って行くんですけども、旅費にしても実費払いなんです。

で、薬物に関してもそうです。我々が薬物の担当するころは、島でも少なかったんですけども、覚せい剤、今、非常に多くなりました。大麻、多くなりました。その薬物のほうも、我々が手を抜いているからじゃないんだけど、インターネットというのがあって、それでずっと購入できるというふうなことで、ずっとどこでも手に入るということで広がってきております。

その薬物の会合へ出るときも、薬物は、徳之島町は4名ほどいらっしゃって、町の補助が4万いただいております。去年なんかは与論に行きましたら、旅費として8,000円いただきました。私たちの場合はいいんだけど、やっぱりかかった分はいただきたいというふうに思うんです。与論往復だけで5,000円ぐらいかかるし、泊まるだけでも6,000円ぐらいかかりますので、最低1万1,000円、1万2,000円は要るんです。で、それを8,000円どうぞと。旅費ですというふうにいただいて、我々は動いているんですけども。で、仕事も休んで行く可能性もあるし、保護司にしてもそう。

で、面接を、最初のころは5名持っている方もいらっしゃった。5名持つということは、月10回面接をせんといかんわけです。で、その時間的なものやら何やかんや考えて、今、町のほうとしては、保護司会に7万円、今、8名おられるんですけども、7万円補助金があります。私どもがやりだしたころは、もっとあったらしい。で、それがずっと切られてきて、私どもは知らないの、幾らもらっていたか知らなかったんで、議会で見ただけでしたので、7万が高いか安いかわかりませんが、それはわかりませんが、しかし、やっぱりある程度の経費はちゃんと計算していく必要があるんじゃないかなと。

例えば、この間から後ろの議員さんも言っていましたけども、民生委員もあまりにも安いと。というのは、次の民生委員さんを探すのに難儀するわけよね。で、ボランティアも半分はいいんだけど、全面ボランティアになってくると、これ人員探すのに一苦労するんです。例えば、

今、サロンなんかしておりますけども、北区の民生委員はサロンのお手伝いをずっとしています。で、ほかの民生委員はあんまりしてなかったりするんですけども、サロンなんかどうするかというと、年をいった方ばかりですので、机の出し入れとか、そういったものは非常に難儀しているのが、あちこち出てきていると。そういったものを区長さんなり何がお手伝いしたりするところもあるし、しないところもあると。そういったこととか、いろいろありまして、民生委員の仕事もいろいろやればやるで切りがないというふうなことですけども、民生委員が幾らもらっているかわかりませんし、どういったお仕事をされているかも詳しくは私は存じ上げませんが、こういったふうなボランティアに対する活動の認識を、議会も、執行部ももう少し持っていただきたいなというふうに思っておりますけど、いかがでしょうか。

○住民生活課長（政田正武君）

初めに、保護司の皆様には日ごろから犯罪や非行防止にご協力いただき、安心・安全な地域づくりにご尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

ただいま広田議員のご質問の件につきましては、私も何度か保護司会に参加させていただいている中で、広田議員や保護司の皆様からもお話をいろいろとお伺いしております。今、広田議員がおっしゃられたように、職務につきましても犯罪者の更生に携わるとか激務であることも、また保護司会の活動費についても、約3分の2が個人の会費ということで、会員の負担になっていることも承知しております。

今後は、保護司の皆様によりよい活動をしていただくためにも、環境を整えていく必要があると考えていますので、このことにつきましては、財務と引き続き協議をしてみたいとは考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

今までは保護司もずっと身分をなるべく隠して、その人たちとあんまり、保護司のお世話になっているというふうに見せないようにと注意しておる。いや、もう私は絶対それは逆であって、もう地域全体で支えて、再犯防止をすると。

というのは、島が小さいですので、もうみんなわかっているわけ。隠そうにも、彼が何をしたか全部、保護司以上に周りの人が知っている人が多いですので、そうであれば、もうみんなで共有して、みんなで再犯防止をしてくと。しかも、ことは天皇陛下がかわります。こういう時期には何が起こるか。恩赦です。恩赦で、今、刑務所にいっぱいおって、軽い人はみんな出したがっているんです。恐らく恩赦でどばっと出てくる可能性もあります。そうすると、そのまま出てくるのはいいんだけど、保護観察付という一言つけば、全部受け持たんといけないというふうになりますので、仕事がふえるんじゃないかなというふうに、ただ平成が終わって、次の時代が来ると言って喜んでばかりおれないというふうな状況でもあります。

それと、もう一つは、役場職員の協力体制ですけども、与論町へ行けばすぐわかります。薬物で行っても、町長、副町長から、教育長から全員来て、みんなで一生懸命やると。で、保護司のほうも全部みんなでやると。しかも、担当職員を含め全部で一生懸命やってくれると。どっからああいうのが出てくるのかなというふうに、やっぱりおもてなしの精神なのか、ようわかりませんが、保護司会にしたって、今、与論町は4名いらっしゃるんだけど、町からの補助も10万、徳之島町は8名おって7万というふうな状況ですけども。

確かに私がやり出した時期より、今、犯罪は非常に少なくなってきておりますので、非常に効果があるんじゃないかなと。保護司としての仕事をしているその効果が出てきているんじゃないかなと、自負・自賛もしたいなと思っておるんですけど、それが本当かどうかわかりませんが、やっぱり民生委員、薬物保護司、こういったものたちのボランティア活動に対してのご理解をちょっと進めていただけたら、きょうのこの項目は非常によかったなと思います。よろしくをお願いします。

じゃ、次へ行きます。

学校編成についてですけども、1番、学校再編成検討委員会を継続開催し、再編に関する研修、学校再編にかかわる教育委員会案の審議などを行い、検討委員会による再編成が円滑に進むようにと所信表明の中にありますが、前までずっと質問しとったが、この辺はもう終わっているような気がしたんだけど、どうして所信表明に載ってきたのかなと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

前の議会で、前課長が切り離していくという答弁をしたと思いますが、一応、平成30年12月の徳之島町小中学校再編検討委員会の中で、学校再編と東天城中学校の校舎建設は分けて進めていこうということになっています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

その辺がようわからんのよね。もし再編して、哇かあの辺でつくろうやとなったときに、東中の建設はどうなるのか。全く、これが決まらんと東中の話ができないんじゃないかと私は思うんだけど、ずっとそう考えているんだけど、それで、ずっと話の食い違いがしてきているんですが。

○学校教育課長（尚 康典君）

それで、結局、学校再編の話が進まなくても、東中の建てかえについては別で考えていくという考えで、それはそれで進めていこうという考えであります。そういうふうに聞いています。

○11番（広田 勉君）

意味がようわからん。東中をみんなで再編成してどうするか。もし一つにすると決まれば、

場所はどこにするかと、また話し合いになってくるわね。

しかし、独自で行くと。もう山は小中一貫校、東中は東中だけとか、そうなった場合は、別に東中の学校をどうするかを考えればいいんだけど、もし再編成しますとなった場合に、東中の枠を幾ら考えたって、意味あるのかな。

○町長（高岡秀規君）

まず、再編につきまして、今、課長がお話をしたように、東中の建設と再編については分けて進めていくことにしました。なぜならば、その統廃合につきましては、まだ答申が私のほうに出てきておりませんが、その学校教育環境となると、その再編の有無にかかわらず対応できるような校舎を建てたいというふうに考えておりました、さらには、東中の建て替えにつきましては、まだ場所が選定されていないということと、あと、地域の皆さんで建設委員会等々を立ち上げていただいて、しっかりと話し合いの場を設けて、場所等、そしてまた、どういった校舎をつくるかについて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（池山富良君）

広田議員、持ち時間があと5分でございますので、よろしくお願いします。

○11番（広田 勉君）

だからわからんのよね。例えば、東中をこうして、こういう学校をつくろうと。みんなでもう何回も話し合って決めました。で、再編成委員会から、井之川までみんな一緒にすると、再編成するというふうに決まったときに、どちらを優先するわけですか。ずっと地域で話し合いして校舎をつくっていきます。で、こういう校舎をつくろうと。で、場所はここにしようとなつた。

しかし、再編委員会から、井之川まで全部一つにすると、統廃合すると出てきた場合、どちらか優先せんといかんのじゃないですか。

○町長（高岡秀規君）

まず、再編につきましては、ある程度の意見等々は伺っておりますが、まだ決定ではないということにして、そしてまた、地域の活性化、そしてまた子供たちの教育環境となりますと、一概に再編の意見が全て正しいというわけではございません。しっかりと地域の意見を聞きながら、そしてまた、さらには再編の検討委員会が出されたその結果に基づき決めることとなりますので、一番最優先するべきは、町民の声であったり、子供たちの目線に立った教育のあり方であろうというふうに思いますので、今後は、答申を受けたときに、しっかりと皆さんの意見を聞きながら進めることになるというふうに考えております。

○11番（広田 勉君）

いやいや、そういうことを言うから、この再編成もう要らんじゃないのというふうな考えになってくるわけですよ。

で、この所信表明の中では、再編成をもっともっとすると書いてあるから、だから、校舎をつくるのと、再編成するのではイコールはならないんですよ。どっちかを決めてからしないと、2つを一緒に、同時に進行という意味が、私にはようわからない。その再編成委員会は、確かにそれは生きておるかもわかりません。これも早く終わらせて、で、再編成するのであれば、する。しないであれば、しない。で、独自で生きる。そうすることによって、独自にもし生きるんだったら、山は小中一貫校にしてする。手々は今のままでいく。東中は今のままでいくというふうにして決めれば別に、校舎はすぐ検討委員会も始まるんだけど、再編成もあり得る中で、校舎をどうするかを検討しなさいといったって、ちょっと難しい話じゃないかなと私はずっと思っているんですけども、成り立ちますか、町長の頭の中では。

○町長（高岡秀規君）

当初のその再編のあり方につきましては、何年か前に、忘れましたが、秋武教育長時代に、まず生徒が小規模校を存続させるための努力というものを、町側にさせていただきたいという話をまずいたしました。人が少なくなったからといって、すぐで結果が統廃合というような結論を出さずに、子供たちの教育環境をいかにすぐれた、全国でもすぐれた教育環境をつくることを最優先に考えたときに、小規模校が全て統廃合の答えではないということも町側にはあったわけです。

しかし、教員委員会の意見というものもしっかりと受けとめなければいけないということで、再編成の委員会は立ち上げていただきましたけども、実際に今は、時代の流れが小規模校ということの重要性ということも、実は見直されてきているのも事実であります。

だからこそ、今後のその再編のあり方については、時代とともに変わっていくものだというふうに今認識しております。東中の建て替え問題と少し切り離れたほうが、結果的に子供たち、地域のための結論が得られるのではないかなというふうに、今は考えております。

○教育長（福 宏人君）

議員ご質問の件でございますが、なかなかこの再編委員会の答申と、今、再検討委員会でさらに最終答申を出しているところですが、なかなかこの流れがちょっとわかりにくいということで、おっしゃるとおりだと思います。

平成26年に再編計画委員会から既に答申は出ております。この答申を教員委員会、それから今、検討委員会で最終答申として、まだ高岡町長のほうには、最終答申といった形が出ておりません。

で、今期、再編検討委員会で、30年の12月に、本年度の第1回の検討委員会を実施し、その中で、最終的に教員委員会が、先ほど申し上げましたとおり、どういったような形にするのか、答申をもとに、今、原案をつくっております。これを3月の下旬ごろに第2回の再編検討委員会を開いて、そこである程度決定して、で、来年度早いうちに最終答申としての形として、町

長のほうに提出するというような形になっております。

ただ、再編というような形ではありますが、再編の中にも統廃合だけじゃなくて、小中連携型とか、いろんな形が今出てきておりますので、小規模のそのよさを生かしながらするという新たな方針も出ておりますが、そういうのを加味しながら、最終決定を早いうちに最終決定をいたして、町長に答申をします。

そして、東中のことにつきまして、先ほど申し上げたとおり、その建築と再編は分離して考えていくということでもあります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

もう大体、町長の言わんとすることもわかるんです。もうもう、それを聞いたら再編はないなど、私どもはそう思っている。

で、これではまだまだあれをしているというふうになっているから、あれ、何だろう。どっちをとるんだらうなど。教育長がおっしゃるように、早目に答申を出して、で、結論を出して、そして、単独で生きる、再編する。これを早く出して、そこからスタートしていかないと、校舎だけどうのこうのたって、無駄ですよ、はっきり言って。私はそう思いますので、とにかくあれをよろしく願いいたします。答申をも少しでも早くお願いします。

で、以前から言っていますけども、小中学校の修学旅行のコースの変更、これは、私は五、六年前からずっと言っているんですけども、それは教員委員会から押しつけないと。それは重々わかっています。しかし、予算を出すのは町ですので、ご相談はできるんじゃないかなと。

それと、もう一つ、一番大事なものは、小学校のときに、やっぱり島を知ってもらいたいと。島を知らずしてすぐ6年生は沖縄、中学生は長崎。そうじゃなくて、小学生は島を、奄美大島でもいい、どこでもいい。特に奄美大島を私は推薦しているんですけども。で、中学校を沖縄というふうにしたほうが、一番勉強しやすいんじゃないかなと、私はそう思います。とにかく島を知るということが一番大切じゃないかなと。そういう意味においても、ぜひこの辺の検討を。これは徳之島町だけでなく、天城町でも恐らくこの話が出ると、ある議員が言うてましたから、ひとつご検討のほどをお願いしたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

修学旅行は教育課程の中で特別活動の学校行事に関する遠足、集団宿泊的行事、旅行、集団宿泊的行事として位置づけられており、教員委員会がすべきことは、行程と内容が修学旅行の意義、目的に沿って適切に、特に事故のないように計画されているかを判断することです。

ですから、現在は学校で修学旅行は教育的な効果を十分に考慮し、保護者の意見も参考にしながら、行き先をどこにするかを決めています。それで、それに応じて、また学校が旅行代理店との調整を行うという形になっています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

小学校の今のコース、今の日程、全部私がつくりましたので、いずれも知っているんですけども。

それで、やっぱり奄美を回っておると、やっぱり島を知ってから都会のほうに出ていってもらいたいと。そういった意味も含めて、そういった自然学習なんかもありますけども、ぜひ教育委員会としても要望していただいて、島をなるべく知る運動もお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（池山富良君）

広田議員、ちょうど時間でした。

しばらく休憩いたします。2時55分から再開します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時55分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、宮之原順子議員の一般質問を許可します。宮之原議員。

○5番（宮之原順子君）

皆さん、こんにちは。

5番、公明党の宮之原順子が町民の皆様から相談がありました3項目について、一般質問をいたします。

本年、亥年は統一地方選挙と参議院選挙が重なる年です。徳之島町においても7月には町長選挙があります。奄美群島は投票率の高い地域ではありますが、徳之島町でも有権者の高齢化が進んでいます。北部地区で高齢のひとり住まいの方また高齢の親を介護している方などから、花徳支所に期日前投票所があれば助かりますとの相談の声がありました。

高齢者がふえていく中で、期日前投票所が町役場の1カ所ありません。北部地区の支所でも期日前投票ができないか、お伺いします。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

お答えします。

北部地区におかれましても、仕事関係また病院、買い物等に多くの住民の方が亀津を利用されており、期日前投票を済ませて帰られる方が多いことから、今現在、北部地区に期日前投票

所の設置の予定はしておりません。

○5番（宮之原順子君）

昨年町議選の期日前投票はどれくらいの方が投票されましたか、お伺いします。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

昨年町議選の期日前投票は、全体で40%であります。そして、北部地区は31%、当日の北部地区の投票率は55%で、全体では86%の投票がありました。

○5番（宮之原順子君）

多くの方が北部地区でも31%の期日前投票をされているのがわかりました。

それで、当日に入れる方の中には、遠くて車がないから行けないとの声や、当日、もし病気をした場合、天候が悪かったら入れにいけないから、なるべく近くで投票できるほうがいいとの強い声がありますが、支所のほうに期日前投票所を設置することはできないですか。もう一度お聞きします。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

今後は、議員さんの言われたとおり高齢者がふえていくことから、将来的に北部地区に期日前投票所の設置を検討したいと思います。

○5番（宮之原順子君）

ぜひよろしくお伺いします。

次に、2項目のところに行きたいと思えます。

交通手段の乏しい高齢者の投票機会を確保するためにも、中山間地域や高齢者の多い地域に、車両内に記載台と投票箱を備えつけた巡回ワゴン車による移動期日前投票車の導入などを検討してはどうでしょうか。これは島根県浜田市のワゴン車による投票所です。ハイエースを使って、10人乗りですよね。これであちこちを巡回して、なかなかバスがなかったりとか、車の移動の厳しい方のところでこの投票をしているのが、こういうところは全国的に少しずつはありますが、今ふえてきていますが、こういう車の導入などを検討してはどうでしょうか、お伺いします。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

移動期日前投票所につきましては、期日前投票までの距離がそう遠い距離じゃないと思えますし、また、車の配置や人件費等もかかることから、現在は予定はしておりません。

○5番（宮之原順子君）

じゃ、移動期日前投票車は予定はしていないということですが、青森県のどこかの地域で、車で投票じゃなくて、投票所に移動で連れていく、支援するという制度ができていたけど、そういうものは考えていないのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

今後は、各集落で要望等があれば、車での送迎や移動支援活動に前向きに検討したいと思いをします。

○5番（宮之原順子君）

車で投票に連れていく方もだんだん年をとってきますので、もしそういうのができたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3番目についてです。

郵便投票制度の周知と推進についてということです。

不在者投票や期日前投票制度は、皆さん知っている方も多ひと思ひますが、郵送投票制度は町民の方にあまり知られていないのではないのでしょうか、お伺ひします。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

郵便投票制度につきましては、ほとんどの住民の方は知らないと思ひます。

今後は、郵便投票制度の仕組みについて、詳細を町広報紙等で記載し、啓発活動を周知・徹底したいと思ひます。

○5番（宮之原順子君）

ぜひよろしくお願ひします。以前、私の父も介護度が5で、この郵送投票制度を利用していて、家にいながら投票できる。体の不自由な方にとっては本当にありがたい制度、また、介護をしている方にとっても本当にありがたい制度だと思ひていますので、この制度を皆さんに周知していただきたいと思ひます。

また、この徳之島町では、この郵便投票制度は何人の方が利用されていますか。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

現在、14名の方が住民投票申請をされています。

○5番（宮之原順子君）

介護福祉課のほうで調べたら、介護度5の人が47名、また、この郵便投票制度というのは、障害者の1級と2級の方と介護度5の人ができるそうですが、障害者1級と2級の方は318名いました。で、介護度5の人は47名ということで、障害者1級と2級の方は自分で歩いて投票に行ける方もいます。それでも、介護度5の人は、誰かの介護がなければ投票ができないと思ひますので、ぜひ47名中というか、その障害者1級と2級を合わせて366名中、この中には多分歩いていける方もいらっしゃると思ひますが、14名の人しか申請していないというのは本当に非常に少ないと思ひますので、周知と推進をぜひお願ひします。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

議員さんの言われたとおり周知徹底をしたいと思ひます。

○5番（宮之原順子君）

最後に、これはお願ひなんですけど、これは高齢者の方から投票記載台の前に候補者の名簿

が張ってありますけど、小さ過ぎて見づらくて、誰に入れようかとその場になったら迷ってしまうことがあるというのが、結構多くの方が話していましたので、候補者が多い選挙は大変かもしれませんけど、できる限り字を大きくして見やすくして、本人たち、高齢の方がまた探しやすいように、その記載台のほうに提示していただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（清山勝志君）

今後は改善したいと思います。

○5番（宮之原順子君）

じゃ、よろしくをお願いします。

次に、保育園や幼稚園の遊具について、2項目の相談についていきます。

12月議会では是枝議員からも、子供たちの身体機能強化を図るためにも運動公園等の遊具の整備との一般質問がありました。公立の保育園や幼稚園の保護者の方から、園内に遊具が少ないとの声がありましたので、保育園と幼稚園の遊具の設置状況を伺います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

保育園についてお答えいたしたいと思います。

公立の認可保育園が1園、あと、僻地の保育所が2カ所ございます。ここについて滑り台やら、ブランコ、ジャングルジム等々、遊具設置はされておりますが、議員も見てお気づきのことだと思います。設置されてから時間がたっておりまして、破損等やらそういうものがあります。

今後、こういうものを調べて、修理なり、新しいものを設置とか、そういうものも必要かと思っております。

私立につきましては、十分な遊具が取りそろっている園がありまして、もう一つ、ことし開設いたしました保育園につきましては、ゼロから2歳ということで、園庭も少ないということで、外のほうには遊具がないということでもあります。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

幼稚園についてお答えしたいと思います。

山幼稚園と花徳幼稚園、亀徳幼稚園の3園では、遊具として、滑り台、ブランコ、ジャングルジムが設置されております。で、亀津幼稚園にはちょっとスペースがなくて、滑り台とブランコが設置されています。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

設置されてから大分年月がたっているということですけど、老朽化が進み、使えなくなって

放置されているのも、その幼稚園、保育園にあるのでしょうか、お伺いします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

ブランコ等使えなくて、もうひもで縛って置いてあるようなところもございますので、そういうところはまた点検いたしまして、今後更新等を考えていきたいと思えます。

○学校教育課長（尚 康典君）

幼稚園につきましては、担当に一応聞きましたが、先生のほうから何かあれば修繕の依頼とかきますので、そのたびに対応していますので、今のところ使えない遊具はないと聞いております。

○5番（宮之原順子君）

老朽化した状態で使えない遊具を設置してあるというのは本当に危険ですので、ぜひ早急に撤去をお願いしたいと思います。

次に、保育園や幼稚園に遊具をふやすことはできないかということですが、子供たちが日中多くの時間を過ごしているのは園ですので、保育園や幼稚園に遊具をふやすことはできないのでしょうか、お伺いします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

遊具、先ほども言いましたように、それぞれ園庭が狭くて大きな遊具が置けないというのが実情であります。それぞれ保育所にお聞きしましたところ、直接には遊具が少ないというお話は聞いたことはないということでした。

で、現状、保育士が少ないような状況が公立の保育所ではありますので、遊具等の事故とかそういうものも考えられますので、目が行き届かないというところもありますので、今後はそういうところも是正していかないといけないのかなというところがあります。

また、保育関係者のお話の中で、遊具も大事なんですけど、子供たちが自分で探して遊べる環境づくりも重要で、子供の発達には大変重要なことだと思えるということで、保育者がそれとなく自然のもので遊べる。例えば、泥んこ遊び、草木を使った遊び、そういうのも子供の発達には重要なことだということで、こういうことも必要なのかなというお話がありました。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

すみません、幼稚園についてお答えします。

施設遊具の増についての幼稚園の件ですけど、幼稚園は小学校の施設内にあるため、小学校との兼ね合い等で設置スペースが一応限られており、今の環境がベストだと考えています。実際には、幼稚園の前にあいているスペースがあったりするんですけど、実際、小学校でまた行事でテントを立てるときに使ったりしますので、今以上のスペースの確保は難しいから、遊具

の増は難しいものと思っています。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

遊具につきましては、自然のもので遊ばせるのがもう大事だというのはわかりますけど、自然のものだけでは私は足りないじゃないかなと思います。園児の心身の発達・発育そして自主性とか想像性、社会性などを身につけていく遊びの場が遊具にあるのではないかなと思います。

保育園のほうですけど、母間保育所は今、園児さんは何名いらっしゃいますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

母間保育所は、1歳から5歳児まで約50名おります。

○5番（宮之原順子君）

この写真は母間保育所の園庭です。50名の、ゼロ歳児とかはなかなか遊べないかもわからないですけど、2歳児以降だったらここで遊べると思います。50名のこの園児に対して、本当にこの遊具は少ないんじゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

見ると少ないようですけど、遊具で遊ぶ時間もちゃんとそれぞれ年齢ごとに分けられると思いますし、保育室内でのそういうお勉強とかそういうのも結構あるかと思いますので、今後、園長とかそういうところとお話をしながら、できるものはやっていきたいと思っています。

○5番（宮之原順子君）

ぜひしていただきたいと思います。予算も、ふるさと納税が年々ふえてきていると思いますし、また、子供たちのためにもぜひふるさと納税の使い道、教育や福祉の分野で、1回で全部というのは大変ですので、1年で1カ所ずつでもいいです。もうぜひ安全な遊具を、子供たちのためになるような遊具の設置をお願いしたいと思います。

それと、もう一つ、これはお願いです。

保育園と幼稚園のことだけだと思っていたんですが、保護者の方から、近くで遊ばせる公園、車がなくても行ける、亀津の方なんですけど、児童公園にぜひ遊具設置のお願いをしたいとのことでした。以前あった遊具は安全性の面で撤去されましたが、町の中の公園にぜひ遊具が欲しいとのことでした。

公園の名前も児童公園ですし、地域のコミュニティの場所でもありますが、児童が遊ぶための公園ですので、また、今は共働きの多く祖父母が子守をしていたりと、遠くに遊びに行くのに車で連れていけない状態のときもありますので、ぜひ町の中の公園に遊具を設置してほしいとの要望がありましたので、ここもまた安全な遊具の設置をお願いしたいと思います。これはもうお願いだけですので、よろしく申し上げます。

次に、3番目、堤防の壁面についてということですが。

亀徳新港の堤防の壁画ですが、小学校の卒業記念に子供たちが描いていて、描いた当時は色鮮やかで、船を利用する方や散歩をする方等の目を楽しませていましたが、年月がたち風化して、今はこのような状態で、もう大分薄くなっていますけど。世界遺産登録を見据えて、海の表玄関として新しく描きかえてはどうでしょうか、お伺いします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

亀徳新港の管理者である県の徳之島事務所総務課へ確認したところ、現在描いてある壁画と同程度のものであれば大丈夫ではないかとのことでした。

事前に相談していただきたいということでした。

○5番（宮之原順子君）

ぜひ描き直してほしいと思います。人間は、五感というのは、目、耳、鼻、口、触感ですか、五感があるのですが、その中でも視覚と、目から入る情報というのは大体87%以上が目から入ってくる情報で、そのうちの色というのが80%以上が、色というのは目に入るそうです。視覚というのは、道に空き缶やごみが落ちていたら、汚いととすぐ感じますし、花が咲いていたらまたきれいと感じます。

壁画も描きかえて、亀徳新港を利用する人の視覚に訴えることもまた大事だと思いますし、観光客や島の若い人たちのインスタに映えるような壁画であれば、どんどん発信して、徳之島に観光客もふえていくのではないのでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

こちらのほうも県のほうに確認いたしました。まちおこしにつながるのであれば、よいとのことでした。

また、描きたい団体、学校等があれば、役場のまちおこし担当課等と一緒に相談していただきたいとのことでした。

また、いたずら書きの誘発につながらないように、描いた団体名や年月日を記録するために手続は必要になるとのことでした。

いずれにしても、県のほうに事前に相談していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

なお、参考までに、母間の海岸沿いの堤防に一部壁画がありますが、ドライバーの視線の誘発につながり安全上の問題があるということで、現在壁画は認めていないとのことでした。

あと、企画課長にかかります。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

壁画の件でございますが、企画が携わるとしましたら、例えばいろんな注意点がございます。まず、管理をどこが行うか。学校教育なのか、企画課なのか。そして、どの地点に描くのか。先ほどありましたけど、母間の県道。県道沿いはやっぱりみんなが見とれてしまいます。ですので、事故を起こす可能性もありますので、今、宮之原議員が示した玄関口です。港なんかは非常にいいのかなと思っております。

3番目に、古くなったときどうするかということです。今やっているのは、同級生同士でしていると思います。そして、やはり同級生ですので長いこと保存したいという気持ちがあると思いますけども、なかなかリペイントしたところはないと。で、今おっしゃいましたように、視覚にくる。そして色にくるとなった場合に、汚くなったときには、本当に世界遺産登録に逆になってしまうので、その辺の管理をどうするかという面があります。

で、財源につきましては、例えば、ふるさと納税を使いまして、観光の部門を使いましてこれを充てるというようなことも考えられます。

で、もし世界遺産登録に対して行うのであれば、企画課としては、例えば世界自然遺産前の段階で学校に募集をすると、募集をして、またコンテストなどを行うと。そして賞品を上げるというような形をとりたいし、ただ、そのあと、4年も5年もほったらかししないで、2年、3年で一応消すと。で、またリペイントして、次の何かのイベントのときに、また同じように使うという形で、その場所をずっとそういった形で使っていくような形がいいのではないかと。ずっと放っておきますとどうしても汚れますので、そういった形が企画課では考えられるところがございますので、それについては、世界自然遺産登録に向けてちょっと考えてみたいなど。今申し上げましたように、建設課あるいは県、それから教員委員会とも協議していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○5番（宮之原順子君）

すみません、2番目のほうに先に亀澤課長が言ってしまったので。これは、上が母間のほうです。下が山集落の港です。この山集落の方は、以前の区長さんが絵具ですか、ペイントのこれを提供していただいて、描かれたというのを聞いていますけど、私は、もう母間集落のこの道のもきれいに描きかえてほしいなと思ったんですけど、それは道路の事故関係で危ないからということだったので、これはもう仕方がないのかなと思っておりますけど。まちおこしをということで、これは天城町の壁です。下の絵は、本当に狭いところの壁です。二、三メートルぐらいの両方の壁にあって、これは徳高の美術部の方が描かれた絵です。インスタにもよく載っていて、観光客も来て写真を写したりしています。これも徳高の美術部の方が描かれた絵です。とても、すごいきれいに描かれてあるんですけど、今はちょっと観光客が少ないですけど、夏は結構ここに来て写真を撮られた方が多くいたみたいです。

徳之島町は、3カ町の中でも護岸が多いところですよ。防波堤が。道路に沿っていないところ

もたくさんありますので、その防波堤を壁面を使ったまちおこしができないかということなんですけど、私もさっきあったんで、アート大会をしてみたり、美術部の人に頼んだり、島の在住の画家も結構います。漫画家の方も徳之島に住んでいらっしゃる方が天城町にいたりとかしていますので、絵に興味のある方とか、高校生の美術部などに描いてもらう。

私がまた一つ考えたのは、キャンパスにして、ふるさと納税の返礼に、本人に来て描いてもらうとか、そういうのもいろんな考えがあってもいいんじゃないかなと思いましたが、町長はどう考えますか、お伺いします。

○町長（高岡秀規君）

実は、以前より企画等には、歩きながら観光、金見崎を中心に壁画ができないか、アートの町ができないか、塀に子供たちがアートを描いて、毎年これをリペイントしていくというところで話はしたことがございますが、まだ具現化はしておりません。

今ようやく、その壁画に対しての意識が少しずつ出てきたように思います。それは天城町にしてもほかの市町村がやっているということですので、今後は徳高の美術部の皆さん、そしてまた、議員がおっしゃるように画家もいらっしゃいます。それでまた郷土会の中にも美術学校を出た方たちがアートを描きたい、葉書をつくりたい等々の要望もありますので、今後は郷土会との交流も含めて、観光アートというものに今後は具現化するべきじゃないかなというふうに、今、考えております。

○5番（宮之原順子君）

ぜひ前向きに検討していただいて、皆さんがそこで写真を撮ってインスタで発信できるような場所にしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、終わります。

○議長（池山富良君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月6日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

散 会 午後 3時25分

平成31年第 1 回徳之島町議会定例会

第 2 日

平成31年 3 月 6 日

平成31年第1回徳之島町議会定例会会議録

平成31年3月6日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

勇元 勝雄 議員

木原 良治 議員

竹山 成浩 議員

幸 千恵子 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	東弘明君
企画課長	向井久貴君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	瀬川均君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	安田敦君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	福永善治君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第1、一般質問を行います。

勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

○6番（勇元勝雄君）

皆様、おはようございます。

6番、勇元が5項目について質問したいと思います。

私は、いつも自問自答しています。何のために議員になったか、誰のために議員になったか。町長も施政方針で言っています。「私に求めないでください」というような趣旨で言っていますが。町民が我々議員に何を求めているか。議員の仕事は、町政を監視することが我々議員の職務だと思っています。私は、これから3年間、町民目線の政治を目指し、町民の痛みのわかる議員として一生懸命頑張っていきたいと思っています。

今度で18回目の質問になります。子育て支援について。

平成31年度から伊仙町のほうでも、子ども医療費の無料化を実施するというので、予算を組んでいます。鹿児島県下でも、支援の少ないのは徳之島町だけとなりました。現在の徳之島町、経済状況を考えた場合、もっと子育てに力を入れるべきだと私は思っています。町長が言うように、教育も大事です。子ども医療費を無料にした場合、病院代を浮かして、子供の教育に家庭のほうで向けられると思います。

そういう観点から、3カ町で一番大きい、そして奄美群島でも2番目に大きい徳之島町が子ども医療費の無料化できないか、お伺いいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、来年度から伊仙町も中学校卒業まで無料化にするということです。これは納税状況等を加味して、滞納のない世帯に子ども医療費を無料化にするということのようです。

ちなみに、本町で、平成29年度の実績をもとにしてなんですけど、ゼロから6歳まで無料化にした場合は、町の負担が4,500万から5,000万、中学校まで、15歳までにしますと、町の負担が8,500万から9,000万程度に町の負担がなろうかと思っています。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

先ほどの勇元議員の言葉を聞きますと、どうしても私の言葉、一つ一つの方針が違う視点で見えてしまって、私の気持ちというのはなかなか伝わらないということがわかりました。非常に残念であります。

まず、子育て医療費の無料化につきましては、まず保育料の無料化がことしの10月から始まります。少し質問をしたいと思いますが、わかっていることだと思いますが、保育料の無料化についての財源はどちらから捻出するというふうにお考えでしょうか。

○6番（勇元勝雄君）

消費税のほうからです。

○町長（高岡秀規君）

つまり10%になる増税によって賄うということなんですよ。そして、医療費を無料化にすると、今、課長のほうから話がございましたが、保険税を上げざるを得ないということなんです。徳之島の今の県の全体の保険税のいわゆる新しい制度になってからの必要額が、年間9万7,000円というふうに聞いております。そして、徳之島町は6万3,000円ほどが必要額であるということです。

今現在、徳之島町の保険税の平均は大体5万ぐらいです。つまりは1万円値上がりをしないといけないんです、今、現状でもですね。だからこそ、予防に力を入れたいということでありまして、医療費の削減というものが結果的に負担を減らすということにつながるということから、今現在、まだ無料化については徳之島町としては慎重に対処しなければいけないというふうに考えております。

それは、一般会計の繰入額からも明らかでございます。1億3,000万、1億5,000万の、1億以上の繰入額が発生しております。そして、今、新しい制度になって繰入額はないですが、これはあくまでも経過措置でありまして、条件緩和措置が終わりますと、保険税を上げざるを得ない状況に陥るのではないかとということで、今、危惧をしているところですので、無料化については、まだ実施は考えていないというところでございます。

○6番（勇元勝雄君）

今、介護福祉課長から答弁がありましたけど、資料、もらった資料では、総費用額、平成29年度～30年度ですよ、18歳、高校卒業まで無料化した場合の総費用額が国保関係で3,300万、社保で500万～600万、上がるんじゃないかという資料をもらいました。

今の課長の答弁では5,000万～8,000万ですか、この資料との整合性がどうしても私はわからないんですよ。

○介護福祉課長（豊島英司君）

議員に資料は国保の世帯でして、国保の世帯数より社保の世帯数が2～2.5倍あるということで、これで換算していきますと、先ほど申し上げた数字になるのではということです。

○6番（勇元勝雄君）

県下で、大体徳之島町ぐらいの市町村でどれぐらいの費用が要るか、そういうのを検討したことはありますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

大島郡内の最近引き上げた市町村のほうにお伺いいたしますと、宇検村が引き上げる前といたしますと、大体、医療費が結構上がっておりまして、年間3,400万ぐらいの子ども医療費が必要になってきているということです。和泊町が、以前からやっているんですけど、やっぱり1,400万以上多くなっているというような話。奄美市が中学校まで引き上げているんですけど、現在まで前年度と比べますと1,700万ぐらいの支出がふえているというような状況です。

○6番（勇元勝雄君）

総額で答えてもらいたいと思います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

まことに恐れ入りますが、その引き上がった部分だけをそれぞれ各市町村にお聞きしたところですので、医療費の全体のほうはちょっとまだ調べておりません。後ほど、お調べして御報告いたしたいと思います。

○議長（池山富良君）

勇元議員、後ほどでいいですか。

○6番（勇元勝雄君）

はい。それだけの負担をしても、ほかの市町村は全部子育てのために一生懸命、子ども医療費の無料化をしているわけです。徳之島町だけが特別じゃないんですよ。

ここに新聞の資料がありますが、全国的に考えても、60～70、厚生省の発表によると、子ども医療費の援助は、全国の1,740市区町村のうち、ほぼ全てが18歳年度、高校までを対象とする制度を実施。そのうち1,263の自治体が15歳年度までの助成を行っている。

奄美の自治体の助成対象を見ると、中学校までを5自治体で実施、以下、就学前3自治体、高校までが2自治体となっています。奄美だけを見ても、程度の差はあれ、助成をしているわけです。町長が言うように、国保が上がる、税金が上がる、それはある程度あると私も思います。しかし、極端に上がると私は思いません。わざわざ病気でもない子供を病院に連れていく、そういうことをする親はいないと思うんですよ。

国保税が上がる、そういうことを全部のみ込んで、ほかの市町村は子育て支援のために一生懸命やると思います。現在は給食費の補助の段階に、ほかの市町村は入っているんですよ。実際、県下でも、南さつま市等は1億1,000万ぐらいの予算をかけて、給食費の無料化をしい

ています。

これは町長と私の水かけ論、毎回同じような、18回こういうことをやってまいりました。ほかの市町村は、子育て支援、医療費の無料化、保育料の無料化、そして出産祝金の支給、住宅の家賃補助とか、いろいろ、子育て世代を呼び込むために一生懸命いろいろな施策をしています。徳之島町、出産祝金はありません。乳幼児医療の、子ども医療の無償化、ありません。

そういう点を考えて、徳之島町の人口の減少率を見てもわかります。新聞報道で見ても、伊仙町、3町を考えても。伊仙町、天城町よりは徳之島町のほうが減少率が高いんですよ。このごろのあれでは、伊仙町と徳之島町が一緒ぐらいの数字で来てますけど、天城町のほうは毎回1%台の数字で来てます。

天城町があれだけ手厚い子供の助成をしているのは、若者を呼び込むために私はやっていると思うんですね。医療費を無料にしたからといって、人口がふえるわけではありません。いかにして減少率を減らすかということで、一生懸命やっていると思います。実際、島の若者の給料、15万~20万、それで年金を払って、家賃を払って、非常に苦勞をしているんですね。

そういう点から考えて、医療費の無料化をすべきだと私は、これはもう要望でいいです。町長の答弁を求めても、同じような答弁しか返ってきませんから。

続いて、庁舎建て替えについてお聞きします。

緊急防災・減災事業は何年度からの時限立法か、内容は当初から変わっていないでしょうか、お伺いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

緊急防災・減災事業債は、東日本大震災を教訓に、平成23年度に創設された起債でございまして、当初は平成28年度までの時限立法でございましたけれども、熊本地震発生後、平成29年度に平成32年までに延長となっております。

当初と比較しますと、起債対象経費の拡充がされており、指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設、空調であったり、Wi-Fiあるいはバリアフリー化に係る施設等や、消防団の機能強化を図るための施設など、起債対象経費の拡充がされております。

本町が庁舎建て替えに活用予定の津波浸水想定区域移転事業は、当初からある事業でございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

平成23年度からですよ。二十何年、28年ですか、宮之原議員に答弁がありました。庁舎建て替え、平成37年度以降にするという答弁を議事録で見ました。平成23年度からこういう事業があるのに、どうして、役場を建て替える気があったら、気づかなかったか、私は非常に疑

間に思うんですよ。職務怠慢だと思います。

どうして今までそのような緊急防災・減災事業あったのを知らなかったのか、わかる範囲で答弁をお願いします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

平成23年度に創設された当時のことは、私はちょっと詳しくは存じないんですけども、当初、東日本大震災で東北地方を対象として、この起債が創設されたのではないかというふうに私は考えているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

この起債を借りる条件としては、どのような条件があるのでしょうか、お伺いします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

庁舎建て替えに活用予定の緊急防災・減災事業債の津波浸水想定区域移転事業は、津波想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設及び公用施設の移転を対象としております。

条件といたしましては4項目ほどございまして、まず初めに、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害応急対策上、不可欠となる防災対策の拠点施設及び災害時に特に配慮が必要となる要配慮者のための施設を対象。2点目が、庁舎については、起債対象事業は面積が平米当たりの単価を36万1,000円として、これに基づき算定した額を上限として起債対象経費を算出するものとあります。3つ目が、用地につきましては、移転前の用地面積を上限とするものであること。4つ目が、地理的な制限のため、津波浸水想定区域内において建てかえを行う場合のかさ上げに要する経費等も対象となるものと、こういうふうに条件がなっております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

今、平米当たり36万の単価と言いましたけど、役場の現在の試算では34万幾らで試算してますよね。16億から、また上がるという可能性もあるわけですか。

○総務課長（東 弘明君）

今言ったのは、あくまでもこの起債としての上限を述べたものでございまして、それぞれの建設に伴う単価については、また若干違ってくるものだというふうに考えております。

○6番（勇元勝雄君）

ここに緊急防災・減災事業の条件として、津波浸水想定区内にあり、地域防災計画上、津波

対策の観点から、移転が必要と位置づけられた庁舎移転事業に係るとなっていますが、この移転という意味はどのような意味でしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

やっぱり津波浸水の想定区域内、津波が発生する区域内、津波の被害を受けるということに伴う移転だというふうに思っております。

○6番（勇元勝雄君）

移転の意味ですよ、国語辞典で引いて。国語辞典で引いたら、場所を変える、番地を変えらるとか、いろいろ載っていますよね。素人考えで考えたら、津波想定区域内で建て替えというのは、私はどうしても納得がいかないんです。

県のほうに、5回ですかね、行って聞いたんですよ。その条件をクリアするため、どういう条件があるかと。一番初めに、場所を移す、高台に移転をする、そして移転する場所がなければ、やむを得ない場合ということで、県のほうでも伺いました。「じゃ、ほかの条件は何ですか」と言っても、「それはまだ町のほうから申請も来てない、そういう話もないから、仮定の話はできません」という話で終わりましたけど。この間も県のほうに行って、3名、市町村課へ行って、いろいろ話を聞きました。たまたま30日の午前中に行ったら、「ああ、きのう来た方ですやろ」と言うものですから、ああ、誰かまた来てると、議員の人が来てると思ったんですけど。

我々議員は、去年、南三陸、女川町へ行きました。今現在の状況を見たら、あの視察は何のために視察に行ったのか。ただ、庁舎を見に行くためだったら、ほかの庁舎でも幾らでもあるんですよ。わざわざ被災地まで行って、庁舎を見に行った。そのときは津波対策のことを考えて、いろいろ資料を集めるために行ったんだろうと思ったんですけど。いざ帰ってきて議会が始まる。現地建て替え。何のために300万近くの金をかけて視察に行ったのか、意味がわからないんですよ。

前の総務課長が言っていました。女川町は堤防をつくらない。何のためか。堤防をつくったら住民が安心するから、堤防をつくらないで、地震が来て、津波が来たら、高台に逃げる。それが基本だということで、女川町のほうも高台のほうに庁舎をつくっていました。

徳之島町、もし現地建て替えした場合、住民の方は、役場が言っているように、300名の避難場所をつくる。「定員300名ですから、それ以上の方はまたほかに避難してください」、そういうことが言えますか。津波が来たら高台に逃げるのが基本であって、ただ起債の条件がいいから、時限立法だから、32年度までに着工しなければいけない。ただ、それだけの理由で現地建て替え。ただ、防災のためにつくるのか、地震対策のためにつくるのか、その意味がわからないんですよ。何のためにつくるか。

当初の予定では1階をピロティ、柱だけ建てて、2階、3階に事務所をつくる、そういう話

でしたけど、恐らく庁舎と消防の間につくった場合、敷地の入り口から役場まで40メートル、高さが4メートル、現在の計画では4メートル。そうした場合、ものすごく、スロープをつくるにしても、勾配がきつくなる。そして、スロープをつくる場合、庁舎を壊さなければいけない。その間、庁舎は利用できないんですよ。

だから、そういうことを考えて、恐らく1階に住民課とか、税務課、介護福祉課、いろいろ事務所を、そういう考えになったと思うんですよ。何のために、津波が想定されているのに、1階に事務所をつくらなければいけないのか。もし津波が来て、庁舎が被害に遭った場合、防災・減災、防災拠点として機能を果たせるか。

この間の基本計画策定委員会ですか、あそこでも県道の16メートル道路があるから大丈夫だと。津波が来た場合、道路なんか全部ぐちゃぐちゃで、車は通れないんですよ。下手したら橋も流される。そうした場合、亀津だけの徳之島町じゃないんですよ。徳之島町全体を考えなければいけない。現在、4階建て、避難所になるんじゃないですか。耐震基準も合致している。ただ、起債の条件がいいだけ、私はそう思っています。起債の条件がいいから。パブリックコメントで比較しているあの条件でも、一番条件の悪いのと比較してですね。

防災対策事業というのがありますよね、ばたばたしなくても。これもある程度条件はいいんですよ。一般財源が10%、起債が90%、交付税率50%。役場庁舎をつくった場合、今後、50年、60年は動かさないんですよ。想定外のことが起こるのが今の状態ですよ。だから、そういう観点からも、もっと考えて行動すべきだと私は思っています。

3番目の建て替えは、前も聞いてますけど、何のためにするのか、防災のためか、耐震のためか、お伺いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

基本構想におきましては、新庁舎の必要性について5つの課題が上がっております。1点目が耐震強度不足、2点目が津波対策不足、3点目が設備機能の劣化・陳腐化、4点目が執務スペースの狭隘化、5点目がプライバシーの確保であります。町としましては、これら5つの課題全てを現在の庁舎が抱える課題として捉え、この課題を解決するために新庁舎の建設を選択するところとしております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

私は一番防災を考えなければいけないと思うんです。この起債自体の趣旨が防災・減災ですよ。利便性とか……。役場が高台に移る、知名町も現在地から七、八百メートル離れたところにつくります。与論町も800メートルぐらい離れたところにつくります。そして、歩いてくる人の対策、どういう対策を考えているかという話を聞きましたら、巡回バスとか、そういう

のも検討していますというお話でした。

役場が狭いんじゃないですよ。この間、去年から副町長にも言っています。廊下が狭いということで、事務室のほうにカウンターを寄せられないかという話をしました。町民アンケートに出ていますよね。職員の事務室は広いのに廊下が狭い。総務課長にもこの間言いました。町長にも言いました。狭いんじゃないんですよ。副町長から電話が来まして、課長会で話して決めるという話でした。そういうことを一々、課長会にかけなくても、町長、副町長の即断でいいと私は思います。現にお客さんがカウンターに座って、裏から車椅子が通るか。通らないんですよ。狭いんじゃないんですよ。

喫煙室、あんな大きな部屋を、たばこを吸うために庁舎内につくる。常識では考えられないです。これも何回か、前の総務課長ですかね、言っています。もろもろの部屋を考えたら、幾らでもスペースはあくんですよね。たまたま今度、建設課に地籍調査室が入りました。建設課に行ったら物すごく広いですよ。あそこ上の部屋、地籍調査室を下の建設課のほうに移したら、一つの会議室があくんですよね。今の農林水産課、広々としています。ふるさと納税の係を下におろした場合、向こうもあきます。こういうことをやってから、狭いとか、そういうことを言わないと。

4番目の起債は許可される見込みはあるのか、県との打ち合わせはできているのか、お伺いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

県との打ち合わせにつきましては、庁舎建てかえを行う予定があること、その財源に緊急防災・減災事業債を活用したいとの相談は平成29年度に行っております。また、起債の同意につきましては、起債の条件に合致していると考えておりますので、同意されるものと考えております。今後も関係機関との連携をとりつつ検討を進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

この起債の条件に合致しているとは、どういう点で合致しているんですか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

区域内に高台等が、適切な高台等がなく、移転先がないということと、あと津波浸水想定区域内で建て替えをせざるを得ない状況の場合でも、かさ上げなどの津波浸水対策を講じることによって、高台移転と同等の効果が見込まれるということによって、津波浸水対策の実効性が担保され、地域防災計画の中に事業の必要性が位置づけられていれば、津波浸水想定区域移転

事業の対象となると、このように考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

高台に場所がないというのは、どういう判断で、ないという判断をしたんでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

これにつきましては、まずプロジェクト検討委員会の中での5点ほど候補地がありまして、いろいろ調査を進めた中で、基本構想案の中で決定したわけでございますけれども、ただし、今後それをもとに、今言った、適切なそういう移設をする移設先がないということにつきましては、基本計画のその検討委員会の中で今後またもまれて、出てくるものじゃないかなというふうに思っております。

○6番（勇元勝雄君）

検討委員会と言っていますけどね、この間の検討委員会、何名が発言していますか。この間、総務課長にお願いしました、民間の方も入れてくださいって。こういうことに興味のある人を入れて、もっと案をもまなければ。4名ですか、この間の会で発言しているのは。

場所としては、もとのグランドホテル跡地もあります。尾母線の県の共済住宅の裏のほうにも畑が何町歩かあります。南区の県住の裏にも広大な土地があります。高台に土地がないんじゃないんですよね。前の総務課長は、農振関係とか、いろいろ言っていましたけど。公共用地をつくるときは、そういう目的があったら、農振も外せると思うんですよね。現に2億5,000万の土地、あそこも福祉施設をつくるということで、農地転用はなっています。場所はないんじゃないですよ。この間も県の課のほうへ行って、航空写真を持って行って、こうした場所がありますよということは伝えてあります。もし場所がないというようなことを県のほうに申請するんでしたら、町のほうは県をだます結果になると私は思うんですよね。

そして、この間、あるところで挨拶で起債がもう確定したような話を聞きました。県の課長にも聞いたんですよね。まだ確定してないという話なんです。どうして現地にこだわるか。直近の知名町、与論を見ても高台に移転。与論町なんかは、もう何年か前からドームのほうに役場を移転していますよね。

5番目、現地でなければいけない理由をお伺いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

現地でなければいけない理由といたしましては、基本構想におきましては、新庁舎の位置について、現時点で建設可能な町有地等についての検討を行っております。敷地面積や用地取得の可能性、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域等の安全性や利便性等の総合判断を行った結果、津波対策を行った上で現地、現庁舎敷地を建て替え用地とすることと結論づけております

が、最終的な判断につきましては、町民を代表する委員で組織されております検討委員会が策定する基本計画で判断されるものと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

一番考えなければいけないのは防災面ですよね。この検討委員会の委員が、何名が発言しているか。発言しているのは何名ですか。

○副町長（幸野善治君）

まず、誤解があったらいけませんので、勇元議員から私のほうに、町長のほうに、総務課長のほうにお願いがあった件で、先ほど質問だけに終わりましたので、それも加えて答弁させていただきたいと思います。

まず、一月前ですかね、農政課のほうから、大変お客さんが並んで狭いと、あるいは車椅子が通らない、大変迷惑しているということでありました。それで、農政課長も呼びまして、耕地課長などとも相談しましたら、あれは農政課のたまたま1年に1回あったサトウキビの補助券か何かを配布するというので、何年かに一遍ぐらい、ああいうのがあるそうですね。たまたま、あれが重なって、ざっと耕地課の前まで来て、不便を来したと。そういうことで、ふだんはないけど、これからはああいったことが起きないように、農政課のほうでは、1階の住民相談室とか、ああいったところに対応するというので確認しております。

ですから、何年かに1回しかないということのために、それを廊下を広げるのに何百万か、かかります。そして、一番使い勝手のわかっている人というのは、担当者か課長です。課長会でも話し合い、提案しました。住民課のときもそうでした。やっぱり担当者も課長も全然問題ないということですので、町長以下、私たちは課長会の意見を参考にしたということです。これからは込むことはないと思います。

それから、今の検討委員会の件ですが、プロジェクト委員会というのは、課長を含めて課長補佐級が、約20年ぐらいになる役場の職員が、まず防災の件、津波の件、そして財源の問題、そして周りの意見、それを加味して議論した結果、今の場所が一番財源が少なくて済むし、緊急避難場所、特に夜間に発生した場合は明かりがつかないといけないと。新庁舎に大きな明かりをともして、それが緊急に避難できる場所だったら、そこが一番いいんじゃないかということで、話し合いはそのたたき台からしないと議論になりませんので、まず場所を決めたのがプロジェクト委員会です。それを役場職員で決めることはできませんので、次は検討委員会に移りました。

検討委員会が先日、第1回目の検討委員会が始まりましたが、その委員を申し上げます。まず、民間団体から、女性団体連絡協議会会長、自治公民館連絡協議会会長、PTA連絡協議会会長、連合青年団副団長、町文化協会会長、徳之島地区消防組合消防長、議会からは総務文教

厚生常任委員会の委員長と経済建設常任委員会の委員長が入っています。それから、鹿児島県から県の職員で建設課の技術専門員が入っています。それに役場の元課長とか技術系の課長を加えて、今、議論を行っているところですが、民間のほうからも、夜間に発生した場合はどうするんだという意見が出ました。これは文化協会長から出た話ですが、夜間発生した場合はとても高台には逃げるできないと、そのときは今の現地に建っている宮上病院の患者さんや入院患者、それから職員も対応できる庁舎にあったほうがいいということでした。

自治公民館連絡協議会の会長さんからは、最初、自治公連で、自治公民館連絡協議会でやったときは、高台がいいのか、今の場所がいいのかということだったもんですから、津波に対しては、それは全部高台がいいと思いますね。そういうことで議論はならなかったと。しかし、財源の問題やら利活用の問題、特に利活用の問題に関しては、津波というのは、今、歴史を調べてみると、徳之島に来たというのは二、三メートルの大体津波が来たと、記録はないんですが、江戸時代に来ておりますね。その後、喜界島に来ております、4メートル程度の。しかし、500年～1000年に一遍来るか、来ないかのそれを想定してつくった場合、その間の利活用は、私たちが生きているときはどうなるんだということで、そういう議論もこの委員の中では出ております。

ですから、役場職員だけで決めるんじゃないくて、民間の有識者の中にも、そういった意見があるということです。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

役場の基本構想の中に、十分な幅員のない通路となっていますよね。これは認識しているわけですよね。課長に聞いたら、現在のままでいい。町民が判断すべきであって、役場の課長が判断すべきじゃないんですよ。

じゃ、その判断した課長は誰ですか。課長の答弁をお願いします。

○副町長（幸野善治君）

まず、課長の答弁というのは、住民課では住民生活課長です。住民課で少し込んだときがありましたので、第1回目は住民課長。第2回目は農政課長ですが、一番、8時半～5時まで出勤しているのは課長なんですよ。町民というのは1年に何回かしか来ません。確かに町民の声を拾って、それをどうもむかは、課長会の皆さんで、関係の職員の皆さんで話し合いをして、どうするかと。

この基本構想というのは、新しいのは恐らくいろんな検討委員会の意見が出ると思います。立派なのができると思いますよ、この新しい庁舎。しかし、昭和48年につくった、この旧庁舎は、あと2年は使わないといけませんので、これをうまく活用する方法を課長の皆さんは今のままでいいということです。よろしいですか。

○6番（勇元勝雄君）

基本構想にわざわざ通路が狭いとなっているのに、農林水産課長、住民課長、どうして現在のままでいいか、その判断した理由をお願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

まず、最初に、先日のサトウキビの種苗等の券の配布について御迷惑をおかけしたことは、申しわけないと思っております。

まず、その判断を下した段階では、徐々に来るというふうな判断でありました。しかし、いきなり初日から、朝早くから大勢の方が、農家がいらしたものですから、急遽、会議室を探してやったんですけれども、予約で満杯で、全て埋まっていた状況でありました。一日、二日の中で住民の来客も少なくなったことにより、そのまま対応したわけでありました。課の中では担当等とも話しておりますけれども、今後こういうふうなことを予想して、事前に会議室を予約してやるというふうな形をとりたいと思っております。今回は緊急事業、補正事業の関係で、国の関係で急遽サトウキビの植えつけ推進時期もありましたものですから、回避ができなかった次第であります。

それと、まずそのスペースの問題なんですけれども、勇元議員のおっしゃるとおり、そういうふうな通路の問題もあるんですけれども、先ほどおっしゃったふるさと納税推進室等を農林水産課のほう、流れからいうと、そういうふうな形も考えられるのかと思いますけれども、現在、相談、例えば先ほど出た農振の問題とか、そこら辺の相談に来た場合、テーブルなりですね、時間をかけて話をしなきゃいけないというふうなことが生じております。

また、農林水産課のほうにスペースを狭めてやると、中のほうに、例えば課長のほうに直接来られる方もいるものですから、書類等、机の上にいる重要な書類があった場合、非常に困る場合もあります。広くスペースをとっているというふうな認識は、今のところありません。

以上です。

○住民生活課長（政田正武君）

お答えします。

今、勇元議員がおっしゃっているのは、2階のほうは車椅子とか三輪車が行かないので、1階の通路のことだと思いますけれども、住民生活課の前のほうはスペースが結構ありますから、三輪車、車椅子の方も毎日来るわけでもございませんので、そう支障はないと考えております。

ただ、隣の介護とか税務のほうに行くときは少し狭いかなと思うんですけど、しょっちゅう来ているわけではないので、そういうことで問題ないのかなというふうにお答えしました。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

しょっちゅう来るとか来ないとかの問題じゃないんですよね。この住民アンケートでも載っていますよ。トイレがわかりにくい、通路が狭い、町民の声なんです。役場目線で考えたらいけないと思うんですよね。

もし30センチ、40センチ、通路を広げた場合、事務に支障が出ますか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

課のスペースにつきましては、今、議員はある程度余裕があるんじゃないかなというふうに考えていらっしゃるように思いますけども、全体的に課におきましては、今が一番目いっぱいだというふうに全課長が思っていると思います。そういう意味で、そういう課題があるということ、5点目の中の一つなんですけれども、そういう課題解決をするために新庁舎建設を選択するというので考えておりますので、今現在においては、現在の役場の機能を十分生かせるような方法は各課でまたとりながら、進めていきたいとは考えておりますけども、課のスペースにつきましては、非常に今、現状では目いっぱいというふうに私は考えているところでございます。

○6番（勇元勝雄君）

認識の違いですけど、耕地課も広い、農政課も広い、建設課も広い、それは役場目線で考えている、町民目線で考えてないということで私は解釈いたします。

6番目の5カ所の場所を検証しているけど、県職員住宅の裏の畑は検証されてないのか、お伺いいたします。

裏の畑、もし検証しているなら、地主なんかがわかりましたら、地主の名前もよろしく願います。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

基本構想におきましては、まず1つ目は現庁舎の敷地ですね、それから総合運動公園、亀津公園、県職員共済江籠住宅、農政局公舎跡地の5カ所について検討を行いました。今、議員がおっしゃいます県職員住宅の裏の畑につきましては、現地を確認はしております。その中でいろいろ調べた結果、当該畑が農業振興地域であるために、これはなかなか検証は難しいということの結果になっておりますけれども、今、地主さんもわかっておりますけど、ここで名前を公表するのはちょっと控えさせていただきたいと思います。

○6番（勇元勝雄君）

もし庁舎をつくる場合は、農振は外せますよね、農業委員会の委員長。

○農林水産課長（高城博也君）

これはその状況になってみないと、わからないと思います。まず、農振の場合は、一番最後

に判断を下す、可能性のある土地を外すというふうになります。例えば、農地転用の見込みがあるかどうかと、農地として保全の、優良農地として保全しなければいけない、要するに土地改良等が入っているかどうか、そこらをもろもろやった上でおろす。

また、農業委員会の事務局長もいらっしゃるんですけど、かわりに答弁させていただきますけれども、まず農地転用の場合は、その活性化、まず3種、2種、1種の考え方だと聞いております。3は、結局、町の環境の活性化を入れていきますので、1種農地になった場合は、ほぼ無理かと思えます。守るべき農地だと考えておりますので。その対象農地がどうなるかは、そのときになってみないとわからないということと、また、面積が団地化されているかどうか対象になってきますので、いざ、そのときになってみないと、農振を外せるかどうかは返答できないということでもあります。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

現在、植物工場が建っている農地、あれはどういう農地だったんでしょうか、お伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

植物工場が建つ前に事前に農振が外れているものだと考えております。ですから、農地転用で建っているものと認識しておりますけれども。

○議長（池山富良君）

勇元議員、しばらく休憩しましょうか。

しばらく休憩します。

11時15分から再開します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

勇元議員。

○6番（勇元勝雄君）

町民アンケートの中身についてお伺いいたします。

町民アンケートの一番の問題点は、質問の仕方、デメリットは全然書いてないんですよね、問い13も。「現在の役場庁舎は建設から45年が経過し、老朽化が進んでおります。耐震性等に大きな問題があり、庁舎の建て替えについてどう思われますか」。庁舎の建て替えについては、私も反対はしません。こういう質問をされたら、大多数の人は建て替えに賛成なんですよ。アンケートを見てもわかるとおり、利便性が悪い、狭い、バリアフリーがなってない。

どうしてこの質問にデメリットの分を書かなかったのか、またメリット、そういうのを書か

なかったのか、お伺いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

アンケートの中身につきましては、庁舎の利用頻度とか、来庁理由、それから新庁舎建設に対する考え方、建設場所に対する考え方、新庁舎に求める機能等についての問いを入れたわけですが、その中で、町民に対してもわかりやすくということで、アンケートの実施概要ということで、これをまとめさせていただいたということでございます。これにつきましては、またプロジェクト委員会の中でも、このアンケートの実施概要については検討させていただいたということでございます。

○6番（勇元勝雄君）

もう一遍、こういうデメリット、メリットを書いて、町民アンケートを再度とるべきだと私は思います。

庁舎建設に対しては、70%近くの方が賛成しています。そして、新庁舎建設に当たり新庁舎に求めること、そこで一番多いのが津波・台風災害時の緊急的な避難場所としての機能を有している。津波ということも書いてありますよね。

このパーセント、600名近くの方がそういうことを書いています。それは津波に限定したことでじゃないと思いますけど。この数字をどう考えるか、お伺いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

実際、津波が発生した場合に、亀津の庁舎周辺市街地においては津波震災に遭うだろうというような、回答者の皆さんの意見ではないかなというふうに思っております。

○6番（勇元勝雄君）

津波というのはいつ来るか、わかりませんよね。副町長が先ほど言いました。500年後に来るか、1000年後に来るか。津波が、大きな津波がないということは、起こる可能性が高いと私は考えます。地震というのは何百年に1回とか、そういう頻度で起こると私は思っています。何百年もないから大丈夫だ、そういう考え方もあるでしょう。しかし、私は、何百年も来てないから起こる可能性があるなど、そういうことを考えています。

津波の想定7.3メートル、恐らくサンゴ礁の上に上ったら、このごろ、南三陸の、東北の津波の状況がテレビによく出ています。台風の波と違って、うねりじゃなくて、そのままの高さで来ているような感じが受けますよね。7.3メートルの波がそのままの高さで来ているような感じがします。そして、サンゴ礁の上に上った場合、その分だけ高さが私は上がると思うんですよ。想定外のことを考えなければ、7.3メートルだから、4メートルのピロティで大丈夫、そういう考え方じゃおかしいと思うんですよ。

ここにスマート防災、この間、山村武彦先生の講演を県庁で聞いたときも釜石の奇跡、子供たちが10メートルのところに避難して、それでも危ないということで、30メートル近くまで登って行って、子供たちの命が、二千何百名、助かったという記述もあります。恐らくそれも想定外なんですよ。どこかの役場でも、これだけの高さがあったら大丈夫ということで、役場職員が何十名か亡くなっています。そういうことを考えた場合、そのアンケートの出し方も私はおかしいと思うんですよ。そういうことも、想定外のことも書いてもらわなければ、町民は判断できないですよ。この600名近くの方のお考え、皆さんの今後の判断に生かしてもらいたいと思います。

ここに、カウンターと職員の距離があり、声をかけづらいという意見もあります。役場職員はもっと町民目線の仕事をしなければ、自分たちが不便だから通路は広げなくていい、そういう考え方じゃおかしいんですよ。1年に1回だからいい。たまたま1年1回、それは1年に何回あるか、わからないんですよ。30センチ、40センチ、中にカウンターを入れるだけなのに、何で何百万も金がかかるんですか。そういうことを考えて役場職員は仕事をしなければ、役場のむんきやや、そういう話ばかり聞くんですよ。役場に来ても挨拶もない。もっと公務員としての自覚を持ってもらいたいと思うんですよ。私も元公務員でした。元公務員だから、後輩の人たちに一般の町民からそういう批判を受けるようなことをしてもらいたくないから、言っているわけですよ。

こうして、いろいろアンケートの答えが出ています。もう一回、このアンケートの中身を精査して、庁舎建設、安心・安全、そういう庁舎をつくってもらいたい。

続いて、パブリックコメントの中身についてお伺いいたします。

先ほども副町長言いましたけど、十分な幅員のない通路。通路に段ボールが幾つも置いてありますけど、あれを直すように、この間から何回か、総務課長、担当課長にも言っていますが、段ボールが廊下に置いてあるという自体がおかしいんですよ。倉庫もある、書庫もある。それはどうして廊下に段ボールを置いてあるのか、お伺いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

廊下のほうに段ボールとか、あるいは雨靴、それから雨具用具ですね、等々置いているのは、災害時等あるいは緊急時もしくは最小限のものはということで廊下に置いているわけですけど、実際には、使用する頻度等の多いものにつきましては、今、廊下のほうも活用させていただいておりますけども、それにつきましては、本当に最小限のことで、今、置かせていただいているところです。なるべく町民の役場利用については支障がないようなことで、今、対応はさせていただいているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

よく見たら、バインダーとかいろいろ事務用品も置いてありますよね。廊下に置かなければならない理由というのが、私はわからない。自分の執務室の中に置いたらいいんじゃないですか、緊急用だから。緊急用だから執務室に置いて、自分のそばに置いてやるべきであって、廊下に段ボールを置いて十分な幅員がとれないとか、そういうことを言うの自体が私はおかしいと思うんですよ。どこの役場に、そんな廊下に品物が置いてありますか。

その写真の待合スペースで保管されている保存文書、恐らくあれは前の戸籍の原本だと思いますけど、ああいうのを階段の下の倉庫にでも入れて、もっと広々とするべきであって、もし直せるものなら書庫のほうに直して、もっと広々とするべきで、住民課長、どうですか。戸籍の原本、あれは直せないわけでしょうか。

○住民生活課長（政田正武君）

戸籍の抄本等は、あれは耐火倉庫で、大事なものではございますが、あれを保管する、まだ倉庫は庁舎内にはございません。

以上でございます。

○6番（勇元勝雄君）

階段の下のほうの倉庫みたいなのがありますよね。恐らく私が現職時代も、あそこはほとんど、いろいろな薬品とか、そういうのを入れて、使っていないような状態でした。倉庫を見て、もし直せるものなら直してもらいたいと思います。

また、この通路に置かれた保存文書とかありますよね。保存文書が何で通路に置かれているんですか。そういうのも対処してもらいたいと思います。

プライバシーの確保ができない。喫煙室は廃止して、プライバシーの確保のできる部屋にしてもらいたいと思います。

9ページですかね、新庁舎建設の必要性。ここにも7割が新庁舎の建設に肯定的な意見を示したとなっていますけど、これも実際、津波想定、津波が想定されているということがわかったら、もっと率は下がると私は思うんですよね。

10ページのほうに、2番目に防災・減災の拠点となる災害に強い庁舎。津波想定区域内にあって防災・減災ができるか、そういうのもよく考えてもらいたいと思います。

一番問題なのは、当初から計画がころころと変わっているのが一番問題だと思うんですよね。ピロティ方式から1階に事務室を置く。どうして、1階に置かなければならない理由をお伺いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

建築の構造につきまして、議員がおっしゃいましたのは、一つの案として答えましたけども、今後、今、検討委員会が開かれております、その検討委員会の中でしっかりと議論がされて、

その中である程度決まってくるものだと思っております。それをもとに基本設計のほうに移るわけですが、その中で構造的なもの等に含めて、実際に検討がなされるものだというように思っております。

○6番（勇元勝雄君）

じゃ、1階はピロティになるという可能性もあるということでございますか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

構造等につきましても、検討委員会のほうに一つの検討事項ということで提出をして、その中でもんでいただきますので、今言ったピロティ方式のみになる可能性もなきにしもあらずかなというふうには思っております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

基本構想で、もう決まっているわけですよ。また、その検討委員会のほうに、建築の専門家とか、それは県の職員はいます。こうして検討委員会の報告書を見ても、その建築の専門の方の報告は全然ないですよ。これだけの事業をするわけですから、検討委員会のほうでももっと活発な意見が出るような対応をしてもらわないと。何名かの委員の意見だけを。次から活発な意見が出ると思います。そのための検討委員会ですから。そのような体制に持っていくように、委員長、頑張ってください。

○副町長（幸野善治君）

先ほど申しあげましたとおり、民間の委員がたくさん入っておりますので、各分野からの検討がなされると思います。その検討委員会の中でピロティ方式の庁舎を基本として、1階には何がある、2階には何がある、3階には何がある、4階には何がある、そして旧庁舎はどうする、いろんな角度から議論がされると思います。また、建築の専門家も、県職員、合同庁舎の建設課から1名、本町の技術者も二、三名、事務局としても入りますので、技術的にも問題ないと思います。いろんな議論をさせていただきます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

町の技術者は1人じゃないですか、建築の免許を持っている方は。数名入るわけじゃないですよ。

27ページの起債関係なんですけど、これが比較しているのが緊急防災・減災事業の場合と一般単独の場合の起債の比較をしているわけですよ。その県の資料の2番目の緊急防災・減災事業の下のほうに、防災対策事業というのがあります。これは徳之島町だけが県下では該当する起債なんです。この起債を借りた場合、どれぐらいの町負担が出るか、お伺いいたしま

す。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

防災対策事業債の場合におきましては、充当率が90%、交付税措置率が50%、一般財源が10%ですけれども、仮に16億円の事業費で算出した場合に、町の実質負担額が10億4,300万ということになります。

○6番（勇元勝雄君）

その資料、後でもらいたいと思います。

もっと立派な、そして防災にたけた庁舎をつくるためには、緊急防災・減災事業じゃなくても、この防災対策事業債でも私はいいと思うんです。これは時限立法じゃないから、借りれるわけですよね。知名町、与論町は公共施設等で充当率は低いんですけど、こういう点を考えて、どうしてその率のいい起債にこだわるのか、その理由をお伺いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

知名町とか与論町、それから和泊町の場合は、緊防災の対象とはなっておりませんが、徳之島町の場合はこの緊防災の起債の対象ということでございますけども。これと、先ほど述べました防災対策事業債の場合の負担額の差額を見ますと、防災対策事業債でやった場合でも4億3,200万円が出てきますけれども、この4億につきましては、またいろんな避難道路とか、災害に関する、いろんなそういう事業のほうに充てることも考えられますので、そういう意味では、これからも有利な緊防災債を活用したほうが将来的にいろんな災害に伴う、そういう事業等に充てることできるんじゃないかなということで、この緊防災を検討しているところでございます。

○6番（勇元勝雄君）

緊急防災・減災事業の起債の趣旨は、防災減災のための趣旨でこういう有利な条件で貸しているわけです。これが有利だから、ハザードマップにも載っていますよね、津波想定区域内って、想定区域内に建てる。意見では、役場職員だけが高台にいて助かる、そういう話じゃないんですよね。もし避難所が欲しいなら、そこの4階建てを防災タワーみたいな感じで活用してもいいと思うんです。宮上病院、宮上病院の患者さんがこっちに来るわけじゃないんですよね。立派なサザンコートという耐震のなっている建物があります。わざわざ道路を渡って。

もし役場が災害に遭って防災機能を果たせない状態になったら、徳之島町は防災対策も何もできないような状態になるんですよね。そういう点も考えて、もっと慎重に私は庁舎建て替えをするべきだと思います。今度が終わりじゃないから、ある程度、飛ばしていきますけど。

新庁舎検討委員会の会議内容についてお伺いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

新庁舎建設検討委員会は、平成31年2月5日に第1回の委員会を開催いたしました。1回目では基本構想案のパブリックコメントの実施結果について、それから基本構想の決定について、基本計画策定の作業計画について協議を行いました。2回目以降につきましては、おおむね月1回のペースで検討委員会を開催し、新庁舎建設の経緯や新庁舎の機能、規模、それから新庁舎の位置等の基本計画案の中身について検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○6番（勇元勝雄君）

庁舎建て替えについて、委員長、会長、会長、委員長ですか、そして副町長、教育長、総務課長、企画課長の現地建て替えのことについてどういう考えを持っているか、お伺いいたします。

○副町長（幸野善治君）

大きな津波とか台風とか、それは想定はしておかなければなりません。また、次は利便性というのも、常時365日間使う、町民がひとしく使いやすい立派な庁舎というのもまた目指さなければなりません。一番問題なのは、また財源でもあります。財源をどこから、なるべく安い金を引っ張ってきて、町民の負担を少なくするかという、この3つの観点から絞られると思います。

その防災の件から考えますと、やはり大きな医療施設がある、それから周りには大きなコンビニとかAコープがあり、もう既に30年～40年ぐらい、ここに住みなれた人たちが「役場庁舎と大きな病院があったから、自分たちは買った」という人もおるんです。ですから、庁舎検討委員会が五、六回開かれるんですが、その人たちは各関係団体の長であります。いろんな意見を持っています。いろんな、また人たちからの意見を集約して、そこで発言すると思います。ですから、もし議員の皆さんも、その中で自分の意見を組み入れたいという強い思いがあったら、議会で議論するのも必要なんですが、議員の中にも2人おりますので、常時情報を共有して、その委員を通じて、こういうのをつくっていただきたいという意見を言わせていただきたいと思います。

先ほどの3つの原因から、この庁舎をつくるんですが、やはり町民の大多数は現庁舎の建て替えを希望していると、私は思っております。

以上です。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

新庁舎建設に向けましては、まずは津波浸水対策を講じる、一つの大きなことがあると思います。これにつきましては耐震化、現在の進んでいる技術を活用した耐震化が図られるもので

あるというふうに思っています。そういう中で、最新の技術も活用しながら、今後、検討委員会、それから基本設計、実施設計と移るわけですけれども、その中でも専門的な方も入ってもらって、意見を伺いながら、総合的な判断をした上で、この新庁舎の建設ということにつながっていければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現地建て替えでございますが、実際、津波、もし30メートル来た場合、私も、ああ、この場所はどうかという感じはします。しかしながら、先ほど、津波につきましては、想定でございます。いつ来るのか。あした来るか、あさって来るのか、わからない状況でございますので、やはり利便性、つまりコンパクトシティという、今、考え方がございます。というのは、今、高齢者社会になりまして、ある程度まとまった社会、町構成というのがございます。多分、これは東区の埋め立てをしたときに、いろんな機能がこちらのほうに集約されたと思います。病院ができ、商店街ができ、そして役場ができ。もちろん役場が先だったと思うんですけども。それをないがしろにしては、建設は成り立たないと思っています。

ここに、アンケートの中に、津波のための緊急避難施設としてと書いてございますけど、これは私はとり方によりまして、例えば高台につくって、そこに避難させてほしいということではなくて、そういった場合に緊急避難できるように近くにあってほしい、そういうアンケート結果だと私は認識しておりますので、もちろん、これは私の意見でございますけれども、検討委員会の中で、例えば高台もしくはピロティ方式で1階は全て駐車場にするべきだというのが出ましたら、そういう判断になるかと思っておりますけれども、最終的にはトップである町長の判断であり、議会の皆さんの判断であると思っておりますので、その意見を尊重していきたいと思っております。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

つけ加えて答弁いたします。

総合的に判断するというところで総務課長がお答えしましたが、まず役場の位置についてなんですが、まず役割は何なのかということから総合的に判断してもらいたいという話をしております。なぜならば、命を救うのが第一だということです。町民の命をですね。建物じゃありません。町民の命をいかに一人でも多く救えるかということが役場職員の責務になるのではないかなというふうに思います。

それが例えば高台にあった場合、地震の後に津波が来ることが多いわけですが、通行どめになって、わざわざ誘導するときに、職員が下ってきて、また上っていくという時間差と、しっかりとした役場を建設し、津波にも強い役場、絶対に壊れない設計のもとにつくられた役場の

中で、スタート時点から、こっちに誘導する、避難所へ誘導するというところで、総合的に役場の位置は決められるものだというふうに考えております。

そして、今後は、今、病院等の話がございましたが、逃げおくれた人や透析患者、全てがもしかしたら電気の機能等々が発生したときに電源がありませんので、町役場の屋上のほうに発電機をしっかりと備えて電源確保するとか、そういった工夫が今後は必要になっておりますので、想定外のことに對してもしなければいけません、しょっちゅう来る想定内の被害に對しても対応しなければいけないということが役場の役割だというふうに思いますので、総合的に判断をして位置、そしてまた総合的に判断して建築がされるものだというふうに確信をしております。

○教育長（福 宏人君）

議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、教育行政を担っている立場からなんですが、この大地震において一番印象的なのは、東北大震災において、先ほど議員からありましたとおり、釜石の奇跡、それから反対に大川小学校の悲劇ということで、学校関係者ならば、なぜあれほどの子供たちがとうとい命を失われたということで、非常に学校現場でも常に津波の避難とか、ああいうような訓練をしていまして、やっぱりそういうのが根本にあります。

学校の立場としては、子供たちのまず命が一番大切であるということで、常日ごろ、東北には、てんでんこ、ばらばらみたいなのは、まず、みずからの命はまず自分からということの基本的には教育を、子供たちも「お母さんを待つんじゃないよ。お父さんを待つんじゃないよ。まず、近くの高いところに逃げなさい」というような、常日ごろ、ものをしていて、学校としても訓練は常時怠らないようにしています。

ただ、それでも教育行政全体を預かる者として、先ほど町長のほうからございましたが、やっぱり命をどう守っていくのかですね。医療現場ではトリアージ、既に一気に災害が起こったときに誰から助けるかということがよくありますが、一番近くの命を守っていくというのが、目の前ですね、これは人として基本的な、老子の性善説の中に、井戸に落ちようとしている子供をどんな悪人でもぱっと、何ですかね、そういうような性善説という話もあるんですけど、やっぱり命をどう大切にしていくのか、そのためにはやっぱり、先ほどいろんな御議論あると思いますが、この地域の中で大多数の命を守っていくのが行政の責務であるというふうに考えています。今後、議会の場、それぞれの委員会の場で活発な議論がなされると思いますが、それをもって、命を守るとはどういうことなのか、そういうことも含めて議論いただきながら、決定されていくものだというふうに考えています。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

今、町長がおっしゃったように、宮上病院ですよ、サザンコートがあります。サザンコートの中に透析センターとか、いろいろありますよね。もし災害が起きて、役場だけが電気つくんじゃないと思うんですよ。サザンコートでも恐らく自家発電を持っていると思います。

今、教育長がおっしゃいました大川小、想定外だから高台に逃げなかった。防波堤が10メートルもあるから、来ないから、津波が来るということを予想してなかったから、被害に遭った。どこかの役場の防災センターですか、そこでも想定外のことが起こって職員が大分亡くなっています。想定外のことが起こるのが、きょう今日の世の中なんですよ。役場が避難場所だから、役場に逃げたら大丈夫、そういう認識を町民に持ってもらったら、私は困ると思うんですよ。津波が来たら高台に逃げる、それが基本であって、これは緊急的に高台に逃げる余裕がなかったら、それは役場に逃げてこなければいけないと思います。副町長がコンビニとか、いろいろ利便性を言いましたけど、津波が来た場合は全部だめになるんですよ。発電所もだめになる。電気は絶対来ないんですよ、天城の発電所でも低い。特に亀津の発電所は海のそば。

徳洲会でも、この間まで亀津の高台に移転するような話もありました。徳洲会でも、そういう災害はある程度予想しているんじゃないかと思うんですよ。まだ二十何年しかたっていない建物を建て替える、そういう話が来るとするのは。徳洲会なんかサービス業ですよ。お客さんが来て……。そういうところが移転するような話もあるのに、役場が現地建て替え、そこにこだわるというのが私は非常に疑問に思います。

次に、和泊町の視察についてお伺いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

和泊町視察につきましては、平成31年2月21日～22日の1泊2日の行程で検討委員13人、事務局3名、計16人が参加をいたしました。

主な視察事項といたしましては、平成31年1月4日に開庁しました和泊新庁舎の見学及び和泊町の庁舎建設担当職員との意見交換を行っております。

意見交換会では、調査建設の経緯や、それから財源、耐震強度、新庁舎建設後の問題点等について報告をいただきました。

以上でございます。

○6番（勇元勝雄君）

せっかく永良部行っているわけですから、隣の知名町、建てかえ計画で今、徳之島町と同じような状態ですよ。そういうところへ行って、わざわざ行っているのに視察行かない。それは知名町のほうへ行ったんですか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

知名町のほうにはお伺いをいたしましたけども、庁舎建設の担当職員等とは意見交換はしておりません。ただし、新庁舎の建設予定地等の視察は委員16名、委員というか計16名のほうで行っております。

○6番（勇元勝雄君）

せっかく永良部行っているわけですから、やっぱり知名町の担当職員とも話して、どういう経過でこういう場所が決まったか、そういう話をしなければ、せっかくの、ただ庁舎だけの視察だったら別に要らないと思うんですよね。そういう経過まで含めて検討委員会ですから、今後また視察等あると思いますけど、そういう点まで考えて視察を行ってほしいと思います。

12番目、町内の避難道路についてお伺いいたします。

避難道路について、どのような考えを持っているかお伺いいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

避難道路につきましては、徳之島町防災マップに記載されている避難道路はもちろんのことですが、実際津波発生時において高台に上がる避難道路以外の道路も避難道路と認識しております。

道路の管理者といたしましては、道路、橋梁等常時有効な状態を保つよう維持管理し、一般交通に支障を及ぼさないように努めているところでございます。

また、私どもの行っている社会資本主義整備もその一環だと思って、維持管理に努めているところでございます。

○議長（池山富良君）

あと3分ですから。

○6番（勇元勝雄君）

町内の避難道路、私の提案ですけど、徳田さん、宝星パンのそこの道路ですよ。あそこも上まで今、更地が2カ所ぐらいあって、建物が1軒か2軒建っています、あそこ。そして、もとの通信特機の道路、あそこブロック塀が倒れそうな感じですので、あそこも避難道路として活用できるんじゃないかと思います。

それから、16メートル道路から体育館の前の道路、あそこも拡幅したらいいんじゃないかと思います。通信特機の横の道路、あそこ今、車通行止めになっていますけど、あそこも考えたほうがいいんじゃないかと思います。幸いにして住宅と町有地がありますが、用地買収はかからないと思います。

町内各集落の津波対策をどのように考えているかお伺いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

本町は多くの集落が津波浸水区域にございます。住民一人一人が災害からみずからの身を、身の安全はみずからが守るといような自覚のもと、地域がお互いに協力をして助け合うとい意識を持って行動することが非常に大事ではないかなといふうに考えております。

そのような中で自主防災組織の活動の活性化が必要であるといふうに考えておりますけども、町といたしましても自主防災組織の育成強化のために研修や訓練等、これに積極的に支援をしていきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

時間がないので、3番目、防犯灯について伺います。

防犯灯は集落交付金とは別に町の補助金でするようお願いできないでしょうか。町長の施政答弁でも補助金という項目は出ています。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

現在集落活性化交付金の中で防犯灯の設置等も行ってもらっているところでございますけども、この集落交付金につきましては、交付金事業としてまだ始まったばかりなので、交付金の使い道につきましても各集落でさまざまな使い道が行われています。

そういう意味で使い道を精査をした上で、改善等を含めて必要があれば今後検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

集落交付金も大きい集落には手厚くやっていますよね。小さい集落のほうにももっと手厚くするようにお願いします。

4番目、植物工場について。

植物工場に休憩所がないが、仕事場と事務所を別々にできないか。障害者の方が一生懸命働いています。体調を崩しても休憩するような場所がないことで、非常に不便になっています。仕事場と現在の事務所、また別にできないか。

時間がないので、2番目まで。自家発電の部屋はあるけど、自家発電の設置を考えているか伺います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

作業時の下葉処理や計量、袋詰め、梱包作業等をハウス横の管理棟で行っています。

開設当初通常時はハウス本体入り口の土間部分で作業場として活用していましたが、例年6月ごろからハウス内が30度を上回るような日が続き、葉がしなびてしまって出荷した際に後

日、御先からクレーム等もいただいたということでもあります。

そういったことから傷みやすい葉もの野菜を取り扱っている中で、コールドチェーンを保つために、当面は引き続き管理棟で作業をしてもらうことを今のところ考えております。

また、ハウスや培地、培地の充填等についての作業は、従来予定どおりハウス本体で作業を行っていますので、今後もその予定としております。

また、さらに管理棟の増築等や新たな作業場、建設の空きスペース、現在の空きスペースを利用するという点になると、今後ハウス等の2号棟の建設が予定があった場合、困難になるんじゃないかなと考えております。

このようなことから、今後も委託者と連携を密にし、作業は全体の改善関係に努めるなど、空調管理をハウスの横のほうの以前の作業というふうな形をとっていた場所に、空調管理としていろいろ見て作業していけたらなと思っております。

また、現場を見たんですけれども、ハウスの横ですので、そこら辺も含めながら、ちょっと議員さんのおっしゃるとおり、今後検討要でいろいろな面でちょっと開示していこうかなと考えております。

次に、自家発電の問題になりますけれども、当初計画では緊急災害時、特に台風等による停電を想定して発電機の導入は必須だと考えて、管理棟に発電室を設置した次第であります。

しかし、発電機を導入すると維持管理などランニングコストがかかり、減価償却やメンテナンス代等も運営に大きな影響を及ぼすために、リースした場合のほうが経費節減できる観点から必要時にリースする形を実施しております。

ちなみに、実際に過去5年間の年間使用回数は5日程度ととどまっているようであります。

しかし、安定した施設運営を考えた場合、今後は台風等による停電を備えた対策は必要であり、確実な対策はとれるよう導入の対処方法を検討して今後もいきたいと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

リースもいいんですけど、台風時は発電機がないというんですよね。だから、そういう点も考えて、実際何回か向こうのほうへ行ってみてみますけど、あんな小さいところに10何名の人がひしめいて一生懸命やっているんですよ。障害者に優しい徳之島町、せっかくそういう施設をつくったんですから、もっと施設の充実を図って、楽しく仕事のできるような場所にしたいと思います。

この間も、1人の人が気分が悪くなったんだけど、そういう休憩する場所がない、そういう話も聞きました。そういう点も考えて今後は対処してもらいたいと思います。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木原良治議員の一般質問を許可します。

○12番（木原良治君）

皆さん、こんにちは。

昨日の高岡町長の平成31年度の施政方針の中から3項目取り上げました。ふるさと納税について、そしてスポーツ振興について、あとは公共下水道事業について取り上げました。事前に通告しておりますので、担当者の方はよろしくお願いします。

最初に、ふるさと納税に入ります。

平成20年度に、このふるさと納税がスタートしてちょうど10年を迎えて、ちょうど2年前も住田前担当課長のときに一般質問させていただきました。ちょうど10年が経過して、そのスタートのときから簡単でいいですので、ふるさと納税の推移をお伺いして、また一点、一点、詳細についてお伺いします。よろしくお願いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

ふるさと納税の今までの経緯について御説明させていただきます。

ふるさと納税は、平成20年度から開始をいたしました。当初寄附件数は5件、寄附額は28万円でした。しかしながら、皆様御存じのとおり全国的に周知されたおかげさまで、平成29年度徳之島町は寄附件数が1万6,672件、寄附額は3億5,031万7,227円と大幅に増加したところでございます。

今年度の見込みでございます。今2月末現在、すいません、お答えいたします。

2月末現在、寄附件数につきましては2万3,866件、寄附額につきましては4億5,746万3,000円と、昨年と比べましても約1億ほどの伸びを見せているところでございます。

今後につきましてはですが、6月に総務省のほうから新たな制度、改正につきまして通知があると思っております。この通知を受けまして、私どももそれに沿って、さらにこの納税を最大限に徳之島のPRに、町のPRに活用させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○12番（木原良治君）

2年前の3月議会をちょっと思い出しながら一般質問しますが、なぜここまで徳之島町の

ふるさと納税が伸びたかという原因を、当時の課長は、「取り扱い品目を見直した」と、「それによって大幅にふるさと納税の件数が上がった」と、そういう答弁でした。

そして、それから2年たって、町長の施政方針の中にも、ふるさと納税、自主財源の確保という面からも件数として、最終的には3月末が最終的な30年度の数字が出るとは思いますけど、施政方針の中では2万5,000件で4億5,000万いくだろうと、そういううれしい、はっきり言って悲鳴ですね、あ、誤算というんですか、そういうのがあって今日まで来て。

今度は10年たって、総務省のほうから、この地方自治法の税に関する法律が改正されるということで、総務省のほうから役場のほうには通達が来ているとは思いますけど、その改正が4月からなるとしたら、返礼品に対して、その調達額が寄附額の3割以内にしなさいと、そして地場産にしなさいという、その件に関して質問しますけど。返礼品の意味、その調達額の意味、そして地場産の意味を丁寧に説明してください。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

地場産品の定義、これは平成30年4月1日に地方自治法第245条の4、技術的な助言による総務省からの通知により、返礼品につきましては3割、そして地域で生産されたものを返礼品にするということが通知がございました。

特に先ほどございました地場産品につきましては、地域内で原料が供給され、加工、生産された品とありましたが、徐々に定義も変化しており、本町としては総務省の定義に沿った地場産品をふるさと納税返礼品として採用させていただきたいと考えております。

この最初の総務省の定義によりますと、全て本町で生産から流通、消費もやっていくということでございますけども、そうすると、なかなか品目がないということでございますので、それにつきましては、ある程度緩和されるものと考えているところでございます。

以上です。

○12番（木原良治君）

その返礼品が一応商品券であったり、地場産でないものがあったり、多々いろいろ全国的に問題があって、この規制というんですか、法改正がなっていると思います。それが4月に本町の今までのデータ、数字を法務省のほうに計画書含めて提出されます。そして向こうのほうで審議されて6月あたりに許可制ですから、本町がふるさと納税にふさわしい町であるかどうかと許可がなされると思います。

町長、2年前も徳之島で生まれた牛が鹿児島県のほうで飼われて、飼育されてブランド品の黒毛和牛ということで相当な人気があって、これがふるさと納税の品目に、寄附に貢献している。これが地場産であるという位置づけになされなければ相当な打撃があるんですけど、それに対する答えというのは、町長かどなたか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在、徳之島生まれ黒毛和牛については、大変人気を博しておりまして、返礼品の中でも1位のほうでございます。

本町の徳之島生まれの黒毛和牛でございますけども、生産牛につきましては、個体識別番号という、どこで生まれて、どこで生産されたかというのがわかるような仕組みになってございます。それで徳之島というのを認識できるような形になっておりますので、今後もこの制度を利用いたしまして、徳之島生まれの黒毛和牛を返礼品として提供させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○12番（木原良治君）

一応各自自治体の市町村で地場産業というので捉えるのか、鹿児島全体の産物として捉えるのか。これは町長のほうは成長戦略的なもので奄美群島と県との兼ね合いでどのように捉えているんですかね。

○町長（高岡秀規君）

趣旨から申し上げますと、県民税ということも含まれております、ふるさと納税に対して。そういうことから考えると、鹿児島県全体の地場産業という広範囲の定義ができるわけですが、今現在徳之島町といたしましては、まずこれを始めるときに、地元の加工業、そして地元の産業育成をするための返礼品というところからスタートしておりまして、これは今もぶれておりません。今後は町内の加工業の育成についての返礼品というものを推進してまいりたいと思います。

○12番（木原良治君）

一応新年度から、また法改正に当たります。その法にのっとって、本町のまた返礼品が提出できるものだと思います。その思いやりふるさと基金がさまざまな事業に活用されて、相当教育的なもの、環境的なもの、ありとあらゆる事業に7項目にわたって使われています。これで新たな教育の観点で、徳之島高校の教育環境の整備に相当な寄附が集まっていると伺っているんですが、それを把握していますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

ふるさと納税のちょっと一つ特別な枠でございまして、これはG C F、クラウドファンディング、これに行政がガバメント絡むのをG C Fと申しまして、これにつきまして5つか6つ今忘れましてけども、高校でこういったG C F活用しないかという提案がありまして、昨年10月11日から12月31日まで、徳之島高校と歩調あわせまして、自学自習施設の整備を行うためのク

ラウドファンディング、GCFを行ったところでございます。

最初、100万、目指せ100万の補助金でございますけども、当初半分目立たないところだったんですけども、年末にどっと寄附金押し寄せまして、目標額をクリアしたというところでございます。

今後このGCFという制度を使って使用していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○12番（木原良治君）

ふるさと納税ですね。徳之島出身者の方、また2世や3世ですね、最近は。そういう徳之島、また徳之島町に対する思いで御寄附いただいています。そして、また本町の出身者ではないけれども、本町の掲げるさまざまな事業テーマに対して協賛を得て、これだけ伸びていると思います。その点に対して町長、いただいているリピーターというんですか、10年間、そういう方々に対して一言。

○町長（高岡秀規君）

使い道につきましては、いろいろな選択肢のもとで意見を伺いながらしているわけですが、今後も徳之島町の子供たちのため、社会のために、寄附金については集めていきたいというふうに思いますし、今現在担当のやっぱり素晴らしいところは、何と言っても苦情の整理、苦情があったときの対応が非常に迅速であるということと、誠意をもって対処しているというところが、私は評価されているというふうに考えておりますので、今後も担当者の育成、そしてまた活躍を期待をしながら見守っていきたいというふうに思います。

○12番（木原良治君）

一応、御寄附いただいて商品をお送りする、そういった中で、これだけの件数とこれだけの品目が年間になると、商品に対して全て完璧というのはなかなか民間でも難しいです。

そして、受け取った方が、それに対するフォローですね、生ものであるとか、あとサービスであるとか、そういうものに対するクレームに対する相談室が、ふるさと納税の質だけで解決しているのか、そういうノウハウは全体で把握しているのか、それだけ伺ってみます。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

私もこれだけ額がふえますと、もちろん製品の品質改良がどうなのか。お客様の目になったものなのかという心配は常にしているところでございます。昨年度も1件、2件ほどそういった品質不良ということでクレームが届きましたけれども、これは丁寧な回答いたしましたり、別のものを差しかえたりいたしまして納得していただいたところもございます。

それと、また事業者を集めまして、教育も昨年度いたしております。30事業者ぐらい集まり

まして、それは品質改良の徹底とクレーム処理の対応、それから販売に対してどういったものを販売していくか、どういうロットで販売していくかなどという販売について、マーケティングプランについての方法などについても事業といいますか、協議を行ったところでございます。以上です。

○12番（木原良治君）

ちょっと2年前の質問に対しても、当時の岡元総務課長が、その日に国立公園に指定されて奄美群島と徳之島が、そういった中で徳之島はと言われないクレームが来ても、ちゃんと対応するという答弁いただいております。それは総務課長、ちゃんと引き継がれていますか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

このクレーム対策につきましては、一番肝心なのは早い対応をするということで、町長含め副町長、企画課長等の話し合いの中で、そのように決めております。前課長からもそういう申し送りはございました。

一番大事なことは、その初動を一番最初に早く丁寧な対応をするということで、御理解をいただくということでまた共通理解をしているところでございます。

以上です。

○12番（木原良治君）

次に行きます。スポーツ振興について移ります。

これも施政方針の中で取り上げられています。健康の森総合運動公園の野球場周辺の改修について、現在の総合運動公園の利活用どのような状況なのか、そこから聞いて次に進めたいと思います。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

まず初めに、木原議員におかれましては、我々本町の体育協会の会長として社会体育、社会教育行政に関し、日ごろより御尽力をいただいたこと、まことにありがとうございます。

それでは、お答えをいたします。

平成29年度の実績として、総合運動公園内には陸上競技場、野球場、多目的広場、テニスコート、自由広場、プールがあります。年間の総利用者数は述べ人数といたしまして3万2,188人となっております。

また、平成30年度は皆様御存じのように屋内運動場が完備されました。それに加え、4月から直近で12月末までの利用者数が現在2万7,666人となっております。

なお、ことしの1月～3月までの利用者数を約5,000人ほど見込んでおります。これには今現在入っていますスポーツ合宿の環境を入れ込んでおります。

これらの利用者数も増加傾向になると考えており、指定管理者とも今からしっかりとした連

携をとり、施設の充実、運営を図りたいと考えております。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

野球場周辺の改良工事について御説明いたします。

周辺工事については、現在実施設計を発注しており、スコアボード改修、内外野フェンス、並びに衝撃フェンス、防球ネット、バックネット改修、グラウンド及び排水施設の設計を行っております。

現在使用できないスコアボード及び劣化の著しいネットフェンス等を先行し、その後、グラウンド及び排水設備等整備を進めていく予定となっております。

○12番（木原良治君）

社会教育課長に聞きますけど、今の利活用の現状、その数字に対してどう捉えているか。そしてまた現状を、あそこのさまざまな施設があります。その維持管理に対してどのような感想を持っているかお伺いします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

その点につきましては、徐々にふえていくものは确实だと思われております。中でも特に1月～3月までのスポーツ合宿が非常に今ウエートを占めている関係があります。中でも今、今年も約4の団体が来ております。実はこの1月～3月までの90日間、この中で実質使われている日にちが約45日間、約半分なんです。その半分以上をいかにうまく使っていくか、それに今入ってくる団体の皆様の御希望、何月から何月までということで、その点についてはお互いによく使える状況、空き日数を少しでも減らしていくというふうに考えております。

また、維持管理につきましては、指定管理者とも日ごろからいろんな使い方にとって町民の皆様がいかにスムーズに使えるか。今の構想の中でありまして、実は今ウォーキングをやっている方からの要望等があり、その外周をうまく使えないかという御指摘もございまして。その点についてはまた、建設課のほうとも協議をしながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○12番（木原良治君）

1点だけ、プールに関してですけど、過去、水の問題がいろいろありまして、プールに関してですよ。それは水の心配はもう解決済みということで捉えていいんですか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

現在プールに関しましては、水の問題解決しております。ただ、若干電気代等の問題もあり

ますけども、それについても今から各電力会社等も含めまして、いろんな形で検討させていただこうかと考えております。

以上です。

○12番（木原良治君）

亀澤課長、今現在総合運動公園はTDKですか、野球がほとんど、その場合が愛知工大、その場合が上武大学、今現在のTDKは36名が21日間連続で使用するという、合宿しているというので、野球場の整備というのはもうちょっと具体的にどこをどうするんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

具体的に年度別ごとに回答したいと思います。

約今年度設計委託料で1,000万、繰り越しで4,000万、来年度5,000万の工事費を預かっております。

それで設計委託料は今現在発注しているところで、まず最初に一番傷んでいるスコアボードの改修から入っていきたいと思っております。それが平成30年度繰り越し事業になりますけど、を予定しております。

31年度にバックネット、後ろの防球ネットですね、及び3塁側の外野観客席の改修を計画しております。

続きまして、31年の同時期に内外野衝撃フェンス、外野にプロ野球なんかでも見られるように、ぶつかったときに衝撃、クッションですね、そっちの改修と、あと外周フェンスですね、野球場の外周のフェンス、あと門扉の改修を計画しております。

32年以降になりますと、1塁・3塁側ダックアウトの改修、グラウンド及び散水栓改修、そのほか関連施設の改修となっております。これを5年間の計画で行っておりますけど、また延長も考えながら、その後考えております。

その後につきましては、運動公園全体としては長寿命化計画に基づきプール周辺、多目的広場周辺、陸上競技場周辺、弓道場周辺、せせらぎ周辺、それぞれのゾーンごとに緊急性の高い箇所から、また使用者が多く要望の多い箇所などを社会教育課、財政当局、公園管理者等と協議しながら順次整備を進めていく予定です。

事業については延長を含め、安心・安全な都市計画公園の再編整備を図っていくという考えでおります。

○12番（木原良治君）

一応公共施設の長寿命化を図るということで、社会資本整備事業の交付金事業で計画性をもってやるということで理解できるんです。

そして野球場周辺に、かつて遊戯施設がありまして、相当な予算をかけて、この議会でも成

立して設置された。その後、野球のいろんなボールが飛んできたりとかいろいろな危険性があるということで、どっかに移そうということで、ある一定の年齢が経過して自由広場のほうにいったんですけど。先ほどの午前中の宮之原議員のほうからもありました、もう本町にふさわしい遊戯施設なのかなという。いろんな子育てをやっている方々もずっと行くんですけど、途中でみんな引き返す方が多いんですけど、その整備とかは考えられんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

社会長寿命化計画におきましては、現在ある施設についての長寿命化は認めますということです。

現在公園施設の遊具、残念ながら移動したときにほとんど捨てたちゅうことを聞いているんで、新たに新設となると長寿命化の意味に反するちゅうことで認められないかと思います。

その点に関しましては、隣のふるさと納税とかを利用して新設していただければいいのかなと、私のほうでは個人的な考えであります。

○12番（木原良治君）

健康の森総合運動公園、相当な年月が経過して、相当な予算を追加して、整備されて有効に使われていると思います。一番古い陸上競技場は管理棟含めて野球にも使われますし、相撲やらありとあらゆる面で使われています。隣の町のスポーツアイランド構想の中で陸上競技場の整備、トラックフィールド含めて、そういうのが長距離駅伝の選手とかいろいろ使われていますけど、本町でも使われていたんですけど、最近ちょっと姿が見えないんですけど、そういう陸上競技場のほうも整備する長寿命化計画の中に組み入れるということで理解してよろしいですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

先ほども答弁申し上げましたが、陸上競技場周辺にもう入っております。

また、陸上競技につきましては、昭和60年に完成し33年経過しており、管理棟など含む施設全体が老朽化が進んでおります。ジョギングやウォーキングで利用する人も多く、ゴムチップの張りかえやジョギング、ウォーキングコースの設置についても検討を進めたいと思っております。

先ほども答弁いたしました。社会教育課、財政当局、公園管理者等の協議しながら、これも検討していきたいと考えております。

○12番（木原良治君）

次は、医療メディカルサポートチームということで、スポーツ選手が野球とかいろいろサッカーとか、有望な選手がスポーツ少年団の方々が、膝、肘とか肩とか、けがで選手生命を絶た

れたとかいろいろお聞きしているんですけど。けがの予防についての支援のチームだと思いますけど、この医療メディカルサポートチームの概略はどなたか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

このチームの正式名称は、徳之島メディカルサポートチームと申します。メンバーは医師が2名、救急専門医と整形外科医、あと作業療法士が2名、健康運動指導士が1名、柔道整復師が1名、あと事務1名の7名でチームをつくっております。

当初は木原議員がおっしゃったとおり、代表の方は中区の病院に勤務されている作業療法士の方なんですけど、いろいろけがとかあって、いろいろな父兄やら相談がありました。それで何とか、その本人も徳高野球部で同じ選手が、同じ同級生やらけがしていることがあったり、自分の職業柄もあったり、そういったことを少しでも予防できればという思いから始まったと聞いております。

この団体は当初はボランティアで小中学生の野球肘ですね、野球の特異な病気ですけど、野球肘。予防して将来にわたりスポーツを続けられるようにと活動していました。発足は28年8月ですね。それで、ちょっと活動状況も言います。

本格的に指導し始めたのは29年度からでありますけど、29年度から30年度までの活動状況ですが、14の事業を展開しております、全部言うと長くなりますんで、野球以外にもサッカー、そしてバレー選手の障害予防講習会などを行っております。

ただ、そのほとんどの講習会は無料、または500円、一般は1,000円程度の講習料いただいたり、また有志からのちょっとした寄附とか、そういったことでほとんどボランティアで行っております。

以上でございます。

○12番（木原良治君）

この医療メディカルサポートチームが活動を始め、2年ぐらい前ですか、やっぱり本町の事業として宝くじ交付金事業を申請して、それが認められて150万ですか、金額は後でお聞きしますが、それ相当の本町の申請によって認められて、さまざまな機具を購入して、それ活動されている。これ単年度事業なので、その後、本町でどのようにサポートするかというのが一番問題であると思いますけど、これはあなたから外れて、総務課長、答弁をお願いします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

先にお答えします。

予算を29年度、先ほど言われたように宝くじ助成金で行われて、183万9,049円です。購入した備品は、講習用途教材映像編集パソコン、あとその講習等のプロジェクター、また記録及び分析用の動画撮影可能なカメラ、あとは治療用ベッドということで、こういった備品を購入し

ております。

サポートは、サポートといいますか、今後の支援は私、この間もちょっと代表者と話しましたが、私たち健康増進部門だけではなくて、これスポーツに関することもありますので、社会教育課もしくは障害を持つ子供たちのこともできるだろうと思って、介護福祉課及び学校教育課などにも声をかけまして、メンバーが先ほど言った資格を持ったすばらしい方たちですので、島外からいろいろな講師を呼ぶよりは、このチームのすばらしい人たちを使って何かできないかを、ちょっといろいろ話し合っていきたいなと思っております。

以上です。

○12番（木原良治君）

宝くじ助成金でいろいろな設備を整えた、そしてボランティアで活動していただいていると。その全体的なもの、スポーツ少年団、学校教育等含めて、それを支援していくということで、南日本新聞でしたかね、やっぱりそこにも徳之島のモデルとなるようなけがに予防、そしてケアに対して記載されていましたが、それは今後どのような支援を必要とするか、財政面でこれはどなたかの答弁いただきたいんですけど。町長でいいです。

○町長（高岡秀規君）

当初、代表者と2年ぐらい前にこういった計画があるということで、町としても何らかの支援はしなければいけないということから実はこれスタートしておりまして、学校教育の現場の子育ての観点から、高校生まではしっかりと町が支えようということから、地元の学校をいかに残すか、それは当然スポーツでも徳高から甲子園球場を目指したり、ほかの島外の高校に行くのではなくて、徳之島にある高校から夢を目指していただきたいというところから、これは実はスタートしております。

今後も学力も必要なんですが、スポーツの分野においても地元の高校を出るという理念のもとで頑張れるよう環境をつくっていききたいというふうに思いますので、今後このメディカルサポートチームについては、町としっかりと連携をとらなければいけないというふうに考えております。

○12番（木原良治君）

次に行きます。公共下水道整備事業についてお伺いします。

平成17年から工事が始まり、1期工事、2期工事という区分指定、その亀津の地区割をして、1期工事が終わったと思います。この1期工事の進捗状況をお伺いします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

公共下水道の進捗率につきましては、亀津南区県営住宅付近及び埋め立て地区が整備済みでございます。57ヘクタールでございます。全体面積、亀徳を含む148ヘクタール、この率で

38.51%となっております。

また、接続率につきましては、平成31年2月末日で対象件数1,421件に対しまして、接続済み件数801件、56.37%となっております。

○12番（木原良治君）

この56.3%、この数字をどのように捉えていますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

現在接続加入促進活動を行っている中、進めているところなんですけど、この56.3%、約半分強なんですけど、一番の問題が新築工事、その他、古くなった工事の方に対しましての接続加入なんですけど、最近つくった、まだ浄化槽が使える方に対しては、なかなか接続がまだ使えるものでちゅうことで、56.3%という数字になっております。

これが接続がいいのか悪いのかと言いますと、私どもも加入促進がまだ足りないものかと反省しているところではございますが、今後加入促進に努めていきたいと考えております。

○12番（木原良治君）

その接続する補助金が、31年度は1,000万計上されていますよね。ただ、接続する方が全額自己負担だという誤解があると思います。7割から8割近くが補助金で対応されるはずなんですよ。その説明が建設課、公共下水道、課長の皆さん全体含めて、また工事をやられる業者の方々のそういう説明のあり方というのは、どう考えていますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

補助金に関しましては、平成22年度より下水道接続に係る排水設備補助金交付として最大70%、上限55万円となっております。

また、この件につきましては、私ども公共下水道接続工事に関しまして講習会を行っており、接続率の補助金の説明等を行っております。

また、委員会におきましても、こういうことがありますよという周知はしております。

○12番（木原良治君）

頑張ってください。全体で、役場全体でこの問題を取り組まければ、なかなか一般会計から1億3,900万ですか、繰り出しの予定の金額なので相当な、全庁一体となって進めていただきたいと思っております。

次に行きますけど、この公共下水道場、徳之島町浄化センター、そこと一般質問に取り上げたんですけど、火葬場の前のし尿処理センター、マリパーク開田、これとの統合によって、統合することによって、経費の縮減を図ると、町長の施政方針の中であります。これを具体的にどのような計画で進められるか、説明をお願いします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

汚水処理場施設の統合化についてですが、現在し尿及び浄化槽、汚泥を処理しているマリ
ンパーク開田は、平成11年度より稼動しており20年が経過しています。施設の機器類は更新時期
を迎えている状況です。

そこでマリンパーク開田の施設更新は行わずに、下水道、浄化センター内で受け入れ施設を
建設し、し尿浄化槽、汚泥及び下水道を町浄化センターで処理することで、汚水処理場に係る
建設費及び処理維持管理費の軽減を図ることを目的としております。

施設の統合については、平成24年度公共下水道最適化構想策定のころから本格的な検討を進
め、平成28年度効率的汚水処理計画策定において基本計画を立て、平成30年度に地方創生汚水
処理施設整備推進交付金事業の採択を受け、現在実施設計を行っているところでございます。

実施設計計画と決定次第、進めていく予定です。

また、マリンパーク開田におきましては、金額の問題ですが約6,400万円を維持管理費とし
て今歳出しているところでございます。

しかしながら、浄化センター維持管理料、浄化センターより持ってくるとなれば2,700万円
となる見込みとなっております。2,700万円の内訳が人件費と浄化センターの動力費となっ
ております。

差し引き6,400万から2,700万円を差し引いた額、約3,700万の軽減が見込まれるものと考え
ております。

○12番（木原良治君）

浄化センターの敷地内にし尿処理センターと前処理を3億4,000万前後ぐらいで建設して継
続的にこれが経費を削減していくという計画だろうと思います。

それで、やっぱり合併浄化槽やら公共下水道によって、いろいろな量が、し尿処理センタ
ーのほうの量も相当少なくなっている現状からして、これは前向きな施政方針で捉えております。

これが31年度で着工して完成した後、完成は33年ぐらいですか、完成は32年度ですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

31年を目標としております、31年度を目標としております。

○議長（池山富良君）

課長、名前を聞いてからお願いします。

○12番（木原良治君）

これが一体化なるということで受けとめて、また完成後のいろいろ経費削減に対して取り上
げてみたいと思います。

この公共下水道に関して思っていることは、役場がこの現在地にあるということを想定して、
この公共下水道は役場の前にいろんな施設がコンパクトに集まっているということで、公共下
水道が効率的な下水道整備を進めたのが原点だと思います。

振り返れば、役場の現在の生涯学習センター、向こうのほうに役場があったことずっと思い出しながら、向こうが役場があったんですよ。それから今郵便局のほうもあって、埋め立てが終了してここに役場が移転して、それを追うように病院やらありとあらゆるものが、この埋め立て市街地に役場とともに移動した経過があります。

それで、この公共下水道事業もコンパクトにそれぞれの下水を、公共下水をちゃんとしていくという意味からも、やっぱり推進をしていただきたいと思いますし、最後にこのいろんな施設を視察議員研修とかやったときに、僕は先ほどの質問で後ろのほうでショック受けたんですけど、我々が議員研修をしたことに対して無駄であったと、そういう昨年の7月30日に2日間、陸前高田市と女川町、視察研修しました。

これは震災の悲惨さを目の当たりにして、壊滅的な町が一気になくなってしまった。それによって町はどうするかというのが庁舎なんです。庁舎が南三陸町のほうでは高台に行きました。それに伴って住宅が、それに対する建物を全部行きました。そして、被災した町というのが商業するだけの商店街だけなんです。役場が移転すると役場だけ移転、全てがもう移転ついてくるんです。そして女川町もそうでした。

僕はそれを見て、いい研修したなと思っていたんですけど、否定されたような形だったので、これだけは最後には。我々議員の研修の受けとめ方というのは、16名それぞれあると思いますけど、僕はいい研修だったと。230万経費を使ってでも、やっぱりそういった16名それぞれの感想あると思いますけど、庁舎が動くというのは、町全体がそれに伴って動くということを申し上げて、一応これで一般質問終わります。

○議長（池山富良君）

お疲れさまです。

次に、竹山成浩議員の一般質問を許可します。

○2番（竹山成浩君）

こんにちは。お疲れさまでございます。

島のヒカンザクラもすっかり葉桜にかわりました。2月の初旬から母間青年団主催による桜祭りには、島内よりたくさんの方々にお越しをいただき、特にライトアップした夜桜見物にはメインの2月10日に、おおよそ1,000人ほどの来場者があったのではないかと思います。

これもひとえに桜の苗木をこつこつと植樹してきた児島静男さんのおかげであり、また祭りを主催した地元青年団の団結力と集落活性化に思いをはせたイベントだったと考えております。

また、景観のすばらしい桜並木を全島へ知らしめる結果につながったのも、看板作製の予算立てをしていただいた町当局のおかげだと考えております。これからもこうしたイベントを継続してやっていくことこそが町長の施政方針にもあります人と資源を融合させ、活気あふれるまちづくりにつながるのではないかと考えております。

来年は、ことしよりもさらにバージョンアップして、町民の皆様にさらに感動していただける桜祭りにしていただけたらと考えているところでございます。

それでは、議席番号2番竹山成浩が、昨年の12月定例議会に引き続き、また昨日の広田議員の質問にもありましたが、再度、東天城中学校の校舎建て替えについて伺いたいと思います。

12月定例議会での私の質問に対して、町長より「統廃合と建設は切り離して考えていく」との答弁をいただきました。その後、学校再編検討委員会においても、東中の校舎建て替えと学校再編問題は切り離して考えていくことでございましたので、今後具体的にどのような予定で進めていくのか伺いたいと思います。

町長初め教育長、担当課長の明確かつ前向きな御答弁をよろしく願いいたします。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えいたします。

きのうの議会でも答弁いたしました。さっき言われました昨年12月の徳之島町の小・中学校再編検討委員会の中で、学校再編と東天城中学校の校舎建設は分けて進めていこうということになっていますので、別で考えていきたいと思っています。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

尚課長から今、分けて考えていくというお言葉がありましたが、御答弁がありましたが、それはもちろん切り離すという、東中は再編、統合に関係なしということではもちろんございません。私が思うには、昨日、広田議員の質問では、再編、統合の方向性を示した上で校舎建て替えをというお話が、質問があったわけですが、再編と校舎建て替えを同時に、同時並行で進めていけないかということでございますが、どうでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

先ほど言った結局、分けてということは本当に並行でという考えでもありますので、学校再編と東中の建て替えは一応並行に、今竹山議員がおっしゃられたとおり、やっぱり学校再編の中に東天城中学校も一応入っているんですけど、東中の校舎の建設は建設で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

尚課長も何回か学校訪問されていると思いますが、校内を見て現状はやっぱりすごいですよね。その現状を見て、どう思われますかね。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えいたします。

自分も実際花徳の出身で、今子供も学校に通っているんですけど、本当にやっぱり校舎としても大分古くなっていて、子供たちがやっぱり学びの場としては、もう実際ちょっとかわいそうじゃないですけど、今、学校教育課のほうでいろいろやっていますんで、実際そういう不便性はないと思うんですけど、その辺はちょっとあれなんですけど。

あと自分としても、まだ1月に来たばかりで、結局予算とかそういうのはまだわかりませんので、実際今のところ学校教育課でもいろんな補修とか、いろいろあれはしているんですけど、子供たちのことを思うと、学校建て替えも一応考えながらやっていきたいなと思っています。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

現状はやっぱりそうですよね。ところどころ補修もやっぱり一生懸命学校教育課からのあれで補修もされています。実際私も見ましたけど、校舎の中で子供たちは勉強やスポーツに頑張っているところですよ。一日24時間のうち3分の1は学校生活で送っている。本当に人数は少ないんですけど、そうした一人一人の安全面や快適な環境で勉強やスポーツをさせてあげたいと思うのが、やっぱり誰もがそう思うところですよ。

尚課長もやっぱりPTAのお一人でということですので、なおさら思いは強いのかと思いますので、また執行部の主管課長には、東中の卒業生がたくさんおられる、力強い味方だと思います。

こうして、今後庁舎建設の一大事業も控えています。ぜひ校舎の老朽化を見たら待ったなしの状況だと考えます。日ごろから、われんきゃのためにお力添えをいただいている、お力を発揮している福教育長のお考えも一度お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（福 宏人君）

竹山議員の御質問についてお答えしますが、まず学校再編のことにつきましては、先ほど課長の答弁にあったとおり、答申をいただきまして、その答申を検討委員会で検討いたしまして、最終答申を町長に出すというようなスケジュールで進めてまいっております。

先月、12月に行われた検討委員会の中でも、今議員がおっしゃったとおりの形で、今進めていくということが出ております。

それから、本年度第2回の検討委員会を今予定では3月末に実施をいたします。その中で先日その検討委員会の中で委員からございましたとおり、まず教育委員会としての考えを、基本的な案を出してくれないかということでしたので、そちらのほうに学校のこととか、それから今後の内容とかいろいろまた出して、それを検討委員会のほうでいただいて、早めに町長に答申していくというようなことで、今後スケジュールがまいると思います。

それから、東中のことですが、校舎の老朽化ということで、手々、それから手々小

中、山小、それから東中、尾母小中学校ということで、かなり古い校舎があります。

議員がおっしゃるとおり、やっぱり子供たちが一日ずっと過ごす環境、教育環境につきましては、やっぱり改善していくということで、今いろんなところでやっていますが、抜本的なのが大規模改造とか、そういうのがまず手つかずの状況でありますので、まずは子供たちが一番活用する教室を含めて、学校側にまずは子供たちの安全のために優先順位をつけて、教育委員会のほうに連絡してくださいと。

教育委員会も直接担当者がいて、そちらを見ながらやっていくと。ただ将来的には、今申し上げた老朽化の校舎も多いですので、そこをどのようにしていくか、そこも再編委員会の中で早めに結論を出していく方向であるということで、これはまた町当局も含めて意見を交えながら、まずは子供たちのそういった環境づくりは、これからも推進していくというようなふうで今考えているところです。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございました。

幼稚園、幼小中異年齢の子供たちが今後将来の徳之島町を背負って立つ未来の大人たちのために、すばらしい学びの環境を差し伸べてあげるのが私たちの役目であり、こうしたことが学校教育の充実、家庭教育の充実につながるのではないかと考えているところです。

最後に、庁舎も控えておりますが、町長に校舎建て替えについて、前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

私も、ほかの担当者同様学校の見学ないし視察には行っております。やはり劣悪な環境でのものを見ますと、早い段階での建設が必要かというふうに思っております。この再編につきましても、教育委員長のほうは把握しているんですが、小中一貫校でも別々の校舎でもできるとか、いろんな法律上、制度上が非常に緩やかになって、時代とともに少しずつ変わってきているということを鑑みますと、まず建設をしっかりと行って、早めの子供たちの教育環境を整えていく努力をしまいたいというふうに思います。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

竹山議員、しばらく休憩します。2時45分から再開します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（竹山成浩君）

先ほどの町長の前向きな御答弁ありがとうございました。

私も学校再編検討委員会の委員の一人ですが、今後検討委員会が開かれると思いますが、再編・統合に関しては、一番は子供たちの教育環境、そして地域の思いを大事にしていけたらと考えております。こうした町長の前向きな考えを地域に持ち帰って、新校舎建設促進委員会はもちろん、PTAや校区全体が新校舎建設に向けて一丸となって推進していけたらと考えております。

それでは、2項目めの質問に行きます。

いよいよ、来年夏に決定される予定の世界自然遺産登録、ことし2月に政府はユネスコに推薦書を提出したわけですが、ことし夏から秋に予定しているIUCNの現地調査に対して、また町民の皆様へ機運醸成と申しますか、そういった思いを登録へ向けての雰囲気づくりを推進していく必要があるのではないかと考えますが、どうお考えでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

世界自然遺産登録につきましては、来年度夏の取り組みに向けて準備を進めているところでございます。来年度につきましては、重点的に児童生徒、子供たちへの教育を行っていききたいなど、啓発を行っていききたいと考えております。

1つが、親子自然体験イベントの開催、2つ目が、遺産推薦地4地域の交流事業、これは今やんばるを考えておりますけども、奄美、それから徳之島、それから沖縄の北部、やんばるです、それと西表島の子供たちとの交流を行って、世界自然遺産について学び、交流をしたいというふうに考えております。

3番目に、学校教育での総合学習の中での環境教育を考えております。そして、その環境教育で得られた知見を子供たちが発表するシンポジウムを開催したいというふうに考えております。

実は、この2月中旬ですか、子供たちに対する世界自然遺産の授業を行いまして、これは山とそれから母間の大当公民館で行いまして、非常にいつもは大人向けのシンポジウムを行ったり、事業を行う展開するわけですけども、子供たちに対する事業を行いました。これは環境省のほうから2人おいでいただきまして、学習村塾の土曜日にあわせまして、午前中、授業を行いました。非常に好評でございまして、特に子供たちに対してのクイズ等で世界遺産はどういうものか、どういう生物がいるかというのを学んでもらったということで、こういうものをほかの学習塾でも展開していききたいなということも考えています。

それから、今引き継ぎで行っています広報誌での世界遺産関係記事の連載、それから世界遺

産関連グッズ等の製作、今ステッカーがございますけども、そういったものを行って、機運の醸成を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

いろいろな事業と子供たちに対するあれとか、今お聞きいたしましたけど。私が思うにはどうか、IUCNの現地調査の方々が夏から秋にこちらのほうに調査に来られるということですが、そうしたことに對しての施策と申しますか、そういったのは考えていないでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

31年度につきましては、自然保護に向けた取り組みということでして、非常にIUCN、世界自然遺産の取り組みに対して有効的なものは、外来種駆除作業、それから盗掘等のパトロール、そして希少種の移植等がメインに考えているところでございます。

この3つを重点的に31年度取り組んでいきたいというふうに考えています。もちろん通常第3日曜のボランティア、それについても町民の皆様の協力を得まして不朽なものにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

そうした現地調査を終えて、終えてというか、こうした町民の皆様に世界自然遺産登録、来年ほとんど決定されるような、自分でもそう考えているんですけど。今役場周辺とか徳和瀬グラウンドとか美農里館、それから花徳支所の前とかにTDK、上武大学、愛工大名電等のそうした野球部の歓迎ののぼり旗がよく目につくんですけど。以前私が奄美に行ったときも、DNAベイスターズの歓迎ののぼり旗がよく道沿いに掲げられていたんですけど、世界自然遺産登録に町民上げて頑張っていこうというか、そういう機運醸成を推進していくのも大事ではないかと。

以前、一度見送りになったときでしたかね。そのときはあちらこちらでのぼり旗とか横断幕等が目についたんですけど、最近ちょっと世界自然遺産に関するのぼり旗とか、そういったのがちょっと少ないんじゃないのかなという思いがありました。その辺はまたどうお考えでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

これは役場がやっている、それから民間が独自でやっているものもございますので、IUCNが来年の夏から秋に向けて、こちらに来られるという思いがありますので、そういったもの、

今徳之島で島をあげてやっているんだという見せるような活動は、のぼり旗も含めていろんなことで展開していきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ことしの夏から秋ですかね、IUCNですね。

○企画課長（向井久貴君）

聞いております。

○2番（竹山成浩君）

そうしたことで、この島全体が自然遺産に関心があるんだなという意思表示にまたつながるのではないかと考えるところです。

また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、交流促進として昨年12月にホストタウン登録も決定したわけであります。今後外国の方々の来島がふえると思います。こうした交流人口がふえることを予想して取り組んでいかなければならないと思いますが、その点はどうぞお考えでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

来年度は非常に行事がめじろ押しで、もちろん東京オリンピックがございます。その前に、世界自然遺産登録の決定がなされるのではないかと考えておりますけども、その次にパラリンピック、これは今、竹山議員がおっしゃられましたように、ホストタウン登録しましたので、それに対する今度は受け入れについても盛り上げなくてははいけません。

そして、秋には国体がありますので、それを含めた上で事業展開していかなくてはならない。特に今、心配なのはインバウンドについての対応はどうなるのかということで、今、通訳士が徳之島で5名います。これは全部英語でございまして、中国語の対応できる方は今いません。

それから、認定ガイドにしてもガイド14名ですので、非常にまた少ないと。例えば屋久島に行きますと、100名単位でいるということを聞いておりますので、この辺の通訳士、それから認定ガイドを含めましても、もっと数をふやしていかなくてはならないというふうな考えを持っています。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。よくわかりました。

ぜひグローバルな視点で、自然豊かな徳之島で、すばらしい徳之島の文化を、外国の方がみえても満喫できるように、お互いが考えていかなければならないと思います。

それから、先日、3月1日に伊仙町で徳之島愛ランド広域連合主催のシンポジウム、基調講

演がありまして、それで私もちょっと拝見というか伺ったんですけど、ごみ処理技術の情報を提供していただいた講演の3名の先生方のお話に加えて、阿権小、それから阿権集落、また面縄小学校の子供たちの環境問題に取り組む事例発表もありました。

その中で、子供たちがポイ捨てごみに対することや阿権集落でのボランティア活動の様子が発表されたわけですが、こうした思いや活動を徳之島全島に広げていけたら、ごみの少ない島になっていくと考えますが、その点について住民生活課長、答弁何かありますか。

○住民生活課長（政田正武君）

住民生活課の立場として答弁させていただきます。

今、竹山議員がおっしゃられたとおり、こうした子供たちによるボランティア活動等の発表は、ごみ問題に関して注意喚起、啓発に大きな役割を果たすと思います。このような子供がふえることによって、将来大人になったときにごみ環境に関して関心を持っていただける大人もふえてくることだと思います。

先ほど企画課長からもありましたけれども、やはり幼少期からのごみ教育は大人になってから大きな影響を与えることですし、住民生活課としましては、環境省が無償で貸し出ししているごみの3Rの教材等を学校教育課に協力していただいて、各小学校で利用していただいて、子供のころからのごみ環境問題に関心を持ってもらい、ごみのない今よりもっと美しい島にしていってもらって、世界自然遺産登録に向けつなげてほしいと考えております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

急な振りに答えていただきましてありがとうございます。

やっぱり島んちゅと自然が融合する美しい徳之島にして、世界各国から多くの方に来島していただいて、このすばらしい自然環境を後世に残していけたらと思っております。

それと、引き続き受け入れ体制について、多くの方々が来島される予定で、宿泊施設についてはどのような考えか、またお聞きしたいんですけど、よろしく願いいたします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

宿泊施設につきましては、現在の既存のホテルではちょっと対応が難しいのではないかと。例えばいろんな民泊施設を今後ふやしていく必要が出てくるのではないかというふうに考えているところでございます。

また、いかんせんだれだけの人数が来るのかまだ把握できていない状況でございますけども、そういった柔軟な対応を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

宿泊施設に関してもやっぱり、いろいろ把握はできないところですけど、早急にこうした課題等を問題提起して話を進めていけたらと考えております。

それでは、宿泊施設に関連して、質問のまた3項目に移りたいと思います。

宿泊施設にも関連しますが、花徳にあります東天城クリニックの利活用について伺いたいと思います。

平成11年12月にオープンして以来、20年近く地域の医療福祉に貢献してきたクリニック、東天城クリニックですが、平成30年3月31日をもって閉館しております。クリニックの経営側株式会社徳洲会は、今後の維持管理を考えて解体して更地にするとも伺っています。まだ築20年で建物も新しく幅広い今後の活用性があると思いますが、町としてどのように考えているか伺います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

平成30年4月から閉鎖している状況でございます。私もここを通るたびに、非常にもったいないなという遊休施設でございます。

実は昨年、ある企業が興味を示しまして、現地を案内したところでございます。ただ、その結果は思わしいものではなかったんですけども、じゃ、どういったことに施設が利用できるのかと尋ねてみますと、部屋が仕切られているということで、例えば道の駅みたいな販売用のショッピング、そういったものに活用できないかなというのがありました。

もう一つ考えられるのが、仕切られていますので、例えば教育、塾とかそういったものにも考えられるというふうに思っております。

3つ目に先ほど竹山議員おっしゃられましたように民泊といいますか、そういったゲストハウスとか、そういった設備も考えられると思っております。

しかしながら、なかなか事業がない状況でございます。例えば空き店舗とかそういったのに対しては、事業が商工会からあったり、町がやったりしている事業があるんですが。あと廃校ですね、廃校の場合も文科省からそういった事業あるんですけども、なかなかこういった民間施設を活用する事業がないもので、それにつきましては今後どういった事業があるかを含めて考えていきたいと思っておりますし。

あと、これを買うわけにはいきませんので、もしオーナーから、所有者から賃貸という形になるとは思いますけども、賃貸した場合にどれぐらいになるのか、10万はいかないと思います、10万単位で多分かかるんじゃないかなと予想はしておりますけども、そういった分も含めて、総合的に考えていきたいと思っております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

例えば、昭和40年に落成した花徳支所、支所も老朽化が大変進んでいると、駐車場も手狭で今の支所を東天城クリニックに移して活用することもできないか。それとまた駐車場も広く県道沿いであって、今、現花徳支所よりも利便性がある、地域での活動拠点やワークスペースも確保でき、いろんな行事会合等も行えるスペースもあるのではないかと考えるところでございますが、その辺、瀬川支所長はどうお考えかちょっとお聞きしたいと思います。

○花徳支所長（瀬川 均君）

お答えいたします。

私は今ちょうど東天城クリニックの件を聞かれるだろうと思って今考えたところなんですけども、花徳支所のほう、やはり本町と比べて古い庁舎でもありますので、建て替えとかいろいろなそういう施設があれば、そういうところにできたらどうかなという思いもあります。

今言われたように東天城クリニックですけども、私もいいんじゃないかなと思っているところですけど。これが民間企業のほうからもいろいろと話がありまして、やはり再利用として北部地区の住民の皆さんも東天城クリニックに関しましては、いろいろと再利用できないものかということをお話もかかっていますので、そういうところに関しまして、いろいろ花徳支所と、また来年は世界遺産センターもやっぱり徳之島町にもぜひということもありますので、そういうものを含めまして、やはり検討していければなと思っているところであります。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

所長ありがとうございます。

経営側の考えが一番重要だと思うんですけど、今後北部振興活性に向けて、民間企業様が事業所や地域コミュニティーのコアとして、また先ほど課長がおっしゃられたように、民泊と宿泊施設、そういった活用が手を上げていただける企業様ができれば、それぞれに雇用も生まれ、地域の活性化につながりまして、新たな産業創出と雇用の確保につながることを考えておりますので、ぜひ前向きにそうした意見を取り上げていただきたいと考えてところでございます。

ありがとうございました。まだまだ新しい建物ですので、住居も同じく住む人がいない家はみるみるうちに朽ちていき、時間がたつとお金はもちろん改装にも大変手間暇がかかりますので、現状いい状態であるときに、ぜひ活用したいという思いがある企業様の御意見等を前向きに御検討いただければと思います。

最後に、ことし4月30日、天皇陛下が御退位され、5月1日に皇太子殿下が御即位されます。平成から新しい元号へ移り変わり、そうした時代の変化にこれから対応していかなければなりません。行政と議会は車の両輪に例えられますが、それぞれが使命感を持ち、町民の皆様の付託に応えるべく努力する必要があると思います。

そして、新時代を迎える中、高岡町長におきましても、今後さらなる町政発展のため、子や

孫たちに輝かしい未来へと引き渡していけますよう、今後とも情熱を傾注し、強くまことのリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

次に、幸千恵子議員の一般質問を許可します。

○9番（幸 千恵子君）

本日の最後の登板となります。眠たい時間ではありますが、緊張してまいりたいと思います。きょうは前置きなしで始めます。通告の5項目について、9番、日本共産党の幸千恵子が一般質問を行いますので、当局の誠意ある回答をお願いいたします。

まず1番目に、交通事故防止についてですが、街灯は、町道や農道については町が、県道は県が設置するというふうに理解しているところですが、いわゆる16メートル道路、県道80号線でしょうか、ここで交通事故が相次いだことなどから、県道が暗いという意見が町民から複数上がっています。交通事故防止、安全対策のために、街灯の設置と横断歩道やセンターライン等の明示が重要だと考えます。道路への街灯・防犯灯、ライン引きについてお伺いいたします。

まず、県道への街灯設置は場所や設置間隔などの基準があるのか、お尋ねしたいと思います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

県の徳之島事務所に確認したところ、県道への街灯設置についての基準はないとのことでした。県道が完成したときに適切な明るさになるような間隔では設置しているとの回答でした。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

台風24号の影響で、16メートル道路も亀徳大橋も県が設置した街灯が多数消えておりました。このことは県の傍聴で確認いたしましたところ、3月25日までには両方とも改修が終わると、結構な予算がかかるので時間がかかったんだけど、今年度中にできる予定だということですから。

県道の街灯設置基準がないということですが、基準から外れるんではないんですけれども、この台風24号の後の修理が終わった後に、それでも街灯がちょっと足りないのではないかと思えるような場所に、町として街灯設置することはできないでしょうか、お尋ねいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

こちらも県の徳之島事務所のほうに確認しましたが、県道の道路占用許可申請手続をとれば可能ではないかとのことでありました。

なお、街灯についてですが、道路用照明については道路管理者、防犯灯については各集落に

において設置するものとのことですので。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

ということは、町のほうで設置しても構わないということなんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

許可申請をとれば構わないものだと私も理解しております。

○9番（幸 千恵子君）

年度内に設置が終わるということですので、その結果と判断をしていただいて、そのこともまた検討をしていただきたいと思います。

次に、町道の外側線が以前から取り上げておりますけれども、町道、県道、農道にかかわらず、線がかなり不鮮明になっております。ということでは、ここの明示をすることが早急に必要だと思いますが、実施はできるでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

今年度徳之島警察署のほうで島内284カ所の実線標示施工が実施されますので、かぶらないように協議した結果、昨年6月で報告しました中から亀津中央線、南区エブリワンから西山釣具店までの外側の線及び米山テック前の停止線、亀津中学校武道館前のセンターライン、第4大瀬橋付近の「とまれ」の表示、東区ドコモから奄美航空までの外側の線、ホームセンター前と勤労者体育館前の路面標示を3月末までに施工予定としております。

○9番（幸 千恵子君）

今のは亀津、亀徳が中心だったと思いますが、そこを外れた諸田、徳和瀬、井之川、向こうの北のほうは、県道沿いについては県のほうできちんとするというので大丈夫でしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

その管轄が、警察が、この前会ったときにお話ししたところ、横断歩道、中央線、規制のあるライン、黄色い線及び停止線、それも規制のかかっているものに関しては警察署の管轄で、道路の外側の線とか、それ以外のもの、県道に関しては県の管轄と理解しております。そして、その範囲につきましては、たくさんありまして、資料をいただいておりますが、まだそんなに細かいところまでは把握しておりません。

○9番（幸 千恵子君）

県道においては、亀津、亀徳については、県のほうで街灯がつけられていると思いますが、それ以外の県道では県の街灯がついていません。例えば、井之川であるとか、ほかの集落、小学校、中学校、通学路に当たっているところの横断歩道のところには、少なくとも街灯がほしいと思います。これは以前から住民から要望のあるところなんですけど、その外れている集落の横断歩道について、県のほうに街灯設置を要望していただくことが、まず先で、その後に町の

ほうでも対応が必要だと思いますが、どうですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

申しわけございません、確認です。町道の横断歩道とか、そういうところにも町が設置するということですか。県道に町が設置するということですか。

○9番（幸 千恵子君）

はい。

○建設課長（亀澤 貢君）

私も県の設置基準とかを読んで、道路照明施設、本来、道路設置されることが望ましいが、照明施設を設置する、これを維持するのに要する費用は決して少ないものではない。したがって、照明施設の設置は広い意味での投資効果を考慮して判断する必要がある。すなわち、照明施設は道路または交通の状況から見て、交通事故が発生するおそれの多いところで照明施設により事故の減少を図られるところなどを優先して整備する必要があるとの解説とかありましたので、この件につきましては、また予算を伴いますので、財政当局等と話し合いながら、検討していきたいと考えております。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

県道に伴う街灯の設置、それを町でできないかということだと思んですけども、今、横断歩道等、そういうところにできないかということですけども、県道におきましては、照明の明るさとか、いろいろあるようで、ただ単純に県道を明るくすればいいというふうなことではないらしいんです。県のほうから話を聞きますと。ですので、町から申請をした場合はできるということですので、その設置場所が設置可能かどうか、そこら辺も確認した上で対応していきたいと、そのように考えております。

○9番（幸 千恵子君）

亀津、亀徳以外の県道の、子供たちが通学路に当たる場所の横断歩道はメインに考えて、そういう手続ができますように要望しておきたいと思えます。

次、2番目に移りますが、住宅費助成制度についてです。国土交通省住宅局の公営住宅制度の概要というものに、家賃の減免、法16条2項は、事業主体は病気にかかっていること、その他特別な事情がある場合において、必要があると認めるときは家賃を減免することができるとなっています。公営住宅入居者の状況等を伺って、家賃減免の実施を要望したいと考えます。

まず、家賃支払い困難を訴えるような入居者の方がいらっしゃるでしょうか。お尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

家賃支払い困難を訴える入居者にいたしましては、建設課のほうで月2回、2日間、夜間徴

収等を行っております、係に聞いたところ、農業、畜産等の収入の方で、今度の収入、競りが終わった後とか、ウギのお金が入ったときに、終わってから払うねとか、そういった相談を受けたりとか、あと1件は、仕事をやめたので、家賃が高くて支払いが難しいという入居者が1件ありました。それは前年度所得でいきますので、前年度の所得が高い場合は、次の年に、その所得の金額でかかってくる、その差で大変だなという件が1件ございました。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

町内に公営住宅はたくさんありますが、その中の、今言われた1件と、農業畜産の、これだけだということでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

こういう方が結構いました。何人とかはここで判断できませんけど、夜間徴収なんか行った場合、よくそういった相談を受けると。だから次の月まで待っていてねとか、そういった感じで言われているだけであって、ちゃんと言われたわけではなく、私が職員に聞いたとき、そういう相談とかは受けましたよということです。

○9番（幸 千恵子君）

わかりました。結構な数いらっしゃるということですね。

次に、入居者の年齢、収入等の状況が町内の公営住宅の場合どうなっているのでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

平成31年2月28日現在で算出した結果を申し上げます。公営住宅につきましては、入居者世帯数464世帯、1人世帯169世帯、2人世帯128世帯、3人世帯72世帯、4人世帯50世帯、5人世帯33世帯、6人世帯11世帯、7人世帯ゼロ、8人世帯1世帯となり、合計464世帯となります。世帯主の年齢につきましては、10代～30代までが96名、40代～60代までが282名、70代～90代までが86名、計464名となっております。

年間の収入状況にいたしましては、これは年収入から各種控除を行った金額です。ゼロ～50万円313件、51万～100万円54件、101万円～150万円57件、151万円～200万円21件、201万円～250万円12件、251万円以上7件となっております。

続きまして、特定公共賃貸住宅につきましては、入居者世帯が12世帯で、1人世帯1、2人世帯2、3人世帯3、4人世帯2、5人世帯3、6人世帯1となります。世帯主の年齢に関しましては、20代～30代が4名、40代～50代が8名となっております。特定公共賃貸住宅に関しましては、控除される前の所得金額が189万6,000円以上の方が申込対象者になります。特定優良賃貸住宅というのは、高所得者向けの住宅と理解してください。

最後に、奄美新興住宅につきましては、入居者世帯2世帯です。1人世帯1、2人世帯1。

世帯主の年齢に関しましては60代が2名となります。年間収入状況につきましては、150万円以下が2件となっております。ちなみに、奄美新興住宅と申しますのは、トタンづくりの平屋住宅、混岸住宅とか、里晴住宅とかを言っております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

8人世帯もいらっしゃるんですが、公営住宅、住宅の広さとしては、多分同じなんでしょうね。状況がわかりましたが、年齢別に見ますと、40代～60代が一番多くて、あと収入の面を見ますと、151万～200万が21名で、200万円以下の世帯は、合計すると何人になりますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

445世帯になります。

○9番（幸 千恵子君）

公営住宅の入居者は全体で464世帯ですので、そのうちの445世帯ということは90%以上かなと思います。ゼロ～50万という年収の方も313世帯いらっしゃるということでは、かなり生活に厳しい状況だというのがよくわかります。

先ほどの特定何とかとおっしゃったところについては、189万6,000円以上の方ということでしたけれども、今、公営住宅に住んでいる方が、この特定のほうに入居することもできるということに理解していいんですか。対象にはなれるということですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

公営住宅といたしましては、基本的に低所得者向けとなっておりますので、ここの住宅には、それ以上であれば入居できます。それ以下だと入居できないということになっております。

○9番（幸 千恵子君）

251万円以上という方が7世帯あったんですが、この方についても、よく調べてみないと対象になるかどうかはわからないということにいいんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

この方であれば入居は可能です。

○9番（幸 千恵子君）

それでは、低所得の方が多いいというのがよくわかりましたけれども、家賃の計算方法について教えてください。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

家賃の計算方法につきましては、公営住宅法に基づき算定しております。家賃算定基礎額というものがあまして、それに市町村立地係数を掛け、規模係数を掛け、経過年数係数を掛け、利便計数を掛け、家賃となっております。といっても、なかなかわからないと思いますけど。

まず、ある人に例えると、所得証明をとります。所得証明のうち控除扶養額とか、特別扶養額とか、子供がおった場合には38万円の免除とか、特別扶助額とか、そういう人がおれば25万円の免除。

例に申しますと、176万円の所得の人がいた場合、奥さんの扶養控除と特別控除扶養額で38万円と25万円の控除になります。先ほどの所得176万6,000円～38万円と25万円を差し引いた額に12で割った額が1月の認定月額となります。その認定月額に応じて分位が分かれています、ゼロ～10万4,000円の方が1分位、2分位が10万4,001円～12万3,000円、3分位が12万3,001円～13万9,000円と、そういった段階別にあります。この段階で、先ほど9万4,666円でしたので、104万円以下ということで分位が1分位になります。その1分位が入居者の収入額となりまして、家賃の算定基礎額がここで確定し、1分位の方は3万4,400円となります。これは公営住宅法で決まっております。それに関しまして、3万4,400円に関して、先ほど言った市町村立地係数、規模係数、経過年数が幾ら、利便係数、亀津に近ければ高いですよ、手々だったら0.7とか、そういった係数を掛けて段々安くなっていくという方式です。それによりまして、3万4,400円の家賃が、その住宅の入居額になりますと、その係数を掛けた結果、2万6,800円の家賃となる。こういった方式で計算を行っております。

○9番（幸 千恵子君）

わかりやすくありがとうございました。それでは、80歳の独居の方で、収入は年金だけ、月8万円という方の場合、年にしますと96万円になりますが、この方の場合の家賃は幾らになるでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

月の所得が、もう8万円ということで、1人世帯になりますので控除もありません。その8万円が先ほど言った収入分位の中で10万4,000円以下となりますので、1分位になります。1分位ということは、3万4,400円なんですけど、各住宅で家賃が変わってくるということです。その3万4,400円の1分位で、ちなみに尾母団地だと1万3,500円、小郷団地ですと2万8,000円となります。各住宅によって一番最低家賃も変わるということです。規模も違うし、立地係数も違うし、そういうことです。

○9番（幸 千恵子君）

ついでですので、満久里と大船についても教えてください。

○建設課長（亀澤 貢君）

満久里団地1号棟1万5,000円となります。第2満久里団地1号棟になりますと1万9,500円。大船住宅1号棟になりますと1万8,200円という算定になります。

○9番（幸 千恵子君）

月8万円の収入から、今の1万9,000円とか8,000円とかいろいろありますが、1万8,000円

ほど引いたとして、その残りが水道光熱費やら食費やら交際費等、活動費になると思うんですが、この金額について、大分、厳しいと訴える方はいらっしゃると思うんですが、先ほど、結構、相談を受けたり、何とかできないかという話もあったということですが、この月8万円程度の収入の方について、何らかの減免が必要ではないかなと、私、思っているところなんです。大島郡内の市町村の家賃減免の実施状況について教えてください。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

大島郡内の家賃減免状況は2市町村でございました。奄美市と龍郷町が実施を行っていることです。

○9番（幸 千恵子君）

先ほどの445世帯の方について、200万円以下であり、農業・畜産業の方、いろいろ低所得の方がたくさんいらっしゃいますけれども、公営住宅というのは、法令等によりいろいろ決まっていると思いますけれども、先ほどの国土交通省の関係ありました。生活に困っている、特別な理由がある、そういう場合には適用になるところなんです。この家賃減免、徳之島町において実施が検討できないでしょうか。お尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

徳之島町において、住宅設置及び管理条例第17条において、家賃減免の条例はございますが、要綱・要領等はまだ設定しておりません。徳之島町といたしましては、今後、状況等を踏まえ、その家賃とか収入とか、他の市町村の状況とかを踏まえ、把握し、協議を行っていきたいと考えております。

○9番（幸 千恵子君）

ぜひ、前向きな御検討をお願いしたいと思います。先ほどの月8万円の年収の方については、いろんな金額がありましたけれども、これ以下の収入の方も結構いらっしゃると思うんですが、例えば、月5万の年金収入だけの方も、月8万の方と同じ金額になると理解していいんでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

そういうことです。10万4,000円、1分位、それ以下の方は8万円であろうが、4万円以下の方は1分位となることで、家賃は住宅によって変わってきますが、その金額でいいと理解してよろしいです。

○9番（幸 千恵子君）

そういうことがわかれば、ますます毎月の支払いに困難を極めている人が多いのではないかなと思います。このことについては、ぜひ減免制度が実施できますように、期待しておりますので、来年度、再来年度にでも実施ができるようお願いいたします。

次、子供の医療費無料化についてですが、先ほどもありましたが、就学前までが無料対象だという自治体は、2018年度末時点で徳之島町だけとなりました。小学校卒業まで、また、中学校卒業まで、あるいは高校卒業まで無料化という自治体が多くあります。このことで町財政や子育て世代にどのような影響、または効果があるのか。他自治体の状況をもとに確認をさせていただきたいと思います。小学校卒業まで無料としている自治体の就学前まで無料時と比較して変化したこと、また医療費の変化等、お尋ねしたいと思います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

午前中の勇元議員の御質問もありましたけど、今、ほとんどの自治体が中学校までとなっていますので、中学校までのことでお話をしたいと思います。大島郡内、奄美市が今年度から中学校まで引き上げております。現時点で、1,700万程度の医療費がかかっているというふうなお話でした。あと、午前中も申し上げましたけど、宇検村が子供医療費で3,400万、瀬戸内町は無料化前としたら、倍増とはいかないんですけど、やはり医療費はふえているというふうなお話で、金額は提示しておりません。和泊町が乳幼児医療費が280万、中学校までの子供医療費が1,200万ということで、1,400万ほどになっております。与論町が、ことしから中学校まで引き上げておりますが、30年の11月現在では、前年度と比べると100万ほど増加しているというふうなお話でした。天城町も子供医療費、義務教育医療費として分けてしているんですけど、以前とすれば、これ、ちょっと計算がどうかかわからないんですけど、200万～300万は増加しているんじゃないかということです。伊仙町が来年度から中学校まで引き上げるということですけど、予算の段階で、乳幼児医療費が400万円、義務教育医療費といたしまして300万円を計上しているんですけど、足りない場合は補正予算で対応するというふうなお話でした。

こうして見ますと、各市町村とも医療費は上がっているというふうな状況で、いろんなデータを見てみますと、やはり夜間診療とか、休日診療、そういうところもふえて、医療費の増額になっているのではないかなと思われまます。

○9番（幸 千恵子君）

今、課長からほとんどの自治体が中学卒業までというふうな話もありましたけれども、県内の状況でも18歳の年度末までというのが31%、15歳未満年度末までというのが60%、12歳未満年度末というのが7%となっております。始めた時期は、それぞれ違うんですけども、県内のほとんどの自治体がこれを実施していると。

しかし、医療費の負担がかかるので、もう来年度からやめるとか、やめたという自治体は一つも聞いていないんですけど、これはなぜだと思われまますか。

○町長（高岡秀規君）

これはなぜかと、はっきりとした答えは申し上げられませんが、一度無料化にすると、有料

にするというものは、政治的な判断が非常に厳しいのではないかなというふうに予想されます。今後の子や孫の時代の負担を考えますと、適正な医療制度を維持するためにどうしたらいいかということも、政策の中の重要な一環ではないかなというふうに思っておりますので、今後は県、国等々の動向を見ながら、徳之島町については決定していきたいというふうに考えております。

○9番（幸 千恵子君）

町長、先に答えていただきました。きょうは、来年度から無料に枠を広げてほしいというふうなことを言おうとは、今、思っていないんですけれども、子育て世代について、無料化枠を広げたことでどういう効果があったのかとか、保護者の声等は聞いていましたら教えてください。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

子育て世帯の保護者の方の声ということで、ほかの市町村、お聞きしたんですけど、やはり家計費の支出が抑えられるということと、お金のことを心配しないで子供の診療が受けられるということが大きなメリットということです。天城町のほうからありましたけど、出生数がわずかながらふえていると。それから、他市町村から天城町へ転居してこられる方が少しふえたのではというお話でした。

○9番（幸 千恵子君）

今の声等も、町長の検討の中にぜひ加えていただいて、私は待ちたいと思いますけれども、今のところワースト1という状況ですので、よくぞここまで我慢したなというのが私の感想なんですけれども。

国保世帯の子供の貧困率について教えてくださいませんか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

国保における平均所得は70万1,373円でございます。その半分といいますと、割る2ですが、35万687円、これが2分の1の所得であります。この2分の1の所得の中に18歳未満、110世帯の200人です。被保険者全体に占める割合は5.5%でございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

35万ちょっとが、この平均的な所得の半分に届かない世帯にいるということになるんですが、その中の18歳未満の子供の割合というのが、国保世帯だけ5.5%となるんですか。ちょっと、にわかには信じられないんですが、子供の貧困対策推進法というのが施行されてから5年になりましたけれども、こういう平均的な所得の半分に届かない世帯にいる18歳未満の子供の貧困

率は13.9%と全国的に言われていまして、7人に1人が貧困にあるという深刻な実態です。

島でも同じような話は聞くんですけども、子供だけでも食事はちゃんとさせたいとか、病気になるのもちゃんとさせることができないとか、病気になるのも我慢させるという状況があるんですが、この状態というのは、憲法25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活ができない、少なくない現実を自治体が支援しようという動きが社会的には広がっております。こういうことを踏まえて、ぜひ、これまでの答弁も振り返ってみられながら、今の実態も見た上で、子供医療費の枠が広がることを私は期待をしたいと思います。

そして、一つ例として、岩手県の宮古市なんですけど、高すぎる国保税を引き下げたいという取り組みの中で、子供についての均等割が完全免除になっております。子供が多ければ多いほど、この負担がふえるわけですので、この均等割をゼロにした、完全に全額免除にしたという自治体も出ています。これは、今回が宮古市なんですけれども、そのほかにも全国的にありますので、我慢して病院に行かないだとか、食べるものがなくて困っているという状況の子供が1人でもいなくなるようにしてほしいなと思います。その中の一つとして、医療費の無料化ですので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

私も実際、身の回りで、御飯がない、お腹がすいているという子供たちを見かけて対応したこともあります。そういう実態が徳之島町内にもあるということは、ここに光が当たるような政治をしていただきたいと、これは低所得者を中心とした願いなんですけれども、前向きに伝えていただけるかどうか。町長、再度答弁をお願いしていいでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

先ほど来、以前から答弁はさほど変わりませんが、今現在の国保会計について、皆さん御存じだと思うんですが、一般会計の繰り入れが1億5,000万～1億3,000万で、1億以上の繰入金が発生しているということです。そして、県から今後提示されるだろうという金額が、おおよそ平均ですと、年間9万7,978円の必要額だと言われております。徳之島町では6万3,427円国保税が必要になるだろうと予想されております。そして、今現在、徳之島町の国保税については、5万円ちょっとですから、1万円ぐらいは、今のままでも上げないといけません。ということは、月々1,000円程度増額になります、それがいいのか、悪いのかという判断。私どもは、国保税はまず上げたくない。なぜならば、国保税というのは意外と高いんです。社会保険は半分は会社のほうが持ちますけれども、国保税は全て自分で持たなければいけないというところに高いという現状があるので、それを何とか解消したいということです。そして、その税金を下げるためにどうしたらいいかという、どうしても医療費を下げないといけないということにつながります。そして、町の運営主体であれば、町のある程度の認識で運営できますが、今、御存じのように、平成30年度から緩和措置がありますが、県が主体となっていることから、国保税が上げざるを得ない状況を極力避けたいというところから、国や県の動向を見ながら、将

来の子や孫に負担をかけないで、医療制度が維持できるよう努めてまいりたいというふうを考えております。

○9番（幸 千恵子君）

昨年度から県単位化になりましたので、自治体と議会と一緒に、このことについて考えていける体制になっていると思いますので、何とか国保世帯の医療費が上がらないように、協力できるところは協力していきたいと思います。

次に移りますがいいでしょうか。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。4時から再開したいと思います。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時00分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（幸 千恵子君）

多分、1時間で終わると思います。

4番目に移ります。新庁舎建設と災害対応について。役場庁舎というのは、災害発生時に災害対策本部として重要な役割を担います。全国的に見ても、奄美群島を見ても、地震が頻発傾向にあると多くの人を感じていると思います。予想をはるかに超えた豪雨や津波など、規模も大型化しており、地球温暖化の影響で、これからはますます大規模災害の発生が危惧されています。

先日の講演を聞いたところでも、温暖化によって地球規模で海面が上がってくるという話もありました。自分の命は自分で守ると考え、日ごろからの備えが大変重要なことは言うまでもありませんが、自治体の任務はさらに重要です。町民の命と財産を守るという崇高な任務を負う自治体にとって、災害対策本部が実際どう機能するかを確認することは最重要課題です。新庁舎を建設するに当たり、最重要課題である災害対策をどう考えているのか。新庁舎と災害対策本部がどう機能するのか、計画などをお伺いし、ともに議論してみたいと考えております。

ですが、その前に町長にお尋ねしたいんですが、昨年、南三陸町、女川町と一緒に行かれました。このときは行く前に現在地に庁舎を建てかえようと思っておられたのか、帰ってきてから決めたのか、お尋ねしていいでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

位置につきましては、検討委員会、皆さんの意見を聞きながら決めるということですので、はっきりとした位置については、答えは持たずに行っております。

○9番（幸 千恵子君）

それでは、今の段階でも現在地に決定したわけではないと考えてよろしいでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

今の現在位置が最終かどうかにつきましても、アンケート結果、そしてまた基本構想の中で話し合うということが確認されております。しかしながら、町としての総合的な理念というものは、しっかりとお伝えした中で判断していただきたいということはお伝えしています。

○9番（幸 千恵子君）

それでは①ですが、奄美群島太平洋沖地震が平日の日中に発生した場合、庁舎内外、どこにどれだけの職員が業務に当たっていて、どのような手順で災害救助の任務に当たるのか。任務等についてお尋ねしたいと思います。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

現在、本庁舎内には職員が120名、臨時職員が19名、合計139名。庁舎外に職員が58名、臨時職員が134名、合計192名の職員が業務に当たっております。災害が発生した場合、徳之島町地域防災計画の応急活動体制の確立の中では、各課の必要な業務内容を示しております。災害の規模によって体制、それから参集、配置を行います。大規模地震が平日に発生した場合には、まずは安全な場所に避難を行った後に、直ちに町長のほうに報告をいたしまして、町長の指示により災害対策本部を設置します。その後、総務課長が職員を動員して、応急対策を実施しての体制をとります。各課、必要な業務に当たり、災害の規模、程度に応じて、町の組織を上げて災害応急対応を実施します。

以上でございます。

○9番（幸 千恵子君）

大まかなことを述べていただいたのかなと思いますので、簡単な内容でしたけれども、職員の中で、こういうことの確認は定期的に行われているのでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

平成30年度は研修会あるいは講習会等の開催をしておりますけれども、29年度におきましては、職員への研修、それから講習会等を実施しているところでございます。

○9番（幸 千恵子君）

担当区域は決めているのでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

各課それぞれの配置が行われていまして、その中において、それぞれの持ち場といいますか、担当地域が決められているところでございます。

○9番（幸 千恵子君）

毎年、人事異動がありますので、担当部署が変わることが多いと思います。そういう意味では、毎年、きちんと確認が必要だと思っんですが、どうでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

それにつきましては、防災計画の中で、それぞれの、各課の事務分掌が示されておりまして、移動した場合には、その中での自分の役割というのをちゃんと認識するように、その課において、お互いが情報の共有、共通理解を図れるように、そういうふうなマニュアルになっております。

○9番（幸 千恵子君）

この奄美群島太平洋沖地震、北部と南部が想定されていますが、南部があったときには浸水区域はどうなりますか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

本町におきましては、沿岸部のほうが大多数、集落がございますけれども、そういう意味でいきますと、浸水区域は町全体のほうから見ますと、かなり大きく占めるんじゃないかなというふうに思っております。

○9番（幸 千恵子君）

集落ごとに示していただきたかったんですけど、少なくとも、亀津、亀徳の低位置にあるところは、全て浸水することになると予測されています。今の時点で、庁舎が被害を受けた場合は、どこが災害対策本部になりますか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

現在のところでは、総合運動公園が対策本部になるというようになっております。

○9番（幸 千恵子君）

そういうことは、先ほどありました139名の中にいらっしゃる職員、192名の外にいらっしゃる職員にも確認がとれているのでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

町の地域防災計画の中での災害予防の中で、ちゃんと示されておりますので、それぞれの職員が課の課長を通して確認はされているものだと思っております。

○9番（幸 千恵子君）

それでは、役場庁舎の中にいた職員は、この地震から津波が発生すると予測された時点で、自分がどういう動きをしなければいけないかということは、みんな把握しているということ

よろしいのでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

繰り返しになりますけれども、その防災計画の中で各課の配置が決められています。その中に事務分掌として、何々を、こういうことをやるというふうに、ちゃんとうたわれていますので、そのマニュアルに沿って行動をとる、対策をとると、そういうことで動くものだというふうに考えております。

○9番（幸 千恵子君）

総務課長もかわりまして、役場内もいろいろ変わっていると思います。その課にだけ任せるのではなくて、やはり大きくは役場全体として、年に1回は確認をしていかないと、それぞれに任せていたのでは、いざというときに役に立つような対応ができないのではないかと私は心配しますが、それを毎年1回以上行うことを提起しますが、いかがでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、日ごろからそれぞれの職員に対して、防災対策の責務であったり、役割を徹底することは非常に大事であるというふうに思っております。地域防災計画等の内容や、その災害対策関係法令等の講習会、研修会を行って、職員の防止意識と防災活動能力の向上に、今後、年1回は研修を開いて努めていきたいと、このように考えております。

○9番（幸 千恵子君）

ぜひお願いしたいと思います。

温暖化の影響を考えると、災害の規模が現在の想定より大きく上回るということを想定する必要があります。防災・危機管理アドバイザーであられる山村武彦先生という方がおっしゃっているんですが、気象庁のホームページで、津波の高さについての質問の中のQ&Aに、予想される津波の高さは海岸線での値であり、津波予想区における平均的な値で、現在の津波予想技術では、予想精度が半分～2倍程度とあるそうです。海岸から内陸へ津波が駆け上がる高さである遡上高というものは、気象庁から発表される予想される津波の高さと同程度から、高い場合には4倍程度までになるとあったそうです。ということは、遡上高だけを見ますと、この奄美群島太平洋沖地震が発生した場合の予測として、7.3メートルの波が27分後に到達するというようになっておりますが、これの遡上高のことからいいますと、同程度といえますから、7メートル～28メートルまで遡上高があることもあるというふうに気象庁のほうが言っていたようです。

実際に、東日本大震災のときには、宮城県は、当初、6メートルだったのが10メートルに途中で変更され、実際には15.5メートルの津波が到達しています。ですから、当初の津波予想が7メートルであったとしても、4倍、3倍、2倍の想定がしていたのであれば、防災庁舎、屋

上が12メートルなんですけども、その12メートルの防災庁舎で大丈夫だということで、大事な職員を非難させることはなかったと思われま。避難場所としては、徳之島町では、この地震と津波が発生したときの避難場所はどこでしょうか。具体的にお知らせください。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

避難場所につきましては、現在、町内に指定避難所が38カ所、指定緊急避難所が31カ所、緊急避難ビルが3カ所、福祉避難所が7カ所指定されております。

それぞれの指定所の内訳としましては、まず、38カ所の指定避難所におきましては、風水害が35カ所、地震で23カ所、津波で20カ所、それから指定緊急避難場所31カ所のうち、風水害が22カ所、地震が31カ所、津波が31カ所、緊急避難ビルは風水害、地震、津波、それぞれ3カ所でございます。福祉避難所につきましては、7カ所のうち、風水害が7カ所、地震が7カ所、津波が3カ所、このようになっております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

南三陸町では、指定避難場所が78カ所ありましたけれども、34カ所が浸水で使えず流出しました。犠牲者も多く出ています。そういうふうに考えますと、遡上高のこともありますけれども、この津波、地震のときに実際使っても大丈夫な避難場所というのは何カ所になりますか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

町の防災マップのほうにはそれぞれの地区の海拔、それが載っていますけれども、その中には、今議員がおっしゃる津波想定28メートル、そこら辺をクリアできる地域の避難所もございますので、今、防災マップを持参していないんですけれども、その中で、全ての地域の、今、避難所と指定されているところの海拔等も載っていますので、そこからまた確認をして、御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

○9番（幸 千恵子君）

今の場所で大丈夫だというような議論がずっと流れていますので、実はそういう判断だけではなくて、こういう心配なこともあるんだということを考えるのが行政であり、議会だと思います。両方のほうからきちんと考えていかないと、後で大変なことになりますので、先ほど言いました4倍の遡上高ということも考えますと、今、言われています27分後に7.3メートルが来るという予測だけではなく、もっと高さのことを考える必要があると思うんですが、町長、どう思われますか。

○町長（高岡秀規君）

もちろんそのとおりだと思っております。当然、役場が避難場所として使うということで進

めているわけではありません。実は、避難は山のほうに、高いところに避難することを誘導するのが役場の役割だというふうに考えております。当然、建物の壊れるとか、壊れないとかということが、よく言葉に出てきますが、私が三陸で学んだことは、2万人近い死者が出たということなんです。ということは、命の大切さ、結局、助かった人たちの話を聞きますと、誰かが誘導しているんです。今までは、5メートル、10メートル大丈夫だと思ったんだけど、これは危険だということを察知して、誰かが上のほうへ誘導して助かっているわけです。ということは、役場の職員が、私は庁舎内にとどまるということは余り考えていなくて、逃げてくださいということなんです。それは、町民も一緒に誘導して、命をそれぞれが守るために自主防災を活用しながら、役場の職員も高台のほうへ逃げてもらおうということで、一番命が救われるシステムというのはどういったものかを、今後、検討しながら、役場庁舎の建設をしっかりとつくっていきたいというふうに考えております。

○9番（幸 千恵子君）

少しニュアンスが違ったような気もしますが、次に行きます。

同じく、奄美群島太平洋沖地震が夜間や休日等に、結局、役場に職員がない時間に発生した場合には、どういう手順で行われるのでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

大規模地震が夜間及び休日に発生した場合ということですが、これも同じように、まずは町長に報告という形になります。その町長の指示により、総務課長が各課長のほうに連絡をして、各課職員の動員支持があります。議員がおっしゃるように、その動員支持が伝達されない場合や、あるいは職員自身が被災をされた場合がありますので、職員自身の自主的な判断により災害対策本部に参集をいたしたり、あるいは道路の決壊等により参集できない場合もございますので、そういう場合には関係機関での応急活動に従事するとか、あるいは地域の被害状況の収集に従事すると、こういうふうなことになっております。

○9番（幸 千恵子君）

先ほど、日中の場合は担当部署も区域も決めてあるということでしたけれども、それは夜も同じ担当者が同じ区域の担当になるのでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

夜中の場合、あるいは平日の場合も、それぞれの各課の部署における役割というのは変わりはありません。

それとあわせて、地域での職員というのは、また地域での活動というのも一つの取り決めになっていますので、必ずしも役場に参集ではなくて、直ちに、その地域の災害に当たる、情報

収集に当たるといふようなことも、そこで取り決めがされているところでございます。

○9番（幸 千恵子君）

本当にこれは町民の命、財産を守ることに直結することですので、真剣な議論が必要だと思います。12月議会での災害のことについて取り上げたときにも、問題がたくさんありました。そういう意味では、真剣な議論を行い、手続をちゃんと、手順を踏まえることが大事だと思うんですけども、こういうことは、夜のことについても昼のことについても定期的に確認が必要なことであり、それは年に1回とは言えないと思います。そういうような対応が夜も含めてとれるようにできると思ってよろしいでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

今、昼間の訓練というか、研修会等しかやっておられませんけれども、議員がおっしゃるように、夜中であつたり、休日であつたり、そういうような訓練における研修会等も今後は実施していかないといけないというふうには思っております。

○9番（幸 千恵子君）

真剣に考えなければいけないと思います。

次の3番目に行きますけれども、地震計について何度か取り上げておりますが、大丈夫だというふうに聞いております。設置環境基準についてクリアをしているのか、そして定期点検は行われているのか、確認したいと思います。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

地震計につきましては、鹿児島県が設置をしております。県のほうに確認をいたしましたところ、設置環境基準につきましては、気象庁が行っているということで、設置環境調査によってクリアをしているということでございます。

また、定期検査につきましては、年1回、鹿児島県の委託業者によって行っています。今年度につきましては、7月31日に実施されており、県の危機管理防災課のほうからは異常はなかったというふうな報告を受けております。

○9番（幸 千恵子君）

これは、設置した時期はいつでしょうか。劣化の心配とかはないんでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

私も設置の時期は把握しておりませんが、劣化等につきましては、今、見る限りでは、劣化をしているようには見えないということですが、そこら辺は耐用年数とか、いつごろになったら切りかえが必要なのかと、そういうことにつきましても、また今後お聞きしてみたいというふうに思っております。

○9番（幸 千恵子君）

いつ設置されたかわからないということは大問題だと思いますので、ぜひしっかりと調べていただきたいと思います。

そして、なぜここまで言うかといいますと、この2月～3月にかけても地震が、結構頻回に起きております。ですが、この3回、2月22日と、2月23日にもありまして、3月1日にもありました。ですが、笠利町、喜界町、奄美市、瀬戸内という名前は出て、請与路、加計呂麻、天城、和泊、伊仙町とまで名前が出るんですけども、徳之島町の場合は名前が出ないんです。確かに、私はきょう、地震を感じただけですけども、震度にも出ていないと。徳之島町の名前も出ていないということがありますので、やはり不安になるわけです。これは住民の命を守るといふことに直結しますので、その人たちが自分自身で避難をしようか、どうか、考えることにもつながりますので、地震計についてはしっかり確認をしていただきたいと思います。このことは、また後日、次の議会でも聞きたいと思います。

次に行きますが、火力発電所が津波浸水被害を受けた場合の問題と対策はどう考えているでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

これも九州電力さんのほうにお尋ねをしたんですけども、火力発電所につきましては、機関冷却のために海水の取水が必要であることから、沿岸の低地に立地をしております。津波等の襲来により浸水する可能性があるということでございます。津波等により浸水のおそれがある場合に備えて、機関室及び運転センター等のドアの常時閉鎖、それから重油タンクの浮上防止、レベルの常時確保、また火災が発生したときに備えて水量を確保しているということでございました。

津波が発生し、設備が被害を受けた場合には、復旧には数カ月を要すると想定しているということでございましたけれども、島内で被害を受けていない発電所及び移動発電車等を活用して、まず自治体が定める防災拠点への電力供給を優先したいと、このようなことでございました。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

被害を受けたときには修理まで数カ月を要するということですが、今言われました被害を受けていない発電所とかおっしゃいましたけど、そういうものは、具体的にどこにありますか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

そこら辺を私も聞いたんですけれども、天城町のほうも同じく被害を受けるんじゃないかなということでお尋ねしましたけれども、電力会社のほうも、もちろん徳之島と同じように被害を受けるんじゃないかなということでしたけれども、仮に、向こうの発電が、もし使えるようであれば、交互に、お互いが、もし使える状態であれば、その電力の供給のやりとりができる可能性もあるというふうな答えを伺っております。

○9番（幸 千恵子君）

私は天城町にある発電所で発電されて、徳之島町の発電所を經由して伊仙町まで行っているというふうに聞いた覚えがあるんですが、徳之島町にある発電所でも発電がされているんですか。

○総務課長（東 弘明君）

発電はされているということでございます。

○9番（幸 千恵子君）

県の防災関係の資料の中にも、徳之島町では火力発電が津波浸水被害を受ける可能性があるということはおたわれておりますので、このところについても、先ほどの防災訓練等と含めて確認が必要だと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、昨年、大瀬川の水位計がついたと思いますが、私、もっと違うものが見つかるのかなと思っていたら、オレンジ色の線がついて、あれが水位計という形になるのかなと思いますが、あれについて、どういうふうな形で生かしていけるのか、お尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

第3大瀬橋の水位計の活用方法については、町長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供、大瀬川周辺の住民の方々への注意喚起や避難する際の目安になることを目的としております。

○9番（幸 千恵子君）

町長が、あれを参考にするには、どういう体制で、あれが確認されているんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

大瀬川の水位が増したとき、鹿児島県で設置してくれたんですけど、水位計で、天端から、上から1メートル、2メートル、3メートルのラインがあります。そのラインに応じて、危険を感じたときに、住民の方々であれば、今、何メートルだね、もう避難しなくちゃいけないね、そういうことに役立ててくださいとのことです。避難に関しましては、そのメーター数は、今後検討して決めたいと思います。

○9番（幸 千恵子君）

必要なときになれば、職員等が見に行くのかなと思いますけれども、せっかくなので、しっかり利用ができるといいと思います。

次、6番目ですが、災害は避難ビルの設置が必要ではないかと、検討委員会でも声が上がっているようですが、これについてはどうお考えですか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

平成25年度に徳之島徳洲会病院、それから、ホテルグランドオーシャン、ホテルレクストン徳之島と協定を交わしております。緊急避難施設としての指定をしているところでございます。

現在、大瀬川から南区側には緊急避難ビル等がありません。その必要性は感じております。現在、庁舎を建て替える建設をするに当たりまして、緊急避難ビルとしての活用も現在検討していきたいと、このように考えているところでございます。

○9番（幸 千恵子君）

庁舎とは別に、もっと川のそばであるとか、住民が必要とする場所に早急につくる必要が私はあると思っております。これは、県の危機管理防災対策課においても、今後、取り組むべき地震等防災減災対策の方向性として、減災目標に、津波による死者数をゼロにするとしており、重点課題の一つに避難ビル、避難タワー等の整備が上げられております。ですので、庁舎建設とは別にしても、これは必ず設置することが必要だと私は考えますので、検討をお願いいたします。

次の大きな2番目ですが、新庁舎建設基本構想案、パブリックコメントについてお伺いいたしますが、パブリックコメントへの町民の意見と内容をお伺いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

パブリックコメントへの町民の意見の内容等につきましてですけれども、パブリックコメントでは12通36件の意見が提出をされました。主な意見は、バリアフリー、エレベーター等の要望や、津波対策等の安全性について、現地建て替えについての反対意見等でございます。

○9番（幸 千恵子君）

これをインターネットから出しましたが、これをインターネットに載せた方はどなたですか。この載せる前の文章を書いたのはどなたですか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

これにつきましては、事務局である総務課の職員と、アドバイザーであります県の建築総合センターの方との話し合いの中で町の考え方が示されているところでございます。

○9番（幸 千恵子君）

町の考え方も見ました。ですが、意見内容を見ますと、私も一町民としてたくさん意見を出させていただきました。ですが、私が書いた意見は半分削られています。ニュアンスが違うも

のがあります。これはどういうことでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

全ての意見内容について、町の考え方として丁寧に答えているつもりでございます。事務局としては、話し合いをした結果、この町の考え方ということで決定をしてホームページのほうにも載せた次第でございます。

○9番（幸 千恵子君）

ということは、総務課長も、これを確認して載せたということによろしいのでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

私も確認をしての掲載ということにございます。

○9番（幸 千恵子君）

私は意見を出した者として怒っております。基本構想案、5ページのイについて、来庁の際の交通手段についての判断についてですが、私の意見は、「亀津に住んでいても、8割以上、9割近い人が何らかの交通手段を使って来庁している。亀津、亀徳内では、場所が少々変わったからといって、これまで車で来庁してきた人は徒歩になったり、徒歩だった人が車になったりするので、大きな問題にならないでしょう。しかし、北部などの遠方の人は、常に交通手段が必要なので、それこそ交通機関が十分ではないので、不便さが違う。亀津、亀徳などの近場だけで判断するのは問題だ」と私は言うております。ですが、そのことに対して、町の考えとしては、半分に減っていますよ。「公共交通機関が十分発達していない本町においては、徒歩に、車いすに自転車を加えた10.3%の来庁者数は看過できない数だと考えている」と、これだけ書いてあります。これでは、私が言っていることの半分しか入っておりません。これはインターネットに上がっているから問題なんですよ。インターネットに上がっていて、これを見た人は、ああ、こういうことなのかとしかとりません。住民の言った意見がそのままあらわれていないんです。ほかにもいっぱいあります。たくさん、言いましょうか。本当に、私、これを読んでびっくりしました。私、国会もよく見ますけれども、厚生労働省ともあろうものが、いろんなことをやっていますよね。あれを見ると、そしてこれを見たときに、徳之島町も同じかと。どんだけ町民の言っている意見を削って、違うものになっているのかという思いがしております。私は、これを全て私が出したような形に書き直すことを要求しますが、いかがですか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

事務局としては、基本計画の検討委員会の中でも、今、議員がおっしゃったことについて、再度提案をして、そこら辺での意見を、またお聞きした上で、また町の考え方に反映をさせて

いければなというふうに思っておりますので、御理解をいただければなと思います。

○9番（幸 千恵子君）

私は訂正してくださいと、私が言ったように書き直してくださいと言っているんです。これは書き直していただかないと納得できません。今では答えになっておりません。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

議員のコメントにつきましては、再度、精査をした上で、また新たな町の考え方として捉えることができるようであれば、またお示しをしたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

○9番（幸 千恵子君）

精査はしなくても結構です。誤字脱字があれば訂正してください。ですが、私が言わんとしていること、言ったことがそのまま載っていないということが大問題です。私は、このままこれを許す気はありませんので、これは修正、訂正してもらわないと困ります。インターネットに載せる作業をしたところにも言っているんですよ。確認しますよ。こんなひどいことを、私だけの問題ではないんです。私のが半分になっているということは、ほかの意見も半分に削られている可能性が大きいわけです。ということは、アンケート調査についても、信頼できなくなるわけです。現地に建て替えたい人の思惑のように進むようにつくられていると思わざるを得なくなるんです。どうですか、町長。

○町長（高岡秀規君）

私も、たまに議会答弁とか、どこかの記事に載っていると、本意でないように書かれたりすることがほとんどです。私もそれは言いたいんです。私も全部載せてもらいたいんです。その気持ちはわかりますので、今後、総務課長と、インターネット上の記事を全て読んでいないので、意図と反するような意見を載せるのは、私も絶対にあってはならないと思いますので、今後検討したいと思います。

○9番（幸 千恵子君）

町長、ひきょうですよ。あるんだったら、その場で言ってください。あれば私は訂正していました。私が抗議するように町長も言えればいいわけですよ。私はインターネットを聞きながら書いているんです。ですから、そう言われるような覚えは全くありませんし、ここでそういう話をする事自体がおかしいですよ。ですから、私は、きょう抗議をしております。進め方が強引です。思惑が、一つのつくられたシナリオに沿って進んでいくようにつくられているとか思えません。私たちのように、ここはおかしいと言っている人たちの気持ちが、ちゃんと意見としてあらわれるためには、これは必要なことなんです。これ、書き直してください。要求です。

○町長（高岡秀規君）

私は、幸さんのものを言ったわけではないんですよ。それは誤解ですよ。だから、幸さんのことを言っているんじゃないんですよ。いろんなことで、私の言葉が、削減されていて、誤解を生むようなことがあるので、気持ち理解できるということをお伝えしているんです。それはしっかりと総務課と話し合いをして、僕も内容については、まだ見ていませんので、照らし合わせながら、誤解のないように載せるようにしたいというふうに思います。

○9番（幸 千恵子君）

私は、このことについては納得いきませんので、総務課長、確認をちゃんとして、対応してくれると約束してもらえますか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

今の件につきましては、最終的に再度確認をした上で、副町長、それから町長の判断を仰ぎたいと、このように思っております。

○9番（幸 千恵子君）

これは訂正されるまで抗議し続けますので。

全体についての中で、もう一つ、ここでまた読み上げてみますけれども、意見の募集期間が10日間と短く、募集していることを知らない町民が圧倒的に多い。パブリックコメントと放送しても、何のことかわからない町民が多い。募集のあり方が問題ですと。意見募集窓口を狭くするためでしょうか。今回の意見募集で説明したと形式的なものにすることなく、全町民会議を開催し、説明・質疑応答するくらいの対応が必要ですと。住民説明会の開催を要望します。現在地では、建物を耐震化しても、津波、浸水被害は免れません。亀津の町全体が波によって破壊され、ほとんどの住民が命を落とすことになりかねないと私は想像します。県の想定統計資料では、奄美群島太平洋沖地震で徳之島町では津波による死者が460人、負傷者が160人、重傷者が50人、建物倒壊全壊が500棟、半壊が480棟との想定がネットに載っております。また、徳之島町は発電所が浸水するおそれがあり、徳之島町の中で、徳之島町は上水道の被害が大きいとも想定されていますと。もしかしたら、これは気に入らなかつたら載せなかつたのかもしれないと思います。ですが、こういう情報が町民に知らせられるように、私は思わず書く必要があると思って書いたわけですから、これについては、今後、必ず確認をしてみたいと思いますので、抗議をいたします。

次にまいります。ちょっと落ち着いていきます。3番目、新庁舎建設検討委員会についてお尋ねをいたします。委員にどういう資料を配付されて、どのような情報を皆さんは共有しているのか、お尋ねします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

委員にどのような資料を配付しということですが、新庁舎建設検討委員会におきましては、現在までに会議が1回、視察研修が1回行われております。第1回目の検討委員会におきまして、基本構想案へのパブリックコメントについての協議と基本構想の決定、それからスケジュールに関して説明が行われました。

以上の協議事項に関する資料の配付を行っております。また、情報共有につきましては、現在は基本構想に関する情報と、和泊町視察に関する情報共有のみで、今後、検討委員会を通して、新庁舎の位置や規模、機能等について、毎回資料を提出して検討を行っていく予定でございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

その資料は、事前に、前もって渡したんでしょうか。当日渡したんでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

前もって資料の配付を行っているところでございます。

○9番（幸 千恵子君）

検討委員会を見ますと、二十数名のうち役場関係の方が、事務局まで含めると13名入っておりますが、そうでない方が11名、この11名の方にも事前に基本構想案とかを渡されたんでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

全ての委員の方に資料として提出をしているところでございます。

○9番（幸 千恵子君）

何日前に渡されたんですか。

○総務課長（東 弘明君）

期間的には非常に短かったというふうに思っております。3日ぐらいだったんじゃないかなというふうには思っているところでございます。3日前です。

○9番（幸 千恵子君）

このインターネットからとってみましたが、出席者の一番下の事務局、公益財団法人鹿児島県住宅建築総合センターというのは、何でしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

これは基本構想案、それから基本計画等のコンサルをいただいているところのセンター

でございます。

○9番（幸 千恵子君）

そういう方が事務局になって、話をどんどん進めている状況なんですけれども、決まった場合には、この方たちが建築をすることになるんですか。

○総務課長（東 弘明君）

総合センターにおきましても、あくまでも基本計画等の、あるいはプロポーザル等のことになるとは思いますけど、実際に建設に携わるということではございません。

○9番（幸 千恵子君）

委員会が1回目、開かれておりますけれども、いきなり基本構想の22ページの説明から事務局は求められておりますが、これは何でこういうふうな進め方なんでしょうか。議事録に載っているだけ私は見えていますので、これだけ突然、ここが始まったのがどうしてかなと思うんですが、進め方として確認がされているんでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

これにつきましては、委員の中からも意見がございまして、最初のほうに、そういう意見がございましたので、これを載せているということでございます。ここからの説明というか、スタートをしているという状況でございます。

○9番（幸 千恵子君）

この議事録を見た限り、2時間も要したようには思えない内容なんですけど、そして、この中で発言しているのは委員が10名です。住民代表と団体の代表としては、発言しているのは5人だけですけれども、どうも統括官と事務局がぱぱっと説明して、後はものが言えないような形になっているなというふうに、この議事録を見て思いましたけれども、この議事録が全てですか。副町長、これで全てなんでしょうか。ここから漏れているはないでしょうか。

○副町長（幸野善治君）

ほとんど漏れていないと思います。冊子を見たと思うんですが、あれだけの基本計画がありますから、その冊子についての意見も出ます。もちろん説明をした後に、その後、どうすればということで全体会議。その全体会議の中で各種代表が一人一人手を挙げて質問をしたということです。載っているということです。

○9番（幸 千恵子君）

自治会の中からは、現在地に建て替えることで相当な数の命が救えないというような意見があります。そういう発言がありましたけれども、岡元統括官が、一存、「現地建て替えて救える命がふえる」と答えており、委員から「液状化の対応はできるのか」と聞いたことに、統括官は「亀津地区の高台に安全な土地はない」と言い切っています。そして、液状化につい

では答えてもおりませんが、現在地で多くの住民の命が失われると考える町民は多いんですけども、ここは議論を尽くすべき大変重大な問題だと思いますが、このところを、ささっと済ませているということ自体が、検討委員会としておかしいんじゃないかと思うんです。統括官は何を根拠にして、ないと言い切っているんでしょうか。こんなことでいいんですか。

○副町長（幸野善治君）

これは第1回目の会合です。2時間近くかけて議論しましたが、これからは、その詳細についての、液状化になった場合、どうすればいいか。なった場合は、どこに逃げればいいか、緊急避難ビルでいいのかと、いろんな角度から、今、幸議員がおっしゃったようなことも含めて、3回～4回、今、毎月やる予定ですので、その中で意見が出るものと思います。あと4回あります。

○9番（幸 千恵子君）

検討委員会は、来年度予算で6月までに5回ほどあるのかな。そして今年度もあると思うんですが、あと6回以上はあるというふうに思っておりますが、6回行っても、こういう町民の不安、この場所は低地だから危ないと考える人が多いということについて、議論がまず行われるのかも不安です。もう統括官が、あれで言い切って、もうこの話は、なしねと言う形になるのではないかという不安がありますけれども、この議事録を見る限り、東総務課長、福教育長、向井副統括官、意見がなかったように思いますけれども、いかがでしょうか。この場で答えていただけないでしょうか。住民のそういう不安についてどうお考えでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

私は検討委員会の委員としてのメンバーには入っていませんので、事務局という立場でしたので、これからもその場での発言というのは、なかなかないんじゃないかなと思っておりますけれども、委員の方から事務局への質問がございましたら、また、そこら辺を答えることが出てくるのかなと思っております。第1回目につきましては、委員のほうからの事務局への、私への質問というか、そういうことはございませんでした。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実は、1回目は私、出張がございまして、そのときは欠席いたしておりますので、名前が出ていないはずですが、その後の協議内容は聞いておりますので、また2回目は、この前の和泊町の先進地視察でございました。3回目以降は、また私も出席いたしますので、そういった意見も含めて、意見を出していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○教育長（福 宏人君）

私も、先日、第1回目の会議、それから和泊のほうに庁舎の見学に行っていました。第1回目の中で、まず基本構想について、かなりの説明が、あの分量ですので、あれでも時間は

足りなかったなというふうに考えています。ただ、今後の意見につきまして、先ほどもちょっと申し上げたんですけど、まず第1には、自分の命は自分で守っていく。これをベースにしながら、次に、行政として多くの町民の命を、どう救えるのかということが、やはりポイントになってくると思います。庁舎建築にしても、それを中心に置いて、どういうふうにするのか。その中で、それぞれ各委員が選抜されておりますので、具体的にどう考えるのか。やはりそこもきちっとして行って、論議を深めていくということが必要だと思います。

ただ、これも先ほど申し上げたんですけど、はっきり言って命を全ては救えないんです。全ては救えないと思います。ただ、その中で、先ほど医学用語のトリアージというような医学用語を使いましたが、医師は全ての患者を見ながら、そこで緊急的に一つの命を救うために、そこに順位をつけるということがトリアージというふうに言われていますが、この徳之島町の中で、未曾有の災害が起きたときに、全ての住民は、もちろんですけども、大多数の、一人でも助かる命を救うのは、やはり行政の責務だと考えています。この住民の多い、亀津地区の今の場所で命を救うために、一つ行政の働きがあるんじゃないかというふうには、私自身は考えております。そのためには、じゃあどうすればいいか。検討委員会がありますので、その中で、それぞれの立場で、それぞれ町民の皆さんも御意見ありますが、より委員は、いろんな代表をしておりますので、かなりそういうものについても専門的なものを持っていますので、忌憚のない意見を出していただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

検討会の中で説明もされたというような話ですけども、基本構想の説明もされたんですか。

○総務課長（東 弘明君）

基本構想案の説明をして、この基本構想案で決定できるかどうかということを確認をした次第でございます。

○9番（幸 千恵子君）

その説明の内容は、この議事録に載っていないわけですよ。ですから、これだけで2時間かかったのかと私は思ってしまったわけですが、その説明の内容さえも載せるべきなんです。公開してほしいという私の意見は、即なしで、非公開でいきましょうと決めておいて、議事録にさえきちんと載せないのであれば、もう国と一緒にですよ。本当に何を私たちに、見せたいものだけ見せるんですかという感じですよ。これは、この議事録についても、その説明もしたのであれば、ちゃんと録音に載っているはずですよ。それを起こして載せてくださいますか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

全ての議事録という形をとれるように、基本構想の説明、案の説明についても、今後載せる

ようにしていきたいというふうに思っております。

○9番（幸 千恵子君）

今後だけでなく、この1回目についても訂正をしていただきたいと思います。向井課長は、参加したことになっていないか、バツになっていきますね。わかりました。これ確認しました。

先ほど事務局として参加しているのでおっしゃいましたけれども、事務局であろうが、委員長であろうが、副委員長であろうが、情報を皆さんに共有するためにも、きちんと意見を言っていて、その場が学習の場ですので、その場の話し合いの中でどう変わるかもわかりませんので、やはりきちんと意見を言うべきだと思いますが、事務局としてはいかがですか、総務課長。

○総務課長（東 弘明君）

お答えします。

事務局として、委員のほうからの御質問なり、説明を求められたときには、事務局という立場で丁寧に説明をしていきたいと、これは当初からそういうような気持でやっておりますので、今後そういうことがあれば事務局、私だけではないんですけども、そういう形で、また委員のほうとの情報共有とか、また情報の提供、資料の提供等に努めていきたいと思っております。

○議長（池山富良君）

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

○9番（幸 千恵子君）

事務局として6名入っておりますが、この事務局がものを言わないのであれば、事務局の県の方は2人しゃべっておりますけれども、入る必要ないと思いますよ。私みたいにものを言う人を出してください。みんな同しような意見ではない、そうじゃない意見を出す人の意見を聞くことが大事なことでないでしょうか。そこを避けるようなことをするのではなくて、ものを言わないような人を置いておくのではなくて、ちゃんとものを言うような検討会にしてください。今後もきちんと見ていきますので。あと何分ありますか。

○議長（池山富良君）

あと17分。

○9番（幸 千恵子君）

それでは、4番目に移りたいと思いますが、新庁舎建設という半世紀以上に一度と言える重要政策ですが、防災の観点から、失敗しないために重要な提案をさせていただきたいと思えます。

まず、お聞きしたいんですが、現庁舎は海から何メートルの距離にありますか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

正確な数字は持っていませんけど、約50メートル弱ではないかなというふうに思っております。

○9番（幸 千恵子君）

南三陸町の防災庁舎は、海から50メートルの場所にありました。はっきりはしないけれども、50メートルというのではおかしいです。きちんと調べて発表してください。

きょう、私は、この本を参考にしたいと思います。「屋上の円陣」といいまして、先ほど言いました防災アドバイザーの山村武彦さんが書かれたものです。これがたくさんの方を私に教えてくれましたけれども、ここに載っている写真、水の中で男女が輪になって円陣を組んでおります。

そして、ここでは、この写真だけだったんですが、インターネットで見ますと、この人たちの周りには海が、これは12メートルの高さの防災庁舎の屋上です。ここにも役場職員がおりまして、水の中に入っている状況ですね。こういう状況です。

そして、これから数分後、この人たちはいなくなりました。きょうは写してきましたので、これと言いたいと思いますけれども、2011年3月11日に起きた東日本大震災ですが、8年前、ちょうどここでも議会を行っている最中でした。

防災庁舎の屋上で、役場職員が女性や若い職員を囲んで、真ん中にして円陣を組み、間もなくやってくる津波から身を守ろうと助け合っている場面です。写真が撮られてから数分後、この写真に映っていた人たちは全員いなくなりました。何名だったかもわかりません。

そして、津波は6メートルと予測されていたんですけれども、高さ12メートルの防災センターの屋上には、津波は来ないという信じた状況がありまして、最後まで任務に当たり残っていた職員53名が屋上に上がりました。

山村氏は、震災当日、防災庁舎で一体何があったのか、長年にわたり津波に備えてきた町がなぜこれほどの多くの被害者を出さなければならなかったのか、東日本大震災のシンボルとなった防災庁舎を通じ、理不尽な真実の一端を解き明かしたいと思い、防災庁舎にいて、奇跡的に助かった11人の話を聞き、まとめたのがこの本です。

佐藤智さんは、震災当日、防災庁舎で執務中でした。佐藤さんは、志津川町と歌津町が合併し、南三陸町になってから危機管理担当課になりました。地震発生3分後にJアラートが大津波警報を伝えた。予想津波高さは6メートルと、想定内だったけれども、到着予想時間は10分後という10分早くなっている状況の放送でした。

町長、副町長、管理職は、次々と防災庁舎に入り、危機管理課が防災対策本部となりました。災害時の緊急体制配備は重大性に応じ、ゼロから3号まで定められており、当日は終業時間内の3号配備であったため、総務課、企画課、危機管理課の全職員と本庁にいる全ての管理職員が災害対策本部に集結、直ちに津波浸水想定区域に避難指示を発令したが、テレビは受信不能、

情報処理用サーバーは破壊、光回線不通、庁内3カ所に設置の情報カメラも受信不能、インターネットでの情報収集は、メール送受信も防災メールやホームページの発信もできない。住民に情報を知らせることができたのは、防災庁舎危機管理課からの防災行政無線の放送だけだった。危機管理課の職員3人は協力して放送を続けて、早く高台に逃げてくださいという悲痛な声が届いたことで、多くの住民が高台避難に間に合った。

地震発生から28分後、津波の高さは最大10メートルと伝えられ、職員は海拔12メートルへの屋上へと急いだ。しかし、最後まで放送を続けた遠藤未希さんと佐藤さんは、津波にのみ込まれてしまった。職員たちは、まさか屋上まで津波が来るとは思っていなく、築54年の木造本庁舎が津波で潰されていくのを叫び声を発しながら見ていた。

佐藤智さんは、屋上にある直径25センチほどのアンテナポールに登った。大きく盛り上がった黒い波に屋上のみ込まれ、数分後に目をあけると、周りにいた人たちのほとんどが波にのみ込まれて流されてしまった。

佐藤仁町長は、地震発生時、定例議会の最中で議場にいた。最後の議案が承認された後、町長が全議案承認の礼を述べ、「来るべき宮城県沖地震に備え、南三陸町の安心・安全の町づくりに向け、より一層の」と言ったとき、ゴオーという地鳴りがし、木造の本庁舎が大きく揺れ、みんな机の下に入った。揺れがおさまってから、すぐ防災庁舎に行き、災害対策本部を立ち上げたが、予想津波高さが10メートルに更新されたため、屋上に上がった。そのとき、屋上で円陣を組んでいる人たちを一瞬見た。

誰かの「津波が来るぞ」という声で、町長は目の前の鉄柵につかまった。次の瞬間、横殴りの猛烈な大波に襲われた。水の中で、体に何かがぶつかり、押しつけられた。そして、苦しくて、息ができずに水を飲んだ。その前後の記憶はなく、ただ苦しかった。気がついたら屋上の鉄柵に押しつけられていた。

次の瞬間、愕然とした。円陣を組んでいた大勢いた職員が誰もいなかった。生き残ったのは10人、43人は流された。津波想定は6.7メートルだったはずが、12メートルの屋上にいた人間が波の下になったということは15メートルを超える波が来たことになる。あの被害想定は何だったのかと茫然とした。そのとき、町長は肋骨骨折をしていた。

副町長、遠藤健治さんも、震災当時は議会議長で、町長の横にいた。屋上で15メートルを超える波が来たとき、猛烈な水圧で体全体が鉄柵に押しつけられ、足や腕が柵に食い込んだが、必死に手すりにつかまり、命の綱だと思って、しがみついていたことで助かった。

企画課の加藤さんは、災害対策本部付としてしっかり記録を撮らなければという使命感から、カメラを持ち、屋上でも夢中でシャッターを押し続けた。その中の1枚が屋上の円陣のショットだった。自分がもし死んでも、この記録だけは残そうと決意をし、カメラを防寒着の一番内側に押し込んで、ファスナーを閉めた。

しかし、結局カメラはぬれてだめになったが、SDカードのデータが残っていたので、たくさんの写真が日の目を見ることになった。水中に引き込まれ、激流に流され、何度も水を飲んだ。息ができず、もうだめだと、何度も諦めかけたが、娘の笑顔を思い出し、何があっても生きるんだと、自分に気合いを入れることで助かった。

佐藤徳憲総務課長は、あと20日で定年というとき大震災に遭遇した。役場に隣接している自宅には2階に奥さんがいたが、家が流されていくのを防災庁舎の屋上から、ほかの職員と一緒に悲鳴を上げながら見ているしかなかった。屋上で波が来たとき、階段上部の手すりにつかまって、鉄柵の間に足を差し込んで、絡めるようにしたことで、水圧から逃れられ、九死に一生を得た。

町民課の阿部さんは、災害発生時、本庁舎の1階にいた。揺れがおさまってからパソコンやシステムを見て回ったが、全部壊れ、発災時に住民宛てにメールで災害情報を発信することになっていたが、光回線が使用不能でできず、屋上は人があふれ、満員状態だった。迷っていたら、アンテナポールの登っていた佐藤さんから、おまえも上がれと言われ、ポールに上がった。このとき、佐藤さんが声をかけてくれなければ、生きていなかった。大波が屋上を覆い尽くした。急流の中で、恐怖で目があけられなかった。気がつくとき、満員だった屋上には誰もいなくなっていて、背筋が震えた。

企画課の課長補佐の及川明さんは、本庁舎1階で町議会の様子をモニターで見っていた。災害発生時、企画課は情報収集や住民からの電話対応に当たることになっていたが、電話は不通、携帯も通じなかった。屋上には大勢いて、アンテナの下には泣きながらしゃがみ込んでいる女性職員たちがいた。人が少ない方へ行こうと移動し、外階段の手すりにつかまった。波にのまれた。このままでは死ぬかもしれないと感じた。水が引いた後、あれだけいた仲間がいなくなっていたことで愕然とした。

総務課の畠山貴博さんは、出張から車で帰る途中、南三陸町に入ったところで地震に襲われた。急に車が左右に揺れ、ハンドルがとられた。ハザードランプを点滅させ、路肩にとまった。強い長い揺れがおさまってから役場にたどり着いた。防災庁舎に入ると、ここはもうだめだ、みんな上がれと言われ階段を上った。何かにつかまっていなければと、津波が来る前から手すりにつかまっていた助かった。

総務課の佐藤裕さんは、災害発生時、自席でデスクワーク中だった。屋上は人がいっぱいだったので、階段踊り場で手すりにつかまって、周囲の建物が流されていくのを見ていた。アンテナポールの根元で円陣を組んでいる人たちを見て、自分もそこへ行こうかと思ったそのとき、盛り上がった波が一気に押し寄せ、全身が水に沈んだ。息もできなかった。死ぬかもしれないと思った。苦しかったが、鉄柵から絶対に手を放してはいけないと頑張った。

町民税務課の三浦勝美さんは、津波が襲ったときには屋上の円陣の中にいた。周辺の家がバ

キバキ音を立てて流されていく。さっきまで仕事をしていた本庁舎が流されていくのを見て、初めて津波の恐ろしさを感じた。コンクリート架台に上がり、ポールの根元に抱きついてうずくまった。ドンという横殴りの滝のような水が来て、周りの人々が次々と流されていく。必死でポールにしがみついていたけれども、力尽きて、三浦さんも流された。どんどん流され、もうだめだと思った瞬間、水面に浮き上がった。来ていた防寒着に空気が入って、何かの拍子に浮き上がったようだった。畳が浮いているのが見えたので、泳いで畳をつかみはい上がった。そして、防災庁舎から100メートルほど離れたところにある病院の3階に何とか飛び乗って助かった。病院も4階まで水没してしまい、悲鳴や絶叫を津波がのみ込んでいた。

周囲は真っ暗、壁は流され、鉄骨だけの防災庁舎は、寒風が吹き抜け、風に当たり続ければ体力は消耗する。手分けして、ベニヤ板などを集め、周りに立てかけ、風を防いだ。1人の上着のポケットにあったライターがぬれていなかったため、たき火ができ、火の暖かさが絶望のふちにいた町長たちを少しずつ落ちつかせた。

津波の周期が1時間程度になった翌朝7時半ごろ、3階からロープを垂らして、地上に脱出、次の津波が来る前に高台にたどり着かなくてはと、町中を埋め尽くした瓦れきをかき分け、踏み越え、佐藤町長が一番近くの志津川小学校に10時ごろにたどり着くと、避難していた住民は、泣きながら町長の手を握ったり、肩をたたいたりした。テレビでは、南三陸町、町長以下、1万人安否不明と伝えられていた。

山村氏は、地上12メートルの防災庁舎を15.5メートルの津波が襲った。もし、屋上で生き残れたとしても、それは奇跡としか言いようがない。屋上にいて助かった10人と屋上から流されながら、畳にすがって生還した1人を敬意をこめて「奇跡のイレブン」と呼んでいる。

震災当時、5,362世帯、人口1万7,660人の町で、死者・行方不明者832人、半壊以上の建物損壊3,321戸、33の避難所に9,753人が避難、予想津波高さは6メートルだったが、実際は15.5メートル、6メートルなら12メートルある防災庁舎屋上までは、津波は来ないと、誰もが思っていたことは、とんでもない数値でした。

そのため、災害対策本部である防災庁舎に集結することになっていた管理者を中心とした職員53名が屋上に上がり、42名が命を落とした。このとき、南三陸町では241名の職員のうち、死者・行方不明者が36名です。震災後の復旧に力を尽くさなければならない役場職員が、命を守らなければ、町民を救うどころではありません。その後のほうが大変です。

震災後、合併してできた町ですので、約束どおりの高台に2年以内に新庁舎を着工、建設していれば、津波が来ても、これほど職員が犠牲にならなかったはずだと、鬱積した不満が、その矛先が町長に向けられました。

そして、防災庁舎に避難して亡くなった職員の家族が、なぜ屋上ではなく、高台に避難させなかったのかと、町長を相手取り、業務上過失致死容疑で告発されています。その後、何年も

この問題が続きました。被害想定に比べた実際の津波高さは、宮城県と福島県では最大9倍、浸水面積は想定17倍だったそうです。

こういう状況から、防災の専門家、山村先生は、津波防災10カ条というものも、ここに含めて書いておられますけれども、この中からいきますと、安全な場所に住む防災と1番目に上げています。これからは、逃げる、守る防災とあわせて、建物の耐震化と津波襲来でも逃げなくてもいいように、高台などの安全な場所に住む防災を目指す必要がある。

そして、2つ目、想定2倍以上に避難すべき、想定外のことが起こるのが自然災害、地震も津波も自分たちが想定していた以上のことが起きることを前提に準備して、避難訓練をしておかなければならないと、そして心の堤防を高くせよとあります。

心の堤防を高くせよ。ここで最後ですので、読みますよ。「心の堤防を高くせよ。東日本大震災の復興計画で、防潮堤の高さについて、多くの議論があった。コンクリートの高い堤防をつくれば、暮らしにくくなるだけでなく、海が見えなくなって、かえって危険という声もある。また、先人たちが築いた大堤防があったから、被害ゼロのまちを見習い、後世のために高い堤防をつくるべきという考え方もある。それぞれに一理あり、一方が絶対正しいという対策はないように見える。しかし、高い堤防があるから逃げずに犠牲になった例もあれば、その堤防さえ乗り越えてきた津波で流された人もいる。どんなに堤防を高くしても、それを乗り越えたり破壊したりする地震や津波が来る。津波、洪水、逃げるが勝ちと思って、堤防だけに頼らず、最悪を想定して、迅速避難する意識の醸成が必要である。堤防だけに頼らず、一人一人の心の堤防を高くする。研修を繰り返し行う必要がある。」

私は、これを読んで、泣きながら読みました。ぜひこういう実態、これはドキュメンタリーです。ぜひ知っていただきたいという思いです。

そして、提案したいのは、検討委員会もプロジェクト委員会も、議論を尽くしているとは思えない状況に私は感じております。建設場所についての議論も少ないと感じております。ある人に聞きますと、自分たちの部署はここで、ここでこういうことをしたいと、そういうこのほうに花が咲いているというふうにも聞いております。そういうことではだめです。

先ほどもありました。未来の大人たちのために、本当に今、私たちが真剣に議論しなければならないと思います。なぜか一部の特定のところから大きな声が出て、権力があるのかどうか分かりませんが、その声に押されて、言うべき意見を言っていない人が検討委員会の中にも、プロジェクト委員会の中にもたくさんいる。そういうことがよく見えます。そういうことでは、町を救うこともできません。子供たちに未来を残すこともできません。考えるべきことをしっかり考えて、議論することこそ、今、重要なことだと考えます。このことを提案させていただきます。

最後にいきますが。

○議長（池山富良君）

幸さん、時間が過ぎました。

○9番（幸 千恵子君）

5番目は次にて。

○議長（池山富良君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月7日、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

散 会 午後 5時15分

平成31年第 1 回徳之島町議会定例会

第 3 日

平成31年 3 月 7 日

平成31年第1回徳之島町議会定例会会議録

平成31年3月7日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

植木 厚吉 議員

福岡兵八郎 議員

是枝孝太郎 議員

松田 太志 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	東弘明君
企画課長	向井久貴君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	瀬川均君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	安田敦君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	福永善治君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第1、一般質問を行います。

植木厚吉議員の一般質問を許可します。

○1番（植木厚吉君）

皆様、おはようございます。

3月定例議会にて、1番植木厚吉が通告の2項目について質問したいと思います。

まず、質問に入らせていただく前に、先月2月24日、東京・代々木公園にて開催されました第7回徳之島観光物産フェアについて御報告をさせていただきたいと思います。

私は初めての参加でありましたけれども、当日は大変好天に恵まれて2万人を優に超える来場者がありました。島の特産ブースなど、約40軒ほどが軒を連ねまして、徳之島出身のアーティストによるステージのパフォーマンスなど、終日大変なにぎわいを見せておりました。まさに東京のど真ん中を徳之島一色に染める大イベントであったと感じるところでありました。

また、当日参加されていました町職員の方々も一生懸命島のアピールをされておられまして、たくさんの方々が美農里館の商品やふるさと納税のパンフレット等を次々に手にされていく様子を見ることができました。徳之島にとっては大変大きな観光物産のプロモーションになったことかと思えます。主催された関東徳洲会やJAなど、関係各所の方々に対して改めて感謝をするところでもあります。

また、幾つかの改善点や課題等もあるようでしたけれども、まだまだ多くの可能性を持ったイベントであると思ひ、また来年以降もぜひ盛大に開催していただきたいと思うところでありました。

以上、報告を終わります。

それでは、質問に入ります。

質問事項1項目めですけれども、我が徳之島地域においては平成9年より大規模畑地かんがい事業が進められており、平成27年度には徳之島ダムが一部通水が開始され、順次整備が進んでいるところでもあります。計画的な水の利用による農作物の生産性向上や所得の向上に大いに期待を寄せているところでもあります。

そこで質問ですが、畑かん整備事業の現況について伺います。

現在進められております当事業の進捗状況ですが、30年度現在で工事完了済み、また、年度内完了予定の配管面積並びに通水面積を伺いたいと思います。

ここで少し補足をしますけれども、配管面積とは、畑の入り口、圃場の入り口まで取りつけの配管が準備できている設置の面積のことで、通水面積とは、給水栓が既に設置をされ、現在、水の利用ができる状態の面積を示します。

お願いします。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

平成30年度現在におけます県農村整備課の配管面積、先ほどありました整備済み見込み面積は586ヘクタール、それから、徳之島用水土地改良区の通水面積、これはただいま水をかけて賦課を行っている面積であります、これが368ヘクタールとお伺いいたしております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

ただいまの面積は、恐らく、徳之島全体での面積であるかと思われましてけれども、もし徳之島町単独の面積を御存じであれば教えていただけませんか。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

先ほどの配管面積、整備済み面積なんです、徳之島町が186.89ヘクタール、ちなみに参考で、天城町が277.37ヘクタール、伊仙町が121.75ヘクタールです。

それから、散水ができる賦課面積なんです、徳之島町が119ヘクタール、天城町が213ヘクタール、伊仙町が36ヘクタールとなっております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

今の答弁を踏まえて次なんですけれども、当事業において当初の計画されたおよそ30年度までの整備の予定であった面積と今現在の工事の進捗率とでは、およそ計画上でどのぐらいの誤差があると思われるでしょうか。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

平成30年度目標整備面積と現在との差異との御質問なんです、県農村整備課へお伺いしたところ、事業完了を平成33年度に定めましたが、各年次ごとの整備目標は設定していないとの回答をいただきました。

また、現在、先ほどありました計画面積と現在の差異の理由といたしましては、畑かんの事業同意徴取のおくれ、また、国・県・町における事業費予算の確保が事業遅延の原因だと考え

られます。このことから、当初、完了工期が33年とされておりましたが、平成36年度まで事業が延伸される地区もあると伺っているところでもあります。

ですが、事業着手が早かった地域につきましては、やはり平成33年度が事業完了となる地区もあるということです。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

今の内容ですと、予算の確保的な面や同意徴取のおくれが整備のおくれにつながっているような感じでありますけれども、整備を予定する面積と現在の施工済みの面積を比べると、およそ2割程度なのかなと思いますけれども、若干おくれぎみのような気もしますけれども、どう思われますか。

○耕地課長（福 旭君）

ただいまのところ、整備面積が17%と、やっぱり2割弱、なかなか進んでいない状況なんです。先ほども申しましたように、畑かん事業の事業徴取、同意のおくれ等がやっぱり大変大きな原因になっているのかなと思っているところでもあります。これにつきましては、一応、農家さんのほうに同意徴取への周知を行っているんですが、なかなかいろんな事由がありまして同意をいただけていないところが多いのがやっぱり原因ではないかと考えているところでもあります。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

同意徴取がかなり難しいのかなと聞いた感じでは思うところですが、同意をいただく行為というのは農家さんの財産であるお金の絡むことでもありますし、なかなか二つ返事で同意はいただけないものだとも理解できます。その中で、担当の職員の方々のみならず、集落とか、我々議員とか、いろんな他方面の協力がなくなかなか難しいのかなと思うところでもあります。

また、先ほど、33年度～36年度にかけて完了を目指していくということでありましたけれども、事業完了となった地区におきまして、もし事業完了となった場合、事業完了がして、事業完了後にもしぜひ配管を引きたいとか、そこにスプリンクラーを設置したいという希望をされた場合、その場合の費用負担のほうはどうなるのでしょうか。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

現在、畑かんの事業で補助率97%、1反当たり70万かかるんですが、現在は2万1,000円の負担でスプリンクラー等の整備ができるようになっております。

しかし、事業が完了しますとその補助事業がなくなりますので、単独で整備を行う。これも

許可して通るかどうかわからないんですが、もう事業が一旦終了していますので。もしそこで申請をし、了解を得た場合につきましても、反当たり70万程度の自己負担が発生します。ですから、ただいま、97%というすごい率のいい補助がありますので、ぜひこの機会に農家の皆さんには畑かん、給水栓まででも構わないんですが、畑に水がまける状態まで持って行っていただけことが最適ではないかと考えております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

単独ですと70万程度かかるということでありまして、これがもしその事業等々が入らない場合、業者さんを個人で頼んで配管するとかなるのかもしれませんが、その場合はもしかすればこの金額でもおさまらない可能性もなきにしもあらずなのかなという思いがします。その事業の年度があるうちに早い段階での施工の同意や工事着工が望ましいのかなと思います。

以上の点から、この事業を早期に計画の年度内に進めるために、今後必要と考えられる対策等がもしございましたら伺いたいと思います。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

今後の事業推進、今までもやってはきているんですが、まず、畑かんに同意していただくには、農家の皆様に一番効果があるのは、かん水することによって収益向上が図れるとの周知が一番効果があると考えております。その点で営農推進本部の土地利用畑かん部会等で、各種作物、サトウキビ、バレイショ、カボチャ等でかん水をした区域、無かん水の区域等の実証を行っております。それによりまして、かん水することによって収益が向上する有益性の周知を図り、事業推進を行っているところであります。

また、畑かん推進施設協議会におきましても研修を重ねまして、実証圃の設置によるかん水の有効性や周知、また、推進員、担当員によります戸別訪問等によって同意徴取向上による事業推進を図っていこうと考えているところであります。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

答弁の内容を聞きますと、かん水によるメリット、散水をした場合、こんなに反収が上がるんだとか、いろんなメリット等々、そういうところが一番目立って勧誘に結びつくのかなと思いますけれども、かん水することによる農作物の反収向上などのメリットという点において、農林水産課長の見解をいただければ。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

農林水産課サイドのほうで、町議連会並びに徳之島地域営農推進本部各部会において、各品

目ごとの水利用効果の試験実証を行っております。かん水効果については、発芽、活着の促進、肥料効果の促進による生育の向上、台風等による塩害等の軽減、夏季のかん水による土壌水分の確保、また、それに伴う労力経費の軽減というふうな効果があると見ております。

かん水効果についてですけれども、まず、サトウキビについては、茎経の大、茎の伸長、要するに伸びがよくなるということですね。また、株数の増量、軽重、要するに重さの増、収量増が約2割程度増収しているというふうに結果が出ており、実証提示しております。

また、バレイショにつきましては、天候に左右されない計画的な植えつけ、要するに、植えつけ時期による干ばつ等による回避を考えております。出芽促進等、初期成育の向上、芋の肥大が早まり、反収が向上するというふうな結果を出しております、約2、3割の増収というふうに結果が出ており、それを実証しております。

飼料作物につきましては、夏季のかん水による飼料作物の収量度を約4割収量向上というふうなことが結果が出ておまして、これにつきましては、飼料作物は年4回程度できるものと、ローズに関しては考えておりますけれども、物によってはかん水効果によって回数をふやすということも、1回程度、物によってはできるんじゃないかなというふうな、適宜管理をすれば、考えております。これは地域によって、また、地区によって違うと思っておりますけれども。

また、労働力と経費については、河川からとった水、また、給水栓等を利用したかん水作業からの解放ということで、要するに、現在、いろんな形でかん水を個人でやっている方も給水設備を整えることによって、それから労力が解放されるということと、また、スプリンクラーの設置については、簡易型のスプリンクラーを設置する作業から解放されるというふうな効果があり、それを推進している次第でありますけれども、農林水産サイドとしては、営農者団体等を通してチラシを配っているという経緯もありまして、それをさらに周知するために、これの内容を理解していただくために説明を充実させたいというふうな考えであります。

また、農地の関係からいいますと、優良農地というふうな形を次世代に残すためには、これは親の役目でもあるというふうな感覚を持っております。ですから、責任を持って自分のことだと思いつながら今後も推進していきたいと思っております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

1つちょっと尋ね忘れたんですけれども、これをちなみに圃場に設備をしてその水を利用した場合、年間で、恐らく年間になると思うんですけど、水利用の費用はどのぐらいになりますか。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

普通畑で反当たり5,000円、施設になりますと7,000円と聞いております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

徳之島においておよそのいわゆる畑地の小作料と申しますか、大体が1万円ということで大体通っていますので、それを合わせても1万5,000円程度なのかなというところですがけれども、この間話を聞きますと、沖永良部のほうでは普通畑で小作料がおおよそ2万円すると、徳之島町は1万円ってすごい安いねという意見を聞いたこともあるんですけども、反当たり5,000円、それをどう取るかは農家さん次第かもしれませんけれども、5,000円といえば肥料2袋ぐらいなのかなと思いますので、まさに費用対効果という意味では全然、先ほどの数量を聞きますと、効果がすごくいいのではないかなと思われるところであります。徐々に散水が始まっておりまますので、いろんな各方面からの希望等々も徐々にふえてくるものだとは思いますが、生産農家さんを中心にしまして、関係各課の連携を密にして少しでも事業が早期に進めていくことが非常に大事であるかと思われまます。

また、周知徹底にしましては、ごく一部ではなかなか難しい、進めるのは難しいと思えますので、本当にその辺はまた集落やら区長さんとか、いろんな方面からの協力をもらいながら進めていくことが大事ではないかなと思われるところであります。

もちろんこの事業は農家さんのためでもありますけれども、県発注の工事ということで、建設業界においても今現在ではメインの工事となる大事な事業でもありますし、また、島の経済効果という面におきましては推進すべき事業であるかと思えます。先ほど、農林水産課長の言葉にもありましたけれども、私もクワア、マーガのための畑かんの気持ちで協力して一生懸命頑張っていきたいと思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2項目め、現在、国内ではインターネットの普及によりさまざまな分野で急速なIT化が進んでおり、特に離島においては情報化社会の現在において大変重要なツールの一つになっております。年々情報量の増加やパソコンなどの機器の高性能化により、光ブロードバンドも全国的に普及をしているところであります。しかしながら、本町におきましては、いまだ整備されずに残されている地域が多少残っております。

そこで、町内において、今現在、どの地区が未整備になっているかをお尋ねしたいと思えます。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

現在、亀津、亀徳の一部が整備をされております。未整備地区におきましては、亀津、亀徳の一部以外の地区になっております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

亀津、亀徳地区の一部が整備をされているとのことですが、その地区が整備をされた際、ほかの地区が整備に至らなかった要因等がもしあるのであれば、少し伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

計画を立てる際に、有線でありますので、費用対効果等、あとコストが余りにもかかってしまいますと、財政状況を悪化するというところから、どういう整備をしようかということからスタートしております。亀津、亀徳地区については全戸つなげられるような線を引いて、そして、東天城地区、亀徳以降については無線LANでありますとか、違う技術が必ず出てくるというところで整備をしようという、当初はそういう考えがありました。それはなぜならば、実は有線にしてしまいますと、台風に際してコストが余りにもかかってしまう、修理費にですね。それと、電柱に対しての借り上げ料って意外と高いわけです。恐らく、伊仙町、天城町は600万～800万の借り上げ料が発生しているのじゃないかなと。徳之島町は恐らく300万以内で抑えてあると思います。

しかしながら、時代の流れは思った以上に早いので、亀徳以降についてはしっかりと皆さんに支障のない速さの整備が必要になってくるのかなというふうに考えておまして、今後、検討していきたいというふうに思います。

○1番（植木厚吉君）

これは参考までにお聞きしたいのですけれども、現在、光ブロードバンドが既に設置されている中央、亀津、亀徳の中で加入率等がもしわかれば。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

平成23年の整備計画時の目標加入件数及び加入率ですけれども、当初は約1,700件、そして、加入率が64.1%を目標にしておりました。

それから、最終目標加入件数としまして約2,400件、加入率86.5%を計画しておりましたが、平成31年1月末現在の加入状況等を申し上げますと、まず、3町全体の加入件数2,548件、加入率が27%、徳之島町の加入件数1,006件で、加入率が38%、伊仙町の加入件数807件、加入率23%、天城町の加入件数735件、加入率24%、このようになっているところでございます。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

徳之島町において38%台ということで、かなり低いなという見解もありますけれども、加入率の低さとか、採算ラインという面でなかなか次のステップへ進めなかったのかなと、今聞く範囲では思うところがありますけれども、先ほどちょっと町長の答弁にもありましたけれども、

今後の整備、未整備地区の整備を進めていく計画自体はございますでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

光ブロードバンドにつきましては今後の整備計画を検討しておりますが、2023年のADSL回線の廃止、それから若者世代の活性化、次世代通信技術5Gの展開も踏まえて、未整備地区も含めた町全体での光ブロードバンドの整備は喫緊の課題として検討する必要があると考えております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

今の答弁の中にADSLの件が出ておりましたけれども、今現在、光以外の地区はADSLになっていると思いますけれども、あと数年ほどでサービスが終了するという今の感じでは聞かれましたけれども、もしサービスの終了後どうなるのか、また、サービス終了以前にいろいろな対策が必要ではないかと考えますが、どうお考えでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

ただいま、ADSLの2023年に廃止と申しましたが、このサービスにつきましては2023年1月に終了予定となっておりますが、光ブロードバンド未整備地区におきましては継続利用が可能というような回答をいただいております。

しかしながら、いつサービスが終了となるかがわからない状況であるために、光ブロードバンドの整備を検討する必要があると今後も引き続き考えているところでございます。

○1番（植木厚吉君）

ということは、今現在、ADSLを使用していて光が来ていない地区については継続で、いつまでというあれはなくても心配なく使えるということで捉えていると思っています。

それで、今後、もし仮に光を未整備地区に整備をしていこうと計画になった場合、どのような点が問題になってくるのか伺いたいと思います。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

課題につきましては、全地区への整備をした場合の保守範囲が広がることが挙げられます。台風などの災害が発生し、断線などの被害が起きた場合に、復旧までの時間や費用が現在の倍以上かかるおそれがあると、こういうことが課題ではないかなというふうに考えております。

○1番（植木厚吉君）

徳之島町は南北に非常に長い町でありますので、その整備を進めるとなると、保守の面とか、設備にかかる経費とか、先ほど町長もおっしゃられましたけど、電柱の使用料等々、かなり件

数に対しての費用がかかるのかなと聞いていて思うところでもありましたけれども、これももし仮に未整備地区の方々がぜひ加入を希望したいという方が件数も何件とか把握できる程度に割合が多い場合、その方向で進めることも可能であるでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

未整備地区についての整備をどのような方法とするかを今検討しないといけないなというふうに思っております。有線にするのか、そして無線のWi-Fiを使うのか、それとも民間の携帯会社と提携するのかなですね。つまり、ADSLは一応最大で5メガバイトですよ、毎秒。それが恐らく、今遅いと感じているのは1メガ以下でしか今は速さがないのではないかなと。しかしながら、今、皆さん御存じのように、スマートフォンは4Gありますよね。それが大体、僕のはかると32メガバイトなんです。ということは、意外と速いんですね。そして、フリーWi-Fiだとちょっと落ちて5メガバイトですよ。それでも動画は見れます。だから、町が整備をするのか、それとも民間に補助事業を国から出してもらってスマートフォンでのテザリングによるインターネットでも何ら支障がないというふうに今考えているんですよ。なぜならば、今、海底ケーブルが、今、NTTの回線が海底ケーブルですが、これが10ギガバイトの海底ケーブルに仮になった場合、非常に高い速さでの提供が可能になると。今は光ファイバーでも時間によっては非常に遅いわけです。まだ4Gのほうが速い場合があるわけです。だから、東天城地区についてはなるべくコストがかからない、そして、また、安い料金で提供できるシステムがどういったものなのかというものを検討させていただきたいと。そして、今後は5Gが実は最大で20ギガバイトなんです。そうすると、我々が想像もできない速さなんです。そこは国の今の施策を考えますと、アンテナが200メートルしかとれませんので、恐らく防災、そして、また、スマート農業、そして、また、小学校での遠隔等々の授業で5Gのシステムを導入したいという企画による高度な企画によって補助事業をとらざるを得ないということですから、今後は東天城地区についてはしっかりと方法を考えて、必ず実現するように対応したいというふうに思います。

○1番（植木厚吉君）

徳之島町におきましては、ICT教育など、最先端の教育も実践しているところでもあります。そういう環境が学校の教育の場でも活用されている事象があるところでもあります。僻地であればあるほど、そういう環境の充実が欠かせないものであると考えます。

ここで、先ほども少し話が出ましたが、離島におけるICT教育の重要性や有効性について、一番お詳しいと思われる教育長に少し見解を伺いたいのですが。

○教育長（福 宏人君）

植木議員の御質問にお答えします。

今の、初めに、教育界の動向についてちょっとお話しをしたいと思います。

平成30年8月に、中央教育審議会のほうで教育振興基本計画ということで、今後、2030年度以降の社会の変化を見据えた形で、じゃあ、今の子供たちはどういうふうに教育をすべきかということで基本政策を打ち出しております。その中で、子供たちの夢とか志を持って、子供たちがその可能性に挑戦できる能力をつくり上げるということが国の基本政策になっている。その中で一つ挙げられているのは情報活用能力ということで、今後、子供たちはそういったような社会の急激な変化に対応して情報活用能力をつけなければいけないというのが出ております。

もう一つ、これは、昨年11月に文部大臣の柴山文部大臣が「柴山・学びの革新プラン」ということで新たにプランを打ち出しております。この中で3つ大きく挙げています。1つ目は、遠隔教育の推進による先進的な教育の実現、一つ本町が進めている。もう一つは、こういったような先端技術を導入して教師の授業支援をしていこうということ、もう一つは、先端技術の活用のための環境整備ということで、大きく3つ打ち出しております。

なお、この柴山プランが出された背景には、平成27年度から3年にわたって文科省の実証事業をした母間・花徳、それから山というような遠隔教育の実践がそのプランの下の項目にも書いてありましたけど、大きく本町が進めていることが載っておりますので、非常にありがたく思っているところです。

今後、この中には、2020年代の早期に、全ての小中学校において遠隔教育ができるようになるということが全て述べられておりますので、今後、先ほどありました光も含めて、今、5Gになると、今、4Gに比べて速度で100倍、情報量で1,000倍という、そういったような情報量になるということです。今、例えば、母間小でも例えば北海道の小学校と遠隔で同時に結んだり、それから、先月は7地点を結んで、そういったようなリアルでいろんな子供たちがそこでいろんな学習を体験したり、そういうようなシステム、それから、学校間のそういったものを今進めておりますので、今後、子供たちの新たな未来に向けての情報活用能力ですが、それにつきましては、ぜひ光ファイバーも含めてそういったような情報活用を今後していきたいということでありますので、ぜひそういった整備を、これが例えば公民館とか家庭とかであれば、学校で勉強し、地域で勉強し、そして家庭でもさらにeラーニングができるということで、かなり効果が高まるのではないかとというふうに私自身は考えておりますので、ぜひ進めていただきたいなというふうに考えている次第であります。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

ICTの普及は、もう本当にそれこそさまざまな分野で大変目まぐるしいというほど、自分らですらなかなかついていけないというか、追うのが大変なぐらい目まぐるしく進んでいるのだなと感じるところであります。さらに5年後、10年後、20年後はもうさらに想像もつかないような世界になっているのではないかと思うところあります。

その中で、先ほど、町長のお話の中に5Gの件が少し出ていましたけれども、その件、次世代の移動通信システムとして2020年をめどに実用化や商用化に向けて開発中のものだと聞きま
すけれども、今後の動向等、また、町長の見解を少しお聞かせ願えればと思います。

○町長（高岡秀規君）

今、5Gにつきましては、総務省の補助事業を見ますと、未整備地区を重点的に、過疎地域
を重点的に整備をしたかどうかということでの指針というものがあるように感じました。しか
しながら、4Gでなくて、なぜ5Gなのかという提案力が地域にあるかというところが問われ
ると思います。

今、教育長がおっしゃるように、今、遠隔での授業をやっていますが、どうしてもタイムラ
グがあるわけですね。音声が少しおくれたりすると。そこを5Gですることによって、VRじ
ゃありませんが、同じ教室で学ぶような感覚とタイムラグがない。そして、また、5Gの特徴
としましては、接続が幾つあっても何ら支障がないということなんですよ。だから、そこを
東天城地区にとって必要性のある教育分野と、あと、世界自然遺産登録における自然への動画
での配信でありますとか、それを観光産業で使えないか。そして、また、スマート農業とい
うものは自動運転ではなくて、ほかに塩分でありますとか、そういった土壌改良でありますとか、
そういったデータを蓄積するとか、提案をすることによって5Gの整備を先駆けてやってみ
たいなというふうなのがありますが、今後、我々の提案力がそこまで達するのかどうかを問われ
ると思います。今はまだ5Gでの技術はまだまだ整備はできないかもしれませんが、将来は必
ず来ますので、しっかりと先駆けてやっていきたいというふうに思います。

○1番（植木厚吉君）

まさにそのような5Gとかを含めまして、スマート農業や遠隔医療等々、さまざまな分野に
おいて逆に島だからこそ大きなチャンスがあるのではないかとと思われるところでもあります。
町長が普段おっしゃられます、やったことがある、見たことがあるというような環境をぜひ子
供たちにつくれるように願ひまして、また、他の自治体にはない先進的な島になるように願ひ
まして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

次に、福岡兵八郎議員の質問を許可します。

○13番（福岡兵八郎君）

おはようございます。

平成31年第1回定例議会、高岡町長から施政方針が発表されました。大きく5分野に分け22
項目、約30本の事業を擁して、子育てから医療・福祉、高齢者福祉、障害者福祉、産業振興、
観光・環境問題など、町民の皆様の幸せを求めて多岐にわたり盛り込まれております。予算審

議はあしたから入るわけですが、各課のニーズに応えるために大変厳しい予算編成だっただろうと推察いたしております。

私たち議会の意義は、町民福祉の向上と町政発展に寄与することにあります。国際社会が多様化、グローバル化、ボーダーレス化の潮流の中で決して停滞してはなりません。議会はチェック機能であって、批判機能ではありません。町民の皆様には正しい情報を提供し、行政とけんけんごうごうしながらも、健康的な車の両輪として、より正確にスピーディーに目的達成に向けて前進しなければなりません。同じく決意を新たにしたところであります。

また、あわせて、高岡町長から7月の改選に向けて決意がありました。リーダーの条件は4つあると思います。ビジョン、マネジメント、アクション、コーディネート、この要素にまた豊かな経験を有しておりますので、さらなる徳之島町政発展に寄与していただきますことを期待申し上げます。

一期一会という言葉があります。千利休の弟子の言葉だそうですが、最近、すばらしい方との出会いがありました。ふるさとのこと、人類のことを大事に思っておられる方との出会いがありました。ある友人の紹介ですが、また、初めて目にする著書を紹介してくださいました。ミツバチが私たち人類の反映にどれだけ貢献しているかという内容です。ドイツの物理学者、アインシュタインが100年前に、「ミツバチが絶滅すると人類は4年以内に絶滅する」とありました。専門家の話では、このままの状態では20年後には地球上からミツバチが消えるとのこと。私たちは世界自然遺産登録に向けて希少動植物の保護活動を展開しております。片方では、アマミノクロウサギやケナガネズミを保護する。片方では、イノシシはだめ、ハブもだめ、ミツバチはもちろん完全に対象という意識であります。私たちが未来永劫、小さなこの島が生き残っていくために、本当に私たちの今の意識でいいのかどうか、原点に立ち返って勉強しなければならないなど強く感じております。

早速、質問をいたします。

4項目について出してありますので、町長並びに主管課長の明快な答弁をお願いいたします。

私たち奄美群島は、これまでの振興開発計画に基づき、交通基盤や産業基盤等の社会資本整備が着実に図られ、産業・観光の振興、人材育成や奄美の魅力の情報発信等において、地元の自主的かつ広域的な自立的発展の取り組みが進められております。

成長戦略ビジョン徳之島版において4つございます。

まず1点目から、前期の取り組みについての実績をお願いいたします。

○企画課長（向井久貴君）

では、お答えいたします。

奄美群島成長戦略ビジョン徳之島につきまして、前期がもうすぐ終わるところでございます。

1番から4つ目、人材の確保から市場の拡大までの実績について御説明申し上げます。

資料をお配りしておりますので、資料1をごらんいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

奄美群島成長戦略ビジョンの徳之島の評価、これは26年～29年でございまして、もう昨年11月に出ております。この評価は4つの方策ごとに評価を出しております。

まず、AAが達成、Aがおおむね達成、Bが一部達成、Cが未達成というふうになっております。

1番目からいきます。人材の確保、育成、教育の部門でございすけれども、プロジェクト数が10件、事業数が17件、評価を申し上げますと、達成が5件の29%、おおむね達成が6件の36%、一部達成が5件の29%、未達成が1件の6%となっております。プロジェクト費用、内容等についてはごらんいただきたいと思います。

2番目、徳之島の魅力発揮につきましては、プロジェクト数が9件、事業数が13件、事業ごとの評価は、達成が5件の38%、おおむね達成が7件の54%、一部達成が1件の8%、未達成がゼロ件。それから、同じくプロジェクト費用等はごらんください。

3番、共生、協働の推進、交流連携の強化。プロジェクト数1件、事業数が4件、事業ごとの評価につきましては、達成が2件で50%、おおむね達成2件50%、B、Cはございません。おおむね達成までで100%出しております。プロジェクト費用等はごらんください。

最後、4番目、市場の拡大（ヒト、モノ、カネ、情報）についてのプロジェクト数は2件、事業数が10件、事業ごとの評価につきましては、達成が5件の50%、おおむね達成も5件の50%、おおむね達成までで100%クリアしているところでございます。費用等はごらんいただきたいと思います。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

では、まず、1番の人材の確保、育成、教育についてのプロジェクトの内容がありますが、新規就農者支援プロジェクト、ちょっと具体的にお願いたします。

そして、2番目の徳之島の魅力発揮、これは世界自然遺産登録に向けた観光客受け入れプロジェクトについて具体的にお願いたします。

3番目の共生、協働の推進、交流連携の強化については、自然環境保全プロジェクトについてを具体的にお願いたします。

市場の拡大については、6次産業化プロジェクトについて具体的にお願いたします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まず、人材の確保、育成、教育についてでございすけれども、農業青年組織の活動に対して助成する新規就農者支援プロジェクト、それから、新規就農者の自立支援を行う同じく新規

就農者支援プロジェクト、それから、農業に関する人材の確保・育成を図るプロジェクトが実施されたところでございます。

また、これはよろしいですか。

○13番（福岡兵八郎君）

課長、プロジェクトってわかるわけよ。具体的に何をしたかという。

○企画課長（向井久貴君）

済いません。具体的なものにつきましては、各課のほうにお知らせいたしましたので。

○13番（福岡兵八郎君）

代表で1人でいい。具体的に。

○企画課長（向井久貴君）

はい。述べたいと思います。私のほうでは、プロジェクト名と達成度を調査しておりますので、その詳細に……

○13番（福岡兵八郎君）

それはここに書いてあるからいいのよ、もう。

○企画課長（向井久貴君）

はい、よろしいですか。

○13番（福岡兵八郎君）

新規就農者支援プロジェクトについては具体的にこうしましたという。

○企画課長（向井久貴君）

済いませんでした。農林水産課のほうで……

○13番（福岡兵八郎君）

課長が評価と内容、プロジェクトはもう書いているから、これはわかるわけよね。じゃあ、具体的に新規就農者支援については、具体的にはこうしてこういう効果が出ていますということを知りたいんですよ。これはみんな要りませんから、各4件で1点ずつで結構ですのでね。だから、人材の確保、育成、1番については、新規就農者に対しては具体的にどういうことをして、どういう活動をして、どういう効果が出ているんだと。2番目は、世界自然遺産登録に向けた観光客受け入れについて、具体的にどういうことをしているんだというね。例えば、いろいろ活動しているじゃないですか。

それから、3番目は、自然環境保全プロジェクトについて具体的にこうしたんだと。4番目の市場の拡大については、6次産業化プロジェクトについてはこういうことをしたんだという具体的に管轄課長がしていただければ結構です。

○総務課長（東 弘明君）

新規就農者の支援プロジェクトですか、これについてのお答えをいたします。

これは、実際、農業支援の給付金でございます。開始型の年間150万円の、それになっております。このプロジェクトでございます。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

課長、何名かな。

○総務課長（東 弘明君）

今、対象人数は、正確な数は確認しておりませんが、たしか13～15名ぐらいの対象がいたと思います。

○13番（福岡兵八郎君）

世界自然遺産。②。（「スポーツ合宿」と呼ぶ者あり）いやいや、3番でいいのよ。世界自然遺産の観光客受け入れについての具体的に何したかという。

〔「議長、ちょっと休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時58分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（福岡兵八郎君）

今の資料についての具体的なものは、担当課で責任を持って全議員に委員会室で一つ配っていただいて、説明をしていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

奄振に向けての調査の結果、島の魅力についてアンケートをとっております。島の在住者、それから出身者、それから高校生について、都会にはないゆったりとした気持ちで暮らせる環境であってほしいというのが、在住者は35.5%、出身者が31.3%、高校生が30.1%、島らしいゆっくりした落ちついて暮らしたいという環境であってほしいということですよね。それから、島の魅力として、豊かな自然に恵まれていること、これが在住者は21.1%、出身者が23.1%、高校生が30.3%ですね。結いの精神により地域住民が助け合って暮らせること、やっぱり奄美の心ですよね。これについて、在住者が18.2、出身者が都会人の出身者ですよね、19.7、高校生が17.0と、そういうふうにベスト3としてこうなっております。私たち島のよさを維持しながら発展させなければいけないなと思っております。

一応、大体状況がわかりましたので、このたび、後期に向けて審議委員会で意見がまとめられたと思います。高岡町長もその審議委員に入っておりますが、後期のテーマといたしますか、主要事項は何ですか。

○町長（高岡秀規君）

観光並びにICT情報化、そして、農業だったと思いますけれども、成長戦略ビジョンの中に今後盛り込まなければいけない項目と、実際に島々の特徴を生かした施策がこれに盛り込まれるかどうかは非常に正直申し上げまして疑問に思っているところであります。24億のうちの交流事業や運賃補助が恐らく約20億近くあるのではないかなど。それで、5億4,000万～6億近くが農業でありますとか観光産業、そして情報化産業、農業関係に振り分けられているんですが、余りにも私は少な過ぎると。この予算を広げるのがものすごい壁が、ハードルが高いということから、実際に事業は出すんですが、それが継続して行われるのか、そして費用対効果は出せるのかというものは、相当努力しないと行けない事業になってきていますので、今、成長戦略ビジョンの中で私が申し上げているのは、使い勝手がいい予算の組み方、そして、また、本来の奄美の特徴を生かせるソフト事業というものが構築されるような予算のあり方が必要ではないかという話を申し上げているところであります。今、今回の成長戦略はなかなかそこまで広げられなかったんですけれども、チャレンジ枠というのができたんですけど、これは農業とか雇用につながるような、また、世界自然遺産、民泊であるとか、新規のチャレンジするという予算は組んだんですけれども、補助率もいいです。しかしながら、24億という予算の枠からその予算を捻出するのが非常に壁が高いわけですよ。言葉あって予算はつかないというようなものを非常に危惧しておりますので、どうか議会の皆様方の力と、そして、また、我々行政の要望等でしっかりとこれに対して要望活動を行わなければいけないというふうに考えているところであります。

○13番（福岡兵八郎君）

ハードルが厳しいということではありますが、私は議長時代に高岡町長と市町村長議長会の出席や行動をともにしたわけですが、次期奄振に向けて、教育プログラムでICTやプログラミングの挿入は高岡町長の強い提言で入ったわけですよ。同じような姿勢でまた農業問題もしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池山富良君）

福岡議員、しばらく休憩しましょう。

○13番（福岡兵八郎君）

そうですね。

○議長（池山富良君）

11時15分から再開します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（福岡兵八郎君）

奄振はまた5年間延長に向けて取り組むわけですが、非常に社会資本整備や経済、人口問題、幅広く課題を抱えておりますし、この事業によって非常に助けられているわけでありますよね。新しい延長に向けて担当課長と町長の決意のほど、この5年間でどうしてもこれをしたんだという、ひとつお願いしたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

奄振の延長につきましては、この4月から延長されるものと思っているわけですが、今、具体的に、先ほど町長がお話ししましたように、どのようにして奄美が自活できるかという問題が一番大切かなと思っています。この5年で私たちは、出した計画、ビジョンにつきまして一つ一つ検証して実績を出していくということが必要ではないかなと考えております。と申しますのは、これは町長がいつも私たちに言われていることですが、今度の5年後、5年後の奄振につきましては非常に危ういというふうに話しています。それは、今後は本当に結果を出さなければ、国としてもこれが実際に奄振を順調に延長できるかというのが論議されるということを考えておりますので、この5年でしっかり実績を出していく、数字を出していくというのが大切だと。そして、5年後の奄振が本当にできるような形で持っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

向井課長はすごく優秀なんだけど、非常に総合的な話ばかりで、ポイント、徳之島町としてはこれとこれとこれをしないといけないんだという、この5カ年で絶対これは実績しないといけないんだという、その強い意気込みが、やります、頑張ります、計画していますじゃあ、我々議会としてもチェックのしようがないんですよ。だから、企画課長としてあなたの企画力、素晴らしいですから、どうですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

具体的に申し上げますと、例えば、雇用の確保のためのものですね。いつもこれは町長が言っています。地元で物を満たさなきゃいけない。例えば、今、遊休施設等がございまして。その辺の活用を図っていききたい。民泊を進めていききたい。特に、今回、次の質問に福岡議員が挙げてございまして、遊休施設が届け出もございまして。そういったのを受け入れて、集落と一体となって観光客を受け入れる。インバウンドを受け入れる。こういうことが世界遺産に向けてしていかなくちゃならないかなと。特にこの2、3年で世界自然遺産登録になります。そう

すると、インバウンド、観光客がふえますので、これを重点的にやっていきたいと。プラス、雇用確保の企業といますか、自分たちで寄与できるもの、こういうのを考えていきたいと。この2点を私は重点的に考えたいと思っております。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

大まかなものにつきましては企画課長がお答えいたしました。今後の奄振事業もさることながら、今、19億かかっている航空運賃の問題がありますよね。その辺は福岡議員のほうから、島外者に対しての航空運賃の補助ができないかというのは誰もが願っているところですが、現状では航空運賃の事業が不利な条件、条件不利地域についての事業ですので、島外の方たちについての補助というのは恐らくできない、法律上ですね、と思います。まだ財務省は説得できないと思います。

そこで、今、我々が考えなければいけないのは、航空運賃というのは奄美だけの問題かということですね。離島全体で私は考えるべきだというふうに考えておまして、この次期奄振事業につきましては、離島全体で航空運賃の補助については国に訴えるべきだというふうに考えております。

実は、高速道路はいつもお話ししていると思うんですが、1メートル3,000万、1億の範囲でつくられている。相当な社会資本整備されているわけですよ。だけど、離島については交通網への補助金というのは、高速道路よりも何十分の1しか事業としてされていないと。鹿児島から徳之島まで400キロの高速道路イコール航空路線ですよということなんですよ。そうすると、高速道路をつくるよりは10分の1、100分の1の予算で私はできるというふうに思っておりますので、離島における高速道路の整備は航空路線だということから、離島全体で航空運賃については考えるべき時期に来ているのではないかなというふうに思います。

そして、今、向井課長が話をしました雇用の問題なんですが、ものづくりをまず原点に置きたい。1次産業、2次産業、6次産業化へ向けてしっかりと汗をかいてものを稼ぐ。そして、また、所得の向上へ向けて本事業を活用していきたいというふうに思います。

○13番（福岡兵八郎君）

まず、遊休施設を活用して雇用を生むということともものづくりをしていくという具体的に出ましたので、これはまた順次、どのような動きをされているのかチェックしていきたいと思えます。

今、町長が大事な話をしました。離島全体で考えたいということで、特定有人国境離島地域の地域社会の維持に係る交付金、30年度57億6,000万、国は計上されております。特定有人国境離島地域、15地域71島、8都道府県29市町村、北海道、東京都、新潟県、石川県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県となっておりますが、この事業は徳之島町としては利用されている

のかどうか。

○企画課長（向井久貴君）

その事業はうちではされていないと思います。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

入っていません。わかりました。

では、有人国境離島法ですが、これは奄美諸島も入っております。例えば、雇用機会の拡充や安定的な漁業経営の確保や外国船舶による不法侵入などのチェック、広域の見地からの連携、航路・航空路運賃の低減化が入っています。この事業はどうですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

有人離島国境法につきましては、私どもと法律が違いますので、私どもにはないものもごございます。例えば、今、奄振では、有人離島法ですか、それに行っている事業は、同じような事業は奄振にも取り入れられないかということで、平成31年度、検討しているところでございます。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

これに奄美群島入っていますよ。有人国境離島法のこの管轄の関連施策の中で奄美群島は入っていますよ。

○企画課長（向井久貴君）

済いません、お答え申し上げます。

奄美群島振興特別措置法の奄振とはちょっと違うということでございます。申しわけございません。

○13番（福岡兵八郎君）

これ以上聞いてもなかなかあれでしょうけど、関連しますので、地方創生推進交付金1,070億、これについてはどうですか、本町での活用は。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

地方創生推進交付金につきましては本町で活用してございます。

ただ、計画は平成31年度になっております。今後、また32年度で次期の5年間の見直しを立てる予定でございます。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

これは30年度、農林水産関係予算になっていますけどね。農泊の推進、農山漁村振興交付金、鳥獣害被害防止総合対策金、それから、これはわからなければ結構ですが、離島のガソリン流通コストの対策事業として、例えば、町で事業をとって民間のガソリンスタンドへ補助しているのか、今は道路使用税の32.1円の免除されている分がこれに入っているのかですね。それはどうですか。わかる分でいいですから。

○企画課長（向井久貴君）

地方創生推進交付金には、私の理解では入っていないと思っておるんですが。

○13番（福岡兵八郎君）

向井課長は全てやると思って、僕はゆうべ、安心して熟睡をしたんですが、前もって調べておくように言ったほうがよかったですかね。

とにかく非常にいろんな面で、今、社会資本整備なり、いろんな面でまだ課題がいっぱいあって、今言う町の持ち出しはなるべく抑えないといかんわけですよ。だけど、ほかの町村よりも奄美群島の中で、12市町村の中で一番先に皆さんがとると、これは職員の手腕なんです。職員の皆さんがその気になって大きなのをとってくるやる気がないと、無難に何もしないで、無難にして静かにしておけば全然とられて、その分、いい課長さんと言われるかもしれんけれども、それでは進まんわけです。先に情報を得て先にとってくる。大きいのをとってくる。県の担当者としっかりと飲みながらでも話をして、徳之島町に先にやりたいなという人間の心を動かすぐらい一生懸命しないと、皆さんによって町民の福祉や町政の発展はかかってくるわけです。いいことに対しては町長は反対しないわけですから、任せているはずですから、だから、事業があるのにわからんということはないです。向井課長は一生懸命やっていると思いましたが、マイナス1点ですね。

次は、農業振興ですが、航空運賃の軽減と（2）のコールドチェーンは順番に行きましょうか。

これから若い後継者は、奄振のアンケートにもございます、園芸振興してほしいということでもあります。ですので、やったとき、花にしてもそうですが、生鮮、野菜をしたとき、離島から送るときにもう鮮度を維持するのが大変なんです。ですので、コールドチェーンが絶対必要なんです。かつて農協にフリーザーコンテナを設置していましたね。今、全部使えなくなっていますが、海上輸送の冷蔵輸送の整備ができないといけないわけですので、その事業なり、そういうのを考えておられるのかどうかをまず。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

コールドチェーンということを私もネットで調べましたところ、それから、よくテレビ番組等も遠方へ低温で物を運ぶというような、私はその番組を何回か見たことがあるんですが、非

常に成功していると。外国へも有効なものであるということでもあります。生鮮食品につきましては、輸送、それから生産から輸送、それから消費まで、同じ温度で運ぶということで、コールドチェーンにつきましては、一応、奄振で例えば考えられているのは、奄美から鹿児島までか、沖縄経由で鹿児島へ行くという部分については奄振で活用できると思うんですが、この先のほうですね、鹿児島からじゃあその産地へどうやって運ぶかというものをどういった事業があるのか。奄振と同じようなものの事業ができるのかということこれから考えていきたいと思えます。

奄振では、徳之島から特に奄美経由で鹿児島というのは、私はその事業が確立されればどういふことができるかわかりませんが、例えば、大体マイナス1度で例えば魚とかいふのが一番いい温度だと聞いておりますけど、そういったものを活用して持っていくことは可能だと思います。その後、今度は消費地までどうやって持っていくか、その辺も含めて考えていきたいというふうに思っています。

あと、これについては農林水産課のほうにも話をしてありますので、農林水産課のほうから考えをいただきたいと思えます。

○農林水産課長（高城博也君）

企画課長に引き続いてお答えいたしたいと思えますけれども、まず最初に、コールドチェーンについてですが、生産・輸送・消費の低温流通体系については品質保持するという観点から、農林水産においてはもう非常に重要なことだと感じております。また、私が以前、経済課、30年ぐらい前になるんですけれども、そのころ、ウリミバエ解禁に伴ってフリーザーコンテナ等を柱として真空予冷庫等も奄振事業で入れた経緯もございます。そこで、コールドチェーンの整備については、これまでの過去の事業において対応が可能だということでもあります。

各事業の実施要領等によると、現在においては、事業者、品目ごとの生産振興計画を作成して事業を活用していくというふうになっております。ですから、恐らく、生産の現場では予冷庫というふうな形にもなると思えますが、フリーザーコンテナ等もそれにかわるものとして、事業として導入していただくなり、事業者等が相談していただいて新たなもの、県のほうがどう採択するかは今後の見通しは聞かないんですけれども、事業として上げていくのは可能じゃないかなと考えております。

奄振の事業に関しては、以前、導入されたきっかけは、以前、フリーザーコンテナが導入されたきっかけは、福岡議員のおっしゃるとおり、花卉、豆等の野菜、園芸作物を真空予冷等で予冷して送っていくというふうにやられておりました。また、それにあわせて、当時のフェリーに電源設備を設置要望してつけた経緯もございます。今、その当時のフリーザーコンテナが全てだめになっているというふうな話も聞いております。また、それに対して追加で同じ事業で入るかどうかという、同じ作物では難しいかなと考えておまして、その当時の里芋等

によりますと、農協さんの面積を重視してやったんですけれども、非常に事業者は欲しいものは台数が欲しいわけですね。しかし、その計画面積をどう加えて審査してやるか、担当者の目にもかかっていると思いますので、それでどれだけ次の追加事業で余力を残すかということも大切だと思っておりますし、その品目に関しては今後対応できるかどうか、県・国と協議して考えていきたいと思っております。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

まず初めに、向井課長ね、鹿児島までは可能としても、その後が心配だとありましたけれども、鹿児島から先は全部整備されているんですよ。もう民間も、何も知らない北海道までも全部整備をされている。徳之島から鹿児島までが問題なんですよ。ここで熱い温度で、船で蒸す温度でしていったから冷蔵せんないかん状況なんですよ。これからの後継者を考えたときにそれをやるということと、今、高城課長ね、農林水産課長としては腰が弱いね。上げるのはしますと、可能ですと。それは誰でもできるよ。誰でもできます。誰が農林水産課長をしてもできるんじゃないですか。そうでしょう。これは必要だから、絶対理論武装で担当者を説得せんいかんわけよ。必要なんですから。上げるのは簡単です。そんな事務的なことを言ったらだめですよ。もうその時期に来ているわけですよ。前、フリーザーコンテナを入れたときは、農協の組合員だけという限られたわけです。農業者はそれだけじゃいけません。もちろんJAが一番大事です。基本です。私もJAでやりましたから。だけど、60%は例えばJAとしても、あと40%、30%は民間なんですよ。民間の小回りがきいた研究をされておりますから、その人たちも平等に使えるようにするためには一つ事由があって、一つは、今、代理運送代理として西川さんと名城さんがありますけれども、代理店のほうに補助事業を入れて、自己負担もあるでしょうけれども、設備してもらおうということも大事になる。そうしたら、全農家が利用できるわけですよ。いいですか。だから、ぜひ、もうしないと間に合わんわけですよ。農林水産が基本なんですよ。農林水産がしっかり根差してもらわないと（「マイクをつけんと記録できない」と呼ぶ者あり）済いませんな。記録できないか。

私はいつも座談会をするときに、こうして島おこしの視点から農政強化をするということで、サトウキビと園芸と畜産がありますから、サトウキビがだめで園芸じゃないんですよ。家庭でいえば、サトウキビは父親なんです。畜産は母親なんです。園芸は子供なんですよ。その3脚あるということはすごく強みなんですよ。それが強化され、初めて教育も医療も福祉も観光も環境も商工、土木、建築、経済全て網羅した発展なんですよ。これがいいかげんだと全部比例してね。だから、農政強化がすごく大事なんです。ダムができ、いろんな環境が、特殊病害もある程度はできてきましたから、だから、今度は農政強化を徹底して本当はしてもらわないと、事務的にされたら困るんですよ。大丈夫ですか。高城課長の決意を。

○農林水産課長（高城博也君）

福岡議員のおっしゃるとおりだと思います。以前は、共販推進がすごいその当時はあってやっていた中で、また、共販の関係の系列等にもそれがサポートできたかという、なかなかできない状況でありました。ですから、今、おっしゃるとおりの意見も、先ほどの運送会社等もこれらを入れながらやらなきゃいけないというふうな御指摘もありましたので、早速、またその状況、基準等を調査しながら、前向きに検討いたしたいと思います。ありがとうございました。

○13番（福岡兵八郎君）

高城課長ね、農林水産課が今すごく大事で、だから、議会で絶対笑わないでくれ、課長は。農林水産課の課長は。ほかの課長は笑ってもいいけどね。

こうして今、これからは北と南の時代ですから、私たちは沖縄も含めて政策の今奄美・やんばるの交流事業がありますよね、町長。その中で政策できるものを一つ、そして、輸出に向けてどうするかということが今課題なんですよね。課題なんです。今、耕地面積がどういふことかといいますと、自給率が今40%ですけど、国内農地が415万ヘクタール、外国に頼っているのが1,245万ヘクタール、国内の2.7倍、外国に今頼っているわけですよ、国民の食料が。このまま行くかどうかという、すごく地球温暖化で、片や干ばつ、片や大洪水、この不安定の中で国民の食料が守れると思えなくなってきましたね。そうしたときに、まず、自給率を上げないといけません。そのためには、基本は今言う農政強化をしっかりと一つ一つ具体的に、まず窓口は県でしょうから、県の担当者を議会まで来てもらうとかしながら説得して、とにかく上げたものは必ず勝ち取るぐらいの強さを持ってしないと、こんなことを言ったらカメラでほかの市町村も聞いているでしょうからみんなやるでしょうけど、それがあるからあんまり今まで言いたくなかったんだけど、徳之島町のオリジナルができないからね。これじゃあね、みんな見せるわけですから。まだ政策では提言したいのがありますけれども、それがあるということと、もう一つは、奄美大島群の奄美大島が2,185ヘクタール、喜界島が2,180、徳之島が6,880～6,890ですよ。沖永良部島が4,520ヘクタール、与論島が1,060ヘクタール、1万6,825ヘクタール、これは後の問題でも出ますけれども、これはすごくこの10倍の効果があるわけですよ、これから。この温暖な気候がですね。だから、農政強化を急ぐ。だから、サトウキビはサトウキビでやればいい。だけれども、後で出てきますけれども、反収、生産量は上げるけれども、面積は減らして反収を上げて達成するという方向でいかないと、島全部サトウキビで埋めたら小規模面積の農家はやっていけない。後継者もできないわけですからね。それと、片方では、畜産農家が値段がいいから片っ端から畑を借りて、みんな粗飼料畑にしてしまうと、キビと粗飼料畑にしてしまうと、もう先祖伝来の畑を持っている小規模農家はやっていけないわけですよ。だから、奄振の調査の報告で、アンケートが一番が園芸振興してほしいとありま

す。見てください、ありますから。そのためには細かい環境整備を急がないといけないということで私は農業問題をずっとやってきましたから、今、慌ててこう言っているわけじゃありません、皆さんね。私はこの道、これが基本だと思っているから、ずっとやってきたんです。基本と思っているからね。恥ずかしい話ですけれども、そのまま私の意気込みをわかってほしいんです。

今、例えば、バレイショの話が出ていますが、これが40年前の資料ですが、これはバレイショの国内で奄美から始まって北海道まで全国で12カ月間栽培されているわけですよ。そうしますと、北海道がこれだけ占めているわけですよ。赤い部分ね。あと、黒い部分がその他の産地で、黄色い部分が鹿児島県産なんです。だから、構成比としては大体そんなに変わっていないんですよ。だから、北海道のを左右されるというね。雨が降ったら値段が上がり、晴れたら下がりというね、非常に振り回されておりますけれども、悲しいことですけれども、この問題はずっとこの40年間変わっていないということと、そうか病が出ても全然解決できる人が誰もいない。普通、専門家がいるみたいだけど、大学教授や試験場の先生、みんな私は会ってきた。だけど、調子のいいときは先生がいっぱいいるけど、トラブルが出たときに絶対解決できるという先生がいないんですよ。正直言ってどこにもいない。だから、自分たちでいろんな医学や微生物学やいろんな学を結集して地元の技術をつくるしかないんですね。そういう意味でも農林水産課の役割はすごく大きいですよということを申し上げたいわけでありまして。済いませんが、そういうことでひとつ、高城課長、この議会が農林水産課長としてデビューですのでもっと厳しくいきますけどね。それから、南部、中部、北部、みんな違うわけですから、ほかの施策は大体一緒ですけど、農業は全然違いますので、細かくひとつ、施策を今後していただきたいなと思っております。これはまた今後しながら、意見交換しながらやっていきますけどね。そういうことで、コールドチェーンについてはそういうことね。

じゃあ、次、航空運賃に行きましょう。航空運賃について、誰でも私たち、町長が先ほどおっしゃいました。条件不利性のところでないと対応できないといいますので、これは名前を変えさせたらどうでしょうかね。条件不利性という名前じゃなくて、ほかの名前に変えて入れ込み客と島外から来られる方々にも、離島の果たす機能というのは大きいわけですから、郵便局からはがきを買いますと80円で全国统一で行きますよね。いいところが不便なところをフォローして国民全体平等性があるべきですよ、公共については。条件不利性と言うから、都会から来る人は条件不利じゃないから適用できないとなってしまうと、法律の限りですから、これは高岡町長だったらこの名前を変えられるんじゃないかな。

○町長（高岡秀規君）

実際に国会議員も、当時の県知事も一生懸命、島外からの適用というものの可能性を探ったんですが、財務省が首を縦に振らないと。理由づけが財務省を説得するだけの理由づけがで

きなかったというのが現状でありまして、じゃあ、条件不利であれば離島振興法であったりそういう法律の適用がされるのではないかというところから実は条件不利という名前がついておりまして、島外からのものについても特割でありますとか、そういったものの工夫はしておりますが、福岡議員がおっしゃるように、もし航空運賃、島外からも全てとなりますと、視点を考えるべきじゃないかなと。奄美だけじゃなくて、離島全体で交通網として、離島における高速道路という認識の視点から要望したときにどうなるかというものを一度試してみたいなというふうに思いますので、今後は奄振と離島振興の会議等々で発言をしていきたいというふうに思います。

○13番（福岡兵八郎君）

そうなんです。都会の高速道路または新幹線、あの価格とどうなのか、比較してそれを持っていくべきだと思います。これからいろんな例えば世界自然遺産登録になろうが、これだけ運賃が高ければ、私の親戚でこの間法事で帰ってきた方がおられますけれども、沖縄に行ってきたというわけですよ、運賃が安いから。今でもこういう状態で、徳之島にはお客さんが1回来るかかわらんけれども、もう高くて行かないというね、絶対にこの運賃がひっかかるんですよ。ですので、今、例えば、東京から沖縄へ来て、沖縄から徳之島に来たときに幾らかかるのか、島外者がね。関西から沖縄に来て、沖縄から徳之島に来たときに幾らかかるのか。東京から奄美に来て、奄美から徳之島に来て、一般のお客さんはどれぐらいかかるのか。じゃあ、地元の在住者が割引制度を利用した場合はどうなのか、ちょっとお願いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

運賃の割引についてでございますけれども、ちなみに、まず、東京から沖縄の格安航空運賃を申し上げたいと思います。東京から沖縄の格安航空運賃、正規ですと4万6,210円というふうに聞いております。これが格安ですと約1万円以下、たまに数千円で行っているというのがございます。ただし、これは時期、それから座席の空きぐあいによって変動があるそうでございます。

関西一沖縄です。これが正規は3万8,950円で、格安航空を使いますと約1万円以下、これも1万円以下ですね。これも数千円になることがあるようでございます。

それから、今、統合がうわさされているバニラでございます。大体、東京一関西につきましては4,850円前後で実際は販売をいたしております。実際は7,000円前後が定価でございますけれども、これに奄振のを活用いたしまして約3,000円ぐらい引きまして、これは奄美群島住民以外の方も利用できるということで、奄美群島を含めて全ての方に対して割引率を利用しております。

実際の鹿児島一徳之島、それから奄美一徳之島間の運賃について申し上げますと、住民は約

54%、金額が大分違いますので話をしますと、例えば、約54%の割引率をいたしております。そして、奄美群島内路線、例えば、うちから徳之島につきましては奄美から徳之島の場合は28%でございます。ただし、アイランドホッピングでございます。こっちから沖縄へ行く場合については割引が適用されていないということで若干高くなっていると。今、アイランドホッピング出ていますけれども、4万5,000円ぐらいしましたかね、非常に高い値段を出しているようでございます。

以上でございます。

○13番（福岡兵八郎君）

今の説明で課題が2つありましたね。ぜひそれを解消するように、一番先、先決問題だと思います。ぜひしていただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きますが、非常にタンカンが人気が出てきて、徳之島の農家の皆さん、奄美群島の品評会でも非常に優秀な成績をおさめている。うれしいことですが、大きな課題が1つありまして、生産者の意識の違いがあつて、旬の味が出ていないのに早くからとって売れるからいいだろうという農家と、本来の味が出るまで待つという農家がおられるわけですね。だから、これをこのままにしておきますと徳之島ブランドとしては統一されません。ですので、これは、例えば、町の条例を制定するかして、本当の味が出たときに販売可能だという、例えば、販売、たんかんについてはこの期間だという、ポンカンについてはこの期間だという指導するという、そうしたときに、1カ所の選果場へ来てセンサーでちゃんと糖度も保証つきで、徳之島町の認証の保証の票をつけて、あとは販売は自由にしているというような、そういう制度をすぐはできないと思うんだけど、そういう方向に向けて進むべきだと思います。いかがでしょう。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

果樹については振興作物として、マンゴー、パッションフルーツ、タンカン、パパイヤが掲げられております。そういう中で、現在、高度選果機を早急に整備する必要があるのは、マンゴー、パッション、パパイヤ等が現在挙げられているところでありますが、先日のタンカン品評会においても、ちょっとしたことがまた取り上げられて、また課題が出てきておりますので、福岡議員がおっしゃったとおり、タンカンについても今後また何らかの施策が必要じゃないかなと考えております。これについては、平成29年に園芸振興協議会においても検討会議を行ったところであります。その中で、設置場所の問題や品目の出荷時期の割愛でありますね、大きな課題が出てきております。今後は早急にこれらの課題を解決して、前向きに検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○13番（福岡兵八郎君）

タンカンだけでいいと思いますよ。タンカンだけね。非常に予算がかかることですから、今、パイパイはもう契約栽培なくなりましたよね。ダイエーから断られましたよね。だから、非常にそうなんです。非常に厳しいんです。だから、消費地と認識を一緒にしないと、意識を変えていかないと、ついていかないと、商業ルールでばんばんぱっさり切り捨てられていきます、離島はね。だから、品質で絶対に負けないという農家の意識もだけれども、行政としてもそういう指導者がしっかりとやっているんだと見せないといかんわけですよ。だから、ぜひタンカンだけでいいと思います。タンカンは徳之島ブランドとして最高だと思いますので、ぜひ取り上げて頑張してほしいなと思っております。

(5) 番目、ことし10月から消費税が10%になります。徳之島まで地元が来るまでには、奄美群島全部ですが、いろんな経路をたどってくるわけですが、全部10%ずつかけられたときにすごい価格が全然違うことは御承知のとおりですよ。だから、消費税減免、食料とかいろんな減免8%維持というのものもあるんだけど、そのまま引き受けるんじゃないかと、離島としての見解はしっかり持つべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

ことしの消費税2%上がります。1%上げると2兆円ちょっと歳入がふえるというふうに掲げておりますけれども、この使い道が福祉関係のほうに今は掲げているようでございますけれども、この一部でも奄振のほうに回していただければと私は思うんです。例えば、今、公共事業で約200億、非公共事業の交付金で大体24億という数字はずっと変わらずに推移しております。ただし、消費税が上がりますと、この中でやっていかなければならないというのが現状でございますので、さらなる歳入の増のためにはこういった財源を回していただきたいということができればと思っております。お願いします。

○13番（福岡兵八郎君）

町長、今の答弁でいいですか。

○町長（高岡秀規君）

間違いはありません。今一瞬思い出したことが、ありがたいなと今思いましたが、今、消費税の話が出ました。実は奄振の24億、20億、30億という予算の根拠は、当時の伊藤知事が本土の消費税がかかっている率と、そして、また、運賃をかけて消費税がかかったら島の人の方が消費税率というのは高くなるだろうというところの差し引きが約30億であるというところを算出して、奄振の成長戦略ビジョンの予算の枠というものを根拠としたというのが、私の記憶が間違いなければそうだったと思います。そこから航空の運賃とかの補助ができ上がったと。それで、今、10%になりましたよね。今、いみじくも向井課長が言ったように、そのうちの何%かを奄振事業で使うべきだということころは、今、一瞬気づいたところでありありがたいなと思

います。それで、実は、30億ぐらいの予算確保をすれば、恐らく、農家等々にも事業としてソフト事業がより多くできるのではないかなというふうに思っております、今回の成長戦略は結果を残さなければいけないので、ICTの教育を議長も一緒に会合の中では常に毎回のようにはうるさいほど言ってまいりました。ようやく乗りました。それでもう一つ、実は、農業で新規作物に挑戦しようとしたときには、実は補助事業がないわけですよ。どうしても実績が伴わないものに対しては県の補助事業の対象にならないものですから、何の意味もないというところから、奄振事業で一言、徳之島町の場合はつけ加えるようにしました。それは、新規作物についてのチャレンジ枠みたいな予算措置を、やっぱり支援していくというふうな文言を入れたことによって、予算の要求ができるようになったと。ただ、その予算がつくかどうかはわかりませんが、しっかりと今後の農業につきましては、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○13番（福岡兵八郎君）

まさにそのとおりなんです。何か補助事業としたときに、過去すぐ実績なんです。だから新規の人はなかなか受け入れられないわけです。それでは今後発展できませんので、今の町長の考えをぜひひとつつつしていただきたいなと思います。

次は、あと3分で終わりますが、ダムの方は、徳之島ダム完成に当たっての効果ですけれども、植木議員もこれ出しましたが、重複しないように、徳之島ダム完成はいいんですが、もう数字もみんなわかっていますから聞きません。ただ問題は、すごく心配しております。

この間、本町の畜産の担当をお願いして、天城町の役場の担当者も一緒になって、ダムの上の畜産農家を全部回ってきました。でしますと、これが、牛舎から出ている牛の汁、それが、これの上にこれがあるんですが、これから側溝にずっと流れていっているわけです。みんな牛の、どっちが上かわからなくなりましたが、みんなこうして雨が降ったらこうして流れるわけです。これ、ダムの上の畜産農家です。同じように、大型農家だけ一応回ってきました。こうして隣の荒れ地に流れていっているわけです。何年かはその土壌の浄化はできると思います。けれども、心配するのは、今全国で、ダムを国がつくって市町村にみんな移管するんだけれども、後、運営する段階で10年以内でいろんな問題が出ております。

今、鹿児島大学の副学長に、今、全国のダムのトラブルを調べていただくようお願いしております。もう近いうちに情報が来るとは思いますけれども、畜産農家、これはいいんですけれども、これは人間でいえば私たちは今公共下水をやっていますけど、あれに近い状態の処理をしないと、ことしも予算は390万ぐらい、ダム用を組んでいますよね。それからもう一つ450万、900万近く組んでいるわけですが、このまま状態をほうっておきますと、徳之島ダムすぐパンクします。これは大変な問題です。これ、私は黙ってそれを見ておくわけにいかんわけです。見ておくわけにいきません。だからこれについて、協議をしてほしい。3町の会議があるでし

よ。これについてひとつ御答弁をお願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

福岡議員の質問は、取水源のこの2番目のほうでよろしいでしょうか、畜産農家の。

○13番（福岡兵八郎君）

そうそう。①、②一緒に。

○農林水産課長（高城博也君）

徳之島ダム周辺ということで、天城町三京集落についてのほうの農家を、隣の町の畜産担当と本町の畜産担当が調査したところ、現在、農家数は6件で、繁殖雌牛が236頭飼育されているようであります。これについては、本町について、河川流域における畜産農家の現状について確認したところなんですけども、牛舎については土間がコンクリートで、写真にも出ておりましたように土間がコンクリートで、堆肥舎を完備し、家畜排泄物法はとりあえず管理基準は満たしているようであります。

流出防止対策については、敷料利用や堆肥舎等で保管し、飼料畑の農地に堆肥を還元し、適正な処理を行っているようですが、一部の10頭未満等の農家においては、牛舎周辺の自作地に一時保管したり、そういったもので大雨時に雨水とともに流出するような可能性があり、またそういうのも見受けられたということでもあります。

現在、各町年1回、畜産農家へ衛生飼養管理基準の状況確認で巡回を行っていますけれども、その中で聞き取りや徹底管理を指導していき、また、先ほどおっしゃったように、状況を見ますと非常に深刻な問題になっていくということが懸念されますので、伊仙、天城町両町の担当課長とも話して、連携をとりながら緊急に対策を検討したいと思えます。

○13番（福岡兵八郎君）

高城課長、甘いな、甘い、考え方が。大変な問題であるのよ。これ、その事業で堆肥場つくっているのよ。それで終わりじゃないでしょ。それからずっと出ているんだから、汁が。そうでしょ。積んでいたらずっと汁が出るわけよ。その牛舎から堆肥小屋までは入れるの、それは事業で出ているからいいんですけども、積んでおくと、ずっとこうして汁が出るわけよ、こうしてほら、ずっと。雨降りだけじゃなくて普段も、毎日出ているわけです、汁が。それが河川に行ってダムに行くわけですよ。何年かは土壌で汚染は幾らか浄化しますよね。農薬だってそうですから。だからそれを雨の降っているときだけじゃなくて、ずっと常時しっかり見てください。

これは農家の問題じゃないですよ、行政の問題です、3町の。天城町は特にしっかりしてもらわないといかんわけですよ。これだけ毎年高い運営費を出して、せっかく6,880の半分、三千七百幾らか通水できましたと。農業振興ができますと言ったって、その結果が出る前にこういう問題が出てきます、必ず。これはそのダムの建設以上に金がかかりますよ、これから。い

いですか。だからもう昼だから一応この問題はこれで済みますけども、高城課長、もっと強く危機感を持ってほしい、危機感を。本当よ。危機感を持ってしないとこれは、ただ簡単なため池をじゃあ整備しましょうじゃいけませんから。これは島全体の大きな問題ですから。

私は回りながら、向こうの川ずっと時々見ますけど、時々、醤油みたいな水が流れているんですよ、川の水が。きょうは持ってきませんでしたけど。まだそこまでしないほうがいいかなと思って。川の水がね。

それともう一つは、きょうは出していないんだけど、サトウキビの24Dね、これは分解しにくい農薬なんです。普段もそうですけど海の汚染も心配。24Dがどれぐらい使われているか。それにかわる分解しやすい農薬はないのか、そこまでしっかりしないと環境問題が大変ですよ。次、環境問題を昼からしますけど。

だから、ぜひ危機感を持ってしていただきますように。そういう会議でにこにこしながらやったら許さんよ。本当、大変な問題が起きます。これ近い将来、すぐ。だから、大変な仕事だけども、将来の島のためですから、ひとつ頑張ってもらいたいなと老婆心で言っていますので、帰って怒ったらいかんよ、いい。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。昼は、1時30分から再開します。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福岡議員。

○13番（福岡兵八郎君）

今、農業問題をしているわけですが、途中でちょっと切りかえたいと思うんですけど、一つだけここでお礼をしたいなあと思うのがあって、町長と建設課ですが、これ、轟木松原線の要望書、24年の9月7日に受け付けしていただいております。これが今度、やっと轟木から松原線の県道拡張、入り口から360メートル、できるように、今くいを打ってしております。それで、6年ぐらいかかりましたけど、町長はその全体の会議での優先してくれたということと、建設課長も毎回ずっと現場行ってみたり、職員の皆さんも頑張ってくれまして、やっとできるようになりました。

それで、ついでに一つお願いしたいことがありまして、万田橋をつくるんですけども、仮橋をつくらないんですよ。仮橋をつくらないもんですから渡れないわけですよ。ですので、轟木の天城町から来て、轟木に入る道がありますけども、あれから入って、バスです、バスを集落の中に入れて、そしてそのまま上花徳に上がって出ていくという、役場の近くにおりてい

くというようなコースをまたちょっと考えておいていただきたいなと思っております、工事が始まりましたら。そしたら轟木の皆さんも、今、800メートルありますけど、轟木の中心部から万田橋歩くのに、バスのない人、車のない方はすごく不便なんです。上花徳の方もそう、きょう宮之原議員も言っていましたけど、全くそのとおりで、バスを小型化していますから、今、あそこから入れて轟木集落を入れて上花徳入って役場の前におりてくると、その間に今の幹線道路でバスに乗る人いないんですよ。いないもんですから、バスを利用する人は高齢者なんですけど、ですので、そのバスのコースをちょっと頭に入れておいていただきたいなということをお礼とお願いですが、すみませんけどよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、早速戻りたいと思ひます。

今、ダムのお話をしました。終わった後、農林水産課長と総務課長、ここに来ていただきまして話をしました。ピンチをチャンスに変えるいいアイデアが課長2人から出ました。

このし尿を肥料に変える、それをちょっと検討してみようということで、肥料ですから、今の分解しにくい肥料を使わせるんじゃなくて、サイクルで堆肥と尿を肥料に変えていくような、それ新しい企画できると思ひますので、ぜひそうしますと、島全体、環境問題よくなりますので、ぜひ、していただきたいなと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、今、ダムのおかげで、非常に農家の皆さんも希望を持っておられますが、先ほど畑かんの出ておりましたけども、面積が出ておられますので、私はその効果について具体的にもう一回お願ひできませんか。その水をかけたときの効果、どういう効果出ているのか。

○農林水産課長（高城博也君）

水の効果については、後でまた資料をお渡しいたしたいと思ひますけれども、畑かん効果、水効果ということで、サトウキビは茎の大と伸びの維持と茎の本数の増加、また茎の重さの増ということで、収量増が約2割程度増収するというふうな実証がなされています。バレイショについては、天候に左右されない計画的な植えつけと出芽促進と初期生育の向上、芋の肥大が早まり、単収向上ということで、実証のほうでは約二、三割の増収となっております。

飼料作物につきましては、夏季のかん水による飼料作物の収量向上ということで、約4割向上しているということでありますけれども、先ほども植木議員の中でも申し上げましたとおり、回数についても、刈り取り回数についても多少なりとも回数が多くとれるんじゃないかなと見ております。

また、労働力、経費につきましては、河川水や園芸作物でよく使う給水スタンド等のものに関しては、かん水作業からの解放ということで、新たなスプリンクラーをつけることによって、そこら辺で労働力から解放できるというふうな実証をしております。この詳細につきましては、数字化されたものにつきましては、先ほどもお示ししたとおり、営農座談会等で配っておるといふことなんですけれども、今後、その中身についても詳細に説明しながら、畑かんの効果、

普及を図っていきたいと考えています。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

耕地課長、効果。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

畑かんの効果につきましては、高城農林水産課長がおっしゃいましたように、サトウキビで1.2倍、ジャガイモでも1.2から3倍の増収があったということでした。また、かん水による増収もあるんですが、台風通過後の塩害防止のために散水することによって被害が若干抑えられるのではないかと考えております。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

すばらしい漠然とした答えをありがとうございます。

これが今、皆さんの会議で出されている畑かんの効果なんですけども、私は具体的にこの中で一番、ショウガ今やっているわけですけど、182%でと書いてあるんですけども、本当に切実な問題なんです。これが畑かんのショウガの畑です。議員の皆さんにもお見せします。これが畑かんのショウガなんです。これが単収100万とるショウガなんです。その近くに、これが畑かんのされていないショウガなんです。畑かんのされていない、自分たちでタンクで積んできてやるショウガなんです。この違いがあるわけです。これ、2倍どころじゃないけど、収量からいきますと、所得からいきますと、やがて10倍近く違うわけです。これぐらい水が必要なんです。効果はすごい効果なんです。

私がお尋ねしたいことは、じゃああと残された半分の畑をどうするかということなんです。課長からいただきました徳之島町にしても島全体にしてもそうですが、いただきましたこの赤いところは通水される場所、青いところは今からのところですが、その畑かんのとどかない半分の面積をどうされますかということをお尋ねいたします。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

福岡議員からご質問があった後、また僕なりにちょっと調べてみたんですけども、今、お示ししてある図面につきましては、国営附帯の3,451ヘクタールのかん水面積になります。それとまた別に、県営で提示されました徳之島町でいきますと、轟木ダム、実際は川頭首工から水をとっているんですが、これが206ヘクタール、母間ダムが100ヘクタール、それから神嶺ダムの258ヘクタール、徳之島町では564ヘクタール、天城町が南部ダム120ヘクタール、伊仙町につきましては、西部ダム91ヘクタール、東部ダムが140ヘクタール、伊仙中部ダムで298ヘク

タール、計529ヘクタールです。国営附帯と合わせますと、トータルで4,664ヘクタールが国営附帯の徳之島ダムの整備が終わりますと、畑かんの恩恵を受けるのではないかと考えております。

耕地面積がただいま6,880ヘクタールありますので、約3分の2がこの畑かんの受益を受けることとなります。残ります2,216ヘクタール、約3分の1の農地が残るんですが、これについては、今、畑かんの恩恵を受けることができない状況にあります。今、徳之島町で考えておりますのは、各多面的組織の、今10組織あるんですが、各組織の中に農業用の貯水タンクがあります。現在の段階ではその水を使っていたきながら、これからその取り残された3分の1の農地の農業用水の恩恵を受けられるような事業等の検討を行って、また中央に要請活動をしていこうと考えております。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

ボーリング事業というのが出てこないんだけど、どうですか。

○耕地課長（福 旭君）

では、ちょっと残したんですけれども、ボーリング事業についてちょっと説明させていただきます。質問にありました小回りのきくボーリング事業についてですが、このボーリング事業というのは、多分、ボーリングを行って、その井戸の水を利用して農業用水に充てるということをおっしゃっていると思うんですが、県農村整備課にちょっとお尋ねしたところ、畑総事業とか、そういう大規模事業の事前調査の土質調査等に付随するボーリング事業は現在もあるんですが、その農業用水に利用するためのボーリング事業というのが、現在はないということを伺いました。そういう事業を行うのであれば、町単独で行わなければならないのかなという御指導をいただいたところであります。

それでもやっぱり3分の1の農地が残るわけですから、それを何とか救済しなければいけないので、この農業農村整備事業の中でも県、または県農政部、国の農林水産省のほうに新たな事業の創設、現在その事業がありませんので、その新たな事業の創設を要請要望していく、年2回、農水省の要望要請活動で、陳情に行ったりしますので、その中で徳之島町としてこういう事業をつくってほしいという要望を、町長と一緒に検討しながら進めていこうと考えているところであります。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

最初の答えが、県がないから町でするしかないかなあって、それでとまったら私は怒っていましたが、進めるにはボトムアップを、前、どの先生か、こういうようなときに、ほとんど国会議員の先生の8割は東京のだ真ん中の先生方ばかりで、地方のわかる先生いないわけで

す。だから、ボトムアップ、下からどんどん突き上げていかないと、上から言われたから、そうですか、わかりましたで、しちゃいかんわけです。下から突き上げていかないといけんわけです。だから、言われたからはいはいじゃなくて、もう理論武装、とにかく説得するぐらいそれをしないと生きていけないわけです。

これ、高知県はすごい日本一の園芸産地ですけど、例えば、ショウガの場合ですが、高知県の場合は、こうして井戸水を地下水ポンプできれいな水をずっと引いているわけです、いつでも引けるように。今、徳之島もこうしてくれたからありがたいんですけども、これ、中国のショウガなんですけど、中国は降水量が多いもんですから、定期的に降るもんですから、全然しなくても、1カ所、1筆で30町歩ぐらいの畑ですけど、行って見てきました。ですが、私たちのところで水がいかに大事かということです。

それで、今、キビのことも言いましたね。キビは南西糖業からいただいた資料なんですけども、いかに水が大事かということでありますが、もう一つは、今、簡易貯水タンクをつくっていますよね。あれは水質検査しないとイケませんね。これは民間で私たちは会社のほうで費用を出させて、あちこちの貯水タンクの水を分析をしてもらっているわけです。そこに科学的な残留物がないかが心配ですから、それ1回出たらもうアウトですから、ですから、個人でやってこれは町でしないといけない。町で貯水タンクの水を分析をさせて、農業用水として大丈夫ですというような看板をそこにちゃんと張ってしないとイケないと思います。それをぜひ立てていただきたいと思います。

それから、ダムについては、小さなダムから大きなダムあるんですけども、鹿児島大学の産官学創生何とかというグループですが、先生方が1回だけ島の全部ダムをしていただきましたが、前、議員研修のときに私たちは任意の富田議員を会長とする農林水産部会で鹿児島大学に行きまして、まず学生を連れてきて一緒にダムの水質検査をこれから定期的にしましょうという話までしたんです。今月中にまた来られるようですが、徳之島町に限らず、島全体のダムの水を定期的に大学で分析をしていただくというふうに計画を一応しているわけですが、町でつくったタンクについては、ぜひ分析をして、農家に安心ですよというふうに報告できるようにお願いしたいなと思います。よろしく願いいたします。

ぜひボーリング事業もつくっていただきたいなと思っております。県が今ないからとかじゃなくて、とにかくつくってもらうんですよ。つくっていただくことをひとつ、この畑かんが終わったときに農政局を引き揚げさせたのは大きな間違いでしたね。あと半分残っているわけですから、土層改良とこのボーリング事業を国としてすべきだったと思うんですが、非常に今残念だなと思っていますところでもあります。

関連して、次の環境保全型農業条例を遂行する、していただきました。転用をしまして条例を制定していただきましたが、その条例に従っての指導は、現在どの方法でされていますか、

お尋ねいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、環境保全型農業とは、化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと、またはその量の使用回数を減じることによって、水関係や土壌関係の負荷を低減する、安全で安心な農産物の生産が実践できる持続可能な農業ということになっております。

その基準を満たした農産物、環境保全型農産物といい、また、環境保全型農産物の認証基準は、鹿児島県の鹿児島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針、いわゆるエコファーマー指針に定められております。さらに、その認証を受けた農産物で作られた特産品や加工品、環境保全型農産物特産加工品といわれており、現在、本町では品目ではバレイショ、ニンジン、ショウガなどが認証を受けております。

御指摘の条例の目的は、化学肥料や農薬の低減など、環境保全型農業を推進することによって、消費者に安全で安心な農産物の安定的な供給と推進を図ることで、地域の人や環境に優しい農業を推進するということですので、近年、GAPと呼ばれている農業生産工程管理の周知活動と、堆肥の投入による化学肥料の仕用回数の削減のため、堆肥購入助成等事業を行っているところであります。

○13番（福岡兵八郎君）

GAPの出していただきましてありがとうございます。よい農業の工程ということで、車であれば運転免許証なんです。これからはやはり消費者がそれを買うときに非常に安心できるようにするために2つ方法があって、一つは、地産地消の島内での安心・安全、もう一つは島外に出荷したときの安心・安全であります。

この目的は、安全な農産物の生産を行うということと、環境に配慮した農業の実践、それから、農業生産者の安全と福祉を実現するということ、それから、適切な販売管理により、トレーサビリティーの確立を図るということですよ。いつ、どこで誰がどういうふうにつくりましたというトレーサビリティーがしっかりしないといけないということでもあります。

高岡町長が1期目のとき、町の認証マークをつけたいと言ったことを覚えていますか、町長、いかがですか。

○町長（高岡秀規君）

覚えております。

○13番（福岡兵八郎君）

今はどうですか。

○町長（高岡秀規君）

ちょうど総務課長が農林水産課か企画課かどこかいたときかなと思うんですが、実際にこの

条例をつくるときには、当初はJGAPでありますとか、GAPを使うことによって、町が計画している2次加工業にいくときに、どうしてもハードルが高過ぎて普及しないのではないかなということが実はあって、福岡議員がおっしゃるようにレベルの高いものでは実はなかったんです。もう少しレベルを低くして、町がある程度安全基準を設けて町が認証して、外へ売り出そうというところがあったわけです。今、ここへきて時代が変わり、福岡議員がおっしゃるようにレベルがすごく高くなってきていると。当然、JGAP等々で認証されて、ようやくたき台に乗るんであって、価格が上がるわけではない時代に突入したというふうに考えておりますので、今後は、最低限必要な環境型になってきているということから、町としても積極的にハードルを上げながら取り組まなければいけないかなと、今、感じているところであります。

○13番（福岡兵八郎君）

これ、ごく当然のことなんです。例えば、電気製品を買いました。保証票がありますよね。農産物だけ、誰がいつどこでつくったかわからない、農薬も何を使ったかわからない、残留農薬がいっぱいあるかもしれないという危険性がいっぱいあって、だけどそれはいけないということで、時代とともに安心・安全を担保するためにそういう保証書をつけましょうということで、それは当然のことをしようというところまできているわけですよ。

それで、今、一番身近なKGAPですよ、鹿児島県、これは非常にレベル高くて、全47都道府県で一番鹿児島県が進んでいると私は思っておりますので、そのKGAPでもいいと思います。KGAPを十分しながら、もう1年目ですぐ満点とろうということ、要らないわけですよ。意識をまず、こういうもんだとわかっていただいて、理解する人から順番にやっていくこと、柔らかくていいですよ。そういうもんだとわかってくれればいいですので、農薬も、農協行って買ってきただけ、使ったら半分残りました。あちこち置いてどこに置いたかわからないでまた買ってくると、そういうんじゃないで、非常に無駄遣いがないように、ちゃんと農薬庫があって、そこに日誌があって、ラベルがちゃんとあって、そしてそれはもうそういうもんだとしないと、無放任じゃいけないわけでありまして。だからぜひ、基本的にはそんな難しいことじゃありませんので、意識的にまずわかる、そのためにはまず全職員にわかっていただきたいと思うわけです。

ですので、2つお願いがあります。まず、農林水産課に、そういう感性の豊かな若い職員に、兼務をするでしょうけども、1つの窓口として担当を決めていただけないかなということと、職員全体の研修会を、どうせ帰りますと農家の皆さんと会うわけですので、農薬はしっかり管理しているのとか、何かちょこっと声かけられるはずなんです。ですので、こういう研修会を持っていただきたいなと思うわけでありまして、副町長、職員の研修というのは今どんな研修をされています。

○副町長（幸野善治君）

職員研修というのは、総務課の庶務担当のほうで年約10回ぐらいの割合でやっておりますが、まずボランティア清掃のトイレ掃除の研修、それから防犯の研修、それからマナー研修、条例改正等の研修、それから法律、時効請求関係の研修、財務研修、ウェブサイト研修などであります。

29年度からありますが、以上、ほかにも地元講師を招いての研修会などもしております。

○13番（福岡兵八郎君）

随分、ポイントポイントでいい研修をされているなと思いました。できたら、ぜひこの件についても職員研修会を持っていただいて、そして農林水産課ではしていただくということでしょうか、担当というか可能性ありますか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

とりあえず、担当職員のスキルアップと農家の意識向上を図る観点から、今後、研修会等、研修会の経費等もありますので、そこらを検討しながら、実際話し合って開催するように努力したいと思います。

その前に、御紹介しておきたいのは、やはり現在、徳之島ではそのGAPというのがどういった品目があるかということをやっと紹介しておきたいと思います。

徳之島では、奄美地域ショウガ研究会が、ショウガでJGAPというのを取っており、それを筆頭にKGAPではあまみ農協のバレイショ、実エンドウが認証されております。さらに、先日、平成31年1月には、徳之島町柑橘生産組合が、大島郡初となるタンカンも認証を受けており、本町ではマンゴー、パッションフルーツで認証取得できるよう、現在、計画をまだ推進しているところであります。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

大体、流れとして大体出てきておりますので、していただきたいと思っておりますし、ちょうどまた先ほどと話が重なりますが、畜産もやっぱりそれに持っていかないといけないなあと。小さな島国ですから、ぜひお願いしたいなと思っております。

高岡町長、47都道府県、ほとんど県がしているけども、町でやっているところが秋田県の三種町というところで、じゅんさいの里活性化協議会というのがありまして、その協議会会長が、三種町長三浦さんという方なんですけど、全国の市町村長会がありますよね。ぜひこの町長と尋ねて行って、お話、意見交換をしていただいて、九州では徳之島町が最初だということであって、徳之島町がそのGAP大賞を取るという意気込みで、ひとつ頑張ってもらいたいなと思っておりますが、いかがですか。

○町長（高岡秀規君）

そのGAPのレベルをどこに持っていく等々も現場、また議員からのアドバイスをいただければなあと思いますし、町独自の認証制度というのは、非常に有効に働くのではないかなというふうに思っておりますので、検討してまいりたいと思います。

○13番（福岡兵八郎君）

ありがとうございます。このGAPを全国の大学とか農業高校とか消費者とか、講演、先生がするわけですが、その資料が勉強したいから送ってもらったんだけど、最後に私の写真も入っていたわけです。どうしてGAPは難しいのか、それは教える人がGAPを知らないからだよと、いい加減なコンサルにだまされてはいけないよとか、私が言っていることをこの資料の最後のほうに載せてあるわけなんです。それだけとにかく私はふるさと、郷土愛で頑張りたい、だから、いろんな面でも徳之島町がモデルとなって、そして奄美群島のリーダーとなってほしいという希望があります。具体的にしないと、頑張ります、やりますだけじゃなくて、各論で非常に難しいです。だけどもしないといけないわけなんです。

だから、それでこれ見て私自身もびっくりしたんですけども、これからそういう農業、基本ですから、アリの道でも道をつくってやりたいなと思っているわけでありまして。ぜひ、町長が先頭に立って、やりましょうという形であれば、職員の皆さんも動くと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それから、地産地消運動の指導状況。

○農林水産課長（高城博也君）

それではお答えいたします。

現在、地産地消運動ということで、施策に関しまして取り組みは各関係機関との連携を図って、農業祭やイベントにおいて特産物を使用したコンテストや、地産地消を目的とした料理教室等開催など推進しております。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

どこまで話したですか。

○農林水産課長（高城博也君）

いや、推進をしているということです。

○13番（福岡兵八郎君）

島内、無人市場何軒あります。

○農林水産課長（高城博也君）

現在、徳之島町のほうで把握しておりますのは34軒です。

○13番（福岡兵八郎君）

わかりました。これ、本当に皆さん、簡単に考えてはいけませんけれども、病原性大腸菌○

157、道内、北海道8人が死亡しました。集団食中毒。これを調べていきましたら、無人市場で買った野菜が大腸菌、大腸のある動物にはあるわけですから、20%の動物にあるというんです。牛はもちろん大腸菌を持っているわけです。今、何もないからいいんですけれども、ただ、皆さん、堆肥をもらってきますよね。発酵しないでそのまま使いますけれども、大腸菌は60度で20分以上でないと死なないわけです。サルモネラ菌、56度で60分、ブドウ球菌、50度で10分という、これだけ熱にあわないと菌が死なないわけなんです。だけど今、敷料がない、草引いていないから、なかなか温度が上がり切らないんです。だけど、友達が牛を持っているからといって、牛の堆肥をもらって一生懸命畑に入れて野菜をつくりましたと。無人市場もつくりましたとやったときに、こういう事故が起こり得ることがありますよちゅうことなんです。

ですから、今、急に完璧にはできなくて結構なんですけども、やはり指導をしないといけない、指導を。指導をしないといけないちゅうことなんですよ。これは事件が起きてからはいけませんので、これ大きな問題になったんだけど、農薬より怖い食中毒、家畜や人の腸内にも存在しますと、ほとんどのものは無害ですが、このうち幾つかのものは、人に下痢など起こすことがあります、病原性大腸菌と呼ばれていますと。代表的なものは腸管出血性大腸菌O157。O157というけど、これなぜ番号ついているかわかりますか。そこ座っていて結構だから。縦か横か振ればいい。わからんね。これは、157番目に発見された菌ちゅう意味なんです。ただ、O何番何番ちゅうでしょ。これは発見された順番なんです、番号なんです。ただそれだけのこと。忘れないでね。

それから、1次機能、2次機能、3次機能と、ただお腹すいたから食べるんじゃないで、健康にいいのか、体にいいのか、そういうのが大事ですよちゅうことなんです。それから、近代化の産物として遺伝子組み換え食品、食品化添加物、環境ホルモン、残留農薬、化学合成物質、これらがみんなどうしてチェックしていくかという、面談でもいいんですけども、そういうチェックシートをつくってしないといけないということなんです。

特に、これ牛ふん堆肥も一緒ですが、ただ、色とか形とか鮮度とか、ただそれだけじゃなくてやるということが一つ、もう一つ大事なことはこのポジティブリスト制度、小学校のプールに10円玉投げますでしょ。それが溶けるでしょ。普通だったらそれぐらい出ないと思いますよね。それ、出るんです。農水省の食の110番とか、抜き取りでやるとか。例えば観光客が来ました。無人市場でおいしそうなのがありましたねと、例えば、賢い人が来てそれを買って行って分析をさせましたと。もう残留農薬いっぱいだと、登録された農薬がいっぱいありますとじゃいかんわけですよ。出荷したものから出れば、みんな返品ですから、それぐらい法律化されとるちゅうこと、危険性があるちゅうことなんです。だからそれを、ただ私たちは何もないみたいに、今までみたいにしているけど、法律がもうどんどんできて、大変な状況になっているということなんです。だから行政の役割は大きいなということなんです。

それから、もう一つは、これもEUではやっているんですが、硝酸態窒素です。野菜は体にいいから、生物をいっぱいサラダで食べますというと、基準以上に窒素があると、これが発がん性なんです。たばこのニトロソアミンという発がん性と全く一緒なんです。それを食べれば食べるほど、たばこをぷかぷか吹いているのも一緒なんです。発がん性ですから。だからそれを知らないは大変ですよちゅうことなんです。だから、ほとんどの方知らない、私は公民館講座ですっとこれを言ってきているんですけども、そういう法律化されておりますので、人間の健康とありますから、そう完璧に意識統一をできなくても、もう法律化されておりますから、それを登録外の農薬が出ましたんじゃもう遅いわけです。

自分は使っていませんけど、隣のミカン畑、タンカン畑から飛んできましたと、分析したらそれが出ましたと、私はかけていませんと言ったって、隣から飛んできたならもうアウトなんです。それぐらい気をつけなさいよということを意識づけしていかないといけないよということを申し上げたいわけです。

だから、これからの食育活動にしても、関連しますので、今度また研修会がありますよね、日本大学ですか、日体大ですか、出てみようと思うんですけども、中身がまずくて苦かったりかたかったり、栄養が悪いのを食べて、それで子供に野菜を食べれちゅったって食べれないです。私は食育研修で講師の講演聞いたけど、あれはうそが多い。なぜか、ただ踊ったり何とかして子供をだまして食べさせようというようなやり方をしていますけども、実質のものがおいしくないからなんです。おいしければ、子供はどんどん食べるんです。まずいから食べないだけなんです。子供が悪いんじゃないです。それを知らない大人が、一生懸命、私は先生たちって、一生懸命、あちこちニンジンさんとかダイコンさんとかつくって踊ってあげて、はい食べましょうとか冗談じゃないです、にせもの。議長が笑ったら僕もおかしくなるじゃないですか。

本当、だから、そのうそのにせもの先生、絶対呼ぶなよ。本物の先生呼んでくださいね。もうにせものが多いからね。だから、知っているつもりで、だから頭だけでやって、本で勉強した人たちが先生と思ったら大間違い。これ、全国の指導者に聞いてほしい。

これはなぜまずいかと、富田議員のハウスの土壌分析なんです。pHはすごい高い。こんな高いところはどこもない。本人には話しましたが、手々に一部ありますけど、pH、石灰入れますよね、石灰入れて低いのを酸性を中性なりアルカリにもっていくんですけども、あのハウスはすごく高いです。それから非常に欠乏しているのが多いわけです。

だからこういうことで、だから私は、ぜひ本物を目指して頑張ってもらいたい。和泊と徳之島町が奄美群島で環境保全型農業条例をつくっていますからやってほしいということ、それから、今、国が輸出1兆円を目指しています。もちろん、鹿児島県ではまだそれはありません。去年の農産物のベスト3まではリンゴと牛肉がベスト3まで入っていますよね。牛肉のベスト3い

うのはシンガポール、一番多いのは、香港、中国、米国、台湾、韓国、タイとなっていますけれども、ここには私たちの知っている農産物はありません。だけれども、徳之島町からぜひ輸出をするような若い後継者が出てきてほしいなということで思っております。

あと、ブロードバンドはもう先ほどからしておりますので、国の事業もずっと調べてまいりました。それから、総合計画にも、奄振の中にもうたっています、ブロードバンド整備。だけれど、先ほど委員会室で先輩方の話を聞きますと、後の維持管理が大変だと。ほかのところ今四苦八苦しているということでありまして、電話回線でまず我慢しながら、埋設していけるのかどうかその辺を慎重に、先ほど高岡町長が言っておられましたから、ぜひ後のことも考えて、早ければいいちゅうもんでもないし、していただきたいなと思っております。

まず、身近なやつで、轟木の教職員住宅、保育所の跡地利用、その2つだけちょっとお願いします。

○学校教育課長（尚 康典君）

それではお答えします。

轟木の住宅は、花徳小学校の教職員住宅として、昭和56年3月に建設されました。2年前までは小学校の教頭先生等が住まれていましたが、今は空き家になっています。地元のほうで有効利用とかしたいのであれば、今後、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（池山富良君）

福岡議員、よろしいですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

轟木の保育所の件ですが、この2月に、私、龍郷の町のほうに行きまして、ちょうど同じようなものがございました。実は、龍郷町にイモーレ秋名というところがございまして、この環境が非常に轟木集落に似ていると、山があり川があり、そして湧き水があり、ないのは田んぼだけだったと思うんですけど、カエルがゲロゲロ鳴いているということで、非常に轟木と同じような集落でした。もしできるのであれば、これと同じような感じで、こういう感じにゲストハウスにしまして、これを集落一帯で交流をしていただくと。例えば、住むだけじゃなくて、住んでそこで島の料理が食べれて、そして轟木集落と、何か祭りがございますよね、そういったものを一緒に交流していただくというような感じをすれば、単なるゲストハウスじゃなくて、交流拠点として活用できるんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひ、こういった形で進めていければ集落が活性化するんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

向井課長、今の答えすばらしかった。先ほどのマイナスは返します。

それから、県道轟木松原線、アマミノクロウサギを見たいという、今人口がふえてきていますね。だから、今、県道拡張もしますが、そこに大きな看板を立てて、そして写真も撮れる、クロウサギと一緒に写真が撮れるという、これから、なぜかといいますと、北部は、手々が今留学センター、立派にできております。そして、金見がジビエカフェができました。山漁港は徳田議員が一生懸命になって漁港まつりをしてしております。畦が黒糖まつり、母間がちゅっきゃい節祭り、今度桜まつりにしましたが何年も維持しております。これからが、花徳と轟木の番なんです、北部は。花徳で今言うビーチバレー等海水プール等いたしておりますけど、次、これ出します。今言うこの看板についてお願いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

看板につきましてですが、実は、今、轟木集落、それから金見集落では、ロードキルの輪禍等が起きている状態でございますので、もし看板設置した場合に、ちょっとロードキルとの兼ね合いがございますので、その辺を慎重に検討しながら、どうやればアマミノクロウサギが見れるのか、輪禍も防げるのか、今のところは、山くぶり線のほうで実際はエコツアーガイドを入れた方として検討しておりますので、今後の轟木松原線のほうもアマミノクロウサギが出るという聞いておりますので、そのロードキルの問題を解決するんであれば可能であると考えますので、看板設置は、とりあえずは注意してくださいよと、アマミノクロウサギがいっぱい出ますよと、こんなのにご注意してくださいという看板を設置して、そしたら見に来ると思います、ゆっくりながら。という形で考えていきたいと、最初は思います。

○13番（福岡兵八郎君）

違うのよ。クロウサギと出会えますよと、見においでと言わないといかんわけです。そして写真を撮るような。だから、今の返答はちょっと納得いかない。だけど、前向きに、もう返事要りません。ひとつ、時間いっぱいやったの初めてであります……。

○議長（池山富良君）

時間でございますので、一応、答弁は次の機会に。お疲れさまです。

○13番（福岡兵八郎君）

ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

次に、是枝孝太郎議員の質問を許可します。

○10番（是枝孝太郎君）

皆さん、こんにちは。

平成31年第1回定例会におきまして、10番議員の是枝が、通告の3項目について質問します。

執行部並びに主管課長の明快で的確なる答弁を求めます。

初めに、平成30年を振り返ってみると、自然災害を思い浮かべることが多々あります。我が徳之島町も台風災害、自然災害に見舞われた平成だったと感じます。さて、ことし2019年は統一地方選挙もあり、4年に1度の、国民、住民が地域の将来を考え、住民自身の意思を投じる機会がやってくる。高岡町長におきましては、4期目に向けて出馬表明もされましたが、町政をつかさどり、約12年を振り返ってどのような信念で行政の責務を担ってきたのか、今、遂行中の政策を地域にどのように波及させていくのか、また、奄美群島全体がどうなければならないのか、平成もあと54日間で終わり、新しい年号が5月1日に施行されます。

高岡町長、あなたは12年間という住民から負託を受けた崇高な実績があります。今、我が徳之島町においてももちろんのこと、奄美群島全体としても実績のある新しいリーダーが必要です。既存の体制や社会の古い構造に立ち向かい、そして奄振法の改革を図り、新しいものをつくり上げなければならないと思い、そして、新しいリーダーにはそれ相応の責務が必要だと感じます。今後、どのように新しいリーダーとして自分をつくり上げて行くのか、そういうことも伺いながら、奄美群島成長戦略ビジョンにおける世界自然遺産及び観光振興の世界自然遺産登録に向けての対応と啓発活動及び観光産業の取り組みについて伺います。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

まず、12年を振り返りますと、最初は、一番の大きな問題は市町村合併がございました。この市町村合併につきましては、当時は、財政が立ち行かなくなるから合併をせざるを得ないという言葉がありました。私はその当時、その逆だというふうに思っておりました。財政が立ち行かなくなるからこそ、合併してはいけないというのが私の持論でございます。なぜならば、世界にもすぐれた地方交付税制度というものがございまして、これをしっかりと遂行することこそが地域のためであると、そして時代の流れで、国の財政が厳しくなることが予想されたので、まず何をやらなければいけないのか、それは多くの公共事業が削減されるだろうということから、地域でものづくり、ゼロからものをつくり上げて外へ売り出す外貨獲得の分野が必要になってくるだろうということから、6次産業化を目指したわけでございます。

そして、なぜ福祉と農業に力を入れたか、雇用が唯一の若い人たちにIターン、Uターンを勧めるに当たっては重要であるということから、当時は生産性がないと言われていた福祉部門については、離島においては有効な雇用対策であろうということから、施設の増設、そしてまた障害者の雇用について力を入れてきたわけでございます。そして、今後ものづくりについて汗水をかいてものを構築し、お金を稼ぐという精神的な自立こそが、私は重要かというふうに思います。

先だって、少し長くなりますが、セントビンセントの交流の中で、食事会の中で私はICT

における子供たちへの教育、そして美農里館の施設、そして植物工場を見据えたところ、その委員長がふと私にではなくて通訳の方におっしゃっておりました。私たち発展途上国は、いつもお金をください、何とか寄附をくださいというくださいばかりであったと。しかしながら、本来の国づくりは人であり、人間が国をつくり、そして人間が稼ぐ能力を持つことこそが地域にとって一番の有効であるとは私に思っていると、その辺について、今、徳之島町が取り組んでいるものに対して感銘を受けたということをお話していたということでした。これは後から聞きました。

そして、今後も、10年後、20年後の地域を描きながらものづくり、そしてまた精神的な自立とおもてなしの心である心の持ち方等を重点に置きながら進めてまいりたいというふうに思います。

今後の奄振法につきましては、各島々の価値観、そして産業が違いますから、それぞれの予算確保が必要になってきており、一律で奄振予算で同じような制度のもとでも限界が来ているなというふうに考えております。よって、人材の育成からも、私は広域連合の人的な改革と組織の改革がそろそろ必要になってきているのかなあというふうに思います。この後半5年間でしっかりと人材の育成と、そして産業の基盤を築きながら、次世代に向けた5年後の奄振法の延長のときには、しっかりと花が開くような時代が来るべく頑張っていきたいというふうに思いますし、今現在、この12年間、私の時代では、恐らく私は花は見れないような気がいたします。しかし、土に栄養を与え、茎を成長させることに力を注ぎ、あとは子や孫の時代に花を咲かせていただきたいという思いで、4年、4期の任期を全うしたいというふうに思いますので、今後とも御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げたいと思います。

○10番（是枝孝太郎君）

強い決意と、そして我が奄美群島全域のやっぱりリーダーが必要です。それを担っていけるように4期目の覚悟を持って、選挙戦に当たっていただきたいと思います。

それでは、世界自然遺産登録に関して、2020年を見込み、奄美・沖縄の世界自然遺産登録による観光客の増加を見据えて、遺産候補地の国立公園、国有林の利用規制の施行について、観光客に認定ガイドの同行が必要となります。または、車両台数、人数制限、過剰な利用を抑える具体的な内容をチラシとして作成し、配布をすることができるのか、伺いたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

世界自然遺産登録を契機に観光客の増加が予想されており、町では環境省、それから林野庁、県、町企画課、それから農林水産課で徳之島利用適正化連絡会議事務局を発足し、特に希少種、生息密度が高い林道山くびり線の利用について議論を深めてきました。

今年度、近隣集落の区長や猟友会、観光連盟、土地所有者らと会合を行い、平成31年、こと

しの7月より利用規制に向けたゲートの設置、ゲートの設置はこの3月で完成予定です。施錠を行うということが決定いたしました。今後、林野、林道山くびり線での希少種の観察などについては、原則、認定ガイドの同行が義務づけられるというところですので、4月号等での広報、それから空港や港、レンタカー会社にての規制に関する周知を行います。また、今、議員おっしゃったようにチラシ等も配布をして徹底を行いたいし、学校等のほうにもいろんな形で周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

課長にまた伺います。

利用規制が環境負荷の軽減、そして混雑の緩和による質の高い自然体験の提供等を目的としてやらなければいけないと思います。徳之島として自主的なルール設定をしっかりと作り上げていくのか伺いたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在、議論が進められている利用規制区域は、林道山くびり線のみでございます。奄美群島広域事務組合が進めています認定ガイド制度を受講した生徒の皆さんが、ホームページの立ち上げやガイドブックを作成するなど、質の高い自然体験を提供するコンテンツがつくられていますので、現在のところ公共的には林道山くびり線でございますけれども、そういった民間の力を利用して、自主的なルールをつくっていきたいと考えております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは具体的に伺います。

国立公園、国有林を利用する際の奄美群島エコツアーの推進協議会の設定において、ガイドの同行が必要であるとうたわれています。ガイド1人当たりの案内人数は何人なのか、そして、それに伴う利用時間の制限は設けて設定するのか伺いたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

ガイド1人当たりの案内人数は15名というふうに設定をしております。また、車の場合、これ林道山くびり線でございますから、最高2時間というふうな規制をかけておるところでございます。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、もっと法律的に詳しく制定するに当たって、自然保護の強化策としてルールを検

討し、条例の制定ができるのか、その方針はあるのか伺いたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

自然保護の強化策につきましては、徳之島町希少野生動植物の保護に関する条例、それから、徳之島町林道管理条例が既に制定されております。徳之島3町での保護対象種の選定や、林道周辺の自然環境の保全に向けた取り組みが、今進められているところでございます。今後、環境委員会に伴いまして、新規保護対象種の指定や保護管理条例の制定を検討します。これは柔軟に対応していく必要があると思っております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、世界自然遺産登録に向けての啓発活動が、地域ぐるみでなされておらず、忘れられている感じがあります。今後、どのような策で推進していくのか伺いたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

きのう、来年度の目標を申し上げたところでございますけれども、児童生徒、学校のほうに対するまず環境教育の充実を推進してまいりたいと、今年度まではなかなかその分野でおくれていましたので、来年度は学校の現場での環境教育の充実を推進していきたいと。また、親子自然体験、イベント等、それから環境教育で得た知識を発表するシンポジウム、子供たちが世界自然遺産登録について発表するシンポジウム等も開催を行いたいと思っております。

それから、一つ懸念材料がございます外来種につきまして、全島一斉駆除を来年度もまた行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

啓発活動の基礎となる場面としては、各学校、課長も答弁で述べているように、各学校で児童生徒に対する国立公園とは、世界自然遺産とは等の情報提供と、または総合学習を利用した勉強会、希少動物のしっかりとした認識が必要だと思えます。その点から、児童生徒にしっかりとした認識をさせた上で、家庭における保護者に対する情報提供、そういう側面から、地域の世界自然遺産に伴う雰囲気づくりができていくのではないかなあと思えます。

伺います。児童生徒に対して希少動物のハンドブックを作成し提供することにおける意識づけはできないか、ハンドブックを作成して、児童生徒に教材として提供できないか伺いたいと思えます。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在、徳之島には国の天然記念物、それから県指定保護条例種、町指定の保護条例種らが数多く生息しています。しかしながら、子供たちはもちろん、大人も知らないような状況でございます。この2月に山と母間で学士村塾の児童生徒たちに対しまして、こういう環境のテーマを持って授業を行ったことが非常に好評でございまして、これを受けまして、今年度、そのハンドブック、パンフレット、こういったものを配布いたします。また出前授業、それから先ほどもあった学士村塾での世界自然遺産の勉強会などを検討していきたいと思っております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

しっかりとした児童生徒に対する認識を提供していただいて、家庭内での話題となり、波及的に保護者、地域住民への意識づけとなり啓発運動につながっていくと思っております。

これは、あるNPO法人のパンフレットですけど、町独自でこういったハンドブック、希少動植物がどういったのがあるかというのをすばやく把握できるようなハンドブックをしっかりと作成していただいて、世界自然遺産登録の雰囲気づくりをしていただきたいと思います。

○議長（池山富良君）

是枝議員、しばらく休憩しましょう。

○10番（是枝孝太郎君）

わかりました。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。2時50分から再開します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時50分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

是枝議員。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、観光振興の産業の取り組みについて伺います。

今現在、地域ごとの観光地の発掘を行っているのか、そして、徳之島独特の観光地がしっかり選定されて、PR活動ができているのか伺いたしたいと思います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えいたします。

現在、平成29年度に徳之島町観光施設整備事業基本計画が立てられております。それによって、6カ所、一応、観光地の整備を随時していく形で、こちらのほうではなっております。現

在、ほかにも観光地の整備はやっていますけども、またこの計画に沿って随時観光地も整備をしていく予定にしております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

世界自然遺産登録が2020年になる可能性が十分にありますので、それに向けての観光地の整備と、そして地域の観光地の発掘をこれからも展開していただきたいと思います。

それでは、企画課長にちょっと伺います。

徳之島町全体をドローンで空撮し、また各地域ごとに空撮を行い、地域ごとの行事、祭り、町並みを撮影し、国立公園内に生息する動植物の紹介をするプロモーションビデオを制作し、各商業施設、空港、港、機内、船内等で上映してもらえる企画立案はできないか伺いたしたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実はドローンにつきましては、今年度、それから昨年度、ドローンの大会等が開催されたところでございまして、ドローンの活用が今後考えられるところでございます。

ドローンで撮影したビデオが実はできております。私も撮影のビデオは見てはいるんですけど、実際のそのビデオは見ておりませんのであれなんですけども、今実際ドローンを上空から映す、それから低空から映すというようなことで、違った目で今までのビデオと違って見えますので、非常に有効な観光になるのかなと。例えば、天城の犬之門蓋の眼鏡の輪、あそこを通ったり、普通のビデオはできませんけど、そういったことができますので、非常にいい観光案内というようにできると思いますので、これを例えば5年おきにつくるとか、今までのビデオは10年つくったらほったらかしにして、昔のビデオを流されておる状況でございまして、例えば5年スパンでつくるとかそういった感じで作っていただけたらと思いますので、御理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○10番（是枝孝太郎君）

そういうのがあったらあるで、私たちに提供していただきたいと思います。

一応、徳之島全体をドローンで空撮し、各地域ごとにずっと空撮して、その地域ごとの行事の展開、町並みをずっと撮影した後に、徳之島に希少動植物の内容を展開するような形をしていけば、ある程度の徳之島に対する認識が生まれてくるんじゃないかなあと感じたことから質問しましたけど、次に、徳之島の情報が全て盛り込まれている徳之島で短期間利用の可能なSIMの開発、これは外国人向け、そして私たち日本人または外国人向けにアプリの開発、QRコードの開発ができないか伺いたしたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

今、世界自然遺産登録を迎えまして、私も一番懸念しているのが、もちろん日本人の観光客でございますけども、インバウンド、要するに外国人観光客でございます。実際、外国人と申しましてもアメリカ人なのか中国人なのか、韓国人なのか、またはヨーロッパ、オーストラリアなのか、皆目、今、検討つかないところなんですけど、実際、ふえているのがそういった案内板、実際、鹿児島へ行きますと、中国語、韓国語、英語、少なくともこの3つは表示されているのが当然でございますので、まず看板等の設置、そして案内は今通訳士が5名、英語のみです。英語のみの通訳士が5名しかいません。ただ、今、スマホなどを使いますと、自分の声を英語に直したり、英語をまた日本語に直したりするシステムがございます。ですので、こういったアプリが利用できるのか、またこれは独自につくらなきゃいけないのか、その辺は今後の検討課題でございますけども、何せ時間がございませんので、今言ったのができれば活用していきたいというふうに考えているところでございます。

とにかく、インバウンドに対しての対策が今ふえているところでございます。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

しっかりとした対応をし、そしてできるのであればそういった開発を町、民間レベルではなかなか難しいと思いますので、町独自でつくり上げていただきたいと思います。

それでは、徳之島町の井之川地区における町歩きコース、30分、60分、90分コースが設定されていますけど、西郷隆盛が17日間宿泊した奥山家あたりと徳之島漁港あたりをその当時の江戸時代当時のVRの開発ができないか。それと、井之川公民館の第46代横綱朝潮太郎のその当時の相撲をとっている風景をVRができないか、開発する気持ちはあるか伺いたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実は昨年、井之川集落のこれエコツアーではないんですが、地図を片手に井之川集落をめぐるというゲームみたいなものでございまして、非常に井之川地区を知るよい機会ができました。そこで、VR、バーチャルリアリティですか、そういった眼鏡も持ちまして、それはかけますと、自動的にドローンみたいに上から自分の体が浮いているような感じで見れるような非常に有効な観光的なもの、有効な道具ではないかというふうに考えております。

ただ、今のところこのVRでどれぐらいのことができるかがまだ見えておりませんので、もしそれも観光で生かせるのであれば、ドローンも含めてVRも含めて生かしていければと思います。非常に有効な手段であり機会であると思っております。

○10番（是枝孝太郎君）

今後とも素早い対応で、どこの市町村よりも先駆けをしていただきたいと思います。

それでは次に行きます。

健康増進について、新しい国民健康保険事業について伺います。

新しく市町村から県に国保が移譲された全体像を伺いたいと思います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

県からの報告と30年度に新制度に変わりましたので、30年度中は若干その仕組み等をお話しいたします。お答えいたします。

今年度4月より県が運営主体となった新国保制度がスタートしました。ただいま、県からの報告では、鹿児島県においては、現在問題なくスムーズに移行できているということを報告を受けました。徳之島町においても同様でございます。

まず、県が示した各市町村の国保事業納付金、納付金とありますが、納めて、保険給付費、医療費ともいいます、保険者が負担する分です。7割もしくは8割、これは全額、県から交付されるものです。この納付金をしっかりと納めれば町の医療費は全額出しますよということなので、昨年、29年度までは年度末に医療費、払うお金が足りるかなと心配していましたが、そのような心配がなくなりました。ということでもありますので、仕組み的にはやりやすくなっております。

ただ、県全体の医療費、また各市町村自体の医療費の伸びを鈍化、伸びを縮めるために医療費の適正改革、市町村は努力しなければならないということです。努力者支援制度といいます。この努力した市町村に対しては、さらに県からの交付金が交付されます。一つには、特定健診率を上げるか、上がったかとか、国保税の徴収率が何%になった、上がったかとか、病気の重症化が予防できて努めたかというのが努力者支援制度の評価になって、それに交付金が支給されるものです。

仕組みとしては簡潔であります、このような仕組みになりました。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは伺います。

平成30年度国保事業納付金は幾らなのか、そして保険給付費はどれぐらいなのか伺います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

この30年度国保納付金は、30年の1月前半にもう確定しております、30年度分は3億2,325万4,000円、3億2,300万と覚えていただければいいと思います。これはもう確定しております。保険給付費イコール医療費となりますが、これは5月末まで見ないとちょっと流動的

ではありますが、予想した予算では10億5,390万3,000円、10億5,300万と覚えていただければいいと思います。ちょっと医療、その月によって3月がまだ終わっていませんし、ちょっと変動はすると思います。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それではもう1点。30年度当初残で国民健康保険基金の金額は幾らあるのか伺います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

国民健康保険基金は、ただいまのところ5,200万でございます。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、具体的に、年度は問いませんが、近い年度でよろしいですので、1人当たりの医療費の平均はどれぐらいなのか、徳之島町における。そして、県内で何番に相当するのか伺いたしたいと思います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

県から示された28年度データが最新でございます。1人当たりの徳之島町の医療費が平均で31万3,176円です。この金額は県内43市町村のうち下から4番目、39番目の安さになっております。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、それはもう確定した徴収の枠内で徴収しますけども、未申告者の国保税に対して伺います。

申告をしないと確実に税の賦課ができないわけですので、未申告者の国保税の40代未満、または46歳から65歳未満の金額を教えてください。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

わかりやすいのは1人世帯だと思いますので、この未申告者の1人世帯の国保税についてお答えします。

40歳未満は介護保険が国保保険税の中に入っていないので、40歳未満は、1世帯1人当たりの金額は4万3,000円です。そして、40歳から65歳、介護保険分が国保税の中に入りますが、これが1人当たり5万1,500円となります。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

また後ほど具体的に伺いますけど、申告者の国保税で1人世帯で所得がゼロの場合はどうい

うふうになっているのか伺いたいと思います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

所得がゼロという場合は、申告して所得がゼロという場合は7割軽減という70%減額の税金として計算されます。先ほどの40歳未満が、1年間で1万2,900円、そして介護保険が入ってくる40歳から65歳未満が1年間1万5,400円となっております。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは伺います。

この未申告者に対してどのような対策が講じられているのか。中には、所得をたくさん、しっかり所得をとっておられて未申告状態の場合で、多分、ある一定度の金額になるはずですが、所得があるにもかかわらず未申告者がいるわけですが、それに対して、未申告者に対しての対応はどういうふうにしているのか伺います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

まず、税の申告というのは、町税においては2月から1月余りかけて集落を税務課が回って申告を受け付けております。確定申告においては、3月15日だったと思います。それにより税が確定するわけですが、是枝議員がおっしゃった未申告者、所得があるかないかは、この申告というのは自主申告ということでありまして、自分で申告してもらわなければわからないということでもあります。

ただ、未申告者への広報としては、健康増進課の国保税担当課としては、4月と6月の広報誌へ掲載して、さらに8月にその後もまだ未申告の方々へは、文書で個別に未申告の場合のデメリットについてのリーフレットを郵送しております。

以上でございます。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは伺います。

未申告者に対しての何らかの法的ペナルティーがあるのか伺いたいと思います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

ペナルティーというか、さまざまな行政サービスがまず受けられないということでもあります。各課にまたがっておりますので、私がちょっと聞いた範囲内でお答えいたします。まず、住民生活課においては、年金の免除申請ができない。遺族年金、また障害年金にも影響すると。介護福祉課、介護申請ができない。保育所申し込みができない。健康増進課、入院した際には医療費が高額になって、自分で支払わなきゃいけないんですが、そこで高額なる医療費を最初か

ら抑えるために、限度額認定証というのがございますが、そういったのも発行できないということ。そして税務課、所得証明、課税証明が出せない。建設課、住宅申し込みができないと。ほかにも細かく各課であると思えますけど、大まかな行政サービスはこれらのことが未申告によりできないということになっております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、今、私たち議会でも議論になっていきます子供医療費の無料をすると、一般会計から繰り入れがふえると思うが、そうすると国保税の税は上がるのか伺います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

30年度、この制度になって、30年度においては今まで一般会計の法定外繰り入れ、約1億から1億5,000万の間で平均で、毎年一般会計から法定外繰り入れをしておりました。でも30年度においては、それをしなくても徳之島町においては賄っていけるということで、若干、足りない部分につきましては、先ほど言いました基金が少しありますので、そこで補っていき、30年度は税金を国保税率を上げないでいいという結果が出ました。

31年度においても、計算上、上げないでいけるという予測ができましたので、あした以降の当初予算のときにお話ししようと思っていたんですけど、国保事業納付金もそんなにも上がっていないので、31年度までは何とか耐え得るのではないかと思います。ただ、その基金が枯渇したときには、どうなるかということで、32年度は国保税を上げるか上げないか、結果を見てから判断しなきゃいけないと思いますが、そこに、昨日、幸先生から介護福祉課長に質問があった子供の医療費です。32年度上がるかもしれない、そこにまた医療費分が加算されたら、その分だけまたさらに国保税は上げなきゃいけないのかなという思いです。

○10番（是枝孝太郎君）

国保税は何年間上げていないでしょうか、伺います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

平成20年度から今もですけど、11年間、率は変わらずにやっております。

○10番（是枝孝太郎君）

健全なる国保の事業展開を私はしていると思います。非課税世帯には、必ずそれ相応の医療費助成がなされているわけですので、焦って財政を逼迫させるようなまねだけはしていただきたくない、一生懸命、11年間国保税を上げないで、一生懸命努力しているわけですので、平成20年からことしでいえば30年、数えれば20年も入れれば11年になるわけですので、健全な国保税の展開をしていると思います。非課税世帯は必ず手厚い保護をされているわけですので、焦って国保税の無償化をすると、何らかの形で財政に負担がかかってくるのではないかなと思

います。その分、教育、そして子育てに対しての手厚い保護をしていただきたいと思います。

それに関連して、次に移ります。

それでは、地域振興と新たな教育スタイルについて、伺います。

平成31年度教育振興において、ICT、IoT、教育環境の整備に力を入れ、思いやりと文化を育む人間性豊かなひとづくりをかけがえに、学校教育の充実において、教育の質の向上に当たっていただいております。

それでは、テレビ会議システムを活用した遠隔教育の推進、デジタル教科書、タブレット等導入を行っていくことを昨日の施政方針で述べていますけれども、ICTを活用した主体的、そして対話的で教育向上を上げるために、そのことを踏まえて学校教育課に伺いたいと思います。学校教育課における使われていない学校施設の今後の対応について伺います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

是枝議員がおっしゃられているのは、下久志分校のことだと思いますが、将来、下久志分校に通う児童がいるかもしれないということで、平成20年4月から、今、下久志分校は休校となっているところです。

その下久志集落での施設の有効利用を考えておられるのであれば、集落の総会とかで、今後、児童は下久志分校に通うことができなくなることを集落の皆様にご理解をいただき、廃校の要望書を学校教育課に上げてもらって考えていきたいと思っています。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

その要望に対してしっかり受けとめて、前向きに活動していただきたいと思います。

下久志地域の有識者で、そしてその地域ぐるみでいろいろな事業展開を話し合った結果、こういった要望書がなされているわけですので、平成29年11月に要望書として提出なされていますので、それをしっかり踏まえて、地域の活性化のための有効利用をしていただきたいと思います。

簡単でいいですけども、有効利用の内容は、簡単で結構ですので述べてもらえませんか。

○学校教育課長（尚 康典君）

有効利用の内容というのは、多分その下久志集落から上がった要望書であるんですけど、まず最初に、さっき言いましたけど、まずこの学校は文科省の承認をもらって建てられていますので、まずその下久志分校の休校を廃校にするという要望書を、やはり集落のほうからいただかないことには、その有効活用をどうしようとか、こちらのほうで言えないものですから、まずその手続としては、まず最初にもう一度集落のほうで、一応その有効利用をしたいという要

望書は、さっき是枝議員がおっしゃったように、29年に一応上がっては来ているんですけど、まず休校施設は廃校施設にしないと、一応その集落のほうで使うことができないものですから、まずはそれをさせていただいて、それから有効利用とかは考えていきたいと思います。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

その当時、要望書を提出した課長に伺いたいと思います。どういう状況でこういうふうな展開になっているのか、伺います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

今、学校教育課長が申しあげましたように、ずっと休校のままで引っ張ってきたんですけども、これは再編委員会の中でもこの件は話し合われてきて、これも下久志分校につきましては、再編等は話して含んでくださいというふうにできておりますので、もし休校が決まりましたら、この活用につきましては、集落の皆さんからいただいた要望書の中で、特に私は学校的な、教育的なものにも使いますし、例えば集落の交流をできるような施設にしても使えますし、そこでの展示とかもできます。

今、文科省の中で廃校に対する、文科省を含めて廃校に対する補助事業がありますので、その辺を活用すれば、その分校が、2階建てのほうですけど、2階建てのほうは活用できると考えておりますので、いろんな案が出てくると思いますので、ぜひ活用を考えていきたいと、指導していきたいと思っております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、企画課長に再度伺います。

もし、申請が通って、通った場合、地方創生における事業展開ができないか、そこに支援、助言ができないかを伺いたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

地方創生の計画につきましては、31年度は終わりでございますけれども、それ以外の事業、今申しあげましたように文科省、廃校の事業の利用もできますし、それから奄振の活用、それから地区振興事業等もございますので、いろんな事業を何がいいのかというのを含めて考えまして、集落の皆さんと話し合っていければ、よりよいものができると思いますので、理解、御協力をお願いしたいと思います。よろしく。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、よろしくをお願いしたいと思います。教育委員会並びに企画課。

それでは、次に行きます。

徳之島町におけるNPO法人が、新たな教育スタイルで、新年度以降に開設するに当たって、教育委員会として、どのような考えと協力体制ができるのか、伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

9月の議会で、多分議員が聞かれたフリースクールの件だと思いますけど、一応文科省において、平成29年3月の「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について」のという中で、不登校児童生徒の多様な状況に対応したきめ細かい支援を行うため、教育委員会、学校と民間の団体等々が連携し、相互に協力、補完し合うことが重要であり、また、不登校児童生徒が通う場を通じた支援を充実させる上で、民間の団体等の連携協力の取り組みなどにより、その活動の充実が図られることは重要であると。このため、教育委員会においては、民間の団体等との定期的に協議を行う連携協議会を設置するほか、民間団体との連携による不登校に関する会の開催など、体制強化を進めていきたいと思っています。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

尚課長がすばらしい答弁をしていただきましたので、これ以上の追及はしませんけど、今後ともフリースクールに関しては、教育委員会の力なしでは前に進んでいけませんので、よろしくをお願いします。

それで、関連で、もし子供がそこに通うわけですので、義務教育児童生徒の教材、国から支給される、支給という言葉が正しいのかわかりませんが、支給される教材、そして授業料以外の副読本、副教材に関して、例えば資料集、ドリルテスト、ワークノート各種、理科、家庭科、書写ノートの費用、学校で言えば学級費として児童生徒から徴収しています。この教材に対して助成はできないか、伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

一応教材費に対しての助成の件なんですけど、今、実際に小学校では、大体平均に一応学校の教科の教材費として平均8,000円ぐらいで、中学校で9,000円ぐらい負担してもらっています。

その補助につきましてなんですけど、今、一応徳之島町としまして今の現状はとりあえず、負担をしてもらっている現状です。

○教育長（福 宏人君）

「学校における補助教材の適切な取り扱い」という通知が、平成27年法に文科省から行われています。補助教材とは、今、先ほど議員がおっしゃった、いわゆる教科書以外のものです。その中には、先ほど申し上げたとおり、問題集とか学習帳とかいろいろございます。

それで、先ほど、学校教育課長からあったように、大体平均、年間で1万円、年間で大体子供たちが今実際に補助教材として使っている、そのいわゆる教材費は、小学校も1万、あと中学校も1万前後というようなものになっています。

この補助教材についての今後のその補助ということなんですが、この補助教材の内容の取り扱い及び留意事項の中にいろいろ何点かありますが、その中で、教育委員会としては、学校が補助教材を購入するためには、こういったような補助教材を使いたいということで、毎年一応申請がございまして。

その申請に基づいて、学校のほうでは、これだけ買いますということで保護者に対して集金をしている、こういうような状況ですが、ただ補助教材につきましては、高額なものも実はあるんですね、いろいろと。文科省のこの取り扱いの通知の中で留意事項ということで、こういう一点があります。「その補助教材の購入に関しては、保護者等に経済的な負担が生じる場合は、その負担が過重なものとならないように留意する」というようなこともございまして、ある程度全て補助教材として認める、なるべく保護者負担を軽減させるというようなこととございまして。

今後、補助教材へのいわゆる一部支援ができないかということなんですが、現在、例えば、母間、花徳、山、いわゆるICTで文科省の実証事業を受けたところには、ドリル、デジタル型の補助教材というか、例えばドリルに関して申し上げますと、そういったようなデジタル化のものを導入して子供たちにさせています。

問題数が3万5,000題ぐらいのすごい問題数の数がある中で、子供たちはそれを学校で使い、それから家でも使って、一部タブレットの持ち帰りをさせていますので、それから学土村で使ったりということで、今、多方面に使われています。

今後、タブレットがないところは、今、子供たちがこのドリルで今勉強しておりますので、今後、デジタル化も含めて、そういったような補助教材もデジタル化になってくると思いますので、そこで今後どういうふうにして、そういったのが学校に導入できるのか、それについてはまた町といろいろ検討していきたいというふうに考えております。

今後、この今子供たちはドリルで紙媒体でやっておりますが、これが今一部では、もう紙媒体でもできる、さらにそのデジタルでも今できるようになっておりますので、そういったような特徴も捉えまして、今後これについてはどうしていけるかちゅうのを前向きに検討していければというふうに考えております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

ありがとうございます。

ちなみに、徳之島町全体の小学校1年から6年の副教材費、約ですけれども、521万9,240円、

中学校の場合で、1年から3年まで332万円という、総額853万9,240円ですけれども、2分の1補助、3分の1補助でもいいですので、そういった教育関係に今後邁進させるためにも、何らかの手だてを与えてもらいたと思います。

そうした中で、私たちの徳之島の未来が築けていくわけです。教育をある程度の教育の発展が、私たち、我が徳之島町の発展につながっていきますので、そういった点から考えてもらいたと思いますけど、町長の考えを伺いたと思います。

○町長（高岡秀規君）

徳之島町といたしましては、今、教育長のほうから話がありましたように、しっかりと子供たちの生きる力というものを身につけさせるための教育環境を整えるということで、今進めておるところであります。

ちょうど2040年度の問題がありますが、実際に今、2020年、今の子供たちが2040年度に迎えるときのちょうど生産人口の働き盛りとなるわけです。だからこそ、今の教育環境が必要であるということから、もう数年前から教育環境を整えているところです。

今、副読本の話がございましたが、保護者に負担がかからない程度の教材、そしてまた、さらに充実した教科書があるということです。もし保護者の負担がかからない教材が、今の学力向上のネックになっているのであれば、さらに高くてもいいから、いい教材があるかないかは教育委員会と話し合わなければいけないというふうに思いますので、一部補助については前向きに考えたいと思いますし、そして、新たにデジタル教科書が、今徳之島町は町費の単費でやろうとしています。国や県に対して、デジタル教科書も義務教育の一環ですから、無償提供すべきだろうと私は思っているわけですね。

そうすると、その予算はどこに使えるかというところで、ほかの教育費にも使える可能性がございますので、予算の枠組みをしっかりと無駄のないよう、そしてまたさらにその無駄があるからといって、子供たちの成長の可能性を引き裂かないように、しっかり対策を打っていきたいというふうに思います。

○10番（是枝孝太郎君）

真剣に議論していただきまして、ありがとうございます。前向きに検討していただきたいと思えます。

高岡町長におきましては、4期目を目指すという志の中で、奄美群島の若きリーダーとして、今後とも活躍していただきたいと思えます。

それでは、是枝の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（池山富良君）

お疲れさま。

次に、松田太志議員の一般質問を許可します。

○3番（松田太志君）

皆様、こんにちは。

是枝議員の熱のこもった一般質問の後ではありますが、私、松田太志が、通告の3項目について、質問をしたいと思います。

まずは、地域おこしについて質問をしたいと思います。

先日の2月14日、議員大会、天城町の防災センターで開催をされました。その際に地域おこし協力隊の3町の取り組みが話されました。3町のさまざまな取り組みを見まして、大変興味を持ちましたが、我が徳之島町の地域おこし協力隊の現状と課題について、お伺いをいたします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

徳之島町の地域おこし協力隊の現状について、お答えいたします。

本町では、現在3名の方が地域おこし協力隊として活動しております。

ちょっと概略だけ申し上げたいと思います。

1番目に、ICT伝道師、これは企画課の管轄でございます。みらい創りラボ・いのかわを拠点とした地域活性化事業、企画・実践、それからプログラミング、教育等の普及を現在行っているところでございます。

2人目が、北部のシマづくり推進隊として、北部地域をフィールドとした都市・農村交流事業の確立を行っております。これは支所の管轄でございます。

3番目、手々地区ふるさと留学センター館長といたしまして、現在、手々小・中学校に留学している、ふるさと留学生の学習面、生活面、全般のサポートといったものを行っております。学校教育課の管轄でございます。

詳細については、また各課で述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○3番（松田太志君）

先ほども伝えました2月14日の議員大会の際に配られました参考資料になります。総務省が出しております資料ですが、「地域おこし協力隊の定住状況に係る調査結果」というものになります。

任期を終了した隊員の基礎情報なんですが、男女比率でいきますと、男性が6割、女性が4割ですね。その中で定住している人数、100%ではないんですが、ある程度島のほうに根づいて、その地域おこしの場所に根づいて、さまざまな活動をそのままされている状況があるようです。

その状況が、観光関係であったり、地域づくり、医療、移住、交流関係、島で言えば、農業、

畜産業を含むものであったり、林業、漁業を含むものが、地域おこし協力隊として根づいている現状があるようです。

鹿児島県全体でいきますと、任期終了33名のうち、定住者数が22名、約66%の方が定住している現状があるようです。

以前、徳之島町のほうで地域おこし協力隊を募集した過去がありますが、今後、この地域おこし協力隊を募集していくような段階というのがありますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実は、企画課のほうで、来年度、環境教育分野の地域おこし協力隊を1人、考えております。それから社会教育課のほうでも、トレーナーですか、の地域おこし協力隊を考えていると思います。

今出ました課題の分野で、地域おこし協力隊を根づかせるための方策といたしまして、私が考えているのは、やはり島の地域に飛び込む、地域と交流をする方が、やっぱり定住をしているのではないかなど。先ほど、福岡議員の質問の中で龍郷町の話が出ましたけれども、その先導的役割を担っている方は、地域おこし協力隊の方で、この方は、歴史・文化もう全て、その職員よりも知っているというふうな形で、プログラムをずっとやっていらっしゃると聞きました。そういったのは、一つのヒントになるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○3番（松田太志君）

今現在いる地域おこし協力隊の中で、みらい創りラボの方は、私もお会いしたことがありまして、この北部のシマづくり推進隊の方についてはまだ、天城町のほうではお会いできたんですけど、なかなか話をする機会がなくて、また今後お会いできればというふうに考えております。

ちょっと早いんですが、次の質問に行きたいと思いますが、今後、地域おこし協力隊を募集しながら、今現在、この地域おこし協力隊とは別に、集落支援員というふうな制度があります。これについて、担当課長はどのように理解をされていますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実は、集落支援員という制度は、もう平成20年度には既にできているということで、実は、私、松田議員から言われて、ああ、この制度があったということで、非常に恥ずかしながら、きょうは非常に議員さんに怒られたり教えられたりすることが多くて恐縮なんですけど、実は、うちは公務員の役場職員のその張りつけということで、私は非常に興味を持っておりまして、これは一応総務課のほうで、今、集落担当職員というのを張りつけをしております。これは、

要は集落と、それから役場をつなぐ担当ということで、今28名かな、という方が一応張りついていると思います。とそれから区長さんがいらっしゃいます。

その区長さんで集落の活性化を図れるというふうに思っていたんですけども、この支援制度がありましたら、これは有効に活用できるんじゃないかと今考えております。特に九州では、九州地区が一番多いそうで、実際の人数が1,167名、これは全体で1,167名、選任のみでということでございますので、これは非常にいい制度だと思っております。

ただ、財政の面で、特別交付税、特交措置になっておりますので、見えないところがございます。ですので、非常に慎重に検討して、できましたら松田議員と一緒に考えて普及を図っていただければと思っております。

以上です。

○3番（松田太志君）

私も、地域の地元の方から、集落支援員の制度のほうをお伺いしましたので、まだまだ勉強不足の点もあるんですが、やはり総務省が集落支援員のほうをネットのほうで出しています。

集落支援員は、地方自治体から委託を受け、市町村職員とも連携しながら、集落の目配りとして巡回、状況把握を行います。過疎問題、懇談会で提言でなされ、2009年から全国の自治体で導入されているというふうなことです。

大島郡内でも、この集落支援員は、まだ一人もいない状態ですので、大島郡内に先駆けまして、ぜひ形としていただければというふうに感じますが、高岡町長は、この集落支援員についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

制度自体は認識しておりましたが、今、企画課長がおっしゃったように、特別交付税であったということと、Iターンではないということでしたね。そして、ほかの地域も過疎地域から考えるものですから、視点がどうしてもIターンに目が行って、Uターンに目が行っていたということで、地元の人を育てるということを重要視していなかったわけですよ。それで徳之島町は、美農里館であったり、TMRセンター、地元の人を育てようということで、地味であったんですが、政策を続けてきました。

今後は、地域において張りつけも、南大隅町が実は役場の職員を各集落に張りつけていたわけですね。そして予算もわかりやすい予算書をつくっていたわけですよ。そこで、町村会の中で意見交換をした中で、これはすばらしいものの考え方だということで、わかりやすい予算書を提起しました。

そして、集落に役場を配置することによって、なお近い役場というものを目指そうとしたわけですね。そこで、一般の方がどれだけの人材がいるのか、そしてまたどれだけの活躍の場があるのかを再度検討して、各課と調整しながら検討していきたいというふうに思います。

○3番（松田太志君）

ぜひ、地元の方にも、いろんな知識を持った方々もいらっしゃいますので、この集落支援員についても掘り起こしのほうをお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に行きたいと思います。

畜産振興について行きたいと思います。

本日とあしたは、徳之島市場のほうで子牛の競り市が開催されております。少し時期はかぶるんですが、その点につきながらも、この振興について外せない問題でして、死亡獣畜の適正処理についてお伺いをしたいと思います。

まず、この死亡獣畜について、担当課長がどのように理解をされているか、お願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えします。

死亡獣畜に関しましては、化製場等法令が幾つかございまして、まず化製場等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、牛の個体識別のための情報の管理伝達による特別措置法、それに牛海綿状脳症対策特別措置法、要するにBSE特措法の関係の法令があります。

それを含めて、現在、死亡獣畜に関しましては、現在48カ月以上については、県家畜保健所徳之島支所の職員により、BSEの検査を行い、焼却処分を行っており、その他の48カ月未満の死亡獣畜に関しましては、埋却処理を行っております。これについては、徳之島保健所の届け出等、現地確認を行っております。今後、焼却処分については、96カ月以上に月齢が引き上げられる予定となっております。

以上です。

○3番（松田太志君）

課長が理解されていまして、よかったですと思います。

現在、大原のほうにあります火葬場では、この死亡獣畜は、BSEの検査を行いまして、48カ月以上の牛ししか対象ではないんですね。現在、徳之島のほうでは、1万4,000頭の牛が生産されています。そのうち繁殖雌牛が9,000頭、子牛が5,000頭、飼われている現状があります。その中で、やはり病気や事故で死亡する牛も出てくるのも現状です。

先ほど、担当課長からもありましたが、死亡牛を処理する際には、法律を守って適正に処理する必要があります。化製場等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、BSE特措法ですね、あるんですが、この48カ月未満の牛の死亡の際には埋却するんですが、この埋却の際に保健所の調査がありまして、こういった場所は埋めてはいけない、どれぐらい穴を掘らないといけない、地面から何センチ以上、盛り土をしないといけないというふうなことがあります。担当課長は、そこら辺どのように理解をされていますか。

○農林水産課長（高城博也君）

まず所有地に埋却ということであります。また、所有地でない場合は、当然、所有者の許可というか、承認が必要であるということと、地面から、地面というか、上から大体130センチ以下、下に埋めるということでなっております。

なおかつ、できれば、その確認の写真とか、深さがそれだけ入っているというふうな確認の写真を添付した上で、添付と同時に、また保健所の職員にこれは確実性を持って確認さすというふうになっています。

また、埋却した場合は、その後2年間ほど、その埋却地のもの、場所については、その状態を保つというふうになっているようであります。

以上です。

○3番（松田太志君）

徳之島における死亡獣畜の処理状況について、私もいろいろ担当の方と調べました。昨年度の死亡獣畜特別処理許可申請対象である48カ月未満の死亡牛の数は、523頭、これは3町でしたが、申請件数が142件といった現状があるようです。381頭は、不法に埋却されている状況だというふうな現状があるようです。今年度は、2月18日現在、255件の申請がなされているとのこと。

この問題は、実際は畜産農家が知らなかったというふうな現状があるようで、家畜競り市まで、毎月勉強会が行われているんですが、その際に、家畜保健所であったり、保健所の県の職員の方が来られて、死亡したときには48カ月未満は申請書を提出しないとイケないというふうなことで、少しずつではありますが、申請書の提出がされている現状があるようです。

徳之島ほど畜産が盛んではない沖永良部や与論には焼却施設があり、適切に処理されている現状があるようです。埋却は、土壌汚染、水質汚染等の原因になる可能性があります。先ほど、ほかの議員の方からもありましたが、世界自然遺産登録を目指す、地域にとるように、徳之島町のみならず広域的な問題だと思いますので、本来であれば広域で上げるべき問題かもしれませんが、まずこの場でちょっと上げさせていただきました。

広域的な問題ということで、他町のほうにも呼びかけて、問題解決を呼びかけていけないと思いますが、高岡町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

この問題は、一度、伊仙町の町長、大久保町長ともお話の意見交換をしたことがあります。やっぱり必要であるということは間違いありません。どういった運営形態にするのか、広域でやるのか、そして公設民営とするのか、あと場所等も地域の皆さんの理解を得なければいけないという大きな課題がございますので、これは民間でできることではないかもしれません。よって、公設へ向けて3町で投げかけてみたいというふうに思います。

○3番（松田太志君）

前向きにほかの町とも話し合っていて、この現状を解決していただければと思います。

ちなみに、現在、そのBSEの検査をして火葬する施設なんですけど、処理能力が成牛2頭を処理できまして、焼却炉が4,200万、建屋が2,000万、重油が1回牛を焼却するのに10万円ほどかかるそうです。そして、保管用の冷蔵コンテナが1基300万するということですので、なかなか値段となってきますので、慎重かつ少しでも前向きにほかの町と検討していただければと思いますので、お願いをします。

担当課長からも一言、もう一度いただいてよろしいでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

町長の答弁にもあったように、死亡獣畜施設に関しましては、現在、家畜保健所でも使用されているものも含めて、県と協議したいと思います。

また、今後については、JA、共済組合、保健所、家畜保健所、徳之島町を含めた、3町を含めた処理施設の建設等を、事業でできるかどうか、またそのあるものを委託できるかどうか、そこも含めた上で、どういった処理がいいかを検討の場を持ちたいと思いますし、これまでに、一応2回ほど検討会がされているようで、それをさらに進めていきたいと思います。

以上です。

○3番（松田太志君）

それでは、少し早いですが、次の最後の質問に行きたいと思います。

福祉について質問をしたいんですが、12月議会でも上げました、平成31年度の保育園入所申し込みについて、お伺いをしたいと思います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

来年度の保育所の入所申し込みにつきましては、昨年の11月末に、第1次の受付を終了しております。

本年1月24日に第1回の入所選定委員会を行いまして、2月28日現在、1次、2次の受付で申し込まれた申込書につきましては、認可の4園、へき地の2園、6園を合わせて定数が359名ですが、申し込み数が357名となっております。

定数を超えている保育園が、亀津、亀徳の2園となっております、特に1歳児につきましては、大幅に定数を超えているような状況です。

これから入園調整が必要になってきますので、他園への調整を今後やっていきたいというふうなことです。今後につきましても、転入による申し込みの増減とか、年度途中で緊急的な申し込み等もありますので、各園ともに入園者数は増加する傾向ではないかと考えております。

待機児童につきましては、現在のところは、4月1日現在、4月当初の段階では、待機児童がないものと見込んでおりますが、年度中につきましては、発生する可能性もあると思いま

す。

以上です。

○3番（松田太志君）

担当課長、前年度と比べると、各保育園等どれぐらいの待機の差がありますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

待機の差というのはちょっとあれなんですけど、先ほども言いましたように、亀津、亀徳の保育園につきましては保育定数があるんですけど、それを120%以上超えた形で、子供たちを預かっている状況で、待機は以前ほどはないような状況です。

○3番（松田太志君）

北部地区の子育て世代の方が、仕事の理由とかで、亀津であったり亀徳のほうに保育園を利用されているというのが何名ぐらいいらっしゃるか。今現在でわかりますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

ちょっと今、北部地区の方ということでは、ちょっと数字がございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○3番（松田太志君）

後ほど、また書類のほうをお願いしたいと思います。

今年度、小規模保育園のほうができまして、若干定員のほうがふえた様子ですが、1歳児については、大幅に定員数を超えていると。早く職場に復帰したいというふうな現状もありながらだと思います。

早い段階で徳之島町が子育て支援員、そういった施策を打ち出しまして、保育士がなかなか足りない中、小規模であったり、亀津、亀徳、またへき地保育所に、そういった方々が働いているというふうなことは、こういった待機児童の減少につながっているんだと思います。

これに伴いまして、次の徳之島町子ども・子育て支援事業計画についてお伺いをしたいと思います。担当課長から。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

徳之島町子ども・子育て支援計画、以前もお話しいたしましたが、平成27年から、この31年度まで第1期として策定しております。各種子育て支援事業を進めているところです。

そして、第1期の計画が、31年度で終了いたしますので、現在、32年度からの2期計画の策定に向けて、今月行うんですけど、子育て世帯を対象にアンケート調査を行うことにしております。

アンケートの内容の結果を受けまして、徳之島町子ども・子育て会議で内容について協議をいたしまして、31年度末には、計画を策定したいと考えております。

○3番（松田太志君）

アンケートを、子ども・子育て会議のほうで作成しまして、2月に取りまとめて3月にできるかと思ったんですが、慎重な意見等もありまして、今回は間に合わなかったようです。

子育て世代の方々、多くの方にこのアンケートの調査を求めまして、これから集計すると思うんですが、徳之島町が子育て会議の中で上がったテーマが幾つもあります。その中で、乳幼児医療を無償にしたほうがいいのかというふうな御意見もありました。

多くの方々から、まずは人材育成が先だろうというふうなことで、子育て支援員というふうな制度があるということで、町長がかじをきったわけです。高岡町長は、このかじをきった理由についてどのようにお考えでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

実は、松田議員は御存じのように、松田議員も議員になってすぐに、保育士等の問題等について要望しておられました。また、そして子育て会議には、必ず私は出席をして会議の意見を聞くようにしております。

そして、以前より保育料の無料化でありますとか、乳幼児医療の無料化について意見が出ておりましたので、まず現場の意見を聞こうということで、保育園の園長さん、そしてまた病院関係者、そしてまた全国にいる私の友達のお医者さんであるとか、保育園の保育士もいますので、意見を聞いた中では、無料化イコールいい政策とは言えないと、医療費の無料化によって起こされるデメリットのほうが大きいということでした。ただほど怖いものはないということの意見がございました。そしてまた、保育料の無料化についても、実際に保育園の現場から、これはいかななものかという話がございまして、まだやることがあるだろうということを伺ったわけですね。

その中で、保育士が足りない、そして、みなし保育士、それぞれが外に行って研修を受けないといけないとか、そういった予算がかかるので、何とか徳之島町内でできないかというところから実はスタートしてございまして、全国の平均の特殊出生比率、そしてまた生産人口が実際のふえた事例というものが、何によってもたらされたかといいますと、実は保育園の待機児童をゼロにした地域というものは、子育て環境が整っているということで、若い世代が都会のほうでは多くなってきたという事例があったわけですね。そこを参考にしながら、本来の実績のある数字で上がっている施策をとろうということから、今現在進めているところでありまして、この間の子育て会議でも、待機児童をもうなくすのもいいと、そして10月に保育料が無料になるのも、もしなつたとしても、現場では何が起こるかということ、一番危惧しているのが人材不足です。そして、不平等な私はこの制度だと思っておりますが、働いていても、働いていなくても、みんなが保育園に通えるような時代をいつかはつくりたいといけないとなると、保育士の問題が一番大きな課題になるであろうというふうに考えております。

○3番（松田太志君）

高岡町長が、子ども・子育て会議に出させていただいて前向きな答弁をしていただいております。そして、北部地区の問題であったり、子育て支援員の問題であったり、さまざまな問題が出てくる中で、一人もしゃべらない委員の方はいないんですね。座長がしっかりとさまざまな方々から意見を掘り起こして、しゃべりにくいというふうな空気はまずありません。もうそれこそ6時半から始まった会議が9時前まで行くこともあります。休憩も入れずにですね。これは担当課長もそうなんですが、担当職員が本当にお忙しい中、保育の保育園の割り振りもある中、苦勞されている現状もあるようです。

少し若干話がそれますが、南海日日の2019年1月14日、私もちょっと目を引きまして、うっと思っただんですが、子育て支援の拡充ということで徳之島町の名前が挙げられております。「対応遅れる徳之島町」、こういったことで挙げられていまして、私も子育てをしながら、子育ての委員をさせていただいている中で、何点も疑問に思った点があります。高岡町長はこの記事をごらんになられましたか。またなられて、どのように感じましたか。

○町長（高岡秀規君）

たしか、これは正月早々だったのじゃないかと思いますが、実は、その国交省の会合に出ているときに、ほかの町長から、新聞に出ていたということで、普通は記者の目というのは批判的なものはないんだけど、今回は珍しくおもしろいというか、視点が違う記事が載っていたよということで、実はどんな記事かなと思っていましたら、私が考えていることが真逆な書き方をされていたということで。私は、実はきのうの幸議員の気持ちはよくわかるわけですよ。だから自分のその考えて意図とした言葉がはしょられると、相当な誤解を生んでしまうということですね。

だから、私は最先端に行く子育てを目指しております、時代おくれとか、おくれであるという言葉は、絶対に徳之島町ではあり得ないと実は思っています、おくれるということは、やるべきことがやっていないという意味なんですね。私は、やるべきことはしっかりとやって、そして無償化についてもそういったものは、本来法的にはやるべきかどうかというものは、市町村の判断でいいわけですよ。

だから、本来の子供たちの視点に立ったときに、親ではなくて、どういった教育環境が必要であるか、何が不足しているのかを的確に判断をしなければいけないので、子育て会議には私は必ず出ているわけですね。現場の声です。そこを生かすことこそが、最先端に行く子育てにつながる施策をとれるものだと思いますので、その記事を見たときには、やはり言葉の誤解を生むときの怖さというものを感じたところであります。

○3番（松田太志君）

町長、私も子供が3人いまして、町によって財源や抱えている課題は違うわけですね。その

中で、子育て会議の中に出て、いろいろな方の委員の御意見をいただくんですが、まずは先ほどもありました医療費の無料でも、人を育てることが先だろうということで、担当職員、町長が予算化された流れがあるわけです。

そして、今月、子育て会議の中で出ましたアンケートが集約されまして、各子育て世代の方に配布をされるんですが、そういった意見を今後子育て会議でもしっかりと集約して、次の子育て計画に生かせるように流れをつくり出していければというふうに感じております。

子育てといいますと、介護福祉課だけではなく、学校教育もかかわってくると思うんですが、学校教育課長並びに教育長は、この子ども・子育て事業計画について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○教育長（福 宏人君）

来年度、新1年生が町全体では約105名ということで、それぞれ保育所、幼稚園で教育をした子供たちが、次はまた小学校に上がるということで、今、例えばその幼保、それから幼児期から児童へということで、滑らかなこの教育的な接続な非常に大事だと言われています。

子供たち、将来を担う徳之島の子供たちについては、さまざまな関係団体が、子育てについていろいろな御意見をいただきながら、それが小学校段階で、さらに伸びていくような教育環境づくりは、今後とも進めなければいけないというふうに考えているところです。

今、全ての子供たちが、どんな地理的環境とか経済的な環境とかいろいろありますが、ただ子供たちが、自分のその夢を実現させるようなそういう環境づくり、それにつきましては、行政が、保護者も含めてさまざまな意見を出していただきながら、よりよい姿に進めていくという必要があるんじゃないかというふうに私自身は考えているところです。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

一応、自分は1月に学校教育課に来まして、2月末から2回、この会議に参加させてもらったんですけど、本当にさっき松田議員がおっしゃったように、各団体というか、各関係者の皆さんのすごい熱意というか、いろいろな意見を本当にいっぱい聞かされて、自分は今まで本当にそういうところでちょっといなかったものですから、本当に徳之島の子供たちのために全員いろんなことをいろんなことを考えて、いかにしたらどうよくできるかというのを考えてもらっているなど非常に思いました。

本当この会議を通して思ったのと、こういうふうにみんなで一緒に頑張ってやっていくことはやっぱり大事だと思いますので、これからも学校教育課も一緒になって、介護福祉課とか、あと団体さんと一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○3番（松田太志君）

最後になります。先ほど、教育長と学校教育課長には振る予定ではなかったんですが、いい言葉が聞けましたので。この時期は担当職員の方がものすごい頭を悩まして、各保育園に割り振りをしたり、いろんな保護者の方からいろんなクレームがあったりする時期なんですね。今の職員は、すごい精神力で持っていると思います。よくやっているというふうに感じております。

また、その職員のみならず、介護福祉課の保育にかかわる職員、そして学校教育課の職員の方々もよくやっていることだというふうに感じております。

また、子ども・子育て会議にかかわる委員が大変すごい熱を持っていろんな意見が出てくるんですね。この意見をしっかりと形に変えて、子ども・子育て会議の中での計画にしていきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（池山富良君）

お疲れさま。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月8日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時12分

平成31年第 1 回徳之島町議会定例会

第 4 日

平成31年 3 月 8 日

平成31年第1回徳之島町議会定例会会議録
平成31年3月8日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

○日程第 1 議案第 1 号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について ……………（町長提出）

○日程第 2 議案第 2 号 徳之島町農業研修施設の設置及び管理に関する条例の制定について ……………（町長提出）

○日程第 3 議案第 3 号 徳之島町課設置条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第 4 議案第 4 号 徳之島町情報公開条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第 5 議案第 5 号 徳之島町個人情報保護条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第 6 議案第 6 号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第 7 議案第 7 号 徳之島町税条例等の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第 8 議案第 8 号 徳之島町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第 9 議案第 9 号 徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第10 議案第10号 徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第11 議案第11号 平成30年度一般会計補正予算（第6号）について ……………（町長提出）

○日程第12 議案第12号 平成30年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について ……………（町長提出）

○日程第13 議案第13号 平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について ……………（町長提出）

○日程第14 議案第14号 平成30年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について ……………（町長提出）

○日程第15 議案第15号 平成30年度公共下水道事業特別会計補正予算（第

- 4号) について …………… (町長提出)
- 日程第16 議案第16号 平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) について …………… (町長提出)
- 日程第17 議案第17号 平成30年度水道事業会計補正予算(第4号) について …………… (町長提出)
- 日程第18 議案第18号 平成31年度一般会計歳入歳出予算について …… (町長提出)
- 日程第19 議案第19号 平成31年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について …………… (町長提出)
- 日程第20 議案第20号 平成31年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について …………… (町長提出)
- 日程第21 議案第21号 平成31年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について …………… (町長提出)
- 日程第22 議案第22号 平成31年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について …………… (町長提出)
- 日程第23 議案第23号 平成31年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について …………… (町長提出)
- 日程第24 議案第24号 平成31年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について …………… (町長提出)
- 日程第25 議案第25号 平成31年度水道事業会計歳入歳出予算について …………… (町長提出)
- 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について …………… (町長提出)
- 日程第27 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について …………… (町長提出)
- 日程第28 議員派遣の件
- 散 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
総務課長	東弘明君	企画課長	向井久貴君
建設課長	亀澤貢君	花徳支所長	瀬川均君
農林水産課長	高城博也君	耕地課長	福旭君
地域営業課長	秋丸典之君	農委事務局長	福田誠志君
学校教育課長	尚康典君	社会教育課長	茂岡勇次君
介護福祉課長	豊島英司君	健康増進課長	芝幸喜君
収納対策課長	安田敦君	税務課長	中村俊也君
住民生活課長	政田正武君	選管事務局長	清山勝志君
会計管理者・会計課長	福永善治君	水道課長	清瀬博之君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第1号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（池山富良君）

日程第1、議案第1号、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第1号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、町長、副町長及び教育長の給料月額を平成31年4月1日～平成32年3月31日までの間、10%減額支給するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

毎年、10%減額があったと思いますが、その理由を再度お尋ねしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

毎年、10%ということで今お願いしていますが、これは、条例改正という意見もございしますが、町長職というものは私だけではありません。次に町長になる方もいらっしゃいます。その都度の判断で給与というものは定めてあるのでいいのではないかなということから、毎年条例を変えずに10%の減額の条例提案をしているわけでございます。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○総務課長（東 弘明君）

条例制定について今御説明をしますと、地方教育行政のその組織及び運営に関する法律の一部改正の法律というのがありまして、平成27年4月1日以降に新たに教育長になった方を新教育長と言います。

前教育長が教育委員会の委員の一人であるのに対し、新教育長は、教育委員会の構成員であります。委員ではないとされました。また、前教育長は、任命に議会同意を必要とする教育委員会の委員として特別職の身分を有するとともに、あわせて教育委員会が任命する教育長として一般職の身分を有するものでありましたが、新教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職であることから、特別職の身分のみを有するものとなったため、新教育長は、特別職の職員の給与特例で定めることとなったということで、今回条例制定をしているところでございます。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第1号、特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第2号 徳之島町農業研修施設の設置及び管理
に関する条例の制定について

○議長（池山富良君）

日程第2、議案第2号、徳之島町農業研修施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第2号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町農業研修施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決

を求める件であります。

内容は、新規就農者や高収益が見込める施設栽培農家へ農業指導を行い、担い手を育てるため、花徳地区に徳之島町農業研修施設を設置し、必要な条例を定めるものでございます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

現在の建設の状況はどうなっているのか。そして、管理運営は日常的にどういう形で行われるのか。例えば役場職員の農林水産課の職員が、そこに張りつくのか。そして指導者等はどのように選ぶのか。管理運営の運営委員長ですか、施設長はどういうふうな形で決定するのでしょうか。

ここに運営委員会というのもありますけれども、この内容についてどうなっているのか。そして、必要な事項は規則で定めるとありますが、これはどういう内容になっていますか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、工事のほうは、ほぼ検査の段階であります。ほぼ終わっている状態でありますので、検査の次第、使えるような状況に入っていると見ております。

管理運営のほうは、農林水産課担当職員が1名、配置予定にしております。専任で2名のほうは当たるというふうになると思います。

また、指導者については、もう既にある程度の目星はつけてあり、本人の内諾等は受けてあるようでありますので、その指導者については、この指導の技術の能力のある方をある程度配置するようになっております。

運営委員会に関しましては、運営委員会の構成委員は、農林水産課長、農林水産課担当者、農業研修施設指導者、徳之島事務所農業普及課、あまみ農協園芸課で、運営委員長については、運営委員会の協議のもと置くことになっております。

その規則については、ただいま言いました運営委員会の構成委員並びにその営農研修ハウスの管理の方法、また農業器具倉庫等の管理、育苗ハウス等の管理についての規則。以上をこの条例とともに施行するようになっております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

研修については、町内のみ受け入れでしょうか、他町からもオーケーでしょうか。そして有料なのか、無料なのか。そして、施設長は1人か、指導者かな、1人でしょうか。どういう資格をお持ちなのでしょう。施設長イコール指導者なのか、別なのか。そして、ここの今規則

のところがちょっと曖昧な感じがするんですけども、議会には、いつこの内容が示していただけののでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

まず、この町外からも一応募集を募っております。指導者に関しては、指導者イコール施設長というふうな形で認識している、そういうふうな形でもっていくということで、この指導者の能力については。（発言する者あり）この研究生については、日当を払いながら、実際に就農の準備もしていただくというふうな形になります。

この規則については、この条例が制定とともに規則を同時に示すことができますので、条例が制定されないと委任条項も出てこれないので、条例を審議いただいた上ですぐ即座に出せるようになっております。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

施設長であります技術指導者、この方は、徳之島農業高校で実習の先生をされた方で、もう定年をされた方なんですけれども、実際に施設園芸を定年後もずっとやられている方で、その方を指導者としてお願いをして承諾を得ているところでございます。

○9番（幸 千恵子君）

その方は、町内の方でしょうか、お尋ねします。

ここができれば、3町、島内に利用していただける、期待できるものだと思っておりますけれども、ちゃんとするんだらうかという不安の声もやっぱり周りで聞こえますので、しっかりと作り上げていただきたいと思っておりますけれども、その決意をお聞きしたいと思えます。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

指導者につきましては、伊仙町の在住の方でございます。そして、それぞれ各町営農研修支援ハウス、施設をそれぞれでもう整備しておりますので、徳之島町は、徳之島町の町内の人及び島外の方の受け入れをして、施設園芸農家の育成を図るということで、今この施設の利用方法は、そういう形で今後進めていくような形になります。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（徳田 進君）

この施設で研修する生徒は、就農支援とかそういう準備金の対象にもあたるわけですか。

○農林水産課長（高城博也君）

その準備金について、給付金については対象外として、研修をしてそこから卒業というか、

ある程度就農する段階で、そのサポートをしていきたいと考えております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

現在の営農ハウスの建っている場所は、河川敷よりも低いし、道路よりも低いところに建っています。今まで洪水の被害があったとか、そういうことはないでしょうか。

それと、営農ハウスをつくりながら、農林水産課長と町長にもお願いしたんですけど、研修施設長は、県のそういう経験のある方を雇うほうがいいんじゃないかという話もしました。

伊仙町の方も立派な方です。私も堆肥関係とか、いろいろ教えてもらったことがありますけど。そして、町の職員が行くということでございますけど、町のせっかくああいう施設があるわけですから、素人じゃなくて、町長がいつも言っているように農業が一番ということで、ことしは間に合いませんけど、来年あたりは園芸技術員でも採用して、そういう職員をそこに張りつけて、伊仙の方ももう定年して大分なっていますから、年ですから、その後継者になるような職員をあそこに張りつけてしなければ、今現在の徳之島町は、園芸技術の資格を持っている方を採用しても、何年かしたら一般事務に回すとか、そういう格好で今現在なされて、今現在課長になっている方でも、何名か、途中から一般事務のほうに回っています。

将来、農業を大事に考えるようでしたら、来年度も園芸技術員を採用してあそこに張りつける、そういう方策をとらなければ、いつまでも県の職員を、外部からの園芸指導者を、そういうことではいけないと思うんですね。最後のほうは要望でいいんですけど、今までその台風の被害とか、あそこら辺の畑はあったことがないのか、お伺いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

私の記憶では、なかったと思って、そういったものを含めて設置場所を選定したんだと思います。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

ここにも何名か、そういうことをですね地元の方に聞いたらすぐわかるんですよ。何年か前も、あそこら辺は浸かったと思うんですよ。せっかくハウスをつくって洪水があつて、施設がだめになるほどの洪水とは思いませんけど、施設の中に泥なんか入って、また一からやり直す、そういう状態になるわけですから、場所の選定も考えるべきだったと思います。それはもう後の祭りですけど、今後いろいろ事業する場合は、そういう点も考え、考慮してしなければ、もうあそこはただかさ上げをしたらいいいような場所ですから、道路より上げる、護岸より上げる、そういう格好で今後やってもらいたいと思います。

○議長（池山富良君）

答弁は要りませんね、今の。答弁いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（大沢章宏君）

徳之島町の課題であります北部振興って、常々皆さんおっしゃっていますので、ぜひ東天城出身の課長も多くいらっしゃいますので、ぜひ北部振興の起爆剤となるようにこの拠点を生かして、きのうも福岡議員の一般質問の中にもありましたけども、ぜひこの施設を生かして北部振興の起爆剤となるよう要望いたします。

○議長（池山富良君）

要望でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号、徳之島町農業研修施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第3号 徳之島町課設置条例の一部を改正する
条例について

○議長（池山富良君）

日程第3、議案第3号、徳之島町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第3号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町課設置条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、国民健康保険税の賦課を健康増進課から税務課へ移管する条例の改正であります。何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

説明資料等なかったもので、よくわからなかったんですが、今、税務課のほうへ移管というお話でした。その経緯、なぜそうなるのか、お尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

理由といたしましては、健康増進課に来られる方のほとんどの方が、税の申告に関することでありまして、税の申告はもともとは税務課が担当していることから、来庁者、町民の方への窓口の対応の利便性の向上を考慮して、一部改正する必要がありました。

この件は、県のほうからもちょっと指摘等があったことでございます。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号、徳之島町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第4号 徳之島町情報公開条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第4、議案第4号、徳之島町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第4号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町情報公開条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、行政機関個人情報保護法改正に伴い、条例整備を目的とする条例の改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

説明書も何もついてこないものですから、余計わからないんですが、これは、結局具体的に何がどう変わるのか、少しわかるように説明をお願いできないでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

行政機関個人情報保護法の改正によりまして、その記述等を明確にするということで、文書とか、あるいは図面若しくは電磁的記録に記載されたものとか、若しくは記録され、又は音声とか動作のその他の方法を用いてあらわされた一切の事項を明確化したということでございます。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

これは、要望として聞いてもらいたいと思います。1部50円は高いと思うんですね。公開条例でとって1部50円、もうちょっと値段を下げるようによろしく願います。

○議長（池山富良君）

要望ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号、徳之島町情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第5号 徳之島町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第5、議案第5号、徳之島町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第5号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、行政機関個人情報保護法の改正に伴い、条例整備を目的とする条例の改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

個人情報保護条例というのは、根本的に町民の個人情報等が安易に流れることがないように保護されているものだと思いますが、それでいいのか。そして、これが改正される内容というのが、いま一つよくわからなかったのので、ちょっとわかりやすく説明をいただけないでしょうか。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

行政個人情報保護法の改正によりまして、個人識別符号を明確化をして、あわせて要配慮個人情報の取り扱いを規定をいたしました。

個人識別符号とは、その情報のみで特定の個人を識別することができるものを言うわけですが、一つは、特定の個人の身体の一部の特徴をコンピュータ処理ができるようにデジタル化した、文字とか番号とか記号の符号ですね。例えば、指紋認識データ、あるいは顔認識データ等になります。

それから、対象者ごとに違うものとわかるように、個人がサービスを利用したり、商品を購入したりするときに割り当てられ、また個人に発行される書類に記載される文字であったり、番号、記号などの符号、例えばパスポートの番号であったり、運転免許証の番号、マイナンバー等になります。

それから、要配慮個人情報等は、取り扱いに細心の注意を払う必要があると思います。その中に人に知られたくない情報、あるいは本人の人種とか、身上、あるいは社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害の事実など、こういうことを明確化したということでございます。

○9番（幸 千恵子君）

個人識別符号という言葉も出てきました。要は、個人情報保護という名のもとで、実は町民の国民の個人情報が、言ってみれば、国が必要とするその国からの上の上部機関からの要請に応じて、情報がこれへ流れていくようになるものじゃないかなと思うんですけども、国会でも問題になっていました自衛隊への情報の提供の件ですけれども、私、この間確認いたしましたところ、徳之島町でも、もちろん伊仙町も天城町もそうだと思いますが、高校を卒業、そして大学卒業の卒業生の名簿情報が全て紙媒体で自衛隊へ提供されているという事実がわかりました。

私の子供も皆さんの子供たちもみんな高校、大学を卒業するときに自衛隊のほうに提供が行っています。私はこれを聞いてちょっと怖い思いが本当にしました。

こういうことが行われていながら、個人情報保護ということとは、反対ではないでしょうか。本当の個人情報保護になっていないと、権力や国のためにはどんどん情報が流れていくと、こういうことは納得できないことなんですけれども、みんながやっているからいいのではなくて、やっていない、情報を流していないところもあります。自治体として。そういう意味では、今やっているこの情報の提供というものが、この個人情報保護条例に反しているものだと思います。このことについてどうお考えでしょうか。その情報が流れていることに提供していることについてもお尋ねいたします。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

個人識別符号を明確化したということは、それによって、それぞれの個人の情報が外に漏れるということにはつながらないと私は考えております。

また、自衛官募集につきましてですけれども、現在、自衛官の募集に関しましては、必要な氏名などの情報に関する資料ですね。適齢者名簿につきましては、自衛隊法の第97条第1項及び同施行令第120条の規定によりまして「防衛大臣が市町村の長に対して提出を求めることができる」とされております。氏名であったり、出生年月日、男女の別、あるいは住所の4つになりますけれども、この当該資料の提出には、自衛隊法及び同施行令に基づき遂行される適法な事務でありまして、現在、特段の問題を生じるものではないというふうに考えているところでございます。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

情報が流れるものではないということでしたけれども、国のほうとしては、こういうものを通じて、いずれ税金をちゃんと納めているかとか、犯罪はないかとかいうものの把握のために情報を向こうに持っていきこうということにつながったり、結局国民総背番号制のようなものにつながるといふ不安を私は持っております。

今後もこのことについては注目していきたいと思っております。よく気をつけて情報流出がないように、各課でもちゃんと対応していただきたいと思っております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時38分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの日程第5、議案第5号について、これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号、徳之島町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第6号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部 を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第6、議案第6号、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第6号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町農業研修施設での農業知識のある指導員への報酬月額24万円を追加するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第7号 徳之島町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第7、議案第7号、徳之島町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第7号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島税条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、税務課関係条例について、条例整備を目的とし、形式上の統一及び見直し、用語の言い換え、修正、単位の統一などを行うものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号、徳之島町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第8号 徳之島町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第8、議案第8号、徳之島町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第8号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、町営住宅の建て替え及び用途廃止に伴う条例第3条第2項に関する別表の改定を行うものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号、徳之島町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第9号 徳之島町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第9、議案第9号、徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第9号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、健康増進課国民健康保険条例について、条例整備を目的とし、形式上の統一及び見直し、用語の言い換え、修正、単位の統一などを行うものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

具体的にもう少し説明がいただきたいんですけども、金額や納期など、直接町民にかかわるようなところで、私たちが知っていたほうが良いというような内容等がないでしょうか。そして、先ほどの税務課のほうに課が、これ国保のことは移動したんですが、それとの関連はどうなりますか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

内容についての変更はございません。町長も提案理由で言ったとおり、字句をそろえ、用字、用語の整備、条例文の条をそろえる必要があったための一部改正です。課設置条例とは、関係していません。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第10号 徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第10、議案第10号、徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第10号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、屋内運動場の利用区分と利用料の変更及びトレーニング室の開設に伴う利用料の設定であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○12番（木原良治君）

この料金に設定したという基準を説明をお願いします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、お答えをいたします。

前回までに、実際は料金のほうが前の条例の中でうたっておりました。今回、新しく屋内運動場、これも徳之島で初めてということで、いろんな方面にトレーニングルームを含め確認を

いたし、いろんな形で検討してまいりました。

参考までに申し上げますと、隣のほーらい館のほうにトレーニングルームが設置をされております。ただ、内容的にお隣、伊仙町のほーらい館のトレーニングルームと、私どもが今回つくりましたトレーニング室は若干意味合いが違いまして、その点からもいきますと、若干皆さんが利用しやすいような料金にしようということで、一応ちなみに、ほーらい館のほうを参考にしますと、中高生が400円、一般が700円となっております。

今回、提示しましたのが、時間ごとに決めまして、300円、600円、1,000円、お手元の資料にあるとおりの金額設定をさせていただきました。これにつきましては、いろんな形でありませう。

その中でも、前回までは、屋内運動場が全面利用という形でさせていただいておりました。今回、利用者、やっぱり町民のニーズに応えるためには、3面を利用できます。ネットは3面を仕切れるということで、1面利用という形で時間を設定し、今回の料金ということで提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（木原良治君）

もう一点、お伺いしたいんですけど、合宿等で高校、大学、一般の合宿で来られます。よくこの屋内練習場を使います。そしてトレーニング室ができると、そこも使われます。こういった合宿等に関する配慮というのはありますか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

皆さん、御承知のとおり、現在、合宿等で徳之島のほうに入ってきていただいております。その団体、チームの方には、免除という形で対応をさせていただいております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

前からお願いしていますが、トレーナーの確保は、現在どのような状況になっているか、伺います。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

前回の議会におきまして、前課長のほうから、この答弁に関しましては、トレーナーを設置をするという形を考えておりました。

現在のところ、我々職員も含めまして町長のほうにもお伝えしているのは、今の段階で、実は地域おこし協力隊というもので何とかできないかという答弁をさせていただいておりました。

中でもいろんな形でトレーナーをいろんな形で探していたんですけども、この地域おこし協力隊の意味合いというものが、3年間、地域おこし協力隊でやっていただくと。その後このトレーナーの方の仕事内容を含めまして、いろんな形で何ができるのかということで、現在のところ、トレーナーという形ではなく、指定管理者のほうに、この後の時間も当初予算で上げておりますけれども、時間のほうもちょっと延びる関係で、指定管理者のほうで対応していただくという形を今のところ考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

トレーナーがいなかったら、恐らくトレーニングなんかできないと思うんですよ。個人が勝手にトレーニングして、足を痛めたり腰を痛めたりいろいろあると思うんですよ。

それと、伊仙町のほーらい館ですか、あそこは月幾らとか、割引のパスポートみたいな感じがありますよね。そういうのも計画しているか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

ことし4月から新しくスタートをさせていただきますけれども、今、勇元議員からありましたように回数券を使うとか、いろんな形の方法については、この1年間を実際やってみまして、皆さんからどういう形で利用するほうがいいのかということを含めさせていただきます、そのときにまた新たな形で改善する方法は改善する。そして悪いところなり、いろんな形を町民の皆さんからのお答えとしていただき、やっていきたいと思っております。現在のところは、まだその点については、まだ深くは考えておりません。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

要望として聞いてもらいたいと思っておりますけど、キャンプが来るのが大体1月から3月までですよ、3カ月間。後の9カ月間は、もうそういう方が絶対来ないとは言えませんが、せっかくあれだけの施設をつくったわけですから、町民のまず徳之島町は健康のまちを宣言しています。またそういう観点から町民が使い勝手のいい、そして安くできる、そういう施設にするように頑張ってもらいたいと思っております。一応要望です。（「議長、済みません、補足で」と呼ぶ者あり）

○社会教育課長（茂岡勇次君）

先ほどのところで少しだけ、そのトレーナーの器具を使う場合のということで、今回、3月末までに設置をする関係で、新しく入れてもらうメーカーのほうの方もいらっしゃるということで、我々職員も含めて指定管理者の方々に説明をしていただいて、勇元議員おっしゃるように、入ってみて使えなければ意味がないということですので、その点には対処させていただきます。

ます。

以上です。

○13番（福岡兵八郎君）

2点ほど、お願いいたします。

まず、文言のところですけども、「利用者が入場料を徴収しない場合」、「利用者が入場料等を徴収する場合」と、利用者がもらうんですか。払うんでしょう。利用者から入場料等を徴収する場合だったら意味がわかりますよね。利用者がと言ったって、利用者が利用すればするほどもらえるなら、いっぱい使いますよね。（発言する者あり）そうでしょう。どうでしょうか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

これは利用者が、例えば徳内運動場借りて、お金をもらってやる場合にはこの金額ですよと、もらわない場合にといいことで書いていると思うんですけど。

○13番（福岡兵八郎君）

もらうんじゃなくて徴収って書いてある。これでもう言葉が通じる。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

ちょっと済みません。ちょっとまだ。

○13番（福岡兵八郎君）

ちょっとまだって、今、そこで変えればいいんじゃないです。利用者がちゆうことは、それを利用する人ですよ、利用者がちゆう意味はね。利用者が入場料を徴収すればいいんじゃないですか。利用者から入場料を徴収する場合なのか、利用者が徴収する場合なのか、利用者が徴収する場合だったら利用した人がもらうちゆう意味じゃないですか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

一応、入場料というのが多分取られるんです。私がもし借りた場合に、来たお客さんから幾らかお金をもらって、そこでやる場合というふうに捉えていただけたらと思います。

○13番（福岡兵八郎君）

意味わかるけども、この場合だったら施設側が払わないかんのよ、この言葉だったら。そうでしょ。何でわからんの。言葉で文言で何で利用者が徴収する場合となっているじゃないですか、利用者から徴収する場合でしょ。お客さんから徴収する場合でしょう。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

はい、そういうことです。

○13番（福岡兵八郎君）

そういう意味なんですよ。だったらその「が」では通じないということは反対という意味なんですよ。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○13番（福岡兵八郎君）

説明はわかりました。私たちは、この利用者というのが指定管理者という立場で見たわけですよね、利用者というのが。だから、例えばソフトボールしますと、その団体が誰か主催者がいるわけですよね。その人が利用者という表現だったんですよね。私たちはその費用対効果なりをみるわけですので、この利用者というのはこれはお客さんで、指定管理者を直接つないだもんですから、おかしいんじゃないかとなったんですけども、これは、この説明聞きますと、主催する人が利用した人たちから徴収をするんだという意味なんですね。それを今度、指定管理者に払うわけですよね、集めた人たちは。そういう意味なんですよ。だから、この文言では非常にそのまま読むと、すごく反対の意味ですので誤解を生みますので、今回はこれで通していいと思います。

けども、あと、こういうのも全体的にあると思うんですが、もう1回しっかりチェックしていただければと思います。

○議長（池山富良君）

答弁よろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えします。

ちょっと誤解があった部分がありましたけど、それを理解していただきまして、ありがとうございます。この事を含めて議決のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（池山富良君）

ほかに、次、ありませんか。

○10番（是枝孝太郎君）

伺います。

総合グラウンド、トレーニング施設、立派なものできていますけども、私たち、以前、宮崎県の綾町を視察させていただきました。向こうはいかなるプロとかノンプロでも、青少年を優遇するという形をとっています。そこの日程調整、どういうふうか、今後考えていくのか、伺いたいと思います。この施設を利用するに当たって。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

今回、今、是枝議員からありましたように、我々としてもいろんな形で、どういうふうな形かまだ掴んでいません。ただ、利用者の方々の意見というものは大事にしていきたく、その中で、今、徳之島で初めて屋内運動場、トレーニングルームが設置ということですので、そのことにつきましてはいろいろ検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

多少なりとも、青少年を中心としたものの判断をしていただきたいと思います。

○議長（池山富良君）

答弁いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、徳之島町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第11 議案第11号 平成30年度一般会計補正予算（第6号）について

○議長（池山富良君）

日程第11、議案第11号、平成30年度一般会計補正予算（第6号）について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第11号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成30年度一般会計補正予算（第6号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,002万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億7,691万4,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金7,884万円、地方消費税交付金4,270万1,000円、諸収入1,013万8,000円、財産収入457万6,000円、地方交付税413万4,000円などの増額、繰入金5,238万円、町債3,100万円、県支出金1,911万3,000円、分担金及び負担金1,673万円、町税544万円の減額であります。

歳出の主な内容は、災害復旧費6,122万4,000円、総務費3,283万円、民生費1,324万1,000円、消防費833万3,000円などの増額、農林水産業費3,977万9,000円、土木費2,871万円、衛生費2,027万7,000円、教育費574万7,000円の減額などであります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

それでは、4ページからいきますが、一番下、子どものための教育・保育給付費国庫負担金というのが1,600万余りありますが、これはどういう事業に活用されるのでしょうか。

次、5ページ、真ん中の社会資本整備総合交付金ですが、5,000万余り減額になっています。この理由をお尋ねいたします。

次に、7ページ、これも真ん中です。款15の財産収入関係ですが、金見崎灯台、グリーンベルト、それから徳之島物産、ゆうな住宅等それぞれの内訳説明をお願いいたします。

その下の項2の財産売却収入ですが、美農里館700万増額、植物工場を200万余り減額、これの今の増の状況等お尋ねいたします。

次、9ページ、一番下の補正予算債というものがありますが、これの説明をお願いいたします。3,000万余りですね。

次、歳出ですが、13ページ、自衛隊殉職者慰霊碑の関係ですけれども、毎年あると思いますが、200万余りが、今、補正されております。何か特別な事情があるのか、お尋ねします。

その下の、電算管理費の関係ですが、電算機器処分データ消去作業とあります、これの内訳と、あと手順等、教えてください。

次、14ページ、一番上の地域おこし協力隊員の報酬、620万余り減額の理由をお尋ねします。それから、ずっと下にいきまして、ふるさと納税サイト手数料として900万減額になっていますが、この内訳をお尋ねします。

15ページ、目32の民泊整備モデル事業費ですが、需用費の中に修繕料と380万余り減額、この内訳をお尋ねしたいのと、その民泊の空き家状況、今、どういう状況になっているのか。そして、その下のほうには、工事請負費として420万補正されていますが、これとの関係、お尋ねします。

17ページ、一番下になるかな、節28の繰出金、国保出産育児一時の関係ですけれども、300万余り減額になっています。この状況、減額になる理由と、あとこの出産関係の件数等お尋ねしたいと思います。

次、19ページ、上のほうですが、節23国庫返還金として100万ちょっとありますが、ここの内訳説明をお願いします。それからその下の、保育所運営委託料2,000万余りですが、これの内訳説明をお願いします。

次、20ページ、真ん中あたり、環境衛生費の節19、520万余り減額になっています。合併浄化槽の関係ですが、この内訳をお尋ねします。

次に、23ページ、真ん中、目23美農里館管理運営の関係ですけれど、節11の消耗品費として370万近くありますが、この内訳説明をお願いします。それから一番下の農地費ですね、負担金として1,600万余り減額になっているのと、県営畑総事業の1,200万余り減額、これの内容をお尋ねします。

次、24ページ、ほぼ真ん中ですけれども、節13の委託料、地籍調査事業委託料として211万4,000円減額ですけれども、地籍調査の関係含めて、この内訳をお尋ねいたします。

25ページ、目6の松くい虫の関係ですが、委託料600万近くが減額になっていますが、この状況、松くい虫の伐倒債の関係をお尋ねします。

それから、款6項3目5亀津漁港、製氷機のところですが、こういう機会にお尋ねしますが、今、どういう利用状況なのでしょうか。そして、この修繕の関係は何なのでしょうか。

次、26ページ、真ん中の社会資本整備道路事業費ですが、工事請負費として9,300万余り請負費が補正されています。この内訳をお尋ねいたします。

27ページ、土木費の目1の住宅管理費、積立金として200万入っていますが、ここの積立金はトータル幾らになるのでしょうか。

その下のほうの13委託料、設計監理業務委託として470万減額ですけれども、この事情。そして、その下の工事請負費として、花徳団地新築工事請負費が1,280万減額になっていますが、

この事情をお尋ねいたします。

次、28ページ、一番上の項目ですが、節20の扶助費、被災者生活支援金860万、これの内訳もお尋ねします。

次、30ページ、節20の扶助費ですね、就学支援の関係と思いますが、これは時期がどうなっているのか、何月に支給されているのかお尋ねします。

そして、下のほうの目3の節18備品購入費として、エアコンが1台だけ入っていますけれども、もう今、既に暑い日があり、半袖、ノースリーブで歩いている人たちもいますが、この夏のことを思うと学校にエアコンの設置は重要だだと思いますが、ここ神之嶺小学校の特別支援教室だけなのか、ちょっと状況をお尋ねしたいと思います。

31ページはいいです。

次、32ページ、ちょうど真ん中ですが、節7の賃金、幼稚園教諭賃金として160万減額になっていますが、ここの状況をお尋ねします。教員の数等、足りているのか状況を教えてください。

それから、その下の節19施設型給付費として520万余り補助金がありますが、これの状況もお尋ねします。

33ページ、ちょうど真ん中、文化会館費ですが、積立金として230万ありますが、これが今、どういう状況なのかお尋ねします。

そして、35ページ、一番下、屋内運動場のトレーニング機器の150万余り減額、これの状況をお尋ねします。

そして、36ページですけれども、最後、工事請負費6,550万、ここの説明をお願いいたします。

そして、一番前の、今回補正がありまして、今回までで82億7,000万余りになりますけれども、当初予算に比べて5億ほどふえることになります。金額はさまざまだと思いますが、今回の1億近い補正があったりとか数百万の補正が幾つかあったりということがありますが、この5億円増額になった主なものとして、何かあるのか教えてください。

以上です。

○介護福祉課長（豊島英司君）

歳入の国庫支出金、子供のための教育保育医療費ですね。

○議長（池山富良君）

課長、ページ数から言って。

○介護福祉課長（豊島英司君）

はい。濟いません。4ページ一番下の子供のための教育保育国庫負担金なんですけど、これは各保育所に委託料として支払うする国の負担分になります。これが当初、保育所に入所する

私立の亀津、亀徳の園児を220名で計算をしておりましたけど、実際には240名になったために増額になっております。

後は支出の19ページ、国庫償還金なんですけど、これが29年度の実績に基づいて国のほうへ返還するというので、実績の確定が実績報告によりまして、2月に確定しておりますので、本年度返還するというので99万3,000円上がっております。

後、その下の保育所委託費、これも先ほどありましたように園児の教員のためということで、各保育所に支払う委託費がふえているような状況です。

以上です。

○耕地課長（福 旭君）

23ページ。24農地費19負担金についてですが、県畑総事業の負担金なんですけど、当初7,650万を組んでありましたが、これは補正を見込んでの金額で上げさせてもらってありました。今回、事業が決定いたしましたので、その部分の差額1,250万の減となります。また基幹水利事業につきましても、事業費器の確定に伴い264万8,000円の減額となっております。

以上です。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

事項別明細の17ページを見ていただきますか。

下のほうですが、項の社会福祉総務費の中の28繰出金の中の国保出産育児一時金繰出金200万の減額。

この出産育児一時金というのは、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1出して、出産された方に支給するものであります。1人あたり出産に対しては42万円を限度として支給いたします。これはこの部分はここを特別会計のほうに繰り出して、そこで御説明したほうがわかりやすかったかなと思いますけど、この分に関しては、県の部分で200万でございます。

減額があった理由といたしましては、当初見積もりの出産人数より7人分減ったというか、生まれなかったための減額になっております。

以上でございます。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えいたします。

7ページ、15、2の3、美農里館生産物売払収入700万上げてあります。平成29年度3月の売り上げが600万円となっておりますので、前年度の3月の売り上げの1.2倍で計上させていただいております。美農里館商品のほうが大体400万、他社の商品を売り上げておりますので63社分の分が300万ということであげてあります。

歳出の23ページ、消耗品費です。工場用の仕入れ原料が110万、店舗の商品63社分ですが240

万ということで350万になっております。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

14ページの地域おこし協力隊費、報酬の減の620万のうち、320万が農林水産課において協力隊を募集する予定だったんですけれども、今回、見送った観点から320万の減を行っております。

25ページ、松くい虫伐倒駆除事業費の委託料に関しましては、事業費の減で、県からの補助金減に伴い、それに率を合わせて、今回事業料の減ということで582万9,000円を減額としております。

25ページの亀津漁港製氷庫管理運営費につきましては、現在タッチパネル等の故障しております、現在手動により対処しているということで、早急にこのタッチパネル等が必要ということと、エアコンプレッサーの修理が必要ということで計上しております、現在のところ平成29年4月～平成30年3月においては、約220トンの製氷を行っております。

以上です。

○総務課長（東 弘明君）

9ページの目10の補正予算債、これにつきましては、国の補正予算（第1号）にかかる社会資本整備道路事業の補助裏の分の起債するものでございます。補正予算債は交付税措置率50%でございます。

それから歳出の13ページ、目の12節の19自衛隊ヘリコプター殉職者13回忌慰霊祭の補助金ですけれども、この200万につきましては自衛隊慰霊基金のほうからの繰り入れでございます。

それから、その下の12の役務費、手数料、これにつきましては、まず第4次L G W A Nネットワーク接続変更設定作業の手数料でございますけど、これは平成30年12月に作業予定だったL G W A Nのサーバー機器の設定変更作業料の費用ということになります。

それから、電算機器処分データ消去作業手数料、これにつきましては本町にある電気機器の廃棄手数料ということで他町との共同で行っておりますけども、費用を按分して不要となった機器を廃棄しております。今回が天城町さん、和泊町さんと共同で行っているところでございます。

それから、28ページの20の扶助費でございますけども、これは台風24号で被災をされた方々への生活支援金ということで、県のほうから1戸あたり20万円、対象戸数が43戸で860万円計上しております。

以上です。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

支出の14ページ、款2項1、21地域おこし協力隊の報酬でございますが、820万のうち企画課分の1人が途中で地域おこし協力隊を辞職されまして、3カ月でやめられました。ということでその分の減になっております。

それから同じ14ページのふるさと納税推進事業費でございます。12の役務費ふるさと納税サイト手数料でございます。900万の減でございますが、今現在、ふるさと納税サイト、ポータルサイトでございますけども、4社ございまして、その中で一番手数料が高いところが寄附が集まらなかったということで、それに対する減額でございます。

それから15ページ、同じく32の民泊整備モデル事業費でございます。修繕料マイナス308万7,000円になっておりますけども、これは実際民泊で修繕料を考えていたんですが、実際、中身を精査すると工事請負費が妥当ではないかと、修繕ではなくて。ということでこれを減額いたしまして、新たに工事請負費として下のほうに420万ほど計上しているところでございます。

なお、空家については、徳之島町全体で900ぐらいあると思っておるんですけども、29年度に調査をして、19件調査をして9件候補が上がったんですけども、未だにそのマップと申しますか、ネットに掲示をできておりませんので、新しく平成31年度には含めてネットに掲示していきたいと考えております。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

御説明いたします。

歳入の5ページ、款項目13国庫支出金2国庫補助金4土木費国庫補助金2の住宅費国庫補助金5,346万9,000円の減なんですけど、これの御説明をいたします。

当初予算にて、花徳団地、新築工事を木造4棟8戸の外構工事等を含めまして、総事業費2億5,200万円、国庫補助金1,243万4,000円を要望しておりましたが、今年度と同じ額が4,896万5,000円と要望率の47.8%の減額配分であったため、当初、希望の予算額の1億243万4,000円から内示額4,896万5,000円を差し引き、5,346万9,000円の減額となりました。

これに伴いまして、歳出の27ページの8、6土木費、住宅費、住宅建設費の委託料の470万円、あと工事費の1,280万円の減額の件なんですけど、これに伴いまして補助金が減額になったということで、事業料減らした分として花徳団地を1棟2戸、外構工事に変更して委託料を470万円、工事費1億2,800万円の減額といたしました。

続きまして、20ページ歳出、4衛生費、1保健衛生費、5環境衛生費、19負担金及び交付金の528万8,000円、合併浄化槽の減額の件なんですけど、これも当初予算にて浄化槽の申請を行っております。浄化槽5人槽50基、7人槽3基、12槽3基、単独浄化槽撤去に7基、単独浄化槽くみ取り9基で2,139万4,000円を計上しておりました。実績において、浄化槽ともに算出した結果、浄化槽50基が38基、7人槽が3基が2基、12槽3基が2基、単独浄化槽撤去が7基が

6基、単独浄化槽くみ取り9基が9基で確定いたしました。本年度当初予算から申請件数の少なくなった分、1,610万6,000円を差し引き、528万8,000円の減額となりました。当初、浄化槽56基に見積もっておりましたが、実績では42基だったということです。その差額の減額ということです。

続きまして、24ページ、6農林水産費1農業費27地籍調査費13委託料230万2,000円の減額です。地籍調査委託費に関しましては、まず、業務内容といたしましては山地区の0.39平方キロメートル、山地区県道沿いを0.09平方キロメートル、白井地区0.53平方キロメートル、亀津能周地区を0.0平方キロメートル、事業委託面積としまして1.06平方キロメートルの設計委託業務を行いました。実際当初予算におきまして2,399万円で予想し、本年度1.05%の増額が見込まれるものといたしまして、2,425万4,000円で一応、当初予算を載せました。実際に精査して設計委託料を計算した結果2,265万1,000円となり、その差額が160万3,000円の差額となりこの金額にて入札をいたしまして、入札の入札残が51万1,000円となりましたので、合計金額211万4,000円の減額となりました。

続きまして、8土木費に道路橋梁費3社会資本整備道路事業費の15工事費9,355万6,000円の増額の件26ページです。真ん中の社会資本整備、道路事業費の工事費の増額の分です。

お答えします。

昨年11月に追加補正の予算要望調査があり、町としても要望していたところ、ことしの2月8日に交付決定を受けました。それにて、工事請負費9,329万円の補助金の増となりました。これは亀津共木屋線の改良工事に当てたいと思っております。これは補助金の増です。申請した額が上がったということです。追加は繰り越し予算にて、来年度共木屋線の工事を行っていきたいと思っております。その分の増額の分です。

続きまして、27ページ、6の住宅費25積立金、この積立金におきましては、積立金の内容が今後老朽化が予想される小郷団地の3号棟、4号棟のエレベーターの整備時の積立金でございます。

現在の残額は7,026万8,026円となっております。

最後のページ、30ページ。災害復旧費公共土木災害復旧費の工事費6,550万円の増額の件ですが、これは台風24号による災害被害によるものでございます。

金額の内訳といたしましては、奥名川は河川の崩壊が3,670万円、池田線道路崩壊が1,970万円、幸鎌線道路崩壊山が910万円、合計6,550万円の増額となっております。

以上です。

○総務課長（東 弘明君）

説明の漏れがありましたので、歳入の7ページお願いします。目の1の財産貸付収入でございますけども、金見崎灯台、グリーンベルトにつきましては、グリーンベルトは工事の管理事

務所用の貸し出し、それから金見崎灯台は灯台建設のために海上保安庁に貸し出しをしているものでございます。

それから徳之島物産株式会社、この48万円につきましては、これは平成29年度の未収分でございます、3月支払いということになります。

それからゆうな住宅の貸付料、これにつきましては実績の2割減でございますけども、4月から7月までが1世帯の入居で24万円。それから10月以降が3世帯入居の108万円、差額といたしまして、その当初の216万円から、この世帯の合計132万円を差し引いた84万円の減ということでございます。

以上です。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

御説明をいたします。

ページが33ページ。款の10、5、4文化会館費の積立金ですけども、総額で現在948万3,886円となっております。

続きまして、35ページ。款項目16の6屋内運動場建設事業費、備品購入費の150万3,000円は、入札残となっております。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは説明いたします。

歳出の30ページ。節20の扶助費なんですけど、一応、準要保護児童就学援助金に対してですけど、当初の予定より197名の予定が149名に減ったため、74万7,000円減額しました。

次のあれも結局、準要保護及び準要保護生活制度就学援助費も各学校医療費のほうも、結局利用する児童が少なくて、要保護児で15名予定していたんですけど、1名しかいなくて、準要保護児も65名の予定が21名だったため40万の減額となりました。

同じく、下の18の備品購入費の神之嶺小学校の特別支援教室のエアコン30万なんですけど、今年度の4月から肢体不自由の児童が神之嶺小学校に入学するため、エアコンの設置が必要ということで、今度の3月補正で上げさせてもらいました。

続きまして、32ページ。真ん中の7の賃金なんですけど、幼稚園教諭の賃金マイナス160万円なんですけど、これは当初に募集をかけて、臨時職員1人がちょっと募集が来なかったため、その分160万円の減となりました。

次の節19の負担金補助及び交付金の施設型給付費の524万4,000円の増なんですけど、これは平成30年度、ことしから町内の私立幼稚園が子供・子育て支援新制度に移行したために、従来の私立幼稚園と公立幼稚園の保育料の負担感を軽減するために行われてきた就学援助費の補助金に変わって、保育園と同様に幼稚園の運営費等を支給型給付費として地方自治体が、負担す

る形と今なっています。

それで今回、その給付費の金額を定める基礎となる公定価格が引き上げられたため、524万4,000円の増となっています。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

説明漏れがありましたので、14ページ款15、2の3の1生産物売払収入、植物工場生産物売払収入マイナス219万4,000円。これは植物工場の生産した生産物の売り払いの減であります。

現在のところ平成30年度現在で、約210万を実際には売り上げておるようでございます。

7ページの歳入の財産収入のほうです。植物工場売上に関しては、219万4,000円の減でありますけども、現在のところ売り上げの減であります。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

一番前の5億ふえた関係の質問をさっきしましたが、2回目に加えて説明をお願いいたします。歳出のほうでもいいんですけど、当初に比べて花徳の住宅、減額だったため減っているということなのですが、これは当初予定だった4棟8戸というものが、随分減っていると思うんですが、ここら辺の影響はないのでしょうか、お尋ねします。

7ページの徳之島物産については、請求漏れというか収入漏れがあったというのはわかっておりましたけれども、これは当初予算に入っているものだと勘違いしていたのかな。入っていなかったからここに入ったと思うんですけども、そういうものというのは確か去年の審議したときにこの話がありましたので、もうとっくに入っているものかと思ったんですが、この時期で補正するのはちょっと危ういなと思ったりするんですけど、よく気をつけてほしいと思います。

ゆうな住宅の貸し付けについては、今現在、空き室があるという状況なんでしょうか、再度お尋ねします。何か随分空いている状況があるようにも聞いておりますけれども、その状況、なぜ入居者がいないのか等の理由等がありましたら教えてください。

それからその下の財産収入の関係ですけども、美農里館については増額ということで順調に進んでいるからかなと思うんですけども、そういうふうに判断していいのかお尋ねします。

そして、その下の植物工場の関係、減はこれを見ればわかりますけれども、その減の状況、なぜ減になっているのかという特別な理由とかあるのか、何か部屋が暑いので野菜がしおれてしまうとか何かあったと思うんですが、何か理由があるのかお尋ね、再度いたします。

歳出の13ページ。自衛隊殉職者の関係ですが、これは当初から予定に入っているものではないかなと思うので、もっと当初に入れるべきだったのではないかなと思いますけれども、それ

を再度確認をしておきたいと思います。

次ですね、17ページ。出産育児金の関係ですが、予定していたよりも7人少なかったと、生まれるのが。ということなのですが、何人だったのか、何人生まれたのかなというのでお尋ねしたいと思います。

次に、20ページの合併浄化槽の関係ですけれども、42基だったということですが、これは利用する側がこんだけだったということなのか、本当はもっと利用できる予算はあったんだけれども、利用者は少なかったということなのか、もうちょっと教えてください。

それと、24ページ。地籍調査の関係ですけれども、何か細かい数字のパーセントでしたが、現在の地籍調査の進捗率ですね、どういう状況なのかお尋ねします。

25ページ。松くい虫の関係ですけれども、今の松くい虫被害の状況ですね、そのところをお尋ねいたします。

25ページ、下のほうの製氷機の関係ですけれども、修繕しなきゃいけないのはわかりますが、220トンということでしたけれども、この利用状況、利用者数であるとか利用状況がどういう状況なのかお尋ねします。

27ページ。これがさっき聞きました花徳団地の関係ですが、現状に影響はどういうふうにあるのか。

それから30ページ。就学援助の関係ですが、人数が減ったのはわかりますけれども、何月に支給されているのか、再度お尋ねします。

32ページ。幼稚園の教諭、臨時募集が来なかったということですが、教員の数としては足りているのか、不足の状況がないのか、お尋ねいたします。

以上です。先ほど質問した5億円の関係もあわせてお願いいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

花徳団地の件に関してなんですけど、現在、住宅の建設の補助金が、ほとんど毎年におきまして要望額の半分しかきておりません。約50%前後の状況です。それにつきまして、花徳団地は現在全体計画で4棟8戸を計画しております。その予算に応じて、今回47%約半分だったので1棟2戸を計画しております。

それにつきまして次年度につきましても、3棟6戸を一応要望しますが、当然のことにまた半額回答だと思いますので、それは継続的に花徳団地は建設を進めていきたいと思っております。

続きまして、24ページ、27の地籍調査費の地籍調査の進捗率の件なのですが、平成29年度で18.31%となっております。

以上です。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えいたします。

歳入7ページ。款15項2、3美農里館生産物売払収入、売り上げ順調なのかということなんですが、30年度2月末現在で総売り上げが3,900万ほどあります。まだ2月のほうで3月になると、またもう少し先ほど言いました700万のほうが入ってくるかどうかということになっておりますので、順調でこの金額を上げております。

以上です。

○総務課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

まず、5億円の財源につきましてですけども、当初予算より交付税が3億2,800万円ほど増をしております。それから消費税の交付金、これが420万円の増、それから寄附金が120万円の増ということ、これらが主な要因ではないかというふうに思っております。

それから歳入の7ページ。徳之島物産株式会社につきましては、30年度の当初予算でも貸付収入は上げておりますけども、3月末払いの支払いということで話をしているということで、今回、これを未収金も含めて、平成30年度も3月末で一緒に支払いを、支払いというか納入してもらおうということになっています。

それからゆうな住宅につきましては3戸ですけども、全て今現在、入居中ですので、空きはございません。

それから歳出のページ13ページ。自衛隊ヘリコプター殉職者の13回忌、これは当初からの予定はございましたけれども、それぞれの遺族の方やら、あと自衛隊関係、それから地元の関係する団体等との話し合いがございまして、今回この3月時点の計上ということになりました。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

すいません。もう一つ残っておりました。20ページ、保健衛生費、5番環境衛生費、19番負担金の528万8,000円なんですけど、これは徳之島町におきまして合併浄化槽の普及を図るために補助金を出しております。その件数で当初予算におきまして、2,139万4,000円を計上しておりました。

その内訳といたしましては、浄化槽には5人槽、7人槽、12人槽がありまして、私たちの当初の予想で50件ぐらいあるだろうという件数を示してあらわした金額が2,100万円です。

当初といたしましては、浄化槽5人槽は50基、7人槽は3基、12人槽は3基、単独浄化槽の撤去が7基、単独浄化槽くみ取りは9基で合計金額2,100万円となっております。これが実績です。

平成30年度の実績が5人槽に対しまして50基を予算化していましたが、38基しかなかったと

いうことです。7人槽3基に対して2基、12人槽3基に対して2基、単独浄化槽撤去7基に対して6基、単独浄化槽くみ取り9基で、その差し引きがくみ取りで1,610万6,000円が確定していました。結局は、当初の約75%ぐらいだったということです。幸議員よろしいでしょうか。私たちが当初の予想、もちろん多めに予想したんですけど、実績は約75%ぐらいであったということです。

○農林水産課長（高城博也君）

歳入7ページ。款15項2、3の生産物売払収入、植物工場生産物売払収入についてですけれども、この理由は価格が全体的に低い相場であったため、収入が減ったということでありませう。

歳出の25ページ。6の松くい虫伐倒駆除事業でありますけれども、状況ということでありませうので、一応、沖永良部大島等は、ある程度その松くい虫による被害のほうが落ち着いているようでありますけれど、徳之島のほうはまだまだあるんですけれども、何分にも山林の中に入ってやるものですから、またそれとともに現在緊急的にこうやっているのが枯れ松の状態のやはりそこは先にやらないといけないということで、なかなか事業が追いつかないような状況であります。

以上です。

それと同じく、25ページの亀津漁港製氷庫管理運営費20の扶助費のほうですけれども、現在業者は組合員で60人でやっているということでありませう。一般のほうはちょっと不明でありますので、中心には基本が組合員になっておりますので、組合員60名で利用しているということになります。

○総務課長（東 弘明君）

先ほどの5億円の財源のところで、ちょっと数字の間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。消費税交付金、これが4,200万円の増でございます。それから寄附金が1,200万円の増と、これらの要因ということになります。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

歳出の17ページの下のほうの国保出産育児一時繰出金、当初、国保世帯においては28人を予定しておりました。現在1月末で17名出産、17名生まれております。ただ、社会保険の適用拡大で国保から若い方が社会保険に結構いっている方がいまして、全体では75名でございます。大体3月末ぐらいで90名越す、推移となっております。ちなみにです。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

歳出のページ30の20の扶助費なんですけれど、支払い月は各学期末の年3回支給しています。

次に、32ページの7の臨時の賃金なんですけれど、一応、4月当初に募集をかけたんですけど、やっぱり1人しか来なかったものですから、一応、今回は1人で対応させています。多分、幼

稚園のほうにはちょっと大変だったとは思いますが。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

5億円の関係ですが、歳入の状況は何となくわかりましたけれども、この6号の補正でも数百万円から9,000万近い事業がふえたりしておりますが、それで歳入、交付金等があったことによつてふえたということで考えていいんですか、その特別なここで当初から交付金の額とか多ければ、当初でも入れたかもしれないような事業が、今、入っているというふうにとつていいのか、その歳出のところについて、新たな事業等のところについて、少しお尋ねしたいと思います。

それと歳入ですが、7ページです。美農里館の関係ですが、ふえているのはいいことですが、従業員の数等が、今、どうなっているのか。そして従業員の方の給料の面ですね、どういう状況なのかいってみたら一日普通に働いているんですけども、多分男性の方が多と思うんですが、その給料で結婚できるような給料をもらっているのかなとちょっと気になりますので、そういうところを少しお尋ねしたいと思います。

それから植物工場の作物ですが、確かそういえば正月のころに見たときに、店頭に並んでいるハウレンソウが、何か安かったなという思いがしました。以前は、ほかの島外から来る野菜が安くても、ここの野菜は金額が下がらなかったという思いがあるんですけども、下げたことによつて廃棄するものではなくてちゃんと売れたというのがふえればいいわけですけども、その価格の低かった関係でこんだけ切っているのかなと思うんですが、これについて今後どうする予定なのか、計画をお尋ねしたいと思います。

歳出ですね、20ページですね。合併浄化槽の関係ですけども、数は2回も聞いたんでわかりましたが、町内にやっぱりまだくみ取りのトイレであるとか、この合併浄化槽等に交換するほうが望ましいと思われるような状況もあると思うんですけども、この公共下水道に加入している人もいれば、合併浄化槽の人もいて、もしかしたらまだくみ取りのところもあったりするのかなと思うんですけども、この下水道関係の普及状況といいますか、それは今、どういう状況だと思われます。その42基が利用されていますけれども、新築でなくてもここに変えることが望ましいようなところもあるのではないかと思います、どういうふう把握していらっしゃいますか。

24ページの地籍調査の関係ですけども、なかなかこれは進んでいかないという状況のようですが、今後の予定として何かいい方法とかないんでしょうか、どうお考えでしょうか。

それから25ページのほうの（発言する者あり）いや、いいです。

32ページの幼稚園の教諭の関係ですけども、1人で頑張ってもらったってことなんです、この1人では到底足りるはずはないですし、休みの関係等ありますけれども、そこはど

ういうふうに対応していらっしゃるのか。そして来年度、ここは増員になる見込みがあるのか、ちょっと子供たちにとって重要なことですので、お尋ねしたいと思います。

以上、3回目終わります。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えいたします。

歳入7ページ。款15項2目3の売り上げのほうの関係で、絡みなんですけど、うちのほうが、工場のほう、男性が6名、女性が8名ということで14名が働いております。今回多分、金額的には新年度ともちょっと、リーダー格とか工場長でカフェの分もいるんですけども、経験者、未経験者とも分かれました、金額をちょっとこちらのほうでは上げて、当局のほうと相談をして上げていっている状態でありますので、新年度の予算のほうでも、若干上がってくるんじゃないかと考えております。

以上です。

○総務課長（東 弘明君）

お答えいたします。

5億円財源に伴う、その歳出における新たな事業等ということになるろうかと思えますけど、その6月補正で上がっている新たな事業であったり、国の補正等、新たな財源が発生したことに伴う事業でございます。5億円の増の歳出要因は、交付税の額の確定に伴い、当初実施できなかった事業につきまして、交付税を財源として行ったためによるものでございます。

以上でございます。

○農林水産課長（高城博也君）

歳入の7ページの15の財産収入植物工場生産売払収入について、今後どうしていくかということなんですけれども、植物工場のほうでは薬物を中心に生産しております。どうしても生産してもなかなかすぐに短期間に傷みやすいというふうなこともありまして、また価格も相場になる影響が多にあるものですから、来年度、新たな組み方で委託しているNPO法人のほう動きやすい形で、少しでも営業というか売り先を広く構えるとか、そういうふうな形でとれるような対策が取ればなと思って、新たにまた当初で考えております。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

合併浄化槽の普及率なんですけれども、建設課といたしましては、現在、下水道事業もきのうの答弁で木原議員にも答弁いたしました、約56%ぐらいの普及率となっております。合併浄化槽に関しましては、まだ普及率の算定は資料がなかったので、後で、幸議員に持って行きたいと思っております。

そして、普及率が進むためには徳之島町としても頑張っております。下水道に関しましては、下水道補助。今回、合併浄化槽に関しましては、今回、衛生管理費で合併浄化槽処理浄化槽設置費ということで、補助金の補助を行っております。

徳之島全体の水環境がよくなることを望んで、補助金等を設けながら現在、進めているところでございます。（発言する者あり）すいません。わかりました。合併浄化槽の普及率が40.53%となっております。合併浄化槽の普及率がですね。

下水道に関しましては、亀津の下水道というのはやっぱりこっだけ人口の集中しているところですので、下水道で処理したほうがいいたろうということで町の方針で行っております。下久志地区に関しましては、農集排によって集落単位に行っております。それ以外の地区に関しましては、合併浄化槽の切りかえを行っているところであります。先ほど数字であらわしたみたいに、下水道に関しましては56%、合併浄化槽に関しては40%の普及率です。私も繰り返すようですが、町で補助金の制度も行っており、両方行っております。そして、また今後も普及率が上がるように、啓発活動に努めたいと思っております。

続きまして、地籍調査の件なんですけど、地籍調査におきましても現在補助金で事業を行っております。私も今回、ちょっと目を通したんですけど、普及率が平成3年度から始まっておりますが、伸びが約1%弱、年間の伸びがもう1%もいってないぐらいです。現在、自分もびっくりしたんですけど、先ほど申しました18.31%、年1%としても、あと80年かかるのかなと、数字の計算からなんですけど、と感じております。

しかしながら現在のところ、担当に聞いたところ、集落はもうほとんど終わっておるということで、今後、亀津の中を始めるということでした。これには、やっぱりお金と、あと地権者の同意とかが必要なので、地道にやっていくのを進めて、年次的に進めていくべきではないかと考えております。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

歳出の32ページ。10の4の7の賃金なんですけど、来年度も今年度と同様に、一応当初で、予算のほうは計上させてもらっています。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。

午後は1時50分から再開します。

休憩 午後 0時30分

再開 午後 1時50分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11の議案第11号、平成30年度一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

歳入の8ページから行きたいと思います。第3表、繰越明許費、民泊整備モデル事業469万8,000円、初めは、これは修繕費でみていましたけど、恐らくこれは9月でしたかね補正されたの、9月か12月かな、それはいいとして、修繕費でなければいけなかった理由。

款の8 社会資本整備事業、道路事業2億2,464万3,000円、ことし道路見ても、埋め立て前の歩道関係ですか、あれしかやっていないみたいなんですよね。その事業がおくれた理由。

8 土木同じ、県単の急傾斜地崩壊対策事業962万2,000円の事業がおくれた理由。総合の公園はもう補正であれしていますからいいんですけど。

住宅9,052万6,000円おくれた理由。

歳入の3ページ、町民税1、1の1個人町民税の節の2、64万減になった理由、実際の滞納額。

同じく固定資産税1、2、1の2、滞納1,800万の予算を組んで1,000万の減、これはどうしてそうなったのか、その理由。

4ページ、11、1の1の1農業費現年度分分担金1,679万5,000円、恐らくこれは当初1,679万5,000円組んであったと思いますけど、減になった理由。

真ん中あたりの12、1の1企画費使用料、コワーキングスペース使用料が減った理由。

6ページ、下の14、2の4の1農業費補助金、軒並み減になっていますけど、減になった、もう地籍調査のほうは、もう国からのあれだと思いますけど、奄美農業創出支援事業補助金条件整備298万3,000円、経営体育成支援事業補助金300万、機構集積協力事業交付金220万、産地パワーアップ事業補助金49万5,000円減になった理由。

8ページ、17、1の3自衛隊殉職者慰霊碑管理基金繰入金154万は、予算は200万ですけどその事業内容、200万の。

9ページ、町債、20の1の1の6教育、軒並み減になっていますけど、教育再生事業、ソフト事業290万、（発言する者あり）これ8ページ、8ページ一番最後。

9ページ、スクールソーシャルワーカー事業設置事業、ソフト事業ですけど110万全額ゼロになった理由。7の商工債400万、商業活性化対策支援事業、ソフト事業ですけど400万減になった理由。

12ページ、2、1、4の財産管理費、8報償費、町有地有効活用検討委員会が10万からゼロになった理由。12筆界特定測量手数料、公有財産登記手数料が減になった理由。13住民訴訟弁護士費用30万減になった理由、その訴訟の場所。7の庁舎整備基金現在高は幾らでしょうか。

13ページ、先ほども言いましたけど、自衛隊ヘリコプター殉職者13回忌、その事業内容、

200万の。

同じく13ページ、14の地域情報通信基盤整備事業、備品購入費D—ONU機器40台、これはどういう品物でしょうか。

同じく目の16企画費の8報償費、徳之島町創生総合戦略会議11万6,000円からゼロになった理由。

15ページ、真ん中あたりの民泊整備モデル事業、これは、場所はどこで、どのような状態の家かお伺いいたします。

18ページ、3、1、3、一番私が興味のある項目です。老人福祉。20の扶助費、敬老祝い金、ほかの町村を見たら最高齢者に祝い金をあげているんですね。それでこれは要望として聞いてもらいたいと思いますけど、最高齢者に年幾らかでも敬老祝い金として差し上げることはできないか。

20ページ、4、1、4の保健対策事業費、集団健康診断委託料269万3,000円減になった理由、恐らくこれが健康保険税にも関係すると思いますので、今後の対策。

21ページ、6、1、2の農業総務費、19負担金補助金及び交付金、遊休農地等解消事業補助金50万予算を組んで50万減になった理由。

23ページ、目20、機構集積協力事業費の19経営転換協力事業補助金100万減、地域集積協力事業補助金120万、これは事業がなかったのかどうか、減になった理由。

21の経営体育成支援事業費、同じく19、300万予算を組んで300万減になった理由、国から決定がなかったのか。

23ページ、農地19、県営畑総事業、事業の減で1,250万の減がでたのか。

24ページ、27地籍調査費343万の臨時職員の賃金が減っていますが、委託費を見たら来年度は事業が多くなると思いますけど、現在の体制でできるか。

同じく24ページ、6、2の林業振興費、13の委託料、長寿命化計画策定委託料267万8,000円、森林GIS整備委託料135万、これは補助金の関係で減ったのかお伺いします。

25ページ、6、3の漁港管理費、13の委託料、亀津漁港海岸線長寿命化策定業務委託、結果は出ているのかお伺いします。

26ページ、8、2、3の社会資本整備事業、当初予算からどれぐらいの15の工事請負費、どれぐらいの事業が発注されているか。

27ページ、9、1、2の非常備消防費、これはこの予算とは関係ないですけど、何年か前に防火水槽のほうに、亀津の中区のほうで火事があったとき、何十メートルも離れていないところに防火水槽があって、それでその防火水槽を全然使わなかったんですよ。それで防火水槽にその防火水槽があるという看板を立ててくれということをお願いしましたが、その結果はどうなっているかお伺いします。

28ページ、10、1の5教育再生事業の8報償費180万円、教室が減ったのか、どういうわけで減になったか、その理由。

30ページ、10、2の3の14使用料及び重機借り上げ料40万円、事業内容。

同じく10、3の同じく30ページ、10、3の1学校管理費、需用費、消耗品費が99万2,000円減になった理由。各学校行ったらいろいろ消耗品が足りないとかそういう話があるんですけど、その各学校の消耗品は足りているかどうか。

33ページ、10、5の2文化財保護費、役務費で21万5,000円金毘羅神社看板設置料、恐らく金毘羅神社のほうは県の補償が出ているはずなんですけど、その看板の費用は出ていなかったのかお伺いします。

34ページ、10、6の1保健体育総務費の19負担金、町体育協会運営費230万減になった理由。

35ページ、10、6の6屋内運動場建設事業費150万3,000円減になった理由、恐らく予算を組むときは、見積もりもあるメーカーでもどこでもいいんですけど、見積もりをとって予算を組むわけですから、150万も余るといってもおかしいと思うんです。また、ある業者さんでも、役場の出した金と鹿児島から取る金と一緒にという話も聞いています。

36ページ、11、2の1工事請負費、ここには奥名川となっていますけど、これはあの橋を渡ってすぐの右側の護岸なんです。これは3年ほど前に役場のほうに連絡して、あそこブロック倒れているからということで連絡したんですけど、その災害の採択がおくれた理由ですね。

以上です。

○議長（池山富良君）

勇元議員をお願いします。あなたの質問の中で、幸さんと幾つかダブっております。幸さんと幾つかダブっておるんです。そして、23ページの24の農地、県営畑総事業1,250万落としてあるけど、という説明がほかにまだ聞きたいのか。この質問を幸さんがしたとき、あなたが聞いていないのか。どちらかと思うんですけども、なるべく重複しないようにお願いします。

（「はいはい」と呼ぶ者あり）

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

歳入の4ページ、11分担金及び負担金の農林水産業分担金、畑総事業の分担金なんですけど、畑総事業の分担金につきましては、各農家ごとの工事の金額を県農村整備課のほうで計算して分担金が決まります。それが耕地課のほうに来て、納付書を発送するんですけど、その計算書がことしの1月にまいりましたので、今から納付書を製作して発送しますと、農家の方に3月までにお金を払いなさいよということになりますので、納付期限が短いし、また農家への負担が大きいということで、4月をまって発送しようと思ったところ、今回、当初上げていました分担金を減額することになりました。

それから、歳出の分も説明させてもらったほうがいいですかね。歳出の23ページ、農地費の県営畑総事業の分なんですけど、先ほど幸議員のところでも説明させていただきましたが、当初予算は補正予算を見越して、県のほうから予算を組んでくれということで7,650万組ませていただきました。その後、事業費が確定しまして、事業費確定とともに負担金も5,807万9,400円となりましたので、負担金1,250万を減額させてもらったところであります。

以上です。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

歳入の6ページをお願いします。款項目が14、2の4の1です。上から6項目めなんですけど、機構集積協力事業交付金、この事業なんですけど、農地中間管理事業の交付金となります。220万減額になっておりますが、その内訳としまして経営転換協力金、これは離農した方とかリタイアされた方、その方に対して5反以上2反未満の面積に対しまして約50万交付金があるんですけど、その2件計上しておりました。結果、該当者はいらっしゃいませんでした。

地積集積協力金、これは農地集積した貸付割合に交付金が出るんですけど120万減額しております。交付金の割合の低下ということです。これに関連しまして、歳出23ページをお願いします。

款項目が6、1、20の19、この補助金の事業に関連しまして、同じように経営転換金100万円、地域集積協力金120万円減額しております。

以上です。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まず、8ページの第3表の繰越明許費の民泊整備モデル事業でございます。これは確かに9月に補正をさせていただきました。で、台風24号の影響によりまして、民泊対象の家屋にきたその被害を受けられた方が住んで仮入居している状況でございます。改修できないという状況になりましたので繰り越しをさせていただきました。

続きまして、歳入の4ページ、款12項1、1総務使用料の企画使用料でございます。コワーキングスペース使用料でございますけれども、ことしの見込みは大体10万ほどではないかということで、実は昨年、非常に心苦しいんですけども、補正で減額させていただいたんですけども、今回減額となりました。来年度も40万ほどの歳入を見込んでおるわけですが、しっかりとした積算をして、この目標を達成したいというふうに考えているところでございます。

それから歳出の13ページ、一番下の段、企画費です。16の企画費のところでございます。徳之島町創生総合戦略会議のマイナスでございます。これにつきましては、24年度に第5次徳之島総合計画が作成されまして、33年で終わりでございますけれども、これの見直しを計画してございますけれども、来年、ちょうどその徳之島町のまち・ひと・しごと創生総合戦略も31年度は終わるということで、31年度にこれとあわせて見直しを行うということで、今回は見送り

をさせていただきます。

最後に15ページ、下から2段目のところの民泊整備モデル事業でございます。この場所でございますけれども、先ほどの場所でございます。これは井之川でございます。状態につきましては、若干雨漏り、それからキッチン、水回りです。トイレ、風呂等々の改修が必要であるという状況でございます。

以上です。

○総務課長（東 弘明君）

歳入の8ページ、9ページの町債減の理由につきましてですけども、教育再生スクールソーシャル、それから商業活性化の減の理由でございますけども、過疎につきましては、市町村ごとに限度額は決められております。他の市町村の不用額を限度額超えとして借り入れることはできますが、平成30年度はその限度額を超える部分に対しまして同意が得られなかったために、5事業で減額調整を行いました。

それから、歳出のほうですけども、12ページ、目4の財産管理のほうですけど、報償費、これにつきましては、今年度におきましては、売り払い件数がゼロ件でしたのでマイナスという減額ということでございます。

それから、13の委託料、住民訴訟弁護士費用、これにつきましても訴訟件数がゼロ件ということで、減額をしております。

それから、調査整備基金積立金ですけども、現在、今年度2億円を積み立て後、基金額は3億179万3,661円ということになります。

それから13ページ、自衛隊へのその慰霊祭、13回忌慰霊祭のどういう中身かということですけども、どういう具合に使われるかということですけども、これにつきましては、遺族等の旅費、それから花代とか、それから懇親会のほうにも若干使われるようになっております。

それから13ページの18の備品購入費、D-ONU機器の40台、これにつきましては、光ネットを引き込みをする際に必要となる機器でございまして、1件の引き込みにつきまして1台を必要となりますので、その40台分の計上でございます。

以上です。

○企画課長（向井久貴君）

一つ漏れておりました。先ほどの繰越明許費の民泊整備モデル事業でございます。最初、修繕費で組んでおりました。修繕の賄えるというふうな形で進めてまいりましたが、水回り以外のところにもいろいろ出てきまして、これはやはり設計管理委託をちゃんといたしまして、工事請負費でやったほうがいいかということで請負費に変更いたしました。これ見ると最初から工事請負費でなかったかなという感じがいたします。

よろしく願いいたします。

○総務課長（東 弘明君）

一つだけ説明が抜けておりました。先ほど中区の火事の中で、火事の時に防火水槽への設置とか案内のあれができないかということでしたけども、私もまだその点については詳しく把握をしておりませんので、あと、担当とまた話を聞いた上で、また御報告させていただきたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

まず、歳入のほうから、6ページの款14項2の4の1、農業費補助金、上の奄美農業創出支援事業補助金、これに関連しましては、補助対象外、当初計画していた案件から補助対象外というのと、また入札執行残のため補助金が減額となっております。

それと、次に経営体育成支援事業補助金の300万の減に関しましては、今回、事業希望者がいなかったため全額減となっております。

また、産地パワーアップ事業補助金、これに関しましては事業の入札執行残であります。

次に、支出のほうでありますけれども、21ページ、款6の1の2の農業総務費の遊休農地等解消事業補助金、これに関しましては、これまで同様の事業があったわけなんですけども、今回、町単独等に同様の事業があったということで、希望者がいなかったため補助金の減となっております。

それと、23ページの目の21経営体育成支援事業に関しましては、先ほど歳入で言ったように、事業が採択するための該当者がいなかったため減額となっております。

24ページの農林水産業費、林業費、林業振興費の中の13委託料、長寿命化計画委託料、委託料の減は、委託した案件の業務委託の不用額となっております。

森林GIS整備委託料に関しましては、今回採択されなかったということで減額となっております。

歳出の25ページ、6の3の2の漁港管理費委託料、亀津漁港海岸線長寿命化策定業務委託ということで、結果は出ておりますけれども、その委託に関しての執行残不用額ということになっております。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

8ページ、第3表繰越明許費、8土木費、社会資本整備道路事業費、事業のおくれた理由なんですけども、現在、社会資本整備交付金の土木事業におきましては、設計委託業務及び工事を執行しております。

まず、おくれた理由といたしましては、現在、建設課の今の流れとしては、設計業務委託に発注して設計業務委託が完成してから工事がもちろん発注されます。そういった流れで工事の

おくれがあつて繰り越し事業となっております。

今年度におきましては、その、勇元議員もお気づきのように、特殊工法もあるんですけど、年度初めに繰り越し事業が、また前年度になりましたらありますので、そういった感じで半分はおくれみたいな感じで今進んでいるのが現状です。

続きまして、県単急傾斜地事業対策事業のおくれなんですけど、これはおくれではなくて、当初補助金を要望しておりましたが、最初の要望で約半額しかこずに、第2回目の要望、これがまた12月頃に予算が第2要望ということで予算を獲得することができたので、その残りの分の工事ちゅうことで、当初の分は、これは井之川中学校の擁壁の件なんですけど、1期工事はもう終わって、あと検査すれば終わりなんですけど、あとの要望額を繰越額に回したということです。

続きまして、3番目の花徳団地建設事業のおくれた理由といたしましては、当初早急に始める予定でしたが、土地購入時点で土地の購入、私どもが確認した時点でその土地が宅地になっておりました。しかしながら実際書類をとって確認したところ、土地が畑になっておりました。なぜかという、その期間、私ども土地の台帳に記載している間に地籍が入っておりまして、そこで事務トラブルというか、本人とその前所有者とそこで働いている人たちがおりまして、タイミング的にその地籍のことは考えずに何か畑になったということで、その解消のことを宅地にするという事務手続きでこんだけの時間を要しました。しかしながらこれは、私どもは本当偶然のトラブルというか、逆に職員が奄美大島まで行って、その宅地の件、地目を変更したこと、やったことない作業で本当に頑張ったと思います。そういった理由で今の発注になりました。

繰り越しについては以上です。

続きまして、24ページ、地籍調査費、賃金344万3,000円の減なんですけど、今年度より地籍調査に関しましては、耕地課から建設課の担当となりました。地籍調査事業におきましては、補助金で行っております。補助金の要望額が、先ほどの公営住宅も一緒なんですけど、要望額が下がったということで、要望額が2,340万円であったが交付決定で1,560万円です。3分の2になったということで、その下がった分をどうしようかということで、本来ならば、昨年までは事業量を落として経営していたみたいなんですけど、今回は、先ほども幸議員に答弁いたしましたとおり、進捗率が遅過ぎるということで、所長等からどうしてもこの事業がしたいということで、それでは何で削減していくかということで、この人件費などで削減いたしました。

人件費につきましては、5人の臨時職員がおりましたが1人を削減、2人は半年、半年の削減といたしまして、その金額となっております。業務内容といたしましては、1人がパソコン、管理システムを預かっている者、2人に関しましては、草刈り等現場で刈るということでした。それを所長とかに確認しますと、「いや、これでもいける」ということだったので、今後とも

この体制で頑張っていけるものだと思っております。

また来年度は、亀津地区に入るということで、その草刈り職員は減らせるのではないかと、当初予算のほどではないという報告を受けております。

続きまして、26ページ、3番社会整備道路事業費、工事費9,355万6,000円の内訳を申し上げます。

この9,355万6,000円につきましては、先ほど2次補正で配分となった予算でございまして、この件に関しましては、亀津共木屋線工事、クロネコヤマトから奥名川までの排水工事となっております。それ以外のものにつきましては、本年度の事業といたしましては、亀津下原線、これは火葬場からマリンパークへの道です。亀津池田線、奄美酒類から第3大瀬橋の排水工事となります。亀津大船築地線、徳洲会前、今やっている自治会館の前金払いのがあって、その工事を行っているということです。亀津井之川線、亀津から井之川、この工事に関しましては、NTTの工事が、地中埋設工事があるということで、現在のところ延期しております。その工事が終わり次第取りかかるということになっております。

あとは橋梁工事といたしまして、亀津22号線第2大瀬橋工事となっております。

以上です。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

23ページにありました文化財保護費、10、5、2の役務費の中の手数料、金毘羅神社看板設置手数料ですけども、これにつきましては、当初ここがやっておりますのは建物、鳥居等においては事業のほうで改修を行っているということで、看板については町のほうでお願いをしたということで、今回この21万5,000円を計上させていただきました。

続きまして34ページ、236万3,000円について、これは補助金です。町体育協会の運営費ということですけども、これにつきましては、平成30年度大島地区大会の選手派遣費としてなっております。これが今回、台風等によりまして、派遣ができなかった種目が多数あったということで、今回返納させていただくという形をとらせていただきました。

それとその次のページ、35ページ、10、6、6、18備品購入費、これは勇元議員が御指摘がありましたように、150万3,000円という金額があるんですけども、入札執行残ということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

すいません。お答えします。

歳入の8ページ、20の1の1の6の教育債費、教育再生事業、ソフト、マイナスの290万円と、あと次のページの、済いません、9ページの20の1のスクールソーシャルワーカー設置事

業債ソフトのマイナス110万円は、一応歳出との関係ありますので、歳出のほうで説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

次に、まずさっきの、今、歳入のあれですけど、歳出のページで28ページの10の1の5の8、教育再生事業費、こちらのほうにさっき地方債のマイナス、さっきの歳入のあれがこちらに載っていますので、一応この学士村塾とか向学塾の事業なんですけど、こちらのほうが事業費が下がりましたので、歳入のほうでマイナスの290万ということです。で、下にあります6のスクールソーシャルワーカー事業の地方債のほうも1,100万マイナスで、一般財源に、110万のマイナスです。すいません。一般財源のほうで110万上がっていますが、これは財源の組み替えということで地方債のほうを取り下げさせてもらっています。

そして、歳出のほうの説明に上がりたいと思います。

同じページのさっき質問がありました教育再生事業費の8の報償費なんですけど、これは学士村塾の教室を当初、土曜日を7教室開く予定が6教室に、あと平日の学士村塾が5教室が4教室に減ったのと、あと平日の開講日も最初週5する予定だったんですけど、週2と3に減ったところもありましたので、減額となりました。

続きまして、次のページ、30ページの10の2の3の14の使用料及び賃借料なんですけど、この重機借り上げ料ですけど40万、これは亀津小学校の校舎の裏の大木の伐採の重機の借り上げ料です。北区から公民館からずっと横通り行く、そこの中です。

続きまして、同じページの10の3の1の需用費なんですけど、一応各学校に配分しているんで、一応消耗品費としては4万9,000円一応上げてあります。光熱費がちょっと下がった分、ちょっとマイナスみたいになっています。

とりあえず以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

すいません。一つ忘れていました。

36ページ、一番最後です。災害復旧費、奥名川が今採択になったかという話です。私ども以前から要望書も出ているし、もちろん存じ上げておりました。しかしながらなかなか県の担当に見せても「まだ災害ではないよね」ということで、今回の台風24号により、採択されたということになります。

以上です。

○収納対策課長（安田 敦君）

お答えします。ページは3ページの歳入になります。

町税の個人分ですが、滞納繰越分で当初400万ほど組んでありましたが、400万ほど組んだ理由としましては、過去にも滞納分として700万とか600万入っていたので、400万を組みましたが、今年度においては、2月の予算作成時には340万しか入ってなく、64万をおとさせてい

いただきました。

また、固定資産税の滞納繰越分は当初予算で1,800万ほど組んでありましたが、これも過去には2,000万近く、2,400万とか1,900万とか入っていたんですが、今年度については800万ほどということで1,000万ほどおとさせていただきます。

以上です。

○介護福祉課長（豊島英司君）

歳出の18ページ、3、1、4、扶助費20敬老祝い金なんですけど、これ当初100歳以上の方、今年度中に100歳になられる方を当初では約22名ということで当初予算を組んだんですけど、本年度中に6名の方が減少されているということで、6名分の18万円を減額しているような状況です。

議員がおっしゃるとおり、最高齢者の方に特別祝い金として差し上げることができればなどは、私、自分事なんですけど、そう思います。今後また、町当局と検討させていただきたいと思います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

歳出の20ページ、目の保健対策事業費の委託料の中の集団健康診断委託料269万3,000円減額、これは健康診断、集団健診や特定健診時なんですけど、特定健診の項目には含まれていない別料金の6つの検査料の合計になります。特定健診は500円ですが、それ以外の別に、ちょっと心配かなと思われる方に受けていただいております、その6検査は、前立腺検査、大腸がん、腹部超音波検査、肝炎検査、胃がんリスク検査、骨粗しょう症検査の6検査でございます。これは独自で、別料金でありますので、受けてほしい方が受けていただいております、特に対策としてはしておりません。努力するのは特定健診の項目が主でございます。この合計が、これもまた特定健診とは別に町からの補助を出しておりますけど、その補助の分の減額でございます。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（植木厚吉君）

すいません。歳出の22ページをお願いします。農業費ですけども、目の18節の19になります。農林水産物輸送コスト支援事業とありますけども、こちらの対象団体数とか、もし対象団体の名前と件数とか対象別の金額とか、もしわかれば教えてください。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

名称のほうは、ちょっと法人のほうに了解をもらっていないので御了解いただきたいと思います。

まず、農産物に関しましては、29年度が4団体、水産物が1団体、需用費ほうが計で2,649万14円となっております。30年度のこれは見込みでありますけれども、農産物に関しましては6団体、水産物に関しましては1団体、計で見込みでありますけれども4,000万1,211円の現段階での見込み額となっております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

地籍は、来年度は現在の体制でいくということによろしいでしょうか。

それと、実際、町の執行状況を見ても、この間もあそこの井之川のコワーキングスペース、あそこの電気自転車ですね。当初で恐らく予算通っていたと思うんですよ。恐らく2月か3月の時点で買ったと思うんですよ。せっかく当初で予算通っているわけですから、予算の執行をもっと早めてお金を有効に使ってもらいたいと思います。

税務課の滞納の総額、各町民税、固定資産税、軽自動車税、それと、歳入で徳之島物産の48万が、平成29年度分がまだ徴収されていないということですけど、これは本当、役場の職務怠慢ですよ。せっかく神之嶺地区に住宅地があるのに、地区の住民が、「住宅ができるかと思ったのにああい工場つくってもらって、大変迷惑している」ちゅう話も聞いているんです。島にそういう工場でもつくって雇用がふえる、それは、そういうありがたい事業だから恐らくあそこにつくったと思うんですよ。平成29年度も30年度も終わりますよね。条例の中にもああいところは前金払いというような条例があったと思うんですよ。そういう点を考えて、いやでも世間一般のうわさでは、友達だからどうのこうのとそういううわさもありますんで、だからそういう疑念を抱かないような格好で職員がびしっとして、町長に迷惑をかけるようなことをさせないように、今後は条例を見て、もし前もって払わなければいけないような条例が、この間見たことがあるんです。そういうの。まあ調べて、対処してもらいたいと思います。これは要望ですけど。

○議長（池山富良君）

答弁はいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○収納対策課長（安田 敦君）

お答えいたします。

滞納額の現在数ですが、住民税が871万6,660円、法人税69万4,000円、固定資産税6,752万4,697円、軽自動車税505万1,685円、国民健康保険税4,450万5,565円となっております。徴収率も言いますか。（発言する者あり）

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、平成30年度一般会計補正予算（第6号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第12号 平成30年度簡易水道事業特別会計補正
予算（第4号）について

○議長（池山富良君）

日程第12、議案第12号、平成30年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第12号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成30年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ515万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,929万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、町債340万円、繰入金125万3,000円、使用料及び手数料50万円の減額であります。

歳出の内容は、施設整備費271万8,000円、総務費209万1,000円、公債費34万4,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

簡易水道の設備の更新は恐らく来年度で終わると思いますけど、起債の額を幾らぐらいを見込んでいるか。そして、公債費を幾らぐらい見込んでいるか、お願いします。

○水道課長（清瀬博之君）

お答えします。

一応、総額で構わないですかね。一応簡易水道では10億、約10億を来年度までに見込められると思います。それで32年度から合併、統合になりますので、上水道と一緒になったときに、またその約倍近くの起債が考えられると思っております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、平成30年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第13号 平成30年度国民健康保険事業特別会計 補正予算（第4号）について

○議長（池山富良君）

日程第13、議案第13号、平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第13号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,389万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億454万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金3,360万3,000円、繰入金919万3,000円の増額、国民健康保険1,890万6,000円の減額であります。

歳出の主な内容は、保険給付費2,500万円の増額、保健事業費101万円、総務費10万円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号、平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第14号 平成30年度介護保険事業特別会計補正
予算（第4号）について

○議長（池山富良君）

日程第14、議案第14号、平成30年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第14号の提案理由の説明の御説明を申し上げます。

本議案は、平成30年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ598万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,578万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金1,829万6,000円の増額、支払い基金交付金1,697万4,000円と県支出金539万6,000円、保険料100万円、国庫支出金91万円の減額であります。

歳出の内容は、総務費13万5,000円の増額、保険給付費440万円、地域支援事業費171万9,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

歳出の2ページ、繰入金6の2、一般会計繰入金、これは純然たる町からの繰入金になっているのでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

議員のおっしゃるとおり、町からの純粹なる繰入金です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号、平成30年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第15号 平成30年度公共下水道事業特別会計補
正予算（第4号）について

○議長（池山富良君）

日程第15、議案第15号、平成30年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第15号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成30年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,530万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金99万5,000円の減額であります。

歳出の内容は、総務費51万円、事業費48万5,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

歳出の4ページ、2、1、1の17公有財産購入費290万、これはどこの土地を買収するんでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

宮之原議員の土地の裏です。あの案川沿いのところを約2メートル、幅員2メートルで購入しようと思っております。その理由といたしましては、管工事をそこから通そうと思つての土地購入費になります。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号、平成30年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第16号 平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

○議長（池山富良君）

日程第16、議案第16号、平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第16号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億880万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料41万5,000円、諸収入19万1,000円の減額であります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合給付金41万5,000円、保健事業費19万1,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号、平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、改正する条例について採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第17号 平成30年度水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（池山富良君）

日程第17、議案第17号、平成30年度水道事業会計補正予算（第4号）について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第17号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成30年度水道事業会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきましては、営業外収益2,996万の増額であります。収益的支出におきましては、営業費用55万4,000円、営業外費用299万9,000円の減額であります。

次に、資本的収入におきましては、企業債440万円の減額であります。資本的支出におきましては、建設改良費443万6,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

現在やっている第2浄水場、あの処理能力と事業は今年度で終わりか、お伺いいたします。

○水道課長（清瀬博之君）

お答えします。

事業は、今年度で一応終了します。

処理能力ですけど、1日1,000トンの処理能力を持っております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号、平成30年度水道事業会計補正予算（第4号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第18 議案第18号 平成31年度一般会計歳入歳出予算について
- △ 日程第19 議案第19号 平成31年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第20 議案第20号 平成31年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第21 議案第21号 平成31年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第22 議案第22号 平成31年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第23 議案第23号 平成31年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第24 議案第24号 平成31年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第25 議案第25号 平成31年度水道事業会計歳入歳出予算

について

○議長（池山富良君）

日程第18、議案第18号、平成31年度一般会計歳入歳出予算についてから日程第25、議案第25号、平成31年度水道事業会計歳入歳出予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

平成31年度の予算書を提出するにあたり、予算編成にあたっての主な方針と予算の概要を説明申し上げ、議会の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成31年度の予算編成にあたっては、財源不足を解消するとともに歳入に見合った歳出とし、継続可能な財政構造の確立を目指す必要がございます。そのため、歳入面では、国や県の情報を収集し共有化を図るとともに、全職員が新たに活用できる補助制度等の活用を検討することや自主財源の確保につながる施策に取り組む必要がございます。

歳出面では、全ての経費を見直し、これまで以上に義務的経費の抑制に努め、物件費、補助費、繰出金の抑制、削減に取り組むほか、公共施設の長寿命化計画等の策定による年次的改修計画など、維持補修経費への特定財源の確保に努め、本町が実施している各種施策を実りあるものとするため、限られた財源の中でより質の高い行政サービスを図ることなどを主な方針といたしました。

平成31年度の一般会計の当初予算は73億2,755万円で、前年度当初予算に対し5.5%、金額にして4億3,045万円の減額の予算であります。

予算編成では、主要な施策を実施するに当たり、財政調整基金等の繰り入れを行いました。また、公債費につきましては、生涯学習センター建設事業の償還終了により、利子償還金が減額となるなどの若干の改善が図られておりますが、今後は増加することが予想されます。経常収支比率につきましても、昨年度より若干増加し、硬直化が進んでおりますので、引き続き税収等一般財源の確保や経常的経費の削減を図り、財政の健全化に努めてまいります。

主な歳入の概要を前年度当初予算対比で御説明申し上げます。

町税は570万1,000円の減額、主に固定資産税の減額であります。

分担金及び負担金は1,578万8,000円の減額、主に保育所入所負担金の減額であります。

国庫支出金は546万円の減額、主に住宅建設に係る社会資本整備総合交付金の減額であります。

県支出金は1億3,647万4,000円の増額、主に産地パワーアップ事業補助金、鹿児島県議会議員選挙費委託金の増額などであります。

財産収入は221万7,000円の増額、主に美農里館生産物売り払い収入の増額であります。

繰入金は4億4,632万円の減額、主にふるさと思いやり基金の繰入金、徳之島用水基金繰入

金の減額であります。

主に歳出の概要を前年度当初予算対比で御説明申し上げます。

議会費は88万5,000円の減額、主に奄美群島議会議員大会開催費の減額であります。

総務費は2億8,723万8,000円の減額、主にふるさと納税推進事業費及び徳之島ブランド創造事業費の減額などであります。

民生費は2,887万3,000円の増額、主に私立認可保育所に係る保育所運営負担金の増額などあります。

衛生費は2,037万円の増額、主に簡易水道事業特別会計繰出金の増額などあります。

農林水産業費1億3,296万4,000円の減額、主に徳之島ダム償還金の減額などあります。

商工費は996万5,000円の増額、主に観光地整備事業費に係る増額であります。

土木費は1,867万5,000円の減額、主に公営住宅建設事業費の減額であります。

消防費は5,616万9,000円の増額、主に徳之島地区消防組合本署水槽付き消防ポンプ自動車導入事業による増額であります。

教育費は9,248万4,000円の減額、主に亀津中学校プール建設事業完了による減額であります。

公債費は1,363万2,000円の減額、町債利子償還金の減額であります。

続きましては、特別会計の当初予算規模は、それぞれ次のようになっております。

簡易水道事業特別会計2億6,083万1,000円、前年度比12.5%の減額。

国民健康保険事業特別会計15億435万2,000円、前年度比4.2%の増額。

農業集落排水事業特別会計1,471万1,000円、前年度比19.1%の増額。

介護保険事業特別会計11億6,587万5,000円、前年度比3.8%の増額。

公共下水道事業特別会計7億1万2,000円、前年度比85.4%の増額。

後期高齢者医療特別会計1億436万6,000円、前年度比4.6%の減額。

水道事業会計のうち、収益的支出は1億9,710万5,000円、前年度比12.4%の増額。

資本的支出は1億1,136万1,000円、前年度比81.4%の減額であります。

以上、平成31年度の当初予算案の概要を申し上げます。

何とぞ御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから8件について、総括質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本予算案8件については、議長を除く15名の委員で構成する平成31年度予算

審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、本予算案8件については、議長を除く15名の委員で構成する平成31年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっております。

互選のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時10分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

委員長に、総務文教厚生常任委員会委員長の行沢弘栄議員、副委員長に経済建設常任委員会委員長の徳田進議員が決定しました。

△ 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（池山富良君）

日程第26、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

諮問第1号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求める件であります。

内容は、徳之島町亀徳986番地の8、安田司氏を引き続き推薦するものであります。

何とぞ御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件は、適任であると答申することにしたいと思ひます。御異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については適任であると答申することに決定しました。

△ 日程第27 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（池山富良君）

日程第27、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

諮問第2号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求める件であります。

内容は、徳之島町亀徳2040番地の2、徳山とし子氏を引き続き推薦するものであります。

何とぞ御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時22分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件は、適任であると答申することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については適任であると答申することに決定しました。

△ 日程第28 議員派遣の件

○議長（池山富良君）

日程第28、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま決定された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに決定しました。

○議長（池山富良君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月14日午後4時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後 3時25分

平成31年第 1 回徳之島町議会定例会

第 5 日

平成31年 3 月14日

平成31年第1回徳之島町議会定例会会議録

平成31年3月14日（木曜日） 午後4時 開議

1. 議事日程（第5号）

○開 議

○日程第 1 議案第18号 平成31年度一般会計歳入歳出予算について
……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 2 議案第19号 平成31年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算に
ついて ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 3 議案第20号 平成31年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予
算について ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 4 議案第21号 平成31年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予
算について ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 5 議案第22号 平成31年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算に
ついて ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 6 議案第23号 平成31年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算
について ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 7 議案第24号 平成31年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算
について ……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 8 議案第25号 平成31年度水道事業会計歳入歳出予算について
……………（予算審査特別委員長報告）

○日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について
……………（議会運営委員長）

○閉 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	東弘明君
企画課長	向井久貴君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	瀬川均君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局主事補	盛拓馬	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	安田敦君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	福永善治君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 議 午後 4時00分

○議長（池山富良君）

こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

- △ 日程第1 議案第18号 平成31年度一般会計歳入歳出予算について
- △ 日程第2 議案第19号 平成31年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第3 議案第20号 平成31年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第4 議案第21号 平成31年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第5 議案第22号 平成31年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第6 議案第23号 平成31年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第7 議案第24号 平成31年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第8 議案第25号 平成31年度水道事業会計歳入歳出予算について

○議長（池山富良君）

日程第1、議案第18号、平成31年度一般会計歳入歳出予算についてから、日程第8、議案第25号、平成31年度水道事業会計歳入歳出予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（行沢弘栄君）

それでは、報告をいたします。

平成31年度一般会計歳入歳出予算並びに7特別会計歳入歳出予算について、予算審査特別委員会での審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月11日に委員会を招集し、11日、12日に一般会計の審査並びに特別会計の審査を行いました。町長をはじめ、副町長、総務課長並びに各担当課長、財政担当及び各課担当職員の出席を求め、説明資料に基づいて審査をいたしました。

審査の経過については、議長を除いた委員で構成されている予算審査特別委員会でございま

すし、また、議長も委員会に出席しておりますので、審査の内容については御承知のことから省略いたします。

結果について、これから報告をいたします。

議案第19号、平成31年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第20号、平成31年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算、議案第21号、平成31年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第22号、平成31年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算、議案第23号、平成31年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第24号、平成31年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算、議案第25号、平成31年度水道事業会計歳入歳出予算、以上7件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定、議案第18号、平成31年度一般会計歳入歳出予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、平成31年度予算審査特別委員会の審査の経過と結果について御報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから議案第18号、平成31年度一般会計歳入歳出予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○9番（幸 千恵子君）

それでは、9番日本共産党の幸千恵子が一般会計に対する反対討論を行います。

一般会計には14の款分類があり、総務費は5つの項目に分類され、総務管理費は31の事業に分類されています。一般会計全体としては177の事業項目があります。この177の中の1項目、総務費の中の庁舎建設検討事業費469万7,000円に納得できないため、一般会計案に反対し、討論を行います。

この庁舎建設検討事業費469万7,000円の内訳の主なものは、庁舎建設検討委員会委員報償費12万円、新庁舎建設基本計画及び設計プロポーザル業務委託料391万円です。

私は、庁舎建設に対しては賛成の立場です。しかし、庁舎建設決定の進め方、場所の決定、プロセスに納得できないため、反対をするものです。なぜ納得できないか。それは、町全体の重要事案を、町全体を考慮には入れず、一部の思惑だけで強引に進めようとしているためです。

検討委員会はことし2月に1回目の委員会が行われ、3月に2回目、4月～6月までの3カ月間で5回行うというスピードで、わずか5カ月の短期間にわずか7回の開催で設計業務委託につなげようとしています。誰のための庁舎建設でしょうか。多くの町民を置き去りにして、一部の役場職員が強引に建設場所を現在地に決定しようとするやり方には到底納得できません。

問題はただ1つ、建設場所です。地球環境の変化による影響により、世界各地でさまざまな災害が発生し、復興の中でたくさんの教訓が示されています。その教訓を生かすことが防災・減災を実践することです。ところがどうでしょう。海岸からの距離わずか50メートル、海拔4メートルの場所に庁舎をつくらうというのは、他地域の貴重な教訓を生かすことを全く考えていない無謀な悪政だと言うしかありません。

伊仙町、天城町の庁舎は高台にあり、津波災害を受ける心配はなく、地震・津波発生後、すぐに災害対策本部が機能します。しかし、真っ先に被害を受ける海岸端に庁舎があれば、災害対策本部設置どころか、町長をはじめ、職員も被災する可能性が大きいということは誰が考えてもわかります。1階に保管された大切な住民データは破損し、被災後の罹災証明を出す作業すらままなりません。東北の多くの自治体で経験している教訓です。

災害対応は発生時より発生後に大きな任務があります。町民の命と財産を守るためには、まず庁舎が被害を受けないか、または、受けたとしても少ないこと、そして、職員の身を守ることが復興の取り組みを前に進めることになり、町の未来を大きく左右します。東北で起きた余りにも悲惨な災害を、私たちは教訓にさせていただこうではありませんか。

防災危機管理アドバイザーの山村武彦先生は、「逃げる防災から安全な場所に住む防災」を提起しています。徳之島町は亀津をはじめ、ほとんどの集落が海岸に近い低地にあり、津波災害を考えた場合、安全とは言えない場所です。行政が率先して安全な場所に移動することで、住民も迷うことなくならって来ることでしょう。

役場が少々町なかから離れても、手々や金見や山などの遠方から役場に来る町民にはほぼ影響はありません。亀津、亀徳など、近場から役場に来る町民も車の移動距離は大して変わりません。徒歩や自転車利用者のためには巡回バスを準備すれば解決します。そして、役場用地について県の施設や生活品の買い物に必ず商店街を訪れるでしょう。商店街に人が来なくなるという心配は全く当たりません。役場の場所が少し変わっても支障は私には見当たりません。

建設検討委員会は役場関係者が半数以上を占めていますが、庁舎建設検討委員会の任務は重大です。十分な根拠を示さず、十分な議論をせず、一部の強い声に小さくなり、声を出さず、町民の意見が十分に反映されず、安易に結論を急ぎ、現在地に決定するようなことがあってはなりません。たとえ事務局として役場側の立場で参加しているメンバーも、税金を納めている側の町民の側に立った全体の奉仕者としての立場で検討委員会に臨む必要があります。

先日、検討委員会のメンバー8名にお会いし、お話を聞きましたが、ほとんどの委員が現在地への建設について慎重な意見でした。現在地では危ないと家族で話し合っていたところだと不安を隠せない委員、会で十分な意見が出ず問題だと語った委員、知り合いと話しても9割が現在地には反対の声だったという委員、今どきこんな低地につくるなんて考えられないと話す委員、簡単に現在地に決めることはできないという委員、それぞれが不満や不安を感じていま

した。このような声が、本音が表に出されずに検討委員会で議論したと言えるでしょうか。役場関係者が半数以上を占め、意見を言わず、聞かず、一部の思惑で現在地に決定を急ぐやり方は断じて納得できません。

パブリックコメントの意見封じ問題ではっきりしました。庁舎建設について町民の意見を十分聞く姿勢が見えないどころか、思惑と違う意見は意図的に封じ込めています。これは明らかに町民だましです。このことによってアンケート調査の結果さえも全く信じられなくなりました。現在地が適しているとの回答が7割だというのは、パブリックコメントと同じように、都合のいいものに変えられ、削られているのではないかと思わざるを得ません。

町民の命と財産を守れるかどうかの重大事案を決めるのは、細心の注意と考慮、高い次元の判断がなければ、後に重大な問題を残すこととなります。単に建設検討委員会の責任では済みません。新庁舎建設は仕切り直しが必要です。町執行部も、議会も、全体の奉仕者として公明正大に全体のことを考え、もっとしっかり議論しようではありませんか。

○議長（池山富良君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番（富田良一君）

4番富田良一が賛成の意見を言いたいと思います。

一般会計の当初予算案を反対されると、新庁舎建て替えの件で検討委員会並びに調査等が進まなくなります。また、ほかの課にも支障を来します。給食センター、東天城中学校の建てかえの問題もありますが、役場は町の心臓部です。役場の耐震性を考えると、想定している最大7メートル、いや、10メートルの津波に耐え得る庁舎を負担率の少ない事業債の活用で建てかえを早く進めるべきだと、また、新庁舎建てかえの件は、町民の代表で数名の方々が検討委員会に入っておられますので、何回か議論し、また、各地区での説明会などを行い、意見などを聞きながら進めるべきであって、一般会計当初予算案に反対するのはおかしいと思います。

そういう理由で私は一般会計当初予算案に賛成します。

○議長（池山富良君）

次に、反対者の発言を許します。

○6番（勇元勝雄君）

6番勇元が発言します。

現在の役場、津波想定区域内、そして、防災マップを見たら津波想定区域内でございます。あえて想定区域内に役場庁舎を建てる、そういう発想がどのような考えから出てきたのか、私には全然わかりません。パブリックコメントを見ても、現在地の建て替えには反対の人が多いいんですよね。検討委員会の委員の中でも、駐在委員会では反対という意見ということで駐在委員会の会長さんは言っています。徳之島町で一番大きな組織が私は駐在委員会だと思うんです

よね、各集落の駐在員ですから。

現在の庁舎建て替え、役場職員だけが助かるとか言っていますけれども、亀津だけが町民じゃないんですよ。亀津も東北以北は恐らく役場のほうには避難して来ないんですよ。中区、南区の方よりも、恐らく、役場周辺の方が逃げおくれたら、それは来るかもわかりませんが、一番の問題は海岸から50メートルぐらいしかない役場に避難しなさいという、そういう発想がおかしいと思うんですよ。津波が来たときは高台に逃げる。それが基本であって、今までいろいろなへ理屈をつけて現在地じゃなければいけない、現在地ありきの結論に誘導するような答弁しかしていません。

11月ですか、東北の視察へ行きました。あの現状を見て、役場、津波想定区域内、海岸から50メートル、そういう発想を町長、前の総務課長は言ってきましたけど、そういう発想をまだ持っていること自体が、私は町民の生命・財産を守るべき役場がなぜそういう発想をするのか、非常に疑問に思うんです。ただ、平成32年までに着工しなければ有利な起債が借りられない、ただその1点で役場庁舎の移転を急いでいるだけであって、現在のような状態では町民の生命・財産を守るという、そういう発想は頭の中には私はないと思っています、現在の執行部。

この起債の名前でもそうでしょうが、減災・防災の起債ですよ。そういう防災のためにつくる庁舎であって、それが初めはピロティー方式で2階、3階に事務所を置く。そういう発想をしながら、1年もたたないうちに、1階に住民課とか税務課、そういう課を置く。そういう発想だったら、現在の庁舎を耐震補強したらいいんですよ。恐らく、1階に事務所を持っていかなければ、この旧庁舎を壊す間、新庁舎が使えないという状態になるとあって、私は1階に事務所を置くという発想をしたと思うんですよ。現在の門からこの新庁舎まで40メートル、この間のパブリックコメントのあれでも、1階が4メートルぐらいになるというあれでしたけど、40メートルで4メートル上がる。大分勾配がきついですよ。（「そういうのはまだ決定していませんよ」と呼ぶ者あり）そういう発想があるわけよ。物を言わんでいい。その間、スロープをつくるんだったら、庁舎を壊してスロープをつくらなければいけない。そういうことがあるから1階に事務所を持っていくという発想が出たと私は思っています。

我々議員、そして町長、役場職員、もっと町民の生命・財産を守るという自覚を持って町政に挑まなければ、現在のような起債の条件がいいから平成32年までに着工しなければいけない。あまりにも拙速過ぎますよ。

そういう観点から私は、一般会計全体に対しては反対ではありません。また、庁舎建て替えに対しても反対ではありません。庁舎は建て替えるべきであって、ただ、場所が現在地ではないということで、私はただ1点、庁舎建設設計検討事務費に対して私は反対いたします。

○議長（池山富良君）

次に、賛成者の発言を許します。

○12番（木原良治君）

12番木原が、議案第18号、平成31年度の当初予算に対して賛成討論を行います。

先ほど、予算委員長から審査の報告がございました。その審査の過程において振り返りますと、委員の方から多くの要望等もあり、反対討論された委員の方々側からも予算に対して多くの要望がなされました。全体の一般会計当初予算に対して要望された委員の方々が、その予算に対して反対との意見は、要望そのものをみずから否定するものであり、今、理解に苦しんでいるところです。

新庁舎検討委員会はスタートしたばかりであり、結論も出ておりません。これから課題等に対しては、その検討委員会の委員の方々がそれぞれの意見を出し、その意見が深まっていくものだと私は期待しております。

議会としては今後、新庁舎検討委員会の推移をしっかりと見守り、議会は議会としての役割を果たしていかなければなりません。検討委員会は検討委員会の立場を真摯に検討されると思います。そういった推移をしっかりと今後見守って行って、議会の果たすべき役割を今後、私たち16名は果たしていくという責務を負っております。

そういった意味から、平成31年度の当初予算に対しては、賛成の立場から賛成討論を行います。

○議長（池山富良君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで討論を終わります。

これから議案第18号、平成31年度一般会計歳入歳出予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池山富良君）

起立多数であります。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号、平成31年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号、平成31年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号、平成31年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号、平成31年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号、平成31年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号、平成31年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号、平成31年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号、平成31年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号、平成31年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第23号、平成31年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議となし認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号、平成31年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号、平成31年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号、平成31年度水道事業会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号、平成31年度水道事業会計歳入歳出予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（池山富良君）

日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出についてを議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（池山富良君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回徳之島町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 池 山 富 良

徳之島町議会議員 行 沢 弘 栄

徳之島町議会議員 住 田 克 幸